

2018 年度
東洋大学審査学位論文

全国自治体における建築物のバリアフリー化
の実効性に関する研究

福祉社会デザイン研究科人間環境デザイン専攻博士後期課程

学籍番号 4740130001 岩浦厚信

目次

第1章 序論

第1節 研究の背景	1
第2節 既往研究を踏まえて.....	6
1. 身体障害者福祉モデル都市について	6
2. 福祉環境整備要綱について	6
3. 自主条例について	8
第3節 バリアフリー化の実効性に繋がる研究.....	14

第2章 研究の目的と方法

第1節 研究目的	15
第2節 研究方法	16
第3節 論文構成について.....	18
第4節 本論文で使用する用語の定義	19

第3章 都道府県の福祉のまちづくり推進施策の考察

第1節 調査の方法	21
第2節 建築物のバリアフリー化の変遷.....	22
1. 身体障害者福祉モデル都市事業	22
2. 福祉環境整備要綱	23
3. 建築基準法条例	25
4. 福祉のまちづくり条例	25
5. 委任条例	25
第3節 条例の施行状況.....	27
第4節 自主条例の規定内容.....	29
1. 事務手続きと行政指導	29
2. 対象施設と協議対象施設	34
第5節 委任条例の規定内容.....	39
1. 特別特定建築物の用途	39
2. 特別特定建築物の範囲	40
3. 建築物移動等円滑化基準に付加した基準	42
第6節 福祉のまちづくり推進事業	46

1. 福祉のまちづくり推進協議会	46
2. 福祉のまちづくり推進計画	48
第7節 考察とまとめ	50
1. 考察	50
2. まとめ	52

第4章 自主条例の実効性について

第1節 調査の方法	55
第2節 審査機関と担当者数	57
第3節 適合率	59
1. 届出時適合率	59
2. 完了後適合率	63
3. 適合率向上に対する自治体意見	69
第4節 整備基準と実効性	72
第5節 事務手続きの規定と実効性	74
第6節 自治体体制と実効性	76
1. 届出時適合率から完了後適合率の変化の要因	76
2. 適合率による自治体の事務手続きの比較	78
第7節 施設用途別の実効性	88
1. 施設用途別適合率	88
2. 協議対象施設と用途別適合率の自治体比較	89
第8節 小規模施設基準	99
1. 小規模施設の用途と範囲	99
2. 小規模施設基準適用箇所	100
3. 小規模施設基準の自治体別比較	101
第9節 福祉のまちづくり推進事業	107
1. 福祉のまちづくり推進協議会	107
2. 福祉のまちづくり推進計画	114
第10節 考察とまとめ	117
1. 考察	117
2. まとめ	120

第5章 都道府県と基礎自治体の関係

第1節 調査の方法	121
第2節 宮崎県と宮崎市の実効性について	122
1. 宮崎県と宮崎市の事務手続きと行政指導体制の比較	122
2. 宮崎県と宮崎市の事前協議数の比較	125
3. 宮崎市における小規模施設のバリアフリー化	131
4. 宮崎市助成制度	135
5. 宮崎市における不適合要因	139
6. 宮崎市福祉のまちづくり推進事業	142
第3節 福岡県と福岡市の実効性について	151
1. 事務手続きと行政指導の体制	151
2. 福祉のまちづくり推進事業	156
第4節 考察とまとめ	160
1. 考察	160
2. まとめ	164

第6章 結論と今後の課題

第1節 結論	167
1. 自主条例について	167
2. 委任条例について	169
3. 福祉のまちづくり推進体制について	170
第2節 今後の課題	175

注釈	177
----	-----

引用参考文献	181
--------	-----

発表論文 査読論文・口頭発表	183
----------------	-----

資料目次	187
------	-----

謝辞	271
----	-----

第1章 序論

第1節 研究の背景

筆者が福祉のまちづくりの研究を始めたきっかけは、1975年に長崎造船大学（現在、長崎総合科学大学）に入学し、18歳で日比野正己講師（当時）の自主ゼミに入り、福祉のまちづくりを学んだことである。自主ゼミの内容は、当時、障害者団体を中心に全国各地で展開されていた障害者生活圏拡大運動（福祉のまちづくり運動）^{注1)}から、障害者が不自由なく生活する環境づくりがすべてのひとが暮らしやすい環境づくりにつながること、そのために、障害者が建築物や街なかを利用できるようにするためにはどうしたら良いかといった物理的な環境改善について学んだ。

このゼミ活動において、大学2年生の時に障害者に対する訪問面接調査を行い、その時、知り合った車いす使用者の女性から相談を受けて、筆者は1977年に車いすの喫茶店をゼミの友人と設計した。（図1.1.1）この女性はこの喫茶店を開店したこときっかけに、そのお店の常連さんと結婚した。^{注2)}

また、筆者の卒業研究^{注3)}においては、被爆者である渡辺千恵子さんの車いす住宅づくりについて、住宅内で自立したことが彼女の自信となり、被爆者運動として非核化に向けて積極的に海外へ出かけて講演活動を行うなど、住宅環境の改善が人の社会生活まで大きく変えていくことをまとめた。



図1.1.1 車いす喫茶オアシス



図1.1.2 初めてのトイレ

その後、1979年に宮崎市役所に入り、障害者等とともに障害者生活圏拡大運動を続けた。1983年にボランティア活動において43年間寝たきりの脳性麻痺の女性を知り、困っていたトイレやスロープなどの住宅改造の設計を行った。(図1.1.2) 困っていたトイレの問題を解決したことで、自信を得て電動車いすで外出するようになり、性格も明るくなった。建築物のバリアフリー化によって、障害者が生きがいを見つけて、自己の生活圏を拡大していく姿は、上記の2人の女性と同じであった。^{注4)}

また、宮崎市は、1974年に国(厚生省)から「身体障害者福祉モデル都市」の指定を受けており、公共施設を中心に福祉環境整備を進めていた。しかし、民間施設に対しては、市の福祉部門において「身体障害者福祉の街づくりのしおり」を配布資料として、施設整備を行なう者にバリアフリー化について協力を求めているが、市の建築部門が全く関知していないために、このしおりが実際に建築予定者に届くことは少なかったとみられる。

筆者は、ボランティア活動としてはじめた障害者生活圏拡大運動において、1982年に「まちへ出ようー宮崎車いすガイドブック 82'ー」^{注5)}に参加した。このガイドブックづくりにおいて、宮崎市で調査を行った489施設のうち、51施設に「車いす使用者用便房」が設置されており、このうち「車いす使用者用便房」の設置数が多いのは、「公共施設・交通機関施設」の25施設、次に「医療施設」の11施設、その次に「公園・観光地・レクリエーション施設」の7施設であり、いずれも公共性の高い施設に多かった。そのほかの民間施設では「デパート・スーパー」1施設、「小売業」1施設、「飲食・喫茶・レストラン」0施設、パチンコ店等の「娯楽施設」0施設、「サービス・その他」0施設であり、ほとんど「車いす使用者用便房」は設置されていない状況である。(図1.1.3)

したがって、1982年当時は、建築物のバリアフリー化は、公共施設や医療施設等を中心に進められているが、民間施設に多い物販施設や娯楽施設などの利用を考えると、障害者の社会生活を満足させるには不十分な状況であった。

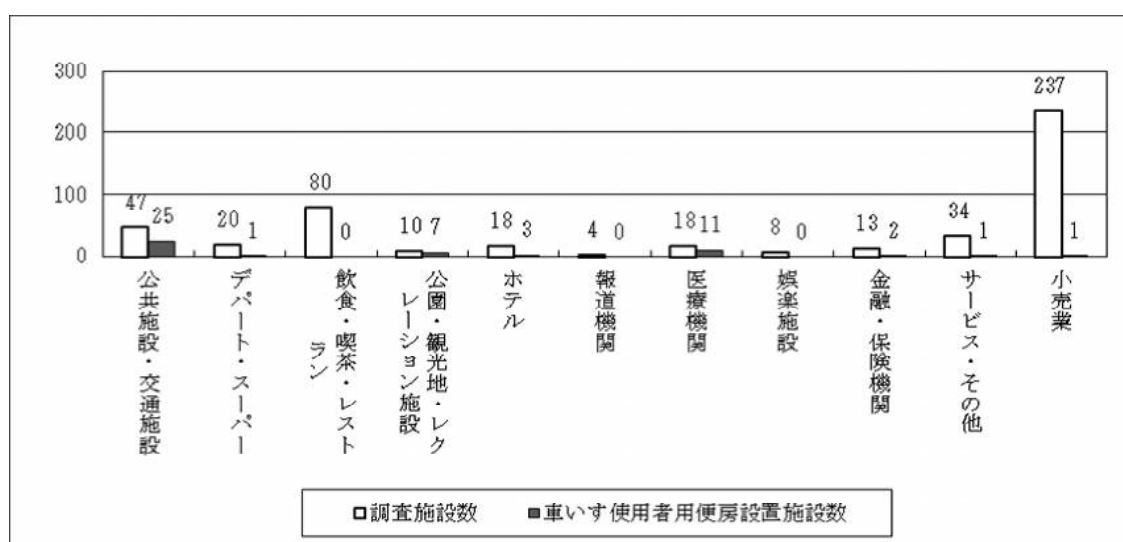


図 1.1.3 1982年宮崎市施設用途別車いす使用者用便房設置施設数

その後において、宮崎市は「宮崎市建築物に関する福祉環境整備指導基準」（以下、「宮崎市要綱」という。）を1992年8月1日に施行し、建築指導課において、建築物の福祉環境整備に対する行政指導が開始された。対象施設について、建築確認申請を提出する前に市長と協議するものとして、届出のみの行政指導が行われた。

1994年に、津村市長が誕生し、「九州一の健康福祉都市」づくりを掲げて様々な福祉施策に積極的に取り組んだ。「九州一」としているのは、その個々の目標達成に向けて具体的な細かい目標設定やライバル認識が明確にできるようにとの考えからである。

2001年には宮崎県とは別に、地方自治法に基づく「宮崎市福祉のまちづくり条例」（以下、「宮崎市条例」という。）を施行した。これ以降は、宮崎市条例のみで福祉環境整備を行う。

筆者は、2000年の宮崎市条例策定においては協議対象施設や整備基準等のハード面の規定をとりまとめるための担当者となり、宮崎市条例を施行した2001年度からは建築物事前協議等の担当者となった。

この宮崎市条例は、工場、共同住宅、事務所を2000㎡以上としているほかは、すべてを協議対象施設として、届出、完了届、完了検査、適合証交付の事務手続きと指導・助言や勧告などの行政指導を定めている。

条例を施行する前の宮崎市要綱の時代と宮崎市条例に基づき車いす使用者用便房設置した施設数の比較をして、図1.1.2に表す。宮崎市要綱時代は、届出によるデータであり、宮崎市条例については適合証交付された施設数だが、条例制定前は車いす使用者用便房を設置した建築物は毎年30施設程度であったが、条例施行後は65施設から98施設と増えており、明らか車いす使用者用便房を設置した施設が増加している。これは、宮崎市条例の整備基準において、車いす使用者用便房の設置基準が定められたことによると考えられる。

このことから、宮崎市においては、行政指導を行わない身体障害者福祉モデル都市時代から、市の建築部門において届出のみの行政指導を行う宮崎市要綱時代、そして、現在、事務手続きや行政指導の規定を定めた宮崎市条例により建築物のバリアフリー化を進めて

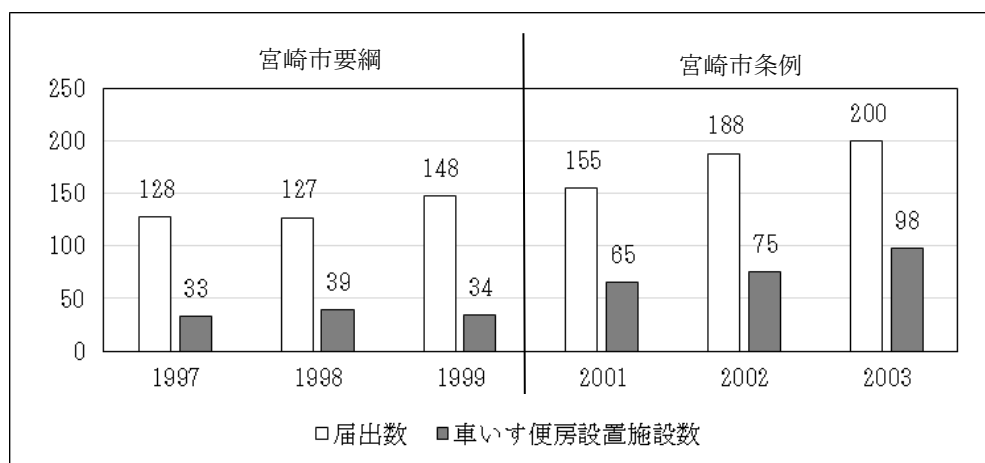


図 1.1.2 宮崎市条例制定前後の車いす使用者用便房設置建築物数

いる。したがって、自治体の行政指導の有無やその内容、そして自治体の福祉のまちづくりに対する姿勢により建築物のバリアフリー化の進捗状況が変わるものと考えられる。

宮崎市条例によって、バリアフリー化された建築物が増えていく中、「宮崎市福祉のまちづくり総合計画」^{注6)}に基づいて、2005年度から2009年度まで「高齢者や障害者向けの観光や名物などの情報提供を行うことで、高齢者や障害者の観光客を増やし既存民間建築物のバリアフリー化を推進させる。」ことを目的とした、「観光バリアフリー事業」^{注7)}を障害者団体などとの協働組織である「宮崎市バリアフリー検討委員会」^{注8)}において行った。

活動は、宮崎市の観光地や商店街等の点検調査や協働する障害者団体などから多くの飲食店や物販店を紹介してもらい、その情報をタイムリーに紹介するブログ「宮崎観光バリアフリータイムリーニュース」(<http://miyazakikanbari.miyachan.cc>)やこのブログと連携する「宮崎観光バリアフリーホームページ」(<http://www.miyazakikanbari.com/>)に高齢者や障害者が「行きたい所にどうしたら行けるか」という情報提供を行った。

この事業において、ホームページやブログ、マップによる情報提供に取り組み、取材した小さな飲食店で、「条例で決まっているからと店をバリアフリーにしたら、障害者の人たちが来るようになり、点字メニューを作りました。」と交流が生まれていたことを知る。

また、ブログに2008年1月8日に「関西から車いす旅人」氏から問い合わせがあり、表1.1.1のように回答した。

筆者は、設計した住宅改善や宮崎の観光バリアフリーを紹介するブログでのやり取りから、身体障害者が建築物のバリアフリー化によって、生活者としての自信となり、外出し旅行を行うなどの意欲につながり人々の交流が生まれていたことを実感している。つまり障害の過半は個人にあるのではなく、社会環境が作り出しており、その障害を取り除くことによって、障害を感じることなく通常の社会生活が送れることを確信している。

建築物は、住宅や医療や就労、購買、レジャーなど、社会生活を営む上であらゆるものに関係している。建築物のバリアフリー化は、地方公共団体が地方自治法に基づく福祉のまちづくり条例（以下、「自主条例」という。）やバリアフリー法に基づく条例（以下、「委任条例」という。）に基づいて進めなければならない。しかしながら、自主条例は強制力がないこと、委任条例は、一部の自治体しか定めていないために、自治体により建築物のバリアフリー化の実効性に大きな差が生じている。

そこで、全国の自治体において建築物のバリアフリー化を推進させる方策を見出すことが必要と考える。

表 1.1.1 「関西から車いす旅人」氏からの宮崎観光の問い合わせ（一部省略）

いいサイトですね。さすが全国注目の宮崎ですね。
2月にプロ野球観戦に宮崎観光計画します。大阪の車いす生活者です。
質問させてください。

1. サンマリン球場では、オープン戦をバックネットで観たいのですが可能でしょうか。
2. 甲子園では、車いす対応席でしか観戦できません。
> 巨人がキャンプするサンマリンスタージアムには、バックネットうらに車いす用観客席が2箇所（1箇所3席）あります。球場全体では70席あるようです。

3. 球場近くで美味しい地元の大衆食堂はありませんか。できれば車いすでいけるとこ。
> サンマリンスタージアムのある運動公園のまわりにはバリアフリーといえる店はありませんが、運動公園の北側入口のそばに「忠太郎茶屋」といううどん屋さんがあります。
知られていませんが、宮崎はうどん屋さんが多く、おいしい店が多いです。
忠太郎茶屋も無添加の食材を使っているそうです。出入り口は少し段差がありますが、介助者がいれば大丈夫です。

4. 車いす対応格安ホテルとかありませんか。
> 「スーパーホテル宮崎」があります。場所は県庁の近くで、繁華街にも近くとても便利なところ
です。以前2人ほど紹介しましたが、車いすルーム（ツイン）は広くて使い勝手がよかったです。
です。

5. 繁華街で車いすで楽しく地元名物をつまんで飲める車いす対応のお店をご存知ないでしょう
か。トイレ問題が気になります。
> 「スーパーホテル宮崎」のすぐそばに（北側）「創作居酒屋 銀の月」があります。私たちもよく
利用しますが、車いすトイレがあり、宮崎の名物料理が食べられ、格安な居酒屋さんです。
> また、おいしい宮崎地鶏を食べさせてくれる店で、「スーパーホテル宮崎」から歩いて10分
くらいのところ（繁華街）にバリアフリーの店「やまち」があります。車いすトイレもあります。

6. 宮崎駅からの宮崎便交通事情も教えてください。レンタカー事情・JR事情など。
7. 最近、飛行機で車いす対応できない航空会社あります。
> 大阪（伊丹）から宮崎までの航空会社はANAとJAL 関空からはANAです。
そして、バリアフリーの充実した宮崎空港に隣接して、JR宮崎空港駅があります。
駅はバリアフリーで2Fの改札やホームまでエレベーターで上がれます。
乗車には、駅員がおりますのでスロープを使い乗せてくれます。
※ 宮崎の鉄道車両はほとんどバリアフリーの車両はありません。

（お礼のメール）
バリフリ事務局さま
ありがとうございました。
旅行代理店の方が書かれているのでしょうか。
車いすの仲間、旅好きな仲間にもサイト広げてます。
知的障がい仲間や視覚障がいの仲間、旅好きがたくさんおられます。
情報があるようで無いのが現状です、本当にうれしかったです。
おおいに地元を楽しんでいる方の生きた情報がほしかったんです。
情報をもとに調べてみます。

第2節 既往研究を踏まえて

1. 身体障害者福祉モデル都市について

1970年代の障害者生活圏拡大運動をきっかけにして、建築物に対する福祉環境整備については、行政が主導となり進められている。本研究に関連する既往研究について、1970年代の国が自治体に対して身体障害者のために道路や公園、官公庁施設のバリアフリー化と啓発活動を行う環境整備のための補助事業である「身体障害者福祉モデル都市」事業などに対する研究がある。

日比野（1997）¹⁾は、1977年の障害者・高齢者らの都市環境状況において、国が障害者の生活圏拡大運動を背景に、1973年度から3年間行った「身体障害者福祉モデル都市」^{注2)}について、建築物における改善の具体例や問題点を以下のようにあげている。

①スロープは1/12勾配が標準であり、高低差があればスロープは長くなるため、公共施設をつくる時は、はじめから障害者の利用を考慮する必要があること。②ドアについて、「身体障害者専用」としたり、重い片開き戸の内側に車いすを置く事例があること。③建物内の案内について、「盲導鈴や盲人用案内板、廊下の点字ブロックや手すりの点字標示」「車いすに対応するための受付カウンター」などが必要なこと。④公衆電話のダイヤルには盲人への工夫や車いすのフットレストが入るようにした電話台の設置が、エレベーターには車いすや盲人への配慮が必要なこと。⑤公共施設の障害者の便所は、多種多様な障害を配慮して、可動式手すりは同じ建物の2箇所目は違った取り付けをすること。⑥洗面所の鏡は傾斜させなくても大きい鏡をつけるなど工夫する必要があること。⑦生活環境において障害物が障害者をつくる認識を持つ必要があることと述べている。

そして、これらの現状から、障害者の環境整備について、改善は研究や蓄積の少なさから十分とはいえず試行錯誤的な状態にあること、改善や整備は、系統性をもって持続的に行われる必要があること、そして、重度障害者のため整備がとくに遅れており、早急に推し進める必要があることとしている。

また、点字ブロックの上に車を止めるなど、物的な改善だけでなく、心の段差をなくすために、市民への啓もうが必要なことなどの課題をあげている。

したがって、「身体障害者福祉モデル都市」の時期は、改善は道路や公園、官公庁舎の公共施設が中心で、民間施設へのバリアフリーの整備指導はなく、また、バリアフリー化の考えは身体障害者が中心で、整備のための技術も未熟な状況と考えられる。

2. 福祉環境整備要綱について

次に1980年代から1990年代にかけて、公共施設に限らず民間施設を含めた建築物のバリアフリー化について行政指導を行う「福祉環境整備要綱」に対する実効性に関する研究がある。

林他（1988）²⁾は、全国調査から人口20万人以上の都市で25%以上、10万人以上20万

人未満で17%以上、5万人以上10万人未満で9%以上が福祉環境整備要綱等を制定していること、この要綱は福祉サイドで作られ、建築物をチェックする強制力を持たない状況から、法的に基本的な部分についての拘束力を持った全国統一の基準と地域特性に配慮した自治体の条例を規定していくことが建築物のバリアフリー化の実効性を確保するための課題であるとした。また、運用方法の問題点として、自治体の福祉サイドで要綱を作り、チェックすることが行われており、建築技術的な指導がしにくい欠点があること、適用が公有施設に限られて身近な小規模施設を対象にしていないこと、強制力がないために設計者の認識不足を引き起こしていること、働く障害者の立場を考慮していないこと、具体的に整備に関わる設計者や施工者の意見を聞いていないこと、個々への対応のために町全体としての配慮が不連続になることが考えられることがあげられている。そして、今後の課題として、国レベルの統一基準化、建築家の教育、点的整備から面的整備へと連続かつ均一性のあるノン・ハンディキャップ環境の確保が必要であるとした。

寺山他(1991)³⁾は、国際シンボルマーク(I S A)^{注6)}の使用について、267地方自治体、35障害者団体、499名の障害者に対するアンケート調査を行い、地方公共団体の場合、I S Aマークはほとんどの団体で使用していること、使用している場所は、建物、駐車場、公園、駅、タクシー、バス、電車の順であること、I S Aマークの使用基準を持たない自治体も多いが、3割が福祉環境整備要綱等の基準に基づきマークが貼付されていること、そして、国際シンボルマークの正しい普及と啓蒙により「真にハンディキャップをもつ人にとってアクセシブルなまち」とすることを目標に努力していかなくてはならないと述べている。

寺島(1992)⁴⁾は、誰もが住みよい街づくりを進めるには、設計者等による主体的な判断で取り組む「自主的コントロール」と、行政指導により整備を進める「公的コントロール」があること。そして、福祉環境整備のための公的コントロールの現状として、福祉環境整備要綱等による成果が上がっていない状況であることから、強制力をもつ条例として建築基準法の特殊建築物に福祉的条件付けを行う建築基準条例とこれを補完する自主条例を制定する動きを紹介している。

高橋(1992)⁵⁾は、福祉環境整備要綱等では、体系的な整備が進められず、身近な店舗や教育施設、住居、交通施設の対応が遅れ、高齢者や児童等の配慮に欠けていること、要綱が自治体によって異なること、強制力を持たないことから要綱等を遵守しない場合に問題があること、要綱等で環境整備を行った場合の国からの財源的な援助等が得られない問題があることを上げており、強制力をもつ条例として建築基準法に基づく建築基準条例の制定と、これをサポートし合う形で自主条例の制定を紹介し、将来の法制化を見据えた形として奨励している。

野村(1994)⁶⁾は、福祉環境整備基準の問題点として、第1に、公共的建築物や面積の大きい民間建築物に限り、スーパーマーケットや美容院などの小規模な建築物は対象に含まれていないこと。第2に、整備基準は最低限必要なことから理想的な事項まですべて同じように記述されていること。第3に、用途や規模に関わらずすべて同じ基準が適用されるため、小規模建築物には実現困難なこと。第4に、整備基準は建築物の訪問者に対する考え方が中心で、雇用者の環境整備についても検討すべ

きこと。第5に、整備基準はアクセスが中心で、利用目的や非常時の配慮をしたものでないこと。そのほかに、最大の問題点は、要綱であるため法的拘束力が担保されないこと。要綱による行政指導がほとんどの市で行われていないこと。要綱の存在が市民に知らされておらず、行政の意欲も見られないこと。また、新たな動きとして、神奈川県が1990年に建築基準法に基づく建築安全条例を改正し、特殊建築物に対して「国際シンボルマーク」交付条件を目安にした制限を付加したこと。大阪府などが地方自治法に基づいて、建築物や交通機関、道路、公園等を対象にした「福祉のまちづくり条例」を策定したこと。国のハートビル法の策定の動きを伝え、法制化の意味は大きいとした。

以上の福祉環境整備要綱の実効性の研究において、整備基準の問題点として、対象施設が公共的建築物や面積の大きい建築物に限られることや最低限必要なものから理想的なレベルまで同様の扱いであること、用途規模に関わらずすべて同じ基準が適用されること、建築物の訪問者に対する考え方が中心であり、利用目的や非常時の配慮をしたものでないことが課題としてあがる。

身体障害者福祉モデル都市事業では、整備は公共施設に限られていたが、福祉環境整備要綱においては大規模な民間施設も対象とされ、建築確認申請前の事前協議を行うといった行政指導が行われた。しかし、自治体の福祉サイドで福祉環境整備要綱が管理運営されるために、実効性について法的拘束力のないことをどの論文も課題としており、強制力をもつ条例として建築基準法に基づく建築基準条例の制定と、これをサポートし合う形で自主条例の制定が、将来の法制化を見据えた形として述べられている。

3. 自主条例について

また、1990年代から2000年代において、全国自治体における自主条例の成果や課題について調査するものがある。そのいくつかを示し本研究の位置づけを行う。

三宅他(1995)⁷⁾は、4自治体(大阪府、兵庫県、山梨県、愛知県)の自主条例について、民間事業者に対する実効性の持たせ方として、事前協議(届出)や適合証交付(申出、完了検査)において行政指導を行うこと。また、違反等への対応について、いずれの自治体も罰則規定はなく、勧告と公表による行政指導が罰則規定の代替手段として規定されていること。これらについて、今後施行する自治体の参考となるという条例制定の方向性を述べた。

南他(1995)⁸⁾は、自主条例の対象施設の用途・面積については、規則委任によって将来の変更にも柔軟に対応することが望ましいこと、対象施設の設定は、地域特性を十分配慮すること、また、ハートビル法で対象としていない用途についても自主条例で定める自治体は多い、条例で対象とするために、明確な方向性と根拠が必要であること、しかし、多くの用途、様々な基準で全国統一性のない自主条例が多くでき、実効性に問題があると述べた。

高橋(1996)⁹⁾は、地方公共団体の福祉のまちづくりの流れとして、1990年の神奈川県建築安全条例改正や1993年の大阪府福祉のまちづくり条例施行は全国の自治体に影響を与え、ハートビ

ル法の先駆けになったこと。また、整備基準について、行政や設計者がその根拠をわかりやすく事業者や市民に説明し、地域社会で生かされていくよう誘導する役割があること、市民生活に関わる全ての施設を改善することが前提であること、アクセスに関して廊下や駐車場トイレなどの必要最低限の水準と客席や客室などの用途に応じたサービス水準の確保を目標とすること、しかし、非常時の安全性や避難方法の確保については整備基準の導入はされていないが、誘導的基準レベルを整備することにより、相当の対応が可能となるとしている。

野村 (1997)¹⁰⁾ は、整備基準の基本方針として、建築物等に接近でき利用できるように利便性を確保すること。高齢者や障害者の安全な移動確保のための早急な対応が必要であること。高齢者や障害者が優しさを感じるデザインであること。建築物だけでなく道路との接点や地域による整備の仕様や基準の不統一をなくすこと。後から改修することに比べて、新築の場合に配慮の方が経済的効果も大きいという視点を持つこと。そして、今後においては、将来の社会福祉整備のビジョンに立ち、いつまでに何をするか計画すること。他政策との連携をとり推進すること。行政内部の横の連携や当事者の意見を設計の場面で聞くような仕組みづくりや高齢者や障害者が行政の行う施策をチェックする仕組みが必要であること。また、自主条例においては、事業者の自主的な理解と協力を得るために届出の際に指導・助言を含む行政指導を的確に行うこと。そのほか、既存建築物や小規模建築物の整備促進、住宅の整備、災害時の対応、高齢者や障害者が日常生活を営むうえでの情報収集や提供体制の整備、そして市民や事業者、とくに行政の果たす役割が非常に重要と述べた。

羽生 (1998)¹¹⁾ 自主条例の課題として、努力義務のため励行を求めめるための方策として大阪府では立入検査、勧告、公表の措置を定めていること。ほとんどの自治体ではチェックリストを添付させることで実効性に効果を上げていること。また、条例は相手方の任意の協力のみにより実現されるのが、建築確認の要件であるかのような指導は避け、法的な疑義の生じることのないように慎重な配慮が必要なこと。また、運用上の課題として、建築基準法の検査済証は建物完成時だが、福祉のまちづくりは外構完成時であることやパチンコ店など1階店舗、2階以上が駐車場の場合にEVの設置義務が発生するが過大な投資として事業者の理解が得にくいこと、条例の事前協議や建築基準法の第86条認定協議、市町村の福祉整備要請等、指導要請や手続きが多く相互の関連が理解されにくく、全体的に簡素化する必要があること。建築基準に不慣れな市町村が事前協議し完了届が受理された場合に、府の適合証検査の段階で混乱が起きるケースがあり、十分な説明の実施や円滑な連携を図ったうえで細則等の見直しが必要なことをあげている。基準については、設計上において複数の解があることから、仕様規定と性能規定とが混在した基準となっており、性能規定化が望まれること、個別的には、障害者団体から視覚障害者用床材の色や材質、段差解消の基準が自治体により異なること、建築界から景観との兼ね合いで色調や大きさ等の配慮、高齢者にとっては転びやすいことなどを今後の課題としてあげている。

伊藤他 (1998)¹²⁾ は、都道府県の福祉のまちづくり条例について、多様な条例の性格や特徴を把握しておくことは、今後の福祉のまちづくりの展開を評価し、条例の内容やその活用のあり方を検討していくうえで必要な作業であるとして、福祉のまちづくり条例の目的が物的環境の整備に限定されたものを「ハード型」、物的環境に加えて社会環境の整備を含めているものを「ソフト型」として、

条例の名称や目的、基本的性格から分類を行った。その結果、ハード型からソフト型に移りつつあること、大都市圏はハード型が多いことが判明した。

伊藤他(1998)¹³⁾は、都道府県の自主条例の届出対象となる特定施設の範囲について、①公共施設について面積規定を設けず、すべて対象としている自治体が多いこと。②ほとんどの特定施設を一律100㎡以上としている愛知県、200㎡以上としている埼玉県のように小規模施設を対象とする自治体があること。③ほとんどの特定施設を大規模な2000㎡以上に限定する茨城県があること。④事務所・工場を対象からはずす自治体と入れている自治体があること。⑤整備箇所については、出入口、廊下、階段、便所、駐車場、EV、敷地内通路等は全てが規定されているが、それ以外はばらつきがあり方針の違いが見られること。⑥届出手続きはすべての都道府県で規定しているが、規定している自治体の比率は、完了届は22/33、完了検査は19/33、勧告は29/33、公表は29/33、立入検査は24/33であり、多様な自主条例が全国で制定されていることをあげており、今後において地域性がどのように具体化するか追求することが今後の課題とした。

伊藤(2000)¹⁴⁾は、福祉のまちづくり条例、情報公開条例、環境基本条例、環境アセスメントの4政策から、自治体が国から自律的に政策形成をはかるシステムについて解明した。自治体には、地域が置かれた社会経済環境や政治アクターの選好や勢力に応じて、新たな解決策を模索し、自治体相互に参照し合いながら手探りで政策決定を行う「自治型の制作過程」が成立していること。(政策形成システム)

自治体は、国が動かない政策領域においても自治体が独自の工夫で解決策を生み出し、相互に参照し合い、時には競争しながらそれを採用していくメカニズムがあること。自治体の政策が採用に結びつくかは、地域における問題の深刻さや、利益集団、市民団体の働きかけ、公選首長の信念、議会の要求や支持、政策リソースのゆとりといった内生的要因が関係すること。

以上のことは、福祉のまちづくり条例制定時において大阪府と兵庫県の関係において、先行する自治体を率いる政治リーダーが、世論の盛り上がりや政治状況を戦略的に利用し、他の自治体が後続することを確認し、時には共同歩調に踏み切らせる「相互参照メカニズム」が働いているとした。

国の介入があれば、地域固有の要因(自治体の潜在力)は作用せず、他の自治体に遅れまいと政策採用に向けて動き出し、政策が採用される可能性があること。しかし、内容は国の基準に収束した画一的なものになる可能性があること。これは、ハートビル法による全国の自治体による自主条例制定の広がりが考えられるとした。

また、政策の対応が遅れた自治体には、議会や市民団体、首長選挙によって、自治体間の格差は許容しがたいレベルまで広がらないこと。しかし、なまじ国がやるはずだという予測が、かえって自治体による自発的な政策決定を妨げることも明らかになった。やみくもな国の介入は、自治体の政策を不必要に一定水準に収束させ、本来あるべき多様性まで失わせることになるとしている。

そして、自治体の自立的な政策形成の潜在力を伸ばしたいと考えるなら、自治体の守備

範囲と国の守備範囲を明確にして、特定の分野で完全に自治体の自己決定に任せる分野をつくるような改革が考えられるとまとめている。

我謝他(2001)¹⁵⁾は、条例の実効性に関する全国自治体へのアンケート調査結果から、建築確認申請前に事前協議を行う自治体が多いこと(42/55)、事前協議の仕組みが有効にはたらくかが条例の実効性に大きく関わること、事前協議の体制は建築指導担当課が最も多く(25/55)、次に建築指導担当課+福祉担当課(10/55)であり、建築物の整備に建築指導担当課の役割が大きいものの、他のセクションと有効に機能する連携体制が求められるとしている。また、実効性を担保するための罰則規定は、勧告、公表にとどまり、これらの適用事例はないこと、各自治体からあがった今後の課題として、既存施設の整備や面的整備、条例の啓発、実効性の確保、民間施設の整備があるとした。

中島他(2001)¹⁶⁾は、都道府県及び特定行政庁のアンケート調査から、自主条例は強制力が弱く、対象施設の範囲も狭く限定されていること、しかし、届出に対する適合率や適合証・やさしさマークの交付件数、表彰の候補者については年々増加していること、自主条例担当者の意識として、県民、事業者の意識を重要視する都道府県と都道府県の動きを重要視する特定行政庁の担当者に大きな差異がみられること、民間の小規模建築物や既存建築物、公共交通機関の施設の整備が今後の課題としている。

橋本他(2006)¹⁷⁾は、高齢者や障害者に対するアンケート調査やヒアリング調査をもとに、当事者の立場からハートビル法の内容や基準についての改善点や対処方法について研究を行う。当事者の意見から、法による対象建築物の一定規模(2000㎡以上)のバリアフリー化の義務づけは不適切であること。また委任条例化が進まない理由を解明し、改善策を検討すべきこと。法が聴覚障害者に対するバリアフリーの規定をほとんど含んでいないこと、視覚障害者誘導用ブロックの敷設計画について視覚障害者以外の十分な配慮をすべきこと、出入口の有効幅員は電動車いす使用者や杖使用者等の利便性を考えるとさらに広げるよう改善すべきこと、傾斜路の勾配をさらに緩やかにするよう考慮すべきことなどの意見をあげて、これらについて今後検討すべき課題とした。また、地方自治体の自主条例や委任条例において、同じ項目の基準が重複することについて、それらを整理して明快な制度とすべきことを指摘している。

金他(2008)¹⁸⁾は、川崎市の3種類(スポーツセンター、市民会館、区役所)の公共建築物を、視覚障害者(弱視、全盲)、移動障害者(杖、車いす)及び健常者を被験者として、川崎市福祉のまちづくり条例整備基準に基づき調査を行い、敷地内通路や車いす使用者用駐車場に段差があること、点状ブロックや音声案内など基準を満たしていないこと、便所の有効幅員が基準を満たしていないことなどの不適合のほか、整備基準に規定されていない案内表示の大きさや色使い、点状ブロックや手すりの形状や設置位置の問題など、今後における公共建築物の問題点や改善点を明らかにした。

山崎他(2009)¹⁹⁾は、全国自治体を調査し、すべての都道府県で自主条例が制定されたのに比べて、委任条例の制定は施行予定を含めて都道府県11団体及び市町村7団体と少ないことを述べている。そして、バリアフリー新法施行後の状況では「自主条例」のみ施行する自治体が8割、次に福祉のまちづくり条例の中に法の委任規定を設けた「自主・委任一体」の自治体があり、そのほか自主条例とは別に委任条例を施行している「自主・委任両存」の自治体の3タイプがあることを述べてい

る。また、改正内容については、法との整合性を図るための修正、対象施設の用途や規模の拡大、整備基準の追加の3つがあると述べた。

下郡山他(2010)²⁰⁾は、練馬区福祉のまちづくり推進条例について、法に基づく実効性を確保した委任条例と施設状況に応じた行政指導による自主条例の2つを併せ持つことにより、整備基準による画一的な整備ではなく、すべての対象建築物は協議を踏まえて、完了検査、整備水準証の交付を行うことにより、条例の目的、理念に対する理解を求める機会を確保し、移動等円滑化基準にはない事項への誘導を図ることとしていること。そのほか、特別特定建築物に適合義務基準を満たすだけでなく、望まれる整備への誘導、小規模建築物に対する対応、既存建築物に対する対応を今後のバリアフリー整備の課題とした。

日本福祉のまちづくり学会(2013)²¹⁾は、今日の福祉のまちづくりは、だれもが安心して暮らせる社会づくりめざすが、今もなお「障害者のために既存のバリアを取り除く」狭い概念と認識されている。また、なぜ福祉のまちづくりは進展しないのか、なぜ実効力を発揮できないのか、福祉のまちづくり条例は、建築確認法令ではないという理由だけで、建築物のバリアフリーの不備を黙認し、何も手を打たない自治体がありにも多い。また、法による委任条例化が導入されたが、自主条例との連動や整備基準の考え方、根拠の提示など整理する必要があること。そして、これからの課題として、市民参加の基調が我が国の特徴であること、災害時にもへこたれないまちづくり、バリアフリーやユニバーサルデザインの技術の更新、福祉のまちづくりの国際協力、障害者差別解消法に期待することを示すこと福祉のまちづくりを推進することを提言している。

三星他(2014)²²⁾は、建築物、道路、公園、観光施設、交通施設等とそれらを含めた一体・連続的なまちづくり等における「すべての人の配慮」について、BFやUDに関する法的根拠やガイドラインの解説、解説図や表、写真などを使い、基本的な内容ばかりでなく、現状における良例や課題、課題解決の方向性を示す。それは、「だれもが利用する」ために、1便房のみの多機能トイレから機能を分散化して便所全体でUD化を図ることや法に規定するホテルの1室のみの車いす客室から、多くの客室をUD化することでより多様な人たちの受け入れが可能となる方法を示す。また、障害当事者を含む多様な市民意見の合意形成の方法について会議の進行役となる「ファシリテーター」の重要な役割として、単に会議を進行するだけでなく、限られた時間内に会議の議論を促し、多様な人の意見から妥協点を見出し、UDの実現をめざす手法を示す。また、かつて地方自治体が先行して要綱や条例において進めたBFの環境整備も、今では法や法に基づくガイドラインが整備され、地方自治体が法に基づいて条例を施行し道路や公園、交通施設、建築物などの地方色のある一体的なBF環境整備が可能となった。したがって、自治体の実施状況によっては地域ごとに格差が生じる懸念があることなどを示した。今後の福祉のまちづくりの方向性を表した。

以上の自主条例に対する既往研究をまとめると、自主条例が都道府県に施行され始めた1990年代において、既往研究では、事前協議の対象となる協議対象施設について、小規模な施設を対象とする

自治体や、大規模な施設のみを対象とする様々な自治体があること、また、整備基準や整備個所についても自治体ごとに異なり、届出、完了届、完了検査の事務手続きや勧告、公表、立入検査の行政指導の規定も自治体ごとにばらつきがあり、全国統一性がないとされた。

そして、2000年代において、既往研究では、事前協議等の事務手続きや勧告、公表による行政指導により行われる実効性が期待されながら、勧告や公表の適用事例はないこと、福祉のまちづくり条例は、建築確認法令ではないという理由だけで、建築物のバリアフリーの不備を黙認し、何も手を打たない自治体があまりにも多いなどの課題が上がった。

また、バリアフリー化の強制力の発揮できる委任条例化が全国の自治体において進まないことも既往研究において課題としてあげられている。

第3節 バリアフリー化の実効性に繋がる研究

既往研究について、自主条例は、事前協議（届出）の対象となる協議対象施設の範囲や整備基準の内容、整備基準の適用箇所、そして、事務手続きや行政指導の規定が自治体ごとに様々であること。また、自治体においては、勧告や公表の適用事例はなく、行政指導が徹底されないために、建築物のバリアフリー化についての実効性が発揮されないこと。委任条例化が進まないことが問題とされている。

しかしながら、既往研究においては、条例の規定の何が原因で行政指導が徹底されないのか、建築物バリアフリー化の実効性が発揮されない理由は何か、委任条例化が進まない原因は何かなどについては述べられていない。

そこで、本研究では、これらの原因を究明するために、従来から行われてきた研究とは異なり、バリアフリー化の適合率の高い自治体と低い自治体について、実績や行政指導の内容から比較分析を行うことで、条例の規定や行政指導の内容などによる建築物バリアフリー化の実効性が発揮されない原因を究明し、全国の地方自治体が建築物のバリアフリー化の実効性を高めるための要因について、その方策を見出すものである。

第2章 研究の目的と方法

第1節 研究目的

本研究の目的は、全国の地方自治体が施行する自主条例や委任条例などの実効性を上げて、バリアフリー化される建築物を増やすための方策を見出すことである。そのために、都道府県の自主条例や委任条例の規定から建築物のバリアフリー化の実績について分析する必要があり、各自治体で異なる自主条例の協議対象施設の範囲や整備基準の内容、委任条例制定の有無などの要因を分析し、建築物のバリアフリー化の実効性を高めるための要因とその解決手法を見出すことを目標としている。

そこで、研究目的を達成するためには、以下の課題がある。

課題1：建築物のバリアフリー化についての行政指導の変遷と既往研究の分析による本研究の意義を明確にする必要がある。

課題2：全国の都道府県や基礎自治体の自主条例や委任条例の施行状況とこれらの条例の規定内容などを把握し、実効性の関係について分析する必要がある。

課題3：全国自治体の自主条例に基づいて行われる福祉のまちづくり推進事業の施行内容について把握し、実効性の関係について分析する必要がある。

課題4：建築物のバリアフリー化に影響する要因について分析するために、全国自治体の建築物のバリアフリー化の実績と事務手続き等の条例の規定や自治体体制、自治体の考えなどの関係について分析する必要がある。

課題5：都道府県と基礎自治体の福祉のまちづくり推進のための役割の違いから建築物のバリアフリー化の実効性を高めるための連携について明らかにする。

第2節 研究方法

本研究の目的であるバリアフリー化される建築物を増やすための方策を見出すために、本研究では研究目的を踏まえた研究課題に対して、以下の研究方法を行う。

研究方法1：1970年代の「身体障害者福祉モデル都市」時代、次に1980年代から1990年代にかけての「福祉環境整備要綱」の時代、そして、1990年代からはじまる「自主条例」と2003年からはじまる「委任条例」において、建築物のバリアフリー化について成果や課題についてまとめて、これらの課題から本研究の位置づけを行う。

研究方法2：自主条例や委任条例の施行状況やその規定内容を調査するために、全国自治体（都道府県、政令市、特別区、市）に対するアンケート調査や自治体のホームページ調査などを行い、自治体ごとの条例規定の比較と実効性の影響について分析を行う。

①自主条例の規定内容（事務手続き、行政指導規定、協議対象施設、整備基準等）

②委任条例の規定内容（特別特定建築物の指定、付加基準等）

研究方法3：都道府県に対するアンケート調査やヒアリング調査、都道府県のホームページ調査等から、建築物のバリアフリー化を推進するための福祉のまちづくり推進事業の内容についての分析を行う。

研究方法4：アンケート調査とヒアリング調査によって、都道府県ごとの建築物のバリアフリー化の実績について調査し、以下の比較を行い、実効性が低い原因や実効性を高める要因について分析を行う。

①事務手続き規定の違いと実効性

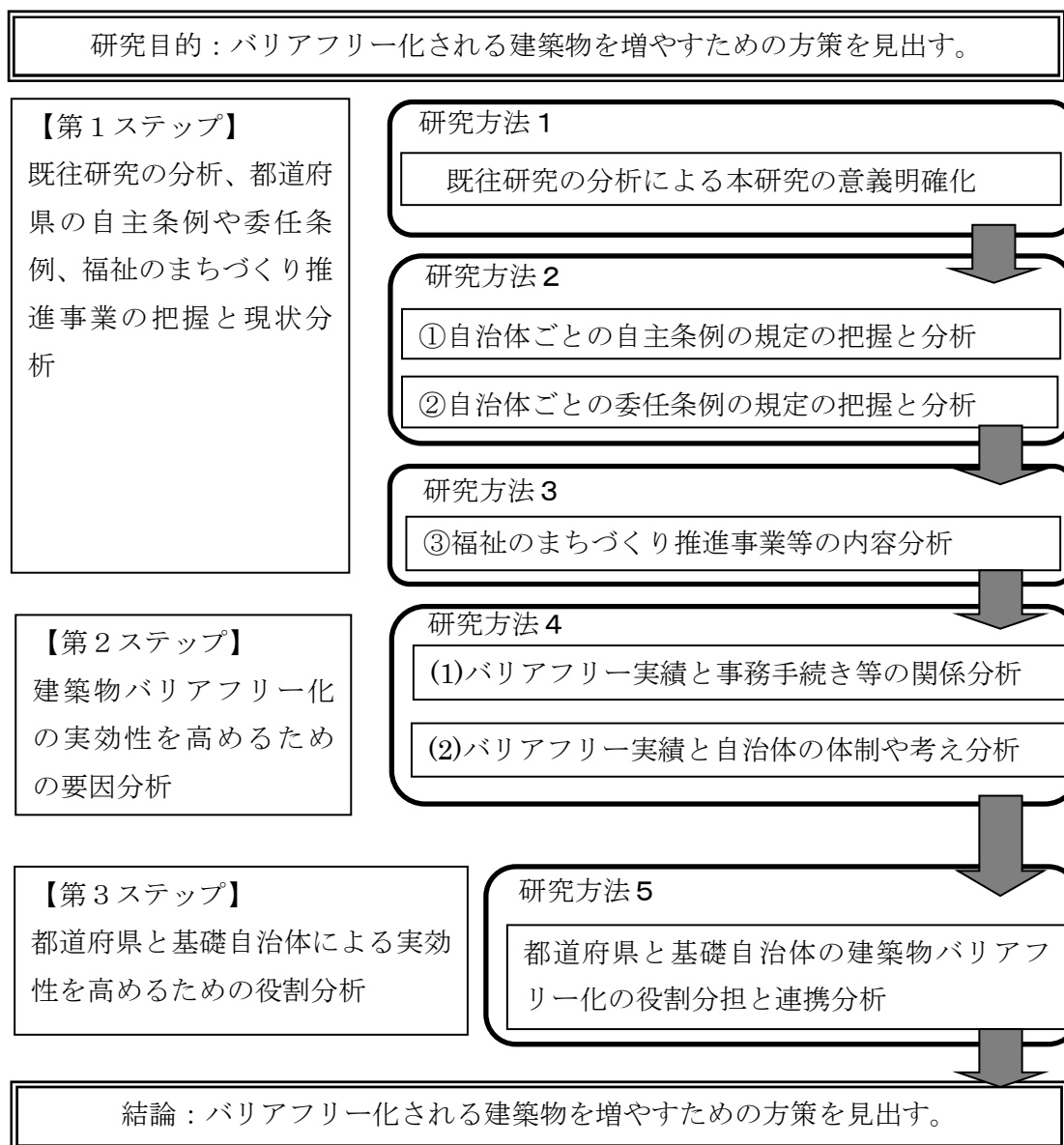
②事務手続きに対する行政指導内容と実効性

③自治体の体制と実効性

④自治体の適合率を高める考えと実際の実効性

研究方法5：都道府県の建築物バリアフリー化の実効性の要因分析を踏まえて、都道府県と基礎自治体の建築物バリアフリー推進について、宮崎県と宮崎市、福岡県と福岡市の実施内容から、建築物のバリアフリー化推進のための役割分担や連携、バリアフリー化される建築物を増やすための方策について考察する。

以下が、本研究のフローである。



第3節 論文構成について

本論文は、自治体における建築物の実効性を高める研究課題の解明のために、以下のよう
に進める。

第1章は、序論として、研究の背景、既往研究を踏まえて、研究の必要性について定め
る。既往研究をふまえて、福祉環境整備を担う全国の地方自治体の自主条例と委任条例の
実効性確保についての研究の必要性を表し、本研究の位置づけを明らかにする。

第2章では、研究の目的、研究方法、論文構成及び本論文において使用する用語の定義
づけを行う。

第3章では、これまでの建築物のバリアフリー化の施策の変遷を踏まえて、都道府県に
おいて建築物のバリアフリー化を推進するための施策である自主条例や委任条例の規定内
容と福祉のまちづくり推進事業の自治体ごとの現状把握を行い、これらについて実効性を
高める面から分析する。

第4章では、自治体ごとの年度ごとや用途ごとの建築物のバリアフリー化の実績をもと
に、審査体制や事務手続きの規定、事務手続きに対する行政指導の内容、現状の適合率に
対する自治体の考え、整備基準とその適用箇所数の違い、適合率の高い自治体と低い自治
体の比較などを行うことで、何が要因で建築物のバリアフリー化が低く、あるいは実効性
を高めることができるのか、建築物のバリアフリー化の実効性についての分析を行う。

第5章では、3章と4章を踏まえて、都道府県と基礎自治体の関係から建築物のバリア
フリー化の実効性を高めるための方策について考察する。宮崎県と宮崎市、福岡県と福岡
市の条例規定の違いや建築物バリアフリー化の実効性の違い、自治体の体制の違い、建
築物のバリアフリー化や福祉のまちづくり推進事業に対する自治体の考えの違いなどからバ
リアフリー化される建築物を増やすための改善策について提案をおこなう。

第6章は、結論として、自主条例及び委任条例、自治体の体制の課題から、課題解決方
法として、自主条例及び委任条例、自治体体制からバリアフリー化される建築物を増やす
ための方策について述べる。課題は、見出した結論を生かすために、想定される問題を整
理した。

第4節 本論文で使用する用語の定義

本論文で使用する用語の定義について、以下のように扱う。

1. 自治体

本研究では、地方公共団体である都道府県、市町村と特別区を含めて「自治体」と称する。

2. バリアフリー法

国は、1994年に建築物のバリアフリーの基準を示した「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（通称「ハートビル法」）と2000年に施行した「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称「交通バリアフリー法」）を統合して、2006年に建築物と公共交通機関・施設および広場・通路などの一体的に推進することを定めた法律「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」を制定した。この通称「バリアフリー法」を本研究では他の法律との区別がつきにくい以外は、「法」と略して称する。

3. 自主条例

地方自治法第14条に基づいて、建築物に限らず公共交通機関の旅客施設及び車両、道路、公園、路外駐車場などの物理的配慮とさらに心理的、情報面の障壁を取り除くことを目標にした地方自治体が施行する「福祉のまちづくり条例」を本研究では「自主条例」という。

4. 委任条例

2003年4月にハートビル法が改正され、2,000㎡以上の特別特定建築物の建築等に対する利用円滑化基準への適合が義務付けられた。そして地方公共団体が条例により特定建築物（学校等）を特別特定建築物に追加することや対象規模を2,000㎡未満に設定すること、整備基準を付加することが可能となった。この規定は、2006年に施行された「バリアフリー法」に移行した。この条例を本研究では「委任条例」という。

5. 特定建築物

バリアフリー法第2条第16項に定められており「特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。」としている。

6. 特別特定建築物

バリアフリー法第2条第17項に定められており「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であつて、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。」としている。

7. 実効性

本研究では、バリアフリー化される建築物を増やすための方策や実施結果を「実効性」とする。そして実施結果については、届出数に対する届出時整備基準の整備基準適合数を「届出時適合率」と届出数に対する完了検査合格数若しくは適合証交付数を「完了後適合率」と定義し、その目安とする。

なお、完了後適合率について、完了検査合格数若しくは適合証交付数を根拠とするのは、自治体によって、完了検査を規定せず、適合証交付請求に基づいて完了検査を実施する自治体があるためであり、両方を定める自治体は、届出数に対する完了検査合格数の割合若しくは、届出数に対する適合証交付数の割合のうち、どちらか多い数を「完了後適合率」とする。これは、適合の最も信頼できる数値として本研究では適合証交付数を独自にカウントしたためである。

届出時適合率=届出時適合数／届出数

完了後適合率=完了検査合格数若しくは適合証交付数／届出数

8. 小規模施設

自主条例を定めた都道府県46自治体のうち、9自治体（埼玉県、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、宮崎県、沖縄県）が小規模対象施設に対する整備基準を定めており、これらの自治体が定める規模は、どの用途も「200㎡未満」とする自治体が多いことから本研究においては、その自治体が「小規模施設」として規定するもの以外は、どの用途においても200㎡未満を「小規模施設」として表現するものとする。

9. 福祉のまちづくりの推進事業

自主条例の規定に基づき、福祉のまちづくりの推進を目的に行う事業。「福祉のまちづくり推進協議会」や「福祉のまちづくりの推進計画」など多くの事業があり、これらの自主条例の規定に基づく事業を総称して「福祉のまちづくり推進事業」という。

第3章 都道府県の福祉のまちづくり推進施策の考察

本章では、これまでの建築物のバリアフリー化の施策の変遷を踏まえて、都道府県において建築物のバリアフリー化を推進するための施策である自主条例や委任条例の規定内容と、自主条例に規定する「福祉のまちづくり推進事業」について、自治体ごとの現状把握を行い、これらについて建築物のバリアフリー化の実効性の面から分析を行う。

第1節 調査の方法

すべての都道府県について、自主条例や委任条例の施行内容や福祉のまちづくり推進施策等を把握することを目的として、自治体のホームページにより以下の資料の収集を行った。

(1) 自主条例及び規則

- ・ 条例の名称と施行日
- ・ 事務手続き及び行政指導の規定内容
- ・ 対象施設と協議対象施設の範囲
- ・ 整備基準とその適用箇所

(2) 委任条例

- ・ 条例の名称と施行日
- ・ 特別特定建築物の用途及び範囲
- ・ 付加基準とその適用箇所

(3) 福祉のまちづくり推進事業等

- ・ 福祉のまちづくり推進協議会の有無とその実施内容
- ・ 福祉のまちづくり推進計画の有無とその内容
- ・ 福祉のまちづくりアドバイザー制度の有無とその内容

第2節 建築物のバリアフリー化の変遷

1. 身体障害者福祉モデル都市事業

1969（昭和44）年に、福祉のまちづくりは、宮城県仙台市の授産施設の入所者が1人のボランティアと「障害者も普通の人間として家庭や社会で生活できるような障害者に使いやすい生活環境づくりが必要である」ことを話し合い、この2人を中心に障害者団体、ボランティアグループ、市民団体等の協力を得て、さまざまな調査を自分たちの手で行い、これを根拠に車いすでも利用できるトイレ、スロープ等の設置を仙台市に要請した。

その後に、1973（昭48）年には仙台市において「車いす市民全国集会」が開催されるなど、仙台市からはじまった障害者生活圏拡大運動（福祉のまちづくり運動）は、1970年代に全国各地で障害者団体を中心に、「車いすガイドブック」^{注9)}や「点字ガイドブック」などが作成されたことにより、具体的に障害者の生活に不自由な面を表して、理解者や協力者を増やしながら自治体等に生活環境の改善整備を求める活動を行った。

これらの運動をきっかけにして、福祉環境整備については、行政が主導となり進められることになる。国（厚生省）においては1973年度から3年間に、原則として人口20万人以上の都市に「身体障害者福祉モデル都市」^{注10)}の指定を行い、道路、交通安全施設の整備や公共施設の構造設備の改善、障害者用公衆便所の整備など、国の制度に基づいて地方自治体が環境整備を行うかたちですすめられた。

これは、身体障害者のための模範的な生活環境施設、設備を整備するだけでなく身体障害者の福祉についての一般住民の理解を深め、身体障害者の生活圏の拡大を図ろうとするものであり、身体的な事業内容は、道路交通安全施設の整備、公共施設の構造設備、公共施設・公園等に車いすの配備、移動浴槽車、リフト付きバス、電話相談網等の整備、身体障害者福祉についての普及啓蒙などである。

身体障害者福祉モデル都市に指定された年度ごとに下記に示す。

1973年6都市

高崎市、仙台市、京都市、北九州市、別府市、下関市

1974年17都市

いわき市、前橋市、大宮市、平塚市、新潟市、甲府市、松本市、岐阜市、静岡市、岡崎市、四日市市、西宮市、奈良市、和歌山市、岡山市、広島市、宮崎市

1975年30市

旭川市、青森市、盛岡市、秋田市、山形市、水戸市、宇都宮市、足利市、八王子市、富山市、金沢市、福井市、長野市、豊橋市、豊田市、鳥取市、松江市、倉敷市、福山市、高松市、高知市、唐津市、長崎市、熊本市、大分市、鹿児島市、札幌市、川崎市、横浜市、神戸市

このうち、1974年に指定を受けた宮崎市では、国からの補助金2千万円を活用して以

下の整備を進めている。

①道路交通安全施設整備

歩道切り下げ、施設出入口の誘導タイル敷設、盲人用信号機設置など

②公共施設構造設備改装

市役所庁舎に自動ドア取付と身障者用トイレ設置、市民会館前歩道整備、公園出入口整備と身体障害者用トイレ設置など

③その他の整備

公共施設等への車いす配備、駅、公園等へ啓蒙標示版設置など

④啓発事業

宮崎市福祉事務所において、商業施設等の民間建築物に対するバリアフリー化を推進するために、建築物の整備について解説した「身体障害者福祉の街づくりのしおり」を作成している。しかしながら、市役所の建築部門がこのことに関与していなかったために、民間施設のバリアフリー化は進展していない。

また、国では、その後においても対象となる自治体を拡大して「障害者福祉都市事業」^{注1 1)}「障害者の住みよいまちづくり事業」^{注1 2)}「住みよい福祉のまちづくり事業」^{注1 3)}などにより生活環境整備のための事業を行っているが、これらの事業は、道路、公園、官公庁施設などの公共施設の整備が中心である。

2. 福祉環境整備要綱

民間施設の整備については、自治体の動きが先行する。1974年に東京都町田市において、生活環境整備のための行政上の指導要綱である「町田市の建築物等に関する福祉環境整備要綱」が初めて制定された。

「町田市福祉環境整備要綱」が掲載された『「車いすで歩ける」まちづくり 福祉環境整備について』（東京都町田市 昭和50年3月1日）において、以下のように記載されている。

町田市の福祉環境整備の基本理念は、①人間の尊厳を守ること。②人間の生活の場は本来「家庭」および「地域」であること。③西欧先進国の歴史的事実に基づく反省により、ハンディキャップを持つ人を隔離せず「地域社会」でみていき、いろいろな生活体験・社会体験を健康な人間と同じように味わい、また社会参加の場をより多く確保していくこととしている。

したがって、「身体障害者福祉モデル都市事業」をさらに前進させて制定されたのが「町田市福祉環境整備要綱」であり、障害者を中心に福祉のまちづくりを進めることが道路も建物もすべての人が利用でき、すべての人の社会参加につながること。そして、この要綱に基づいて都市計画法・建築基準法・道路法・道路構造令など、まちづくりに関連する諸法令が、今後すみやかに改正され「福祉のまちづくり」が全国各地で一層発展することを福祉のまちづくりを推進させるために関係法令の改正と全国への広がりをもつことを、この要綱の最

終的な目標としている。

町田市福祉環境整備要綱は、この基本理念どおりに、その後の国や自治体の福祉環境整備に影響を与えたと考えられる。また、すべての人の社会参加をめざす要綱の目的は、どの自治体においても福祉のまちづくりをめざす自主条例の制定目的に通じると考えられる。

町田市福祉環境整備要綱の対象施設について、第3条においては、その適用範囲は以下の建築物についてハンディキャップをもつ市民に配慮して設計しなければならないとしている。

①劇場、映画館、銀行、公会堂その他これに類する不特定多数の市民の利用を意図した建築物

②物品販売、飲食、娯楽業を営む店舗（店舗の混合で構成されるものを含む）で、売り場または営業面積の合計が、1,500平方メートルをこえるもの

③学校、病院、図書館、体育館、公衆便所、庁舎、その他これらに類する公共建築物

④市民の利用を意図した会議室、ホール、展示場その他これらに類する集会室を有する建築物で、その収容人員が30人をこえるもの

⑤その他市長が特に必要と認めた建築物

以上から、第3条において、不特定多数の利用する公共施設等については、床面積に限らず対象とされており、民間施設の多い物品販売、飲食、娯楽業を営む店舗については、1,500㎡以上の対象床面積を定めて、要綱の対象施設としている。

そして、第4条においては「ハンディキャップを持つ人のための施設整備基準」により施設整備を行うものとする定め、第5条では、「対象施設を建築しようとするときは建築確認申請書等を提出する前に建築計画の図面を市長に提出して協議するものとする」と定めているが、しかしながらその後の完了検査等の規定はない。

町田市福祉環境整備要綱の第1条の目的において「建築にあたってすべての市民が利用できる構造とするよう建築主に協力を要請し、福祉環境を整備することを目的とする。」としており、あくまで建築主の理解をもとに整備を進めることにしており、バリアフリー化するよう行政指導することは考えられていない。

その後の1976年に制定された「京都市福祉のまちづくりのための福祉環境整備要綱」においては、完了検査に基づいて「国際車いすシンボルマーク交付基準」^{注14)}に基づくマークの交付が行なわれた。

これらの自治体を参考にして、福祉環境整備要綱は他の多くの自治体において制定された。そして、1977年には神戸市において「神戸市民の福祉を守る条例」が制定され、初めて地方自治法に基づいて福祉環境整備のための自主条例が制定された。これは、1993年の大阪府や兵庫県の自主条例化につながる。

また、1990年にアメリカにおいて「障害をもつアメリカ人法」(通称：ADA)^{注15)}が交付されたことは、わが国の福祉のまちづくりに大きな影響を与えたと考えられ、自治体の福祉環境整備に対する動きが活発になる。

3. 建築基準法条例

1990年に神奈川県は、建築基準法第40条（地方公共団体の条例による制限の附加）において、「地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は特殊建築物の用途若しくは規模に因り、この章の規定又はこれに基づく命令の規定のみによっては建築物の安全、防火又は衛生の目的を十分に達し難いと認める場合においては、条例で、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を附加することができる。」に基づいて、建築条例により建築基準法に規定する特殊建築物に対して「国際シンボルマーク」の交付基準による制限を付加してバリアフリー化を義務付けする規定を定めた。

この条例は、大阪府や京都府、埼玉県、北海道などの多くの自治体で施行された。はじめての法的な拘束力をもつ条例である。しかし、建築物の安全、防火又は衛生を目的とする規定にバリアフリーの基準を付加することの問題や建築基準法に基づく特殊建築物には官公庁や公共交通機関の施設が該当しないなどの問題があった。

4. 福祉のまちづくり条例

1993年に、大阪府及び兵庫県が地方自治法第14条に基づいて、建築物に限らず公共交通機関の旅客施設及び車両、道路、公園、路外駐車場などの物理的配慮と心理的、情報面の障壁を取り除くことを目標にした「福祉のまちづくり条例」（「自主条例」）を施行した。

このような自治体の取り組みから、国も1994年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（通称「ハートビル法」）を施行して、建築物のバリアフリーの基礎となる「基礎的基準」と、あるべき基準である「誘導的基準」を示した。

国により、これらの基準が定められたことで、都道府県のすべてのみならず、政令市や特別区、市町村（以下、「基礎自治体」という。）においても「自主条例」を施行した自治体がある。自主条例は、福祉環境整備要綱と比較して、事務手続き（届出、完了届、完了検査等）や行政指導（指導・助言、勧告、公表等）の規定が定められ、対象施設の拡大などが図られている。

5. 委任条例

2003年4月にハートビル法が改正され、2,000㎡以上の特別特定建築物の建築等に対する利用円滑化基準への適合が義務付けられた。そして地方公共団体が条例により特定建築物（学校等）を特別特定建築物に追加することや対象規模を2,000㎡未満に設定すること、整備基準を付加することが可能となった。

この委任規定は、ハートビル法と2000年に施行した「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称「交通バリアフリー法」）が統合されて、2006年に施行された「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」（通称「バリアフリー法」）も同様に規定されている。

したがって、自主条例の欠点であった実効性について、委任条例を定めることで、自治体において建築物のバリアフリー化の実効性が確保できるようになった。

以上、住民運動からはじまった福祉のまちづくりが、国や自治体の主導へと変わり、公共施設を中心に福祉環境整備を行うための「身体障害者福祉モデル都市」等へ、そして大規模な民間施設などを対象施設として行政指導による福祉環境整備を行う「福祉環境整備要綱」へ、そして、事務手続きや行政指導等を規定し、対象施設の範囲を拡大した地方自治法に基づく「福祉のまちづくり条例」へと変遷していき、そして「バリアフリー法」に基づいて、自治体の条例によりバリアフリーを義務づけした特別特定建築物の拡大が可能な「委任条例」化が可能となった。

バリアフリー法第5条においては、地方公共団体の役割は、法に基づいてバリアフリー化を実現することとしている。そこで、都道府県における自主条例や委任条例の施行状況について、以下に述べる。

第3節 条例の施行状況

2018年4月現在において、各都道府県が現在施行中の自主条例または委任条例の名称と施行日を表3.3.1に表す。

都道府県において、1993年の大阪府を最初に、2003年の秋田県と群馬県ですべての都道府県において自主条例が施行された。1990年代には、47都道府県のうち、42自治体が自主条例を施行しており、条例化のスピードは速い。鳥取県は、1997年に自主条例を制定したが、その後2008年に自主条例を廃止し、委任条例のみを定めたため、現在、自主条例を定めているのは46自治体である。

また、都道府県において委任条例を定めているのは14自治体（岩手県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、石川県、長野県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、熊本県、大分県）である。鳥取県は委任条例のみを定めるが、そのほかの13自治体は、自主条例と委任条例の両方を定めているため、委任条例を定めた自治体においても自主条例が活用されていると考えられる。委任条例は、2004年の石川県を最初に、最近では2016年に長野県において委任条例化が行われた。自主条例が進んだのに比べて、委任条例化のスピードは、たいへん遅いといえる。

したがって、自主条例のみを施行するのは33自治体であり、今も7割の自治体が10年以上にわたり、自主条例によって建築物バリアフリー化の行政指導を行っている。

表 3.3.1 都道府県福祉のまちづくり条例の施行状況

地域区分	No	自治体名	自主条例		委任条例	
			条例施行日	条例名称	委任条例施行日	条例名称
北海道・東北	1	北海道	1998/4/1	北海道福祉のまちづくり条例		
	2	青森県	1998/10/14	青森県福祉のまちづくり条例		
	3	岩手県	1995/7/14	岩手県ひとにやさしいまちづくり条例	2007/12/18	岩手県ひとにやさしいまちづくり条例
	4	宮城県	1996/7/10	宮城県だれもが住みよい福祉のまちづくり条例		
	5	秋田県	2003/4/1	秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例		
	6	山形県	1999/10/12	山形県みんなにやさしいまちづくり条例	2008/3/21	山形県みんなにやさしいまちづくり条例
	7	福島県	1995/3/17	福島県人にやさしいまちづくり条例		
関東	8	茨城県	1996/3/28	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例		
	9	栃木県	1999/10/14	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例		
	10	群馬県	2003/4/1	群馬県人にやさしい福祉のまちづくり条例		
	11	埼玉県	1996/4/1	埼玉県福祉のまちづくり条例	2009/4/1	埼玉県、高齢者、障害者が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
	12	千葉県	1997/4/1	千葉県福祉のまちづくり条例		
	13	東京都	1995/4/1	東京都福祉のまちづくり条例	2006/12/20	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例
	14	神奈川県	1996/4/1	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	2009/10/1	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例
中部	15	新潟県	1996/4/1	新潟県福祉のまちづくり条例		
	16	富山県	1996/9/27	富山県民福祉条例		
	17	石川県	1997/10/1	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例	2004/4/1	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例
	18	福井県	1996/11/1	福井県福祉のまちづくり条例		
	19	山梨県	1999/10/14	山梨県障害者幸住条例		
	20	長野県	1995/3/30	長野県福祉のまちづくり条例	2015/12/17	長野県福祉のまちづくり条例
	21	岐阜県	1998/3/24	岐阜県福祉のまちづくり条例		
	22	静岡県	1996/4/1	静岡県福祉のまちづくり条例		
	23	愛知県	1994/10/14	人にやさしい街づくりの推進に関する条例		
	24	三重県	1999/3/19	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例		
近畿	25	滋賀県	1995/10/1	だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例		
	26	京都府	1995/3/14	京都府福祉のまちづくり条例	2004/10/1	京都府福祉のまちづくり条例
	27	大阪府	1993/4/1	大阪府福祉のまちづくり条例	2009/10/1	大阪府福祉のまちづくり条例
	28	兵庫県	1993/10/1	兵庫県福祉のまちづくり条例	2011/7/1	兵庫県福祉のまちづくり条例
	29	奈良県	1996/4/1	奈良県住みよい福祉のまちづくり条例		
	30	和歌山県	1996/10/11	和歌山県福祉のまちづくり条例		
	31	鳥取県			2008/3/28	鳥取県福祉のまちづくり条例
中国	32	島根県	2000/4/1	島根県ひとにやさしいまちづくり条例		
	33	岡山県	2000/4/1	岡山県福祉のまちづくり条例		
	34	広島県	1996/4/1	広島県福祉のまちづくり条例		
	35	山口県	1997/3/24	山口県福祉のまちづくり条例		
	36	徳島県	1997/9/1	徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例	2007/3/20	徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例
四国	37	香川県	1996/3/26	香川県福祉のまちづくり条例		
	38	愛媛県	1996/3/19	愛媛県人にやさしいまちづくり条例		
	39	高知県	1997/4/1	高知県ひとにやさしいまちづくり条例		
	40	福岡県	1998/4/1	福岡県福祉のまちづくり条例		
九州・沖縄	41	佐賀県	1998/4/1	佐賀県福祉のまちづくり条例		
	42	長崎県	1997/4/1	長崎県福祉のまちづくり条例		
	43	熊本県	1995/4/1	熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例	2006/12/15	熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例
	44	大分県	1995/3/15	大分県福祉のまちづくり条例	2012/3/21	大分県福祉のまちづくり条例
	45	宮崎県	2000/4/1	宮崎県人にやさしい福祉のまちづくり条例		
	46	鹿児島県	1999/4/1	鹿児島県福祉のまちづくり条例		
	47	沖縄県	1997/4/1	沖縄県福祉のまちづくり条例		

第4節 自主条例の規定内容

1. 事務手続きと行政指導

(1) 事務手続きと行政指導の流れについて

自主条例においては、「事業者は、その所有し、又は管理する施設について、自ら福祉のまちづくりの整備に努めるよう責務を有する。」等の事業者の責務が規定されており、施設整備のための実効性を確保するために事務手続きや行政指導の流れが定められている。

神奈川県条例を例に、事務手続きや行政指導の規定を図3.4.1に表す。

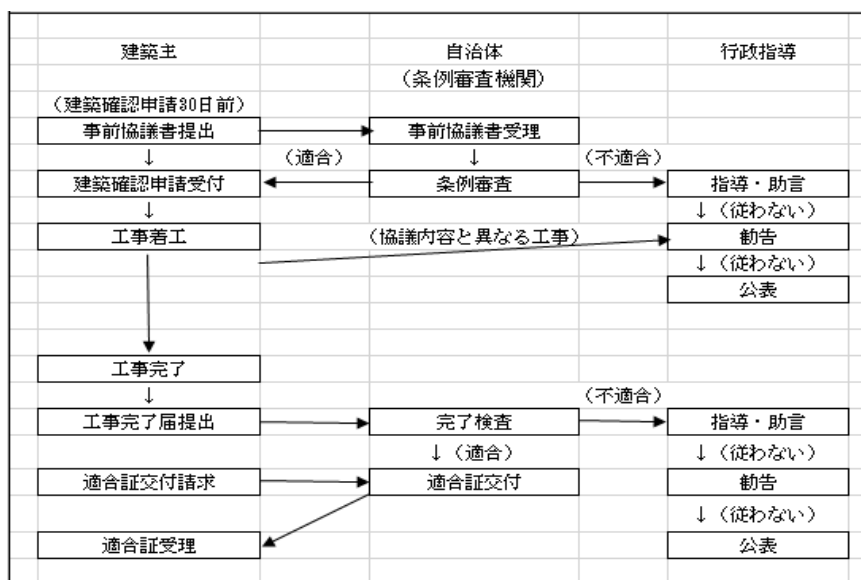


図3.4.1 事務手続きと行政指導の流れ（「神奈川県」）

神奈川県は、事前協議の対象となる協議対象施設は、「建築確認申請の30日前」に県の出先機関などの条例審査機関に事前協議書の提出をする。整備基準の適合の有無は申請書の副本の返却により示される。工事が完了すれば工事完了届の提出により、完了検査を実施し、整備基準に適合すれば、適合証交付請求書に基づき、適合証が交付される。この行政指導については、事前協議や完了検査において、整備基準に不適合の場合は「指導又は助言」を行い、それに従わない場合は「勧告」、勧告に従わない場合は、意見聴取の場を経て「公表」を行う。また、工事において、事前協議と異なり整備基準に不適合の場合は「勧告」、勧告に従わない場合は、意見聴取の場を経て「公表」を行うと規定している。

(2) 自治体ごとの事務手続きと行政指導の規定状況

①事務手続き

都道府県ごとの自主条例の事務手続きと行政指導の規定状況を表 3.4.1 表す。

事務手続きの流れについては、ほとんどの自治体では、マニュアルやホームページにおいて、整備基準や届出等の様式を掲載し、その内容を解説しており、行政指導のために活用している。

「事前協議」又は「届出」をすべての自治体が定めている。すべての自治体が届出書に整備基準のチェックリストと図面の添付により、整備基準への適否のチェックが行われる。

「事前協議書」の提出日は、神奈川県などのように「建築確認申請 30 日前」とする自治体や秋田県などのように「工事着手 30 日前」とする自治体がある。そのほかにも「工事着手前」としている大阪府や京都府などの自治体もある。

また、「届出」としている自治体は、千葉県などのように「工事着手前」とする自治体や東京都などのように「工事着手 30 日前」と定めた自治体がある。したがって、事前協議と届出については、提出日が同様であり、明確な区別はなく提出時期は様々である。

そのほか、京都府や長崎県では条例の規定は「工事着手前」としているものの、行政指導により建築確認申請書に事前協議書の副本の添付を義務付けているため、実質、建築確認申請前に届出審査を行う自治体もあり、届出日についての考えは自治体により異なる。

また、事前協議又は届出の「届出日」は、建築確認申請の審査期間が 35 日であることを考慮すれば、「建築確認申請 30 日前」とする自治体（神奈川県）はあるものの、「工事着手前」「工事着手 21 日前」「工事着手 30 日前」とする自治体が 39 自治体あり、ほとんどが建築確認申請と同時、あるいは建築確認申請の審査中に届出が行われると考えられる。

そのほか、届出に対する行政指導について、対象施設の新設等を行う場合の建築主等の整備基準の適合義務は、「遵守すること」としているのは 27 自治体で、「努めること」としているのは 28 自治体であり、半数は弱い表現になっている。

工事が完了すれば、直ちに「完了届」を提出し、自治体において「完了検査」を行う。「完了届」は、32 自治体が定めており、規定していないところが 14 自治体ある。また、「完了検査」を規定しているのは 22 自治体で、完了検査を規定していないところが 24 自治体ある。「適合証交付」については、43 自治体が適合証交付を規定している。

完了検査を規定していない自治体の中には、完了届に添付した写真等により整備基準の適合状況を判断している自治体（奈良県）や建築主が自主的に「適合証交付請求」をすることを推奨することにより、工事完了後の状況を確認する自治体がある。

整備基準に適合すれば建築主等の申出等により「適合証」が交付される。工事完了検査に基づいて、交付請求なしに自治体が交付する場合もあるが、建築主の自主的な申出により交付される場合がほとんどである。

適合証の交付の目的は、施設が整備基準に適合していることを証する証票として、建築物の見やすいところに掲示することで、だれもが建築物がバリアフリー化された施設であることを視認できること、また適合証を交付した施設を自治体のホームページで公表し、

表 3.4.1 自主条例の事務手続きと行政指導の規定

完了検査の有無	自治体名	事務手続き											行政指導規定								
		①事前協議	②届出	③完了届提出	④完了検査	⑤適合証交付申出	⑥適合証交付	事前協議等届出日						建築主等の整備義務 遵守すること	の 協議すること	①指導・助言	②勧告	③公表	④立入調査	⑤その他	
								工事着手前	工事着手30日前	工事着手21日前	あらかじめ協議	すみやかに協議	確認申請30日前								工事着手21日前又は60日前
完了検査実施	岩手県	●		●	●	●	●	●							●		●	●	●	●	
	岐阜県		●	●	●	●	●	●							●		●	●	●		
	群馬県		●	●	●	●	●		●						●		●	●	●	●	
	福井県		●	●	●	●	●		●						●		●	●	●	●	
	山梨県		●	●	●	●	●		●						●		●	●	●	●	
	和歌山県		●	●	●	●	●		●						●		●	●	●		要請
	山口県		●	●	●	●	●		●						●		●	●	●	●	
	宮崎県	●		●	●	●	●		●						●		●	●	●	●	
	広島県	●		●	●	●	●				●				●		●			●	指示
	徳島県	●		●	●	●	●				●				●		●	●	●	●	
	三重県	●		●	●	●	●	●							●		●	●	●	●	
	宮城県		●	●	●	●	●		●						●		●	●		●	
	秋田県	●		●	●	●	●		●						●		●	●	●	●	
	埼玉県		●	●	●	●	●		●						●		●	●	●	●	
	新潟県	●		●	●	●	●		●						●		●	●	●	●	
	富山県		●	●	●	●	●		●						●		●	●	●	●	
	兵庫県		●	●	●	●	●		●						●		●	●			
	福岡県		●	●	●	●	●		●						●		●	●	●	●	
	沖縄県	●		●	●	●	●		●						●		●	●	●	●	
	栃木県		●	●	●	●	●				●				●		●	●	●	●	
神奈川県	●		●	●	●	●					●			●		●	●	●	●		
大阪府	●		●	●			●								●		●	●	●		
計		10	12	22	22	21	21	4	14	0	3	0	1	0	10	11	1	21	21	19	19
完了検査なし	北海道		●			●	●	●							●		●				指示
	千葉県		●	●		●	●	●							●		●	●	●	●	
	熊本県	●						●							●		●	●	●	●	
	青森県		●			●	●		●						●		●	●	●	●	
	山形県		●			●	●		●						●		●	●	●	●	
	福島県		●			●	●		●						●		●	●	●	●	
	茨城県		●						●						●		●	●	●	●	
	長野県		●			●	●		●						●		●	●	●	●	
	静岡県		●			●	●		●						●		●	●	●	●	
	奈良県		●	●		●	●		●						●		●	●	●	●	
	香川県		●	●		●	●		●						●		●	●	●	●	
	高知県		●	●		●	●		●						●		●	●	●	●	
	佐賀県		●	●		●	●		●						●		●	●	●	●	
	大分県		●	●		●	●		●						●		●	●	●	●	指示
	鹿児島県		●	●		●	●		●						●		●	●	●	●	
	島根県		●			●	●			●					●		●	●	●	●	
	愛媛県		●			●	●				●				●		●	●	●	●	指示
	岡山県		●	●		●	●		●					●	●		●	●	●	●	
	京都府	●		●		●	●	●							●		●	●	●	●	
	長崎県		●	●		●	●	●							●		●	●	●	●	
東京都		●			●	●		●						●		●	●	●	●		
石川県		●			●	●		●						●		●	●	●	●		
愛知県		●			●	●		●						●		●			●	指示	
滋賀県		●			●	●				●				●		●	●	●	●		
計		2	22	10	0	22	22	5	15	1	1	1	0	1	18	8	0	23	22	22	23
合計		12	34	32	22	43	43	9	29	1	4	1	1	1	28	27	1	44	43	41	42

利用者に示すことで、建築主に対して顕彰的な意味で適合証を交付する意味合いもある。

適合証を交付していないのは3自治体（茨城県、大阪府、熊本県）である。このうち、大阪府は、対象施設の多くが委任条例の特別特定建築物となることから、「適合証」を交付する意義がなくなり規定していない。また、茨城県と熊本県は、完了届及び完了検査、適合証交付を規定していない。この2県は、協議対象施設の工事終了後の状況を確認する方法がなく、整備は設置者任せになっている。

②行政指導

行政指導の規定については、事務手続きに従わない場合のために、「指導又は助言」「勧告」「公表」「立入調査」等が規定されている。

事前協議や完了検査について、協議対象施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な「指導又は助言」を行うことを規定している。「指導又は助言」を定めたのは44自治体である。「指導又は助言」を定めていない大阪府と京都府は「指導又は助言」の規定はない。

さらに、「指導又は助言」に従わなかったとき、あるいは事前協議を行わずに工事に着手したとき、または事前協議の内容と異なり、かつ、整備基準に適合していない工事を行ったときには、規定する者に対して、必要な措置をとるべきことを「勧告」することを規定する。「勧告」を定めたのは43自治体である。勧告を規定していない3自治体の北海道、愛知県、広島県である。

そしてさらに、勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者に意見の聴取を行った上で、当該勧告を受けた者の氏名、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を「公表」することを規定する。「公表」を定めた自治体は41自治体が規定しており、5自治体（北海道、宮城県、愛知県、兵庫県、広島県）が規定していない。

また、これらの指導又は助言、勧告、公表について、必要な限度において、その職員に、指定施設に立ち入り、当該指定施設が整備基準に適合しているかどうかを調査させ、又は関係者に質問させるといった「立入調査」することを規定している。「立入調査」を定めたところは、42自治体である。定めていないのは4自治体（北海道、岐阜県、兵庫県、和歌山県）である。

そのほかに、「指示」を定めたのは、5自治体（北海道、愛知県、広島県、愛媛県、大分県）ある。勧告や公表の代わりに行う北海道や愛知県、広島県と指導又は助言、勧告、公表に加えて定める愛媛県と大分県がある。

そのほか、「要請」を定めたのが、1自治体（和歌山県）ある。

したがって、行政指導の規定については、「指導又は助言」「勧告」「公表」「立入調査」のすべてを規定しているのは37自治体である。そのほかは、北海道は「指導又は助言」「指示」のみを、愛知県及び広島県は「指導又は助言」「指示」「立入調査」を規定し

表 3.4.2 特定建築物

- 1.学校
- 2.病院又は診療所
- 3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 4.集会場又は公会堂
- 5.展示場
- 6.卸売市場又は百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗
- 7.ホテル又は旅館
- 8.事務所
- 9.共同住宅、寄宿舎又は下宿
- 10.老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 11.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 12.体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 13.博物館、美術館又は図書館
- 14.公衆浴場
- 15.飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 16.理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するもの
- 17.自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- 18.工場
- 19.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 20.自動車の停留又は駐車のための施設
- 21.公衆便所
- 22.公共用歩廊

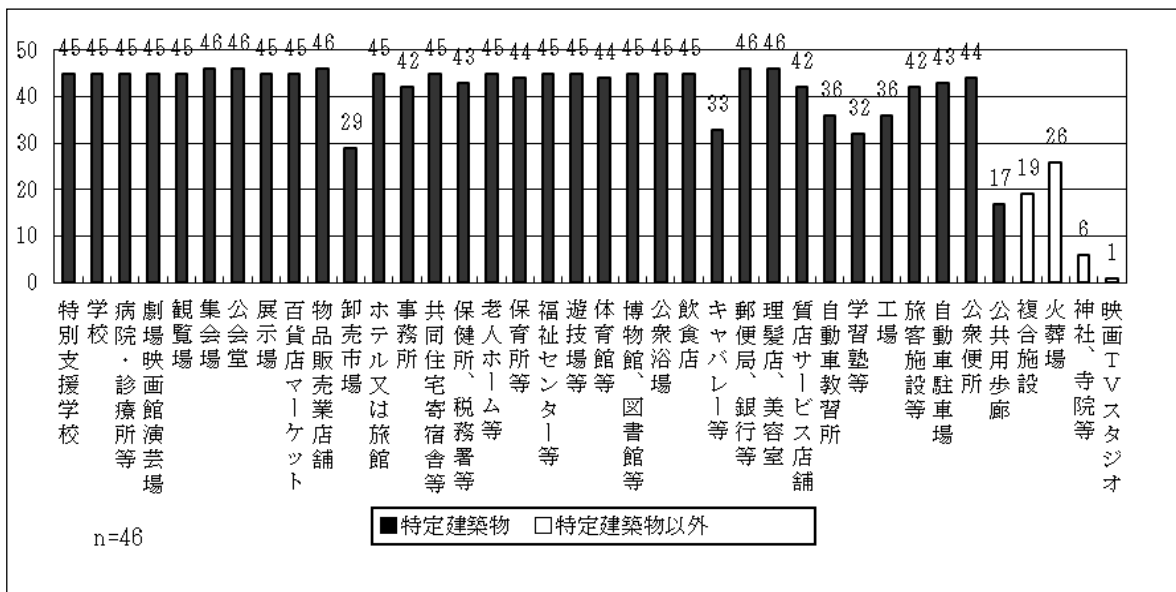


図3.4.2 都道府県における自主条例対象施設の指定数

ており、岐阜県及び兵庫県は「指導又は助言」「勧告」「公表」を定めているが、「立入調査」は規定していないというように、自治体において行政指導の規定に違いが見られる。しかしながら、すべての自治体では事務手続きの各段階において行政指導の規定が定められている。

2. 対象施設と協議対象施設

(1) 対象施設

法に定めた特定建築物を表3.4.2に表す。また、都道府県が自主条例において指定した対象施設の数を図3.4.2に表わす。

自主条例を施行する46都道府県のほとんどが、特定建築物を自主条例においてバリアフリー化の対象となる対象施設として定めている。しかしながら、大阪府においては、委任条例において特別特定建築物を「0㎡以上」と規定している用途が多いために、物品販売店舗や理髪店、銀行等を除いて、自主条例では特定建築物の多くを対象施設としていない。また、自治体によっては、複合施設、火葬場、神社・寺院等、映画TVスタジオといった特定建築物以外の用途を定める自治体もあり、対象施設は自治体により異なる。

(2) 協議対象施設の範囲

都道府県46自治体を対象施設のうち事前協議や届出が必要な「協議対象施設」として定める最小規模の範囲を都道府県番号で、表3.4.3.1と表3.4.3.2に表す。

協議対象施設について、「学校」「病院又は診療所」「集会場」「保健所、税務署等」「老人ホーム等」「郵便局、銀行等」「博物館・図書館等」「旅客施設等」「公衆便所」の範囲を「0㎡以上」とする自治体が7割から9割ほどある。これらの用途は、公共施設に多い用途や福祉施設、医療施設などといった公共性の高い用途であり、多くの自治体が規模に関係なく協議対象施設としている。

その他の自治体は、「100㎡以上」や「300㎡以上」を協議対象施設とするところがあるが、とくに、④大分県では、協議対象施設を「病院又は診療所」「公衆便所」を除いて、1000㎡以上と規定しており、⑧茨城県では、協議対象施設を「病院又は診療所」「保健所、税務署等」「老人ホーム等」「公衆便所」を除いて、2000㎡以上に規定している。

また、「展示場」「物品販売店舗」「理髪店、美容室」「公衆浴場」「飲食店」「自動車教習所」「学習塾等」については、日常生活に欠かせない民間施設の200㎡未満の小規模施設が多く、「0㎡以上」～「100㎡以上」の範囲で定める自治体が3割ほどある。したがって、そのほかの7割ほどの自治体では、「200㎡以上」や「300㎡以上」、「500㎡以上」、「1000㎡以上」、「2000㎡以上」として、民間施設の小規模施設を協議対象施設に定めていない。

表3.4.3.1 都道府県ごとの協議対象施設の最小範囲 1/2 (番号は都道府県番号を示す。)

区分	範囲	0㎡以上	30㎡以上	50㎡以上	100㎡以上	200㎡以上	300㎡以上	500㎡以上	1000㎡以上	2000㎡以上	対象外
1	学校	①②③④⑤⑥⑦⑩ ⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱ ⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖ ㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞ ㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷			⑨⑳ ㉞		㉟		㊱	㊲	㊳
2	病院又は診療所	①②③④⑤⑥⑦⑩ ⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱ ⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗ ㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟ ㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷			⑨⑳ ㉞㉟ ㊱		㊲㊳㊴ ㊵㊶				㊳
3	劇場、映画館等	①③⑷⑸⑹⑺⑻ ⑽⑾⑿⑿⑿⑿⑿⑿ ⑿⑿⑿⑿⑿⑿⑿⑿			⑤⑹ ⑿⑿	⑨⑮ (客席面積)	⑩⑭⑯ ㉟	②④⑪ ⑲⑳㉑ ㉒㉓	⑥⑦⑫⑬⑭⑯ ⑰⑱㉒㉓㉔㉕ ㉖㉗㉘㉙	㉚	㉛
4	集会場	①②③④⑤⑥⑦⑩ ⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱ ⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗ ㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟ ㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷			㉔㉕ ㉖㉗	⑨⑮	㉟㊱㊲ ㊳	⑲	㊴	㊵	
5	展示場	①⑪⑰⑳㉑㉒			⑤⑹ ㉔㉕ ㉖㉗ ㉘		⑩⑳㉑ ㉒	③⑲㉑ ㉒	②④⑥⑦⑨ ⑫⑬⑭⑮⑯⑰ ⑱⑲㉑㉒㉓ ㉔㉕㉖㉗㉘㉙ ㉚㉛㉜㉝	㉞	㉟
6	物品販売を営む店舗	①⑬⑳㉑㉒			⑤⑹ ㉔㉕ ㉖㉗ ㉘㉙ ㉚	④⑦⑪⑭⑰ ⑱㉑㉒㉓㉔ ㉕㉖	②③⑩ ⑮⑲㉑ ㉒㉓㉔ ㉕㉖㉗	⑥⑨⑫ ⑮⑲㉑ ㉒	㉓㉔	㉕	
7	ホテル又は旅館	①⑪⑰⑳㉑㉒			⑤⑹ ㉔㉕ ㉖㉗ ㉘		⑩⑲㉑ ㉒	㉓㉔㉕ ㉖㉗	②③④⑥⑦ ⑨⑫⑬⑭⑮⑯ ⑰⑱⑲㉑㉒ ㉓㉔㉕㉖㉗ ㉘㉙㉚㉛㉜ ㉝㉞㉟	㉟㊱	㊲
8	保健所、税務署等	①②③④⑤⑥⑦⑨ ⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰ ⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕ ㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜ ㉝㉞㉟㊱㊲㊳ ㊴㊵㊶㊷㊸㊹					㉟㊱		㊲		㊳ ㊴ ㊵
9	老人ホーム等	①②③④⑤⑥⑦⑨ ⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰ ⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕ ㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜ ㉝㉞㉟㊱㊲㊳ ㊴㊵㊶㊷㊸㊹ ㊺			㉞		㉟㊱		㊲		㊳
10	体育館等	①③⑤⑷⑸⑹⑺⑻ ⑽⑾⑿⑿⑿⑿⑿⑿			㉞㉟ ㊱		⑩㉑	②④⑪ ㉒㉓㉔ ㉕	⑥⑦⑨⑫⑬ ⑭⑮⑯⑰⑱⑲ ⑳㉑㉒㉓㉔ ㉕㉖㉗㉘㉙ ㉚㉛㉜㉝	㉞	㉟
11	飲食店	①⑬⑳㉑㉒			⑤⑹ ㉔㉕ ㉖㉗ ㉘	④⑦⑪⑭⑰ ⑱㉑㉒㉓㉔ ㉕㉖	②③⑩ ⑮⑲㉑ ㉒㉓㉔ ㉕㉖㉗ ㉘	⑥⑨⑫ ⑲㉑ ㉒	㉓	㉔	㉕
12	郵便局、銀行等	①③④⑤⑦⑨⑪⑬ ⑭⑰⑱⑲㉑㉒㉓ ㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚ ㉛㉜㉝		③ ㉔	㉕㉖ ㉗㉘ ㉙㉚ ㉛	㉕㉖	②⑩⑮ ⑰㉑㉒ ㉓	⑥⑲㉑ ㉒	㉓	㉔	
	理髪店、美容室	①⑤⑬⑰⑳㉑㉒ ㉓㉔	㉕	③ ④ ⑦ ⑲	⑨⑮ ㉔㉕ ㉖㉗ ㉘㉙	⑪⑭⑱㉑㉒	②⑩⑮ ⑰㉑㉒ ㉓㉔ ㉕	⑥⑲㉑ ㉒	㉓		

表3.4.3.2 都道府県ごとの協議対象施設の最小範囲 2/2 (番号は都道府県番号を示す。)

区分	範囲	0㎡以上	100㎡以上	200㎡以上	300㎡以上	500㎡以上	1000㎡以上	2000㎡以上	3000㎡以上	対象外	その他	
13	博物館、図書館等	①②③④⑤⑥ ⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬ ⑭⑮⑯⑰⑱⑲ ⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖ ㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝ ㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵ ㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼	⑳		⑱⑳		④④	⑧		㉗		
14	公衆浴場	①⑩⑮⑳㉑㉒㉓ ㉔㉕	⑤⑲ ㉑㉒ ㉓㉔ ㉕	④⑪⑰	②③ ⑦⑱ ㉑㉒ ㉓㉔ ㉕㉖ ㉗㉘ ㉙㉚ ㉛㉜	⑥⑫ ⑭⑲ ㉑㉒ ㉓㉔ ㉕㉖ ㉗㉘ ㉙㉚	⑨⑮⑯ ㉑㉒㉓ ㉔㉕㉖ ㉗㉘	⑧		㉗		
15	事務所	①⑳㉑㉒	⑳		㉑㉒	⑪⑲	③⑱㉑ ㉒㉓	⑨⑤⑩ ⑫⑬⑰ ⑱⑲⑲ ㉑㉒㉓ ㉔㉕㉖ ㉗㉘	②④⑦ ⑧⑮⑯ ㉑㉒㉓ ㉔㉕㉖ ㉗㉘	㉑㉒ ㉓		
16	自動車教習所	①②③④⑤⑥ ⑬⑭⑮⑰⑱⑲ ㉑㉒㉓㉔㉕㉖ ㉗㉘㉙	⑦⑲ ㉑㉒ ㉓㉔ ㉕㉖ ㉗㉘		⑮⑳	㉑㉒	④④	⑧		⑨⑪ ⑫⑰ ㉑㉒ ㉓㉔ ㉕㉖ ㉗㉘		
	学習塾等	①②③⑬⑭⑮ ⑰⑲㉑㉒㉓㉔ ㉕㉖	⑤⑦ ㉑㉒ ㉓㉔ ㉕㉖ ㉗㉘ ㉙㉚		⑮⑳ ㉑㉒	㉑㉒ ④④	④④			④⑥ ⑧⑨ ⑪⑫ ⑮⑰ ㉑㉒ ㉓㉔ ㉕㉖		
17	旅客施設等	①②③④⑤⑥ ⑦⑩⑫⑬⑭⑮ ⑰⑱⑲⑲⑲⑲ ㉑㉒㉓㉔㉕㉖ ㉗㉘㉙㉚㉛ ㉜㉝㉞㉟㊱	⑨⑳		④④		④④⑥	⑧⑪			㉑㉒ ㉓㉔	
18	工場	①⑳㉑	⑳		④④	⑪	⑥⑭㉑ ㉒㉓	⑤⑩⑬ ⑰⑲㉑ ㉒㉓㉔ ㉕㉖㉗ ㉘㉙㉚	③⑧⑫ ⑮⑯⑲ ㉑㉒㉓ ㉔㉕㉖ ㉗㉘㉙ ㉚㉛㉜ ㉝㉞㉟	②④ ⑦⑱ ㉑㉒ ㉓㉔ ㉕㉖ ㉗㉘	⑨⑲ (見学有)	
19	自動車駐車場	①②⑬⑰⑲㉑ ㉒㉓㉔㉕	㉑㉒		④④	④⑤ ⑨⑩ ⑪⑫ ⑬⑭ ⑮⑰ ⑱⑲ ㉑㉒ ㉓㉔ ㉕㉖ ㉗㉘ ㉙㉚	⑥⑦⑱ ㉑㉒ ㉓㉔			⑧⑱ ㉑	③ (30台超) ⑲ (50台以上) ㉑ (駐車場法による)	
20	公衆便所	①②③④⑤⑥ ⑦⑧⑨⑩⑪⑫ ⑬⑭⑮⑰⑱⑲ ㉑㉒㉓㉔㉕ ㉖㉗㉘㉙㉚ ㉛㉜㉝㉞㉟ ㊱㊲㊳㊴㊵	⑳							⑱㉑	⑧ (便房11) ㉑ (便房3)	
21	共同住宅、寄宿舎等	①④⑤	⑳		④④		⑪⑭⑰ ⑱	⑤⑩⑬ ㉑㉒ ㉓㉔	⑮	㉑	20戸or25戸以上(㉑㉒㉓) 21戸以上or2000㎡以上(㉔)30戸以上(㉕㉖) 40戸以上(㉗) 50戸or51戸以上(㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱) 50戸or51戸以上又は2000㎡以上(㉒㉓㉔) 101戸以上(㉕)	

表 3.4.4 都道府県整備基準整備箇所

No	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
整備箇所	出入口	廊下等	階段	エレベーター	便所	駐車場	敷地内通路	ホテル・旅館の客室	案内板・標識	案内設備	客席・車いす使用者用席	脱衣・浴室等	更衣室・シャワー室	洗面所	授乳室・おむつ替え室	レジ通路・改札口	公衆電話	券売機	受付カウンター・記載台	非常時設備・非常警報装置	エスカレーター	共同住宅等の住戸等	水のみ場	休憩場所	幼児用遊び場	幼児用設備	聴覚障害者用設備	呼び出し設備	公衆ファックス	合計
法(建築物移動等円滑化基準)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				
1 静岡県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	9
2 長野県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	11
3 岐阜県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	11
4 富山県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
5 山梨県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
6 東京都	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	13
7 大阪府	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	13
8 秋田県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	14
9 福井県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	14
10 兵庫県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	14
11 大分県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	14
12 沖縄県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	14
13 群馬県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	15
14 新潟県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	15
15 愛知県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	15
16 奈良県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	15
17 島根県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	15
18 山口県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	15
19 高知県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	15
20 福岡県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	15
21 埼玉県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	16
22 三重県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	16
23 京都府	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	16
24 青森県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	17
25 福島県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	17
26 千葉県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	17
27 徳島県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	17
28 香川県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	17
29 長崎県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	17
30 宮城県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	18
31 神奈川県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	18
32 和歌山県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	18
33 岡山県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	18
34 鹿児島県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	18
35 岩手県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	19
36 滋賀県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	19
37 広島県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	19
38 佐賀県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	19
39 宮崎県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	19
40 山形県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	20
41 茨城県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	20
42 熊本県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	20
43 北海道	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	21
44 愛媛県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	21
45 栃木県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	22
46 石川県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	22
合計	46	46	46	46	46	46	46	43	41	46	43	39	29	9	33	23	25	18	29	18	5	1	7	12	2	5	2	2	1	

とくに、⑧茨城県は「物品販売店舗」や「飲食店」のほか、小規模施設の多い「理髪店、美容室」であっても2,000㎡以上としており、法により特別特定建築物のバリアフリー化が義務化された今もそのままである。

そのほか、「劇場、映画館等」「ホテル又は旅館」「体育館等」「事務所」「工場」「自動車駐車場」については、「0㎡以上」や「100㎡以上」とする自治体もあるが、5割ほどの自治体は「500㎡以上」や「1000㎡以上」の範囲で定めており、この用途については、大規模な施設を協議対象とする自治体が多い。

したがって、協議対象施設については、公共性の高い用途である「学校」「病院又は診療所」「保健所、税務署等」「老人ホーム等」などは、「すべて」を対象とする自治体が7割以上ある。また、「物品販売店舗」「理髪店、美容室」「飲食店」などの小規模施設を協議対象施設とする自治体は3割ほどであり、民間施設の小規模施設を協議対象施設とする自治体は少ない。そのほか、「劇場、映画館等」「ホテル又は旅館」「体育館等」は「500㎡以上」とする自治体が5割あり、大規模な施設を協議対象施設とする自治体が過半を占める。このように、協議対象施設の範囲は自治体により様々である。

(3) 整備基準適用箇所

自主条例においては、対象施設のバリアフリー化を実現するために整備基準を定めている。整備基準は、「すべての人が自らの意思で自由に移動し、安心して生活することができる都市環境の整備を進めるための基準」(大阪府条例第6条第1項第2号)であり、バリアフリーの基本となるものである。

都道府県の46自治体が定める整備基準整備適用箇所について、表3.4.4に表す。法の建築物移動等円滑化基準において定める「1 出入口」から「10案内設備」の整備箇所は、「8客室」や「9案内板・標識」を定めていない一部の自治体があるものの、ほとんどの自治体が定めている。この建築物移動等円滑化基準以外に、自治体が定めた整備箇所は、19の整備箇所がある。

これらの19整備個所のうち、「11客席」や「12脱衣・浴室等」「13更衣室・シャワー室」「15授乳室」「16レジ通路・改札口」「17公衆電話」「19受付カウンター」については、半数以上の自治体が定めている。しかし、「22共同住宅住戸」「25幼児用遊び場」「27聴覚障害者設備」「28呼び出し設備」「29公衆FAX」については、それぞれ1～2自治体しか定めていない。

1～2自治体しか定めていない「幼児用遊び場」や「公衆FAX」、最低限の整備を必要とする整備基準において必要とされるものか、あるいは整備基準全体について、理想的でなく現状に合った最低限必要とされる整備基準としての見直しも必要と考える。このことは、1つでも不適合だと、施設全体が整備基準不適合と判断される現状を踏まえる必要がある。

第5節 委任条例の規定内容

1. 特別特定建築物の用途

都道府県の14自治体が委任条例において指定する特別特定建築物の用途について図3.5.1に表わす。なお、この図のうち、法の特別特定建築物に定める用途を黒色の棒グラフで示す。また、自治体が法の特定建築物を特別特定建築物として追加した用途を白色の棒グラフで表わす。

この白色の棒グラフで表わす特定建築物から特別特定建築物へ指定する用途は、学校、事務所、共同住宅・寄宿舍等、保育所等、体育館（一般用以外）、料理店等、自動車教習所、工場がある。しかし、これらの用途を定める自治体は、学校を除いて少ない。

すべての14自治体が指定する用途は、特別支援学校、病院又は診療所、保健所・税務署等、老人ホーム、福祉センター等であり、これらは公共性の高い用途と考えられる。

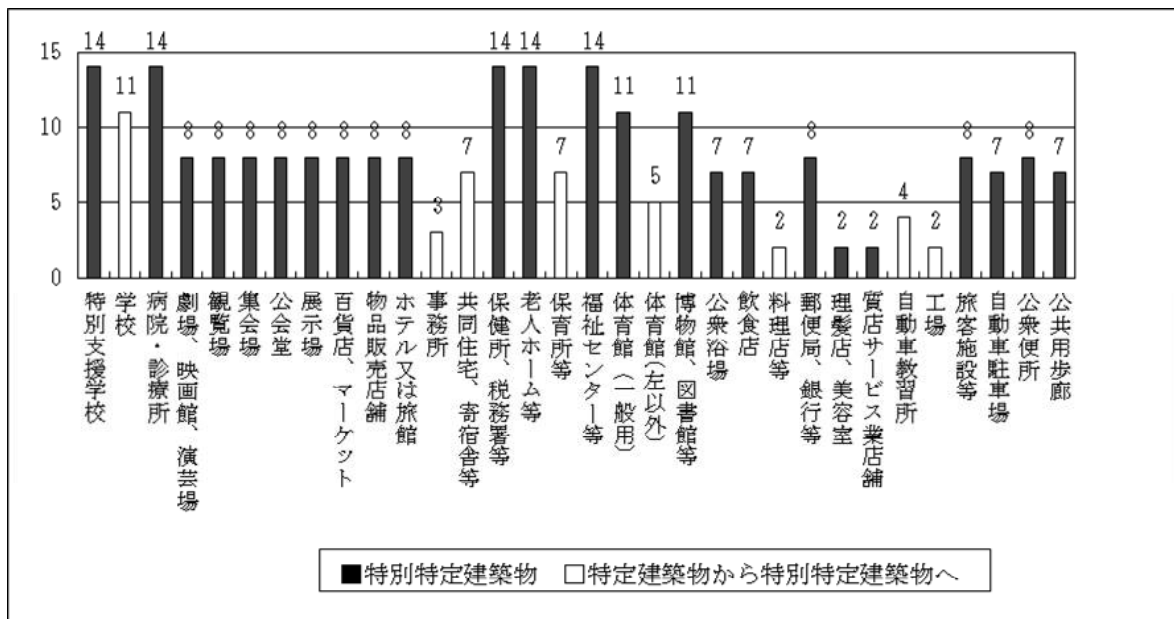


図3.5.1 特別特定建築物の指定数

次に、11自治体が定めるのは、博物館・図書館等と体育館（一般用）、学校であり、これらも公共施設に多い、公共性の高い用途である。

その次に、民間施設に多い、劇場・映画館・演芸場、観覧場、集会場、展示場、百貨店・マーケット、物品販売店舗、ホテル又は旅館、郵便局・銀行等、旅客施設等などを8自治体が指定する。また、同様に民間施設に多い公衆浴場や飲食店、共同住宅・寄宿舍等、保育所等を7自治体が定める。しかし、事務所、自動車教習所、理髪店・美容室、質店・サービス店舗、工場などを定める自治体は少ない。

したがって、都道府県の自治体が委任条例に定める特別特定建築物の用途は、公共性の高い用途に多く、民間施設に多い用途になるほど少ない。

2. 特別特定建築物の範囲

都道府県の14自治体が委任条例において定める特別特定建築物の用途とその最小の範囲を都道府県番号で表3.5.1に表わす。

「特別支援学校」「病院・診療所等」「老人ホーム、福祉センター等」「保健所、税務署等」「学校」「博物館、図書館等」「体育館等」について、「1000 m²以上」とする4～8自治体と「0 m²以上」とする2～5自治体が多い。そのほか、「500 m²以上」とする1自治体や「対象外」とする自治体が見られる。いずれの用途も公共性の高い用途と考えられ、多くの自治体が指定する。

「劇場、映画館又は演芸場」「ホテル又は旅館」については、「0 m²以上」や「200m²以上」とするのは2自治体と少なく、「1000m²以上」とする4～5自治体と「対象外」とする6自治体が多い。これらは、民間施設に多い用途であり、小規模施設を指定する自治体は少なく、大規模な施設を指定する自治体と対象外とする自治体が多い。

そして、「百貨店、マーケット、物品販売店舗等」「飲食店」「郵便局・銀行等」「公衆浴場」については、「100m²以上」～「200m²以上」の範囲に指定する2～4自治体と、「500 m²以上」～「1000m²以上」とする1～3自治体、そして「対象外」とする6～7自治体に分けられる。これらは、民間施設に多い用途であり、小規模施設など指定する自治体は少なく、自治体の半数は対象外としている。

したがって、用途別には公共性の高い用途は、ほとんどの自治体が指定する。そのうちこれらの公共性の高い用途のみを定める自治体がある。また、民間施設に多い用途について、小規模施設を指定する自治体は少ないが、自主条例と同様に小規模施設の範囲まで定める自治体がある。

次に、自治体別では、③岩手県は、特別特定建築物に「病院又は診療所」「老人ホーム、福祉センター等」の3用途を「1000 m²以上」に定めている。⑩長野県は、「特別支援学校」「病院又は診療所」「保健所、税務署等」「老人ホーム、福祉センター等」の4用途を「1000 m²以上」に定めている。⑥山形県は、「特別支援学校、学校（小中学校のみ）」「病院又は診療所」「保健所、税務署等」「老人ホーム、福祉センター等」の4用途を「1000 m²以上」に定めている。これらの3自治体は、特別特定建築物には公共性の高い用途を中心に「1000 m²以上」に定めており、特別特定建築物に指定する用途は少ない。

そのほか、④熊本県と④大分県の2自治体については、「特別支援学校」「病院又は診療所」「保健所、税務署等」「老人ホーム、福祉センター等」「体育館、遊技場等」「博物館、図書館等」の6用途を「1000 m²以上」に定めている。また、③徳島県は、熊本県と大分県が定めた6用途に「学校」加えた7用途を定めている。したがって、熊本県、大分県、徳

表 3.5.1 都道府県の特別特定建築物の用途と最小範囲（番号は都道府県番号を示す）

区分	特別特定建築物	0 m ² 以上	100 m ² 以上	200 m ² 以上	500 m ² 以上	1000 m ² 以上	2000 m ² 以上	3000 m ² 以上	対象外
1	特別支援学校	⑪⑬⑲⑳㉘㉙			⑭	⑥⑦⑲⑳㉘㉙ ㉚㉛㉜			③
	学校（上記除く）	⑪⑬⑲⑳㉙			⑭	⑥⑦㉚	㉞		③⑲㉛㉜
2	病院又は診療所	⑪⑬⑲⑳㉙			⑭	③⑥⑦⑲⑳ ㉚㉛㉜㉝			
3	劇場、映画館、演芸場等	㉘㉙			⑪⑲	⑬⑭⑲㉚			③⑥㉞㉟㊱㊲ ㊳
4	集会場・公会堂	⑪⑬⑲⑳㉙				⑭⑲㉚			③⑥㉞㉟㊱㊲ ㊳
5	展示場		㉘	⑪	⑲㉙	⑬⑭⑲㉚			③⑥㉞㉟㊱㊲ ㊳
6	百貨店、マーケット、物販店等		㉘㉙	⑲⑪	⑬⑭	⑲㉚			③⑥㉞㉟㊱㊲ ㊳
7	ホテル又は旅館		㉘	⑪ ㉙（かつ10室以上）		⑬⑭⑲㉚ ㉛			③⑥㉞㉟㊱㊲ ㊳
8	事務所					㉙		㉞㉟	③⑥⑪⑬⑭ ⑲⑲㉞㉟㊱㊲ ㊳㊴
9	共同住宅、寄宿舎、下宿					㉙	⑪⑬⑭ ㉛（かつ30戸以上） ㉜（かつ21戸以上）	㉞	③⑥⑲⑲㉞㉟ ㊱㊲
10	保健所、税務署等	⑪⑬⑲⑳㉙			⑭	⑥⑦⑲⑳㉘ ㉙㉚㉛			③
11	老人ホーム、福祉ホーム、福祉センター等	⑪⑬⑲⑳㉙			⑭	③⑥⑦⑲⑲ ㉚㉛㉜㉝			
	保育所等	㉛㉜	㉙		⑭		㉞		③⑥⑪⑬⑭ ⑲㉞㉟㊱㊲ ㊳
12	体育館、遊技場等	㉘㉙			⑪	⑬⑭⑲㉚ ㉛㉜㉝	㉞		③⑥⑭⑲
13	博物館、図書館等	⑪⑬⑲⑳㉙			⑭	⑲㉚㉛㉜ ㉝			③⑥⑲
14	公衆浴場		㉘	⑪	⑭㉙	⑬⑭⑲			③⑥㉞㉟㊱㊲ ㊳㊴
15	飲食店		㉘㉙	⑪⑲	⑬⑭	㉚			③⑥⑦⑲⑲ ㉚㉛㉜
16	郵便局、銀行等		㉘㉙	⑪⑲	⑬⑭	㉚			③⑥⑦⑲⑲ ㉚㉛㉜
	理髪店、美容室		㉘	⑪⑲㉙					③⑥⑪⑬⑭ ⑲⑲㉞㉟㊱㊲ ㊳
17	自動車教習所、学習塾等		㉘		㉙	㉛	㉞		③⑥⑪⑬⑭ ⑲⑲㉞㉟㊱㊲ ㊳
18	工場			㉛			㉘		③⑥⑪⑬⑭ ⑲⑲㉞㉟㊱㊲ ㊳
19	旅客施設等	⑬⑲㉚㉛			⑭	⑲㉚	⑪		③⑥㉞㉟㊱㊲ ㊳
20	自動車駐車場				⑪⑬㉘	⑲㉙	⑭㉚		① ⑥㉞㉟ ㊱㊲㊳
21	公衆便所	⑬⑲㉚							③⑥⑪⑬⑭ ⑲⑲㉞㉟㊱㊲ ㊳

鳥取県は、「1000 m²以上」の公共性の高い用途と不特定多数が利用する「体育館、遊技場等」「博物館、図書館等」「学校」など大規模施設に多い用途を加えている。

そして、表 3.5.1 から⑰石川県は 16 用途を「1000 m²以上」に、⑳京都府は 19 用途を「1000～2000 m²以上」の範囲に、⑭神奈川県は 18 用途を「500～2000 m²以上」の範囲に、㉑鳥取県は 20 用途について「0～1000 m²以上」の範囲に、⑬東京都は 18 用途について「0～2000 m²以上」の範囲に、㉒大阪府、㉓兵庫県、⑪埼玉県の 3 自治体では、18～20 用途について「0～2000 m²以上」の範囲で、これらの自治体は多くの用途を特別特定建築物に指定している。

したがって、特別特定建築物に公共性の高い用途のみを「1000 m²以上」と定める自治体は、岩手県、山形県、長野県、徳島県、熊本県、大分県の 6 自治体である。また、特別特定建築物について、ほとんどの用途を「1000 m²以上」又は「500 m²以上」として定めるのは、神奈川県、石川県、京都府の 3 自治体である。そのほかに、特別特定建築物を自主条例と同様に、ほとんどの用途を民間施設の小規模施設を含めて「0～2000 m²以上」の範囲で定めるのは、埼玉県、東京都、大阪府、兵庫県、鳥取県の 5 自治体である。

3. 建築物移動等円滑化基準に付加した基準

都道府県の 14 自治体が委任条例において定める建築物移動等円滑化基準に付加した整備箇所について、自治体ごとの自主条例の整備基準の適用箇所数と委任条例の建築物移動等円滑化基準の適用箇所数、そして、建築物移動等円滑化基準と比較して図 3.5.2 に表わす。

5 自治体（岩手県、山形県、徳島県、熊本県、大分県）は付加基準を定めていない。委任条例の建築物移動等円滑化基準適用箇所数に比べて、自主条例の整備基準が多いのは 10 自治体（岩手県、山形県、埼玉県、神奈川県、石川県、長野県、京都府、徳島県、熊本県、大分県）である。委任条例と自主条例が同数の自治体が 1 自治体（兵庫県）、委任条例の方が多くのが、2 自治体（東京都、大阪府）である。

兵庫県と大阪府は、ヒアリングにおいて、自主条例の整備基準をそのまま委任条例に移行したとしており、付加基準の適用箇所が多いと考えられる。委任条例のみを定めた鳥取県の建築物移動等円滑化基準の適用箇所は 14 自治体の中で最も多く 27 箇所である。

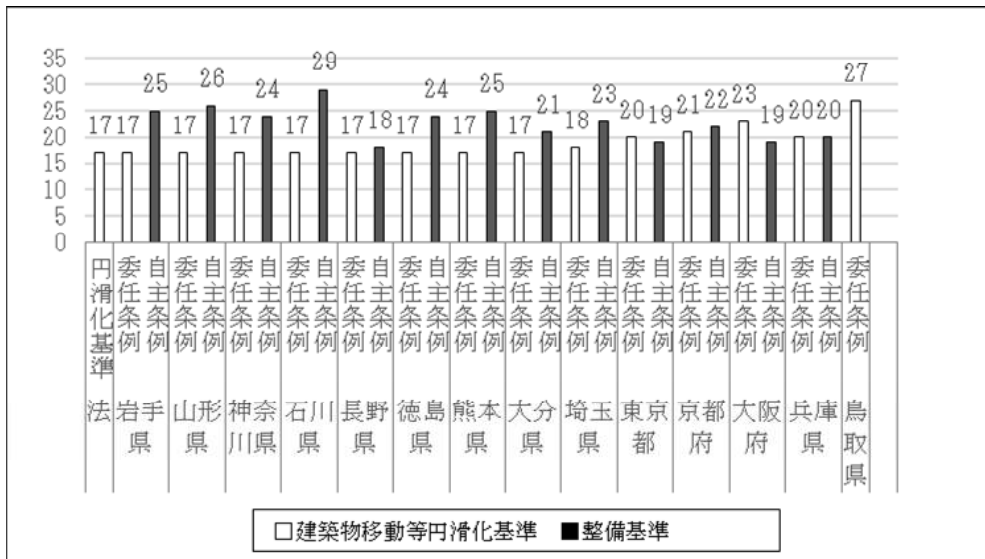


図 3.5.2 委任条例施行自治体の自主条例と委任条例の整備基準適用箇所数

次に、都道府県の委任条例について、付加基準を含めて建築物移動等円滑化基準の数と自主条例の整備基準の数を比較して、表 3.5.2 に表わす。

付加基準を定めたのは、石川県が移動等円滑化経路の出入口の「玄関庇」1箇所のみを定めている。その他の自治体は、埼玉県の5箇所から大阪府の15箇所まで、自治体ごとに整備箇所も付加基準の内容も異なる。

付加基準の内容は、『廊下等』については、「傾斜路下や階段下の点状ブロックの設置」「廊下手すり及び授乳所設置」「受付カウンター等の設置」を定める。『階段』については、「点状ブロックの設置」「両側手すりの設置」「回り階段の禁止」「踊り場の手すり設置」を定める。『傾斜路』については、「点状ブロックの敷設」「立ち上がり部分の設置」を定める。『ホテル又は旅館の客室』については、「床仕上げ」「スイッチ類、聴覚障害者緊急伝達装置」「便所、浴室の構造」「非常警報装置の設置」を定める。『敷地内の通路』については、「排水溝の蓋」「傾斜路立上り」「段や傾斜路の両側手すり」「視覚障害者経路の構造」を定める。『駐車場』については、「駐車台数」「誘導標示」を定める。これらの基準は、自主条例の整備基準をもとに付加基準に加えられていると思われる。

とくに、多くの自治体が指定する『便所』について、6自治体（長野県、鳥取県、東京都、埼玉県、大阪府、兵庫県）が「ベビーチェア、おむつ交換設備」を定めており、また、5自治体（京都府、鳥取県、東京都、大阪府、兵庫県）が「床仕上げ」について定めている。そのほか2自治体（鳥取県、大阪府）は「大人用おむつ替え設備」について定めている。また、移動円滑化経路の『廊下等』については、6自治体（京都府、神奈川県、東京都、埼玉県、大阪府、兵庫県）が「幅」について定める。そして、4自治体（鳥取県、東京都、埼玉県、兵庫県）が「授乳及びおむつ交換場所」について定めている。

そのほかに、『増築適用範囲』については、増築等における基準の適用範囲を5自治体（京

表 3.5.2 都道府県の付加基準の内容 (●建築物等移動等円滑化基準 ○付加基準)

No	整備箇所	整備項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	基準合計		
			岩手県	山形県	徳島県	熊本県	大分県	石川県	長野県	京都府	神奈川県	鳥取県	東京都	大阪府	埼玉県	兵庫県			
1	廊下等 (第12条)	①仕上げ②点状ブロック	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	3	
		傾斜路や階段下の点状ブロック設置										○	○					1	
		廊下手すりや授乳所設置													○				1
		カウンター、電話台等の設置													○				1
2	階段 (第13条)	①手すり②仕上げ③段識別④段構造⑤点状ブロック⑥回り段禁止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	3	
		点状ブロックの設置										○	○	○				1	
		両側手すりの設置														○		3	
		周回階段の禁止								○	○	○						2	
		踏面、蹴上げ、幅												○			○	4	
3	傾斜路 (第14条)	①手すり②仕上げ③識別④上端点状ブロック	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	3	
		下端点状ブロックの敷設											○	○			○	3	
		立ち上がり部分の設置								○					○			3	
4	便所 (第15条)	①車いす使用者用便所設置②水洗器具③床置き小便器等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	6	
		ベビーチェア、おむつ交換設備								○			○	○	○	○	○	5	
		床仕上げ								○			○	○			○	2	
5	ホテル又は旅館の客室 (第16条)	①車いす使用者用客室②客室内便所③客室内浴室	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	2	
		床仕上げ											○	○				1	
		スイッチ類・聴覚障害者緊急伝達装置												○				1	
		便所・浴室の構造															○	1	
6	敷地内の通路 (第17条)	①仕上げ②段構造③傾斜路構造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	2	
		排水溝のふた												○			○	2	
		傾斜路立ち上がり									○							1	
		段や傾斜路の両側手すり															○	1	
		視覚障害者経路の構造															○	1	
7	駐車場 (第18条)	①車いす使用者用駐車施設設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	2	
		駐車台数										○					○	1	
		誘導標示													○			1	
8	標識(第20条)	①EV、便所、駐車施設の標識設置②内容識別	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	1		
9	案内設備(第21条)	①EV、便所、駐車施設の案内板等②視覚障害者案内設備③案内所	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	1	
		移動等円滑化経路 (第18条第3項第一号)	①階段・段が設けられていないか	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	1	
		1以上の経路の指定															○	1	
		排水溝のふた								○								1	
		出入口 (第二号)	①幅②戸の構造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	2
			玄関庇の設置								○			○					3
			玄関幅										○	○	○				2
			回転式としない										○	○					2
		10	廊下等 (第三号)	①幅②車いす転回場所③戸の構造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	6
				幅										○	○	○	○	○	4
授乳及びおむつ交換場所														○	○	○	○	1	
移動円滑化経路	傾斜路 (第四号)	車いす転回場所								○							1		
		①幅②勾配③踊場	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	2		
		幅・立ち上がり										○		○			2		
		踊場手すり設置										○		○			1		
		①～⑤EVの構造規定	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	3	
エレベーター及びその乗降ロビー (第五号)	手すり、鏡設置	音声等の構造								○		○					2		
		出入口幅												○			1		
		制御装置の位置														○		1	
		特殊構造等昇降機 (第六号)	①エレベーターの場合	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	1	
敷地内の通路 (第七号)	②エスカレーターの場合	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	1		
	①幅②車いす転回場所③戸の構造④傾斜路⑤地形の特殊性	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	3		
	幅										○	○	○				2		
11	案内設備まで経路 (第22条)	傾斜路構造															1		
		溝蓋構造															○	1	
		①線状、点状ブロック等の敷設②車路近接③段、傾斜路近接	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	3	
		段及び階段下端の点状ブロック															○	1	
12	浴室等	回り段としない															4		
		浴室等の構造										○		○		○	3		
13	共同住宅等経路	経路の構造									○	○	○	○		4			
14	増築等に関する適用範囲	適用範囲									○	○	○	○	○	○	6		
		経路の設置															○	1	
15	公益事業の事務所の経路	構造														○	1		
16	エスカレーター	構造														○	1		
17	適合証交付	交付規定														○	1		
付加基準合計									1	9	17	8	16	16	19	5	15		

都府、鳥取県、東京都、埼玉県、大阪府、兵庫県）が定めている。

これらの付加基準は、自主条例の整備基準をもとにしているが、とくに、便所の「ベビーチェア、おむつ交換設備」や廊下等における「授乳所」、「授乳及びおむつ交換場所」といった基準を付加する自治体が多い。これらは、現状の少子高齢化の問題から付加基準に加えられたと考えられる。

したがって、委任条例において建築物移動等円滑化基準と同じ整備箇所の8自治体（岩手県、山形県、神奈川県、石川県、長野県、徳島県、熊本県、大分県）と委任条例の建築物移動等円滑化基準は、自主条例と同様に数多く定める6自治体（埼玉県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県）がある。

第6節 福祉のまちづくり推進事業

自主条例や委任条例は、福祉のまちづくりの理念に基づいて、すべての人が安心して、安全に快適に生活できることをめざしており、生活環境において支障となる物理的な障害だけでなく、住民の意識や態度といった精神的な障壁を取り除き、すべての人が安全で快適に日常生活を営み、社会活動を行うことができるよう定められている。

そのために、ハード面の規定だけでなく、ソフト面についても福祉のまちづくりを推進するための事業を条例に規定して、福祉のまちづくり推進事業の施策を実施している。

このうち「福祉のまちづくり推進協議会」は、条例の規定に基づいて、福祉のまちづくりを推進するために設置している。また、「福祉のまちづくり推進計画」は、自治体において福祉のまちづくりを総合的にかつ計画的に推進するよう定めている。

これらの事業の役割について、福祉のまちづくりの実効性を高める視点から分析を行う。

1. 福祉のまちづくり推進協議会

自主条例の規定の「推進体制の整備」等の項目に基づき、福祉のまちづくりを推進させる等の目的で設置された「福祉のまちづくり推進協議会」は、都道府県自治体のホームページ等に掲載されたもので19自治体であった。これらの自治体の条例や設置要綱などにより規定する協議会の名称、設置目的、組織として委員等の構成を表3.6.1に表す。

協議会の名称は、「福祉のまちづくり」や「人にやさしい」「バリアフリー」「ユニバーサルデザイン」など福祉のまちづくりに関連する名称がつけられている。

設置目的は、「住民、事業者、行政が一体となって福祉のまちづくりに取り組むために」「福祉のまちづくり推進に関し調査審議するために」「条例を実効性あるものにするために」「県、市町はもとより、県民、事業者が一体となって福祉のまちづくりを推進するため」「総合的なユニバーサルデザインの取り組みを推進するため」「障がい者等への理解促進と、やさしいまちづくりの意識高揚を図るため」などとされており、UDなどを含めて福祉のまちづくりを推進するために、ハード面やソフト面などの福祉のまちづくりの取り組みを総合的に推進するために、行政、住民、事業者が一体となって審議を行うことを目的としている。

協議会の構成は、学識経験者、福祉団体、民間事業者、行政機関など、福祉のまちづくり整備に関連する団体等から選任された者で構成されている。

したがって、福祉のまちづくり推進協議会は、住民、事業者、行政の福祉のまちづくりの責務に基づき、それぞれの役割を果たすために福祉のまちづくりを調査審議する場である。協議会の活動により、対象施設の整備促進など、建築物のバリアフリー化の実効性を高める活動ができると考えられる。

表 3.6.1 都道府県福祉のまちづくり推進協議会

自治体名	協議会名称	設置目的	組織
1 北海道	北海道福祉のまちづくり推進連絡協議会	すべての道民が公共的施設などを円滑に利用できるため、市町村、事業者及び道民が一体となって取り組むことを目的	協議会は、建築、経済・労働・金融、交通、社会福祉・医療等の各分野を代表する団体及び行政機関等をもって構成する。
2 岩手県	岩手県ひとこやさしいまちづくり推進協議会	ひとこやさしいまちづくりの推進に関し調査審議するため、知事の諮問機関として、知事に意見を述べる事ができる。	委員は、県民、事業者、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから知事が任命する。
3 秋田県	秋田県バリアフリー社会形成審議会	知事の諮問に応じ、バリアフリー社会の形成に関する重要事項を調査審議させるため、知事に意見を述べる事ができる。	学識経験のある者のうちから15名以内で構成
4 埼玉県	埼玉県福祉のまちづくり推進協議会	高齢者、障害者等が円滑に利用できる生活関連施設の整備の促進、その他の福祉のまちづくりの推進を図るため	学識経験者、福祉団体、民間事業者、公募による県民及び市町村行政関係者等
5 東京都	東京都福祉のまちづくり推進協議会	都の区域における福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項について知事の諮問に応じ調査審議させるため	事業者、都民、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する委員30人以内をもって組織する。
6 神奈川県	神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議	「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」を有効なものとし、もってバリアフリーの街づくりの実現を図るため	バリアフリーの街づくりに関する学識経験を有する者等から選定した者24名程度をもって構成する。
7 新潟県	新潟県福祉のまちづくり施策推進会議	高齢者、障害者等を含むすべての人が自由に活動でき、主体性を保ちながら社会参加できる福祉のまちづくりを県民総参加により推進していくため	学識経験者、福祉団体、民間事業者及び市町村行政関係者等から福祉保健部長が依頼する20人以内の委員で構成
8 福井県	福井県福祉のまちづくり推進協議会	福祉のまちづくりに関する推進計画等を審議するため	事業者や障害者・高齢者等、福祉団体、行政機関等、様々な分野から代表する13名の委員
9 岐阜県	岐阜県福祉のまちづくり推進会議	すべての人が住みやすく、活動しやすい環境の整備を推進するため	建築、交通、社会福祉・障害、高齢、女性、学識、議会等の各分野を代表する団体及び行政機関等
10 愛知県	愛知県人にやさしい街づくり推進委員会	人にやさしい街づくりの推進のため、幅広い視野から専門的な審議を行うとともに、的確な助言を得ることを目的	委員会は、専門的審議を行うための委員10人をもって構成する。
11 三重県	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のために必要な事項を調査審議するため	委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、15名以内で知事が任命する。
12 滋賀県	滋賀県だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり推進会議	県条例の制定を機に、県、市町はもとより、県民、事業者が一体となって福祉のまちづくりを推進するため	県内の福祉団体、建築団体、地域団体などで構成する
13 大阪府	大阪府福祉のまちづくり審議会	大阪府福祉のまちづくり条例を有効なものとするため、福祉のまちづくりの推進についての重要事項の調査審議に関する事務を行う。	福祉のまちづくりに関し識見を有する者、高齢者、障がい者等の意見を代表する者、関係業界の意見を代表する者、関係行政機関の職員で構成
14 鳥取県	鳥取県福祉のまちづくり推進協議会	県、市町村、事業者及び県民が一体になって鳥取県福祉のまちづくり条例を有効なものとするため	委員及び専門委員38人以内をもって組織する。委員は、その調査協議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。
15 佐賀県	佐賀ユニバーサルデザイン推進会議	すべてのひとが暮らしやすくなる社会の実現に向け、総合的なユニバーサルデザインの取り組みを推進するため	学識経験者、県民代表、CSO団体(市民社会組織)等、企業、行政の22名以内で構成する
16 長崎県	長崎県福祉のまちづくり推進協議会	行政、事業者そして県民が一体となりさまざまな障壁を除去していく取り組みを推進することを目的	学識経験者、高齢者や障害者などの団体、事業者の団体、建築関係団体の等の代表、市町村代表などで構成される30名以内で構成する
17 熊本県	熊本県やさしいまちづくり推進協議会	高齢者や障がい者等が自由に社会参加できるように障がい者等への理解促進と、やさしいまちづくりの意識高揚を図る。	やさしいまちづくりを全県的に推進するため、行政、事業者、県民で構成する
18 大分県	大分県福祉のまちづくり推進協議会	高齢者や障害者を含むすべての県民が自由に行動し、社会、経済、文化、あらゆる分野の活動に参加できる福祉のまちづくりを推進するため	建築、経済・交通、社会福祉・高齢者、障害者、子育て、学識等の各分野を代表する団体及び行政機関等
19 沖縄県	沖縄県福祉のまちづくり審議会	県における福祉のまちづくりの推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ調査審議をする。	委員は、福祉のまちづくりに関する学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命し委員は15人以内で組織する。

2. 福祉のまちづくり推進計画

自主条例において「福祉のまちづくり推進計画」「推進指針の策定」「ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の策定等」などの項目に基づいて策定された「福祉のまちづくり推進計画」等について、自治体のホームページから5自治体を抽出して、表3.6.2に表す。

他の都道府県自治体の自主条例においても、「福祉のまちづくり推進指針の策定」や「基本方針の策定」「基本計画の策定」などの項目があり、自主条例の施行当初は、多くの自治体でこれらが策定されていたものと考えられるが、現在、これらの計画を策定する自治体が減少していると考えられる。

5自治体について、計画の名称については、「福祉のまちづくり」が1自治体（東京都）、「やさしいまちづくり」が2自治体（岩手県、熊本県）、「ユニバーサルデザイン」が2自治体（三重県、佐賀県）である。

計画期間は、いずれの自治体も4年から5年である。

計画等の目的は、「施策を推進するための指針（基本）計画として」が3自治体（岩手県、東京都、熊本県）、「ユニバーサルデザインを推進するために」が2自治体（三重県、佐賀県）である。

計画等の内容は、いずれの計画もすべての人を対象に、生活環境について、道路や建築物、公園、交通などのハード面の整備や教育や情報、サービス、啓発などのソフト面の施策などについて、4年から5年の期間内に施策の目標値や指標を定めて計画を推進する。

そのための進行管理は、いずれの自治体も前項にあげた「福祉のまちづくり推進協議会」等が、目標値や指標に対する評価、検討、見直しなどの進行管理を行い、次年度における新たな取り組みや次期計画につなげることなどを協議検討する。

したがって、計画の策定と市民協働による進捗管理は、建築物のバリアフリー化の推進を含めて、実効性を高めるためにも重要な取り組みであり、そのためにも計画の継続が重要である。

表 3.6.2 福祉のまちづくり推進計画

都道府県	計画等名称	期間	目的	内容	進行管理
1 岩手県	ひとにやさしいまちづくり推進指針(第4期)	2015年度～2019年度	ひとにやさしいまちづくり施策を総合的に推進するための行動指針	人口減少、少子・高齢化や国際化の進展、東日本大震災などに対応するため、主要な指標の推移とともに関係する施策の実施状況を把握し、「ひとり暮らし」「まちづくり」「ものづくり」「情報・サービス」「社会参加」を柱に、それぞれの主要な指標の推移とともに関係する施策の実施状況を把握し、ひとにやさしいまちづくり推進協議会に報告・協議のうえ、施策の改善・見直しを継続的に行う。	岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会
2 東京都	東京都福祉のまちづくり推進計画	2014年度～2018年度	福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画である。	以下の「5つの基本的視点」のもと、福祉、教育、住宅、建設、交通、安全・安心、観光等の分野の施策から102事業を定めて、目標の実現に向けて施策の充実を図る。 1 円滑な移動、施設利用のためのバリアフリー化の推進 2 地域での自立した生活の基盤となるバリアフリー住宅の整備 3 様々な障害特性や外国人等にも配慮した情報バリアフリーの充実 4 災害時・緊急時の備えなど安全・安心のまちづくり 5 心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化と社会参加への支援	東京都福祉のまちづくり推進協議会
3 三重県	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画 2015-2018	2015年度～2018年度	今あるバリアを取り除くというバリアフリーの取組とともに、ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組むため	障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人、外国人等すべてのひとが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりをすすめるために、「啓発活動や学習機会の提供、人材の育成」「歩行空間、交通システム、案内表示、建築物、公園等を整備」「だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供」のそれぞれの項目における取組指標と年度ごとの目標値を定めて、年度ごとに実績を評価し、次年度における新たな取り組みにつなげる。	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
4 佐賀県	佐賀ユニバーサルデザイン推進指針 2015	2015年度～2018年度	年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に向け、県民協働によるユニバーサルデザイン(UD)の取組を推進するため	建物・道路・公園・交通などのハード面、サービス・ICT・文化・スポーツ・観光・防災・教育・情報発信などのソフト面と、県民一人ひとりが思いやりの心を持つといった意識の部分も含め、県民の暮らしに関わる分野を「3の視点」「13の項目」に、目指す姿を実現するための取り組みを体系づけて実施する。この取り組みを県民、CSO、企業、行政等と連携・協働して実施し、毎年度、その実施状況等について取りまとめ、「評価・検討」を行い、状況に応じて見直すなど、その結果を公表して適切な進行管理を行う。	佐賀ユニバーサルデザイン推進会議
5 熊本県	熊本県やさしいまちづくり推進指針	2016年度～2020年度	条例に基づき、県民誰もが、住み慣れた地域社会で共いいきいきと暮らせるような社会を目指し、様々な障壁(バリア)を取り除くため、幅広い分野で総合的・計画的に県の施策を進めていくための指針である。	やさしいまちづくりの視点による震災復興を実現するために、「意識・行動上の障壁除去」「移動・施設利用上の障壁除去」「情報取得・コミュニケーションに関する障壁除去」「生命・財産を守るための障壁除去」「社会の一員として能力発揮するための障壁除去」の5つの分野の63施策について、2015年度の現状値から2020年度の目標値を定めて、その進捗状況等を把握しながら進行管理を行い、今後の計画策定に関すること等を協議検討する。	くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会

第7節 考察とまとめ

1. 考察

都道府県が定める自主条例及び委任条例の規定内容と自主条例の規定に基づいて実施されている福祉のまちづくり推進事業の規定内容について、実効性の面から分析を行った。

(1) 自主条例について

都道府県において自主条例を定める自治体は46自治体である。このうち委任条例と自主条例を定める自治体は13自治体である。自主条例の規定には以下の問題があると判断する。

①事務手続き

全ての都道府県が、「事前協議」又は「届出」を定めている。事前協議と届出については、提出日が同様であるなど、明確な区別はない。提出日を「工事着手30日前」とする自治体が最も多く、ほとんどが建築確認申請と同時期に届出が行われると考えられる。また、「完了届」を規定していないところが14自治体、「完了検査」を規定していないところが24自治体ある。「適合証交付」については、43自治体が適合証交付を規定している。完了検査の規定のないところは、「適合証交付請求」により完了検査を実施しているところがある。適合証を交付していないのは3自治体（茨城県、大阪府、熊本県）である。大阪府は完了検査を定めているが、茨城県と熊本県は、完了届及び完了検査、適合証交付を定めていないため、工事終了後の状況を確認する方法がなく、整備は設置者任せになっている。自主条例は、建築主の整備についての合意や建築主の自主的な申出により事務手続きを行うよう規定していることが実効性の面で問題である。

②行政指導

都道府県の自主条例の規定において、対象施設の新設等を行う建築主等の整備基準の適合義務は、「遵守すること」としているのは27自治体、「努めること」としているのが28自治体である。そして、事務手続きに従わない場合のために、「指導又は助言」「勧告」「公表」「立入調査」等の行政指導が規定されており、自治体はこれらの行政指導を発揮しなければ、実効性は上がらないと考えられる。

③協議対象施設

協議対象施設については、「学校」「病院又は診療所」「保健所、税務署等」「老人ホーム等」などの用途について、「すべて」を対象とする自治体が7割以上ある。これらは公共性の高い用途と考えられる。また、「劇場、映画館等」「ホテル又は旅館」「体育館等」は「500㎡以上」とする自治体が5割であり、これらの用途は民間施設の大規模施設に多い。その

ほかに、「物品販売店舗」「理髪店、美容室」「飲食店」などの民間施設の200㎡未満の小規模施設を協議対象施設とする自治体は3割ほどと指定する自治体は少ない。とくに、不特定多数の人たちが利用するすべての施設をバリアフリー化するためには、民間の小規模施設を協議対象施設とすることが必要である。

④整備基準

整備基準は、対象施設の用途や規模により適用されるが、自治体により定める整備箇所は異なり、自治体ごとの整備基準適用箇所数は、9箇所から22箇所と大きく異なる。整備基準は1つでも整備基準に適合しなければ、施設全体が不適合となる。整備基準は最低限守らなければならない基準と望ましい基準は分ける必要がある。

(2) 委任条例について

委任条例を定めるのは14自治体と少ない。委任条例を定めた自治体の規定内容から、以下の3つのパターンがあると判断する。

①公共性の高い用途を「1000㎡以上」の範囲で特別特定建築物として定める。

「病院又は診療所」「保健所、税務署等」「老人ホーム等」などの公共性の高い用途を「1000㎡以上」の特別特定建築物として定める自治体である。また、これらの自治体では、付加基準は定めないか、建築物移動等円滑化基準は、付加基準を含めて自主条例より適用箇所は少ない。岩手県、山形県、長野県、徳島県、熊本県、大分県の6自治体がある。

②ほとんどの用途を「1000㎡以上」又は「500㎡以上」の範囲で特別特定建築物として定める。

特別特定建築物について、ほとんどの用途を「1000㎡以上」又は「500㎡以上」として定める。建築物移動等円滑化基準は、付加基準を含めて自主条例より適用箇所は少ない。神奈川県、石川県、京都府の3自治体がある。

③ほとんどの用途を自主条例と同様に、用途と規模により「0㎡～2000㎡以上」の範囲で特別特定建築物として定める

ほとんどの用途を自主条例と同様に用途や規模により「0㎡～2000㎡以上」の範囲で特別特定建築物を定める。建築物移動等円滑化基準の適用箇所は、付加基準を含めて自主条例と同様に多い。埼玉県、東京都、大阪府、兵庫県、鳥取県の5自治体がある。

(3) 福祉のまちづくり推進事業

自主条例の規定に基づき、建築物のバリアフリー化を含めて福祉のまちづくり推進のために定められた事業に「福祉のまちづくり推進協議会」と「福祉のまちづくり推進計画」がある。

①福祉のまちづくり推進協議会

福祉のまちづくり推進協議会は、ハード面やソフト面などの福祉のまちづくりを総合的に推進するために、行政、住民、事業者が一体となって現状の課題や課題解決方法などの取り組みについて審議することを目的としている。

②福祉のまちづくり推進計画

福祉のまちづくり推進計画は、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に進めることを目的に、道路や建築物、公園、交通などのハード面の整備や教育や情報、サービス、啓発などのソフト面の施策などについて、4年から5年の期間内に施策の目標値や指標を定めて計画を推進する。その実施内容について、評価、検討、見直しなどの進捗管理を行うのが「福祉のまちづくり推進協議会」である。建築物のバリアフリー化を含めて、時代の変化に対応し、福祉のまちづくりを推進していくためには計画を継続していくことが必要である。しかし、自主条例に推進計画等の策定について規定していても、すでに計画を終了しているところが多く、継続する自治体が少ないのが問題である。

2. まとめ

この章において、都道府県の自主条例や委任条例の規定、そして、自主条例に規定する福祉のまちづくり推進事業について以下を見出すことができた。

(1) 自主条例について

自主条例は、建築主の合意や自主的な手続きを行うように規定していることが実効性を高めるうえで問題であり、実効性を高めるためには、条例に規定する行政指導の規定を確実に実施する必要がある。また、協議対象施設は、不特定多数が利用するすべての施設のバリアフリー化を行う必要があり、200㎡未満の小規模施設を協議対象施設とすることが必要である。また、整備基準については、どの自治体も20年近くが経ち、整備基準は最低限守らなければならない基準と望ましい基準に整理する必要がある。

(2) 委任条例の規定について

委任条例を定める自治体について、特別特定建築物に公共性の高い用途のみを「1000㎡以上」とする6自治体とほとんどの用途を「1000㎡以上」又は「500㎡以上」とする3自治体、ほとんどの用途を用途と規模により「0㎡～2000㎡以上」の範囲で定める5自治体の3つのパターンがある。したがって、一部の用途のみを「1000㎡以上」とする自治体が多い。

(3) 福祉のまちづくり推進

自主条例において、福祉のまちづくりは、住民、事業者、行政のそれぞれの役割を定めて、福祉のまちづくりを推進すると定めており、「福祉のまちづくり推進協議会」は住民、事業者、行政が福祉のまちづくりの現状や課題解決方法について審議を行う。また、「福祉のまちづくり推進計画」は、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するために、ハード面とソフト面の福祉のまちづくり活動について、期間内に施策の目標値や指標を定めて計画を推進する。その実施内容について、評価、検討、見直しなどの進行管理を行うのが「福祉のまちづくり推進協議会」である。これらの活動を継続していくことが福祉のまちづくりの推進につながる。

第4章 自主条例の実効性について

第3章において、自主条例の規定は、建築主の合意により施設整備を進めていく規定であり、建築物のバリアフリー化の実効性を高めるためには、自治体による事務手続きに対する行政指導が重要と考えられること、住民に身近な小規模施設を協議対象施設とする必要があること、自治体により様々な整備基準の適用個所が見られることが、実効性に関わる問題であると考えられた。また、福祉のまちづくり推進事業は、自治体において建築物のバリアフリー化の実効性を高めるためにも活用すべき事業と考えられた。

そこで、本章では、自治体ごとの年度ごとや用途ごとの建築物のバリアフリー化の実績をもとに、審査体制や事務手続き、行政指導の内容、整備基準適用箇所数、実効性についての自治体の考え、福祉のまちづくり推進事業の内容について、適合率の高い自治体と低い自治体を比較し、分析することで、何が要因で建築物のバリアフリー化が低く、あるいは実効性を高めることができるのか分析を行う。

第1節 調査の方法

本章における分析を行うために行った、調査方法と調査期間、調査内容を以下に記す。

(1) アンケート調査

①第1回アンケート

- ・調査期間：2013年8月2日～9月2日
- ・調査自治体：93自治体（47都道府県、20政令市、23特別区、3市）
- ・調査内容：自主条例及び委任条例の施行状況（所管部署・指導内容）
条例の規定内容（対象施設・事務手続）
民間指定確認検査機関取扱建築確認申請の条例届出状況
建築物のバリアフリー化の実績（2000年度、2003年度、2006年度、2009年度、2012年度）
- ・回答率：自主条例または委任条例を定める59自治体（有効回答率63.4%）、
内訳～47都道府県、6政令市（札幌市、さいたま市、横浜市、川崎市、京都市、福岡市）2特別区（世田谷区、練馬区）3市（町田市、高山市、宮崎市）

②第2回アンケート

- ・調査期間：2014年3月28日～4月21日
- ・調査自治体：自主条例または委任条例を定める59自治体（上記）
- ・調査内容：事務手続き遵守状況
適合率向上方策

委任条例化への意向

- ・ 回答率：51 自治体（回答率 86.4%）
内訳～39 都道府県、6 政令市、2 特別区、3 市

③第3回アンケート

- ・ 調査期間：2018年1月21日～2月2日
- ・ 調査自治体：第1回アンケートにおいて建築物バリアフリー化の実績報告のあった45自治体、内訳～42都道府県、3基礎自治体（福岡市、世田谷区、宮崎市）
- ・ 調査内容：2016年バリアフリー化の実績
適合率に対する意見
自主条例審査機関数、担当者数
条例審査担当者の他の従事業務
- ・ 回答率：31自治体（回答率 68.9%）内訳～28都道府県、3基礎自治体

(2) ヒアリング調査

- ・ 調査期間：①2014年11月13日～14日
②2016年1月27日～6月3日
③2017年12月8日～9日
- ・ 調査自治体：①大阪府、兵庫県、鳥取県
②福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、神奈川県、
福岡市、横浜市、世田谷区、練馬区
③京都府、愛知県
- ・ 調査内容：自主条例の行政指導内容
福祉のまちづくり施策等の内容
自主条例と委任条例の役割と実効性に対する考え

(3) メールによる調査

- ・ 調査期間：2017年10月21日～11月14日
- ・ 調査自治体：47都道府県、2基礎自治体（福岡市、世田谷区）
- ・ 調査内容：事務手続き及び行政指導の流れ図の確認調査
- ・ 回答率：41自治体（回答率 83.7%）内訳～39都道府県、2基礎自治体

第2節 審査組織と担当者数

自治体ごとに、自主条例の建築物の届出の審査を行う組織数（出先機関、特定行政庁など）とその担当者数を聞き、28自治体から報告があった。審査組織当たりの届出処理数の少ない順に、表4.2.1に表した。なお、審査組織数や担当者数は2017年度現在で、届出数や届出時適合率などは2016年度のデータである。担当者数が把握できていない自治体については空欄としている。

条例を審査する組織は、県の出先機関の土木事務所や県から事務委任を受けた市の特定行政庁などの建築確認申請の担当部署が多いが、滋賀県や大阪府、広島県は市町村の建築部門や福祉部門が条例審査組織となっており、これらの自治体は必ずしも建築技術者が条例の審査を担当しているわけではない。そして、審査組織数も自治体ごとに大きな差がある。また、審査組織の担当者数も静岡県7人から埼玉県99人まで差が大きい。そのほか、届出数は、高知県の49件から愛知県の2065件まで大きな差がある。

また、審査組織当たりの届出数について、大阪府の6.9件から愛知県の295件まで大きな差があるが、特に愛知県は、他の自治体が80件未満であるのに対して、1審査組織当たりの届出数は多い。また、大阪府や滋賀県、広島県では市町村で審査を行うが、その組織数は多く、組織当たりの届出数や担当者当たりの届出数は少ない。

そのほか、担当者一人当たりの届出数は、山口県の年間2.9件から、愛知県の89.8件まで大きな差があり、特に愛知県は、他の自治体が20件未満の自治体が多い中、担当者一人当たりの届出数も多い。

また、審査組織当たりの届出数や担当者一人当たりの届出数と届出時適合率や完了後適合率の関係について、審査組織当たりの届出数や担当者一人当たりの届出数が少なくても、適合率が高いわけではなく、また逆に届出数が多いから適合率が高いわけでもないと考えられる。したがって、適合率の高低は、組織や担当者の資質など、そのほかの要因が考えられる。

しかしながら、条例の審査組織は、多くの自治体が建築確認申請審査部門で行われる。建築確認申請は、建築物が出来上がる工程に従って確実に、建築確認申請や完了届、完了検査が実施される。自主条例の建築物の審査についても、届出や完了届、完了検査が事務手続きとして規定されており、工事完了の時期は、建築確認申請が建築物の完成時期であり、自主条例の場合は、車いす使用者用駐車場やアプローチなどの外構工事の終了までと完了検査の時期は異なるが、自主条例の審査は、確実に実施される実効性の高い建築確認申請と同時期に事務手続きを行うことが、実効性を高めるために必要と考えられる。しかしながら、届出時適合率や完了後適合率の低い自治体が多い。

表 4.2.1 自治体別条例審査組織数、担当者数、処理数（*特定行政庁を除く）

No	自治体名	条例審査組織	2017年度		2016年度			審査組織 当たり届 出数 C/A	担当者一 人当たり 届出数 C/B
			A 審査組 織数	B 担当者 数	C 届出数	届出時 適合率	完了後 適合率		
1	大阪府	市町村・府担当窓口	43		295	75.6%	79.7%	6.9	
2	長野県	県建築住宅課、建設事務所・特定行政庁	17	38	173	24.9%	4.0%	10.2	4.6
3	滋賀県	市町（建築・福祉部門）	19		206		7.3%	10.8	
4	岩手県	県振興局・特定行政庁	19	45	210	5.7%	3.8%	11.1	4.7
5	鹿児島県	県建築課（4F以上）、県地域振興局土木建築課（3F以下）、鹿児島市障害福祉課	11	11	122	5.7%		11.1	11.1
6	広島県	市町	30	30	342	16.7%	6.7%	11.4	11.4
7	山口県	県建築指導課・特定行政庁、県土木事務所	14	55	161		15.5%	11.5	2.9
8	徳島県	県都市政策課・徳島市	6	14	72	8.3%	12.5%	12.0	5.1
9	栃木県	県土木事務所・特定行政庁	12	12	174	16.7%	12.6%	14.5	14.5
10	長崎県	県建築課・県振興局土木事務所長崎市、佐世保市	11	36	169	89.9%	76.3%	15.4	4.7
11	富山県	土木センター・特定行政庁	7	21	128	44.5%	36.7%	18.3	6.1
12	高知県	県建築指導課、幡多土木事務所・高知市	2*	8	49	100.0%	4.1%	24.5	6.1
13	奈良県	土木事務所・特定行政庁	8	20	196		22.4%	24.5	9.8
14	宮城県	県土木事務所・地域事務所石巻市・塩竈市・大崎市	5	15	132		10.6%	26.4	8.8
15	三重県	県建設事務所、四日市市	14	56	401	38.7%	29.4%	28.6	7.2
16	福岡県	県土整備事務所、各市建築確認申請担当窓口（北九州、福岡、久留米、大牟田）	14	34	409	65.5%	35.2%	29.2	12.0
17	福島県	福島県各建設事務所・特定行政庁	10	34	320	83.4%		32.0	9.4
18	山形県	総合支庁建築課	4	15	132	6.1%	1.5%	33.0	8.8
19	岡山県	県建築指導課、県民局建設部管理課・特定行政庁	10	10	332	44.0%		33.2	33.2
20	京都府	京都府土木事務所建築住宅室宇治市都市整備部建築指導課	7	15	244		82.0%	34.9	16.3
21	神奈川県	県土木事務所・特定行政庁	15	18	527	9.5%	2.7%	35.1	29.3
22	香川県	県建築指導課、高松市	3	10	106	1.9%		35.3	10.6
23	沖縄県	県土木事務所・特定行政庁	12		458	66.4%	33.6%	38.2	
24	岐阜県	県建築事務所・特定行政庁	4	18	169	35.5%	18.3%	42.3	9.4
25	静岡県	土木事務所・特定行政庁県建築安全推進課、	7	7	307	50.8%	28.3%	43.9	43.9
26	埼玉県	県建築安全センター	15	99	1026	21.1%	7.5%	68.4	10.4
27	熊本県	県広域本部建築担当窓口熊本市、八代市、天草市	7	29	542	36.9%		77.4	18.7
28	愛知県	県住宅計画課街づくり事業グループ、特定行政庁（6市）	7	23	2065	57.5%	12.4%	295.0	89.8
	計		331	673	9467			28.6	12.8

第3節 適合率

1. 届出時適合率

(1) 2000年度から2016年度までの届出時適合率

自治体ごとに、2000年度、2003年度、2006年度、2009年度、2012年度、2016年度の届出数、届出時整備基準適合数、完了検査合格数、適合証交付数について、2012年度以前においては30自治体、2016年度については23自治体から回答があった。

このうち「届出時適合率」について、2016年度の適合率が高い順に表4.3.1に表す。

表4.3.1 自治体別年度ごとの届出時適合率

	自治体名	2000年度	2003年度	2006年度	2009年度	2012年度	2016年度
1	高知県	98.0%	96.2%	97.1%	96.4%	100.0%	100.0%
2	長崎県		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	89.9%
3	福島県		96.6%	91.8%	93.3%	86.8%	83.4%
4	大阪府				80.1%	70.5%	75.6%
5	沖縄県	80.7%	69.9%	81.9%	83.3%	83.8%	66.4%
6	福岡県	51.9%	33.7%	38.5%	57.9%	67.8%	65.5%
7	愛知県	86.8%	84.8%	73.6%	68.8%	64.3%	57.5%
8	静岡県		61.3%	60.4%	60.0%	58.7%	50.8%
9	富山県	87.5%	72.5%	69.9%	57.1%	62.5%	44.5%
10	岡山県	53.7%	48.2%	49.5%	55.7%	50.3%	44.0%
11	三重県		61.4%	41.0%	36.3%	35.6%	38.7%
12	熊本県	58.7%	56.5%	13.3%	8.1%	11.6%	36.9%
13	岐阜県	69.7%	69.6%	68.4%	68.1%	63.4%	35.5%
14	長野県	41.1%	34.4%	33.7%	33.1%	39.2%	24.9%
15	埼玉県	36.6%	31.1%	29.8%	33.9%	27.3%	21.1%
16	栃木県				37.7%	34.8%	16.7%
17	広島県	12.9%	23.4%	18.1%	22.2%	20.2%	16.7%
18	神奈川県		45.2%	26.6%	17.4%	14.5%	9.5%
19	徳島県	33.3%	36.7%	29.5%	16.2%	6.7%	8.3%
20	山形県				8.4%	6.4%	6.1%
21	岩手県	8.9%	10.6%		4.0%	4.2%	5.7%
22	鹿児島県	36.1%	4.7%	7.9%	2.1%	2.1%	5.7%
23	香川県						1.9%
24	秋田県			92.6%	87.4%	93.4%	
25	大分県					74.4%	
26	新潟県	5.7%	49.6%	42.1%	25.4%	28.8%	
27	佐賀県	38.4%	33.3%	33.1%	29.5%	25.6%	
28	石川県	5.1%	5.0%	12.2%	20.7%	10.9%	
29	宮崎県					9.2%	
30	愛媛県			0.3%	0.0%	2.1%	
31	北海道				0.5%	0.4%	

①年度ごと分析

年度ごとの都道府県全体の届出時適合率と内訳（届出時適合数／届出数）を表すと、2000年度における届出時適合率は、5.1%の石川県から98.0%の高知県まで自治体ごとに大きな差がみられる。これら18自治体全体の届出時適合率の平均は、48.3%(3,917/8,113)である。

2003年度における届出時適合率は、4.7%の鹿児島県から100%の長崎県まで自治体ごとに大きな差がみられる。これら22自治体全体の届出時適合率の平均は、50.3%(4,663/9,269)である。

2006年度における届出時適合率は、0.3%の愛媛県から100%の長崎県まで自治体ごとに大きな差がみられる。これら23自治体全体の届出時適合率の平均は46.6%(5,163/11,078)である。

2009年度における届出時適合率は、0%の愛媛県から100%の長崎県まで自治体ごとに大きな差がみられる。これら28自治体全体の届出時適合率の平均は40.3%(3,498/8,681)である。

2012年度における届出時適合率は、0.4%の北海道から100%の2自治体（高知県、長崎県）まで自治体ごとに大きな差がみられる。これら30自治体全体の届出時適合率の平均は42.3%(4,675/11,059)である。

2016年度においても届出時適合率は、1.9%の香川県から100%の高知県まで、自治体ごとに大きな差がある。23自治体の届出時適合率の平均は36.6%(3,123/8,528)である。

したがって、2000年度から2016年度までの届出時適合率の状況をみると、2003年度の50.3%からしだいに下がって、2016年度では36.6%である。

②自治体ごと分析

高知県や長崎県、福島県、大阪府は、2000年度から2016年度まで、常に7割以上の高い届出時適合率を示す。逆に、山形県や岩手県、鹿児島県、香川県においては、1割以下の適合率を示している。

そして、多くの自治体において、2000年度から2016年度において届出時適合率が下降する自治体が多くみられ、特に2012年度と2016年度において届出時適合率が下がる自治体が多い。

（2）2012年度と2016年度の届出時適合率の変化に対する自治体意見

そこで、2012年度と2016年度の届出時適合率を比較して、届出時適合率の上がった要因や下がった要因について自治体にその理由を聞いた。それを表4.3.2に表す。

表 4.3.2 2012年度と2016年度の届出時適合率の変化に対する自治体意見

	自治体名	2012年	2016年	適合率上下の別	2012年度と2016年度の届出時適合率を比較して自治体回答
1	岩手県	4.2%	5.7%	上がる	理由については、誤差の範囲であると思慮される。
2	三重県	35.6%	38.7%	上がる	三重県の条例では他県と比較して小規模の施設に対して整備基準を定めているため(範囲としているため)30~40%台の数値となっています。
3	大阪府	70.5%	75.6%	上がる	事前協議及び完了届の事務を市町村に移譲しており、大阪府は直接協議していないが、協議において不適合とするまでに、バリアフリー整備の必要性を設計者に伝え、配慮を求めるよう市町村にお願いしているため。
4	徳島県	6.7%	8.3%	上がる	平成28年度実績の届出時適合率の方が上回っています。理由として、ユニバーサルデザインの考え方が事業者(建築主)に浸透してきたことが考えられます。
5	熊本県	11.6%	36.9%	上がる	値は上回っているが、本県ではその理由を分析していない。
6	鹿児島県	2.1%	5.7%	上がる	平成24年度実績に比べ、届出数が減っているため届出時適合率は上回った。平成24年度に比べ、整備基準の認知度が上がっているため。
7	福島県	86.8%	83.4%	下がる	届出時適合率は下回っていますが、理由は不明です。
8	栃木県	34.8%	16.7%	下がる	本県では全ての整備基準を満たさないと「適合」とならないが、基準を満たさなくとも、人的対応等の代替措置により、実際の利用上は支障ないとする建築物の届出が増えてきていることが考えられる。
9	埼玉県	27.3%	21.1%	下がる	届出物件ごとにヒアリング等を行っていないため、回答できかねます
10	神奈川県	14.5%	9.5%	下がる	協議件数はほとんど変わらないものの、適合件数が減少したため。
11	富山県	62.5%	44.5%	下がる	たまたま平成28年度は、件数は少ないが詳細は不明。
12	長野県	39.2%	24.9%	下がる	長野県福祉のまちづくり条例に基づく特定施設整備基準への適合については、努力義務となっており、年度ごとに届出の用途、規模、件数が異なるため、単純に比較はできないと考える。
13	岐阜県	63.4%	35.5%	下がる	理由：不明
14	静岡県	58.7%	50.8%	下がる	整備基準は努力義務規定となっており、施設の多様化により、用途によっては整備基準の内容(点字ブロック敷設等(つまづきの要因等と判断))が敬遠される事例がある。
15	愛知県	64.3%	57.5%	下がる	届出時適合率が下がった理由として、「建築主」の適合への意識が低下してきたことが考えられる。(平成25年度のアンケート調査より、不適合になった要因として、「建築主」の意向によるもの回答が過半を占めていた。)
16	岡山県	50.3%	44.0%	下がる	用途変更等、整備基準の全てに適合させることが難しい事例が多数あることが適合率の上昇を妨げる一因と考える。
17	広島県	20.2%	16.7%	下がる	年度によって下がった理由として、特に考えられないが、全体として適合率が低い理由は、全ての適用基準に適合することが困難なケースが多いと考えている。例えば、殆どの基準には適合するが、視覚障害者誘導用床材の敷設などについて適用基準に適合しないケースが多い。
18	福岡県	67.8%	65.5%	下がる	届出時の適合率については大幅な増減はないが、引き続き適合率の向上のため、助言・指導等を行う。
19	長崎県	100.0%	89.9%	下がる	建築物の計画において、高齢者・障害者等が利用することを想定しないことや、建設時の予算等で対応できないこと等、施主の様々な理由により一部適合しない部分が生じているため。
20	沖縄県	83.8%	66.4%	下がる	既存施設の活用による用途変更などで、適合させることが困難となる事例が見受けられる。 また、条例に関する県民の理解が十分でない。
21	山形県	6.4%	6.1%	横ばい	ほぼ増減なし
22	高知県	100.0%	100.0%	横ばい	届出時適合率はともに100%。
23	香川県	不明	1.9%		バリアフリー法の特別特定建築物に該当する物件数が24年度に比べ2/3に減少したことが考えられる。

①適合率が上がった自治体の意見

- ・ 審査を行う市町村に簡単に不適合としないよう求めている。(大阪府 70.5%→75.6%)
- ・ UDの考え方が事業者(建築主)に浸透してきた。(徳島県 6.7%→8.3%)
- ・ 整備基準の認知度が上がっているため。(鹿児島県 2.1%→5.7%)

②適合率が下がった自治体の意見

- ・ 高齢者・障害者等が利用することを想定しないことや、建設時の予算等で対応できないこと等、施主の様々な理由により不適合が生じている。(長崎県 100%→89.9%)
- ・ 県民の理解不足(沖縄県 83.8%→66.4%)
- ・ 建築主の意識低下(愛知県 64.3%→57.5%)
- ・ 視覚障害者誘導用床材の敬遠(静岡県 57.8%→50.8%、広島県 20.2%→16.7%)
- ・ 基準を満たさない場合の人的対応の代替措置が増えたこと(栃木県 34.8%→16.7%)
- ・ 用途変更など整備基準に適合させることが難しいものがあること(岡山県 50.3%→44.0%、沖縄県 83.8%→66.4%)

以上、適合率が上がった理由として、大阪府は、審査を行う市町村に協議において不適合とするまでに、バリアフリー整備の必要性を設計者に伝えるなど粘り強い指導を求めるようにしていること、徳島県と鹿児島県は建築主の認識等の向上をあげているが、徳島県と鹿児島県の届出時適合率は極めて低い。

また、適合率が下がった理由は、視覚障害者誘導用床材の設置を含めて建築主の無理解や用途変更等における整備基準適用の問題、そして、行政指導として整備基準を満たさない場合に協議者に対して求める理由書に、代替措置として「人的対応」が増えたことを問題にしている。

(3) 自治体ごとの届出数と届出時適合数の関係

2016年度における23自治体の届出数と届出時適合数の関係を図4.3.1に表す。

このうち10自治体は、届出数は200件未満である。届出時適合率は、香川県 1.9%(2/106)、鹿児島県 5.7%(7/122)、山形県 6.1%(8/132)、徳島県 8.3%(6/72)は、いずれの自治体も適合数は少なく、適合率は10%未満で極めて低い。また、栃木県 16.7%(29/174)、長野県 24.9%(43/173)、岐阜県 35.5%(60/169)、富山県 44.5%(57/128)、長崎県 89.9%(152/169)、高知県 100%(49/49)の順に高くなる。

次に、届出数が200件から400件未満の範囲の6自治体では、岩手県 5.7%(12/210)、広島県 16.7%(57/342)、岡山県 44.0%(146/332)、静岡県 50.8%(156/307)、大阪府 75.6%(223/295)、福島県 83.4%(267/320)の順に適合率が高くなる。

表 4.3.3 都道府県別年度ごとの完了後適合率

	都道府県	2000 年度	2003 年度	2006 年度	2009 年度	2012 年度	2016 年度
1	京都府			53.7%	81.2%	85.6%	82.0%
2	大阪府				26.5%	67.8%	79.7%
3	長崎県		52.7%	39.6%	77.0%	37.3%	76.3%
4	富山県	79.3%	55.7%	62.2%	51.4%	34.7%	36.7%
5	福岡県	15.1%	17.6%	22.3%	49.7%	45.7%	35.2%
6	沖縄県	54.4%	33.6%	11.3%	29.7%	40.9%	33.6%
7	三重県		48.1%	34.3%	34.3%	31.7%	29.4%
8	静岡県		41.2%	36.2%	40.7%	42.2%	28.3%
9	奈良県	51.2%	61.2%	44.6%	62.1%	22.5%	22.4%
10	岐阜県	37.4%	46.3%	42.6%	48.1%	43.5%	18.3%
11	山口県	10.9%	9.7%	25.4%	27.5%	18.4%	15.5%
12	栃木県				36.4%	22.3%	12.6%
13	徳島県					33.8%	12.5%
14	愛知県	24.9%	28.4%	26.6%	33.1%	18.3%	12.4%
15	宮城県	11.4%	5.3%	8.3%	8.3%	2.8%	10.6%
16	埼玉県	17.3%	14.1%	12.6%	12.6%	11.9%	7.5%
17	滋賀県	14.6%	17.4%	10.3%	12.3%	7.5%	7.3%
18	広島県	6.9%	12.2%	7.6%	12.9%	8.9%	6.7%
19	高知県	10.1%	17.3%	0.0%	0.0%	17.6%	4.1%
20	長野県	6.1%	5.3%	5.3%	5.0%	7.7%	4.0%
21	岩手県	8.9%	10.6%		4.0%	1.3%	3.8%
22	神奈川県		22.9%	12.6%	7.5%	7.4%	2.7%
23	山形県	3.8%	0.0%	0.9%	0.0%	0.9%	1.5%
24	香川県	3.5%	14.8%	12.9%	5.9%	6.7%	0.9%
25	鹿児島県	3.0%	1.2%	4.2%	0.0%	0.7%	0.0%
26	秋田県			51.0%	42.5%	38.9%	
27	福井県	25.5%	31.0%	40.0%	32.8%	26.4%	
28	和歌山県	13.0%	48.7%	41.5%	38.5%	19.1%	
29	佐賀県	11.6%	8.9%	16.9%	26.3%	19.0%	
30	新潟県		11.8%	3.1%	12.7%	17.4%	
31	千葉県				9.3%	10.0%	
32	島根県	9.4%	6.7%	7.4%	14.7%	10.0%	
33	宮崎県	10.5%	15.0%	6.3%	6.2%	4.2%	
34	愛媛県			0.3%	0.0%	2.1%	

①年度ごと分析

年度ごとの都道府県全体の完了後適合率と内訳（完了検査合格数又は適合証交付数／届出数）を表すと、2000年度における完了後適合率は、3.0%の石川県から79.3%の富山県まで自治体ごとに大きな差がみられる。これら22自治体全体の完了後適合率の平均は19.4%(1,556/8,013)である。

2003年度における完了後適合率は、0%の山形県から64.2%の奈良県まで自治体ごとに大きな差がある。これら27自治体全体の完了後適合率の平均は24.0%(2,153/8,959)である。

2006年度における完了後適合率は、0%の高知県から62.2%の富山県まで自治体ごとに大きな差がある。これら29自治体全体の完了後適合率の平均は23.1%(2,418/10,447)である。

2009年度における完了後適合率は、0%の高知県から81.2%の京都府まで自治体ごとに大きな差がある。これら33自治体全体の完了後適合率の平均は25.7%(2,080/8,097)である。

2012年度における完了後適合率は、0.9%の山形県から85.6%の京都府まで自治体ごとに大きな差がある。これら34自治体全体の完了後適合率の平均は23.1%(2,444/10,593)である。

2016年度における完了後適合率は、0.9%の香川県から82.0%の京都府までに大きな差があり、これら25自治体全体の完了後適合率の平均は20.1%(1664/8273)である。

したがって、2000年度から2016年度までの完了後適合率は、2009年度の25.7%を最高に、2012年度が23.1%、2016年度は20.1%と少しずつ低下しており、また、いずれの年度も届出時適合率より低い。

②自治体ごと分析

自治体ごとには、2016年度において、京都府及び大阪府、長崎県は、70%を超えて高い。とくに、長崎県は、2012年度の37.3%から完了後適合率を改善し、高い適合率を示している。しかし、2016年度の完了後適合率が10%未満の自治体が10自治体もある。とくに、2012年度と2016年度を比較して、2016年度に適合率が下がる自治体が多くみられる。

(2) 2012年度と2016年度の完了後適合率の変化に対する自治体意見

そこで、2012年度と2016年度の完了後適合率の変化について、上がった要因や下がった要因について自治体にその理由を聞き、表4.3.4に表す。

2012年度の完了後適合率は岩手県の1.2%から京都府の86.4%まで様々であり、自治体ごとに大きな差がある。32自治体全体の平均の完了後適合率は24.5%(2,348/9,579)である。

表 4.3.4 2012年度と2016年度の完了後適合率の変化に対する自治体意見

	都道府県	2012年	2016年	適合率上下の別	2012年度と2016年度の完了後適合率を比較して自治体回答
1	岩手県	1.3%	3.6%	上がる	理由については、誤差の範囲であると思慮される。
2	宮城県	2.8%	10.6%	上がる	完了検査合格数は不明なため、回答できません。
3	山形県	0.9%	1.5%	上がる	未記入
4	富山県	34.7%	36.7%	上がる	ほぼ同値である。
5	大阪府	67.8%	79.7%	上がる	(注)各年度の受付件数で単純計算したもの。事前協議の届出と完了届の届出は年度をまたいで行われることが多く、正確に集計することが困難。
6	長崎県	37.3%	76.5%	上がる	当該年度に完了した建築物は、必ずしも当該年度に届出があったものとは限らないため、各年度数値は上下する。また、適合証の交付は任意申請であること、既存増築計画の場合は、建物全体が適合しないと交付対象とならないことから、検査数と交付数に差があるものと思われる。
7	栃木県	22.3%	12.6%	下がる	同左
8	埼玉県	11.9%	7.5%	下がる	届出物件ごとヒアリング等を行っていないため、回答できかねます
9	神奈川県	7.4%	2.7%	下がる	協議件数ほとんど変わらないものの、適合件数が減少したため。併せて、適合証請求の件数も減少したため。
10	長野県	7.7%	4.0%	下がる	長野県福祉のまちづくり条例では、適合証の請求は任意であり、年度ごとに届出の用途、規模、件数が異なるため、単純に比較できないと考える。
11	岐阜県	43.5%	18.6%	下がる	理由：不明
12	静岡県	42.2%	28.6%	下がる	完了時の適合証交付請求は、任意規定であり申請者の判断(適合証不要)により必ずしも請求されない。また、福祉のまちづくり条例適合証を取ることにメリットが不足している。
13	愛知県	18.3%	12.4%	下がる	完了後適合率が下がった理由として、適合証の交付することにメリットがないと考える「建築主」の増加が考えられる。
14	三重県	31.7%	29.4%	下がる	三重県の条例では他県と比較して小規模の施設に対して整備基準を定めているため30%前後の数値となっています。
15	京都府	85.6%	82.0%	下がる	完了後適合率及び適合証の交付枚数は減少していますが、近年、既存施設を活用した建築物が増加しており、整備基準への適合が難しい場合が増えていることが原因の一つと考えられます。
16	広島県	8.9%	6.7%	下がる	年度によって下がった理由は特に考えられない。届出時適合率と同様な傾向を示していると考えます。
17	山口県	18.4%	15.6%	下がる	新築等届の受理(工事着工前)から完了検査(工事完了後)までこの時間が長くなり、また物件によって工期も異なるため、年度ごとの「完了検査合格数/届出数」で適合率を比較することは難しいと考えます。
18	徳島県	33.3%	12.6%	下がる	平成28年度実績の完了後時適合率の方が下回っています。理由は不明です。
19	香川県	6.7%	0.0%	下がる	非該当
20	高知県	17.6%	4.1%	下がる	適合証を請求する件数が少なかった。 また、施設利用の観点から基準には適合できていないが代替措置で整備基準同等に対応している施設が多かった。
21	福岡県	45.7%	35.2%	下がる	平成28年度は、社会福祉施設の完了後の適合率が平成24年に比べて低くなっている。届出の約半数を占める社会福祉施設では、高齢者のつまづきの原因や車いす使用者の負担となることを理由に、「誘導用床材」、「注意喚起用床材」の敷設を拒む業者もいることが適合率が下回った一因と考えられる。
22	沖縄県	40.9%	33.6%	下がる	既存施設の活用による用途変更などで、適合させることが困難となる事例が見受けられる。また、条例に関する県民の理解が十分でない。
23	滋賀県	7.5%	7.5%	横ばい	各市町に届出事務に関する権限移譲を行っていることから、詳細は不明です。
24	奈良県	22.5%	22.4%	横ばい	整備基準を満たしていない項目がある場合でも、受理しているので正確な完了後適合率は不明。 完了検査合格数：H28年度台帳のデータでH28年度に完了届が提出され、それ以降受理に至っている件数。〇内：H23～28年度台帳のデータから抽出
25	鹿児島県	0.7%	0.0%	横ばい	平成28年度実績では、適合証交付件数が0のため、完了後適合率は下回った。

また、0.9%の香川県から82.0%の京都府まで自治体ごとに様々であり、これら25自治体全体の完了後適合率の平均は20.1%(1664/8273)で、2012年度を下回る。

2012年度と2016年度の完了後適合率の差について、適合率が上がった自治体と下がった自治体で回答したのは以下の自治体である。

①完了後適合率が上がった自治体の意見

- ・各年度の受付件数で単純計算したもので、正確に集計することが困難。(大阪府 67.8%→79.7%)
- ・当該年度に完了した建築物は、必ずしも当該年度に届出があったものとは限らない。また、適合証の交付は任意申請であること、既存増築計画の場合は、建物全体が適合しないと交付対象とならないことから、検査数と交付数に差がある。(長崎県 37.3%→76.3%)

以上、大阪府と長崎県は、完了後適合数について、届出の年度に工事完了しているとは限らないことから、適合率が上がった理由はあげていない。

②完了後適合率が下がった自治体の意見

- ・県民の理解不足(沖縄県 40.9%→33.6%)
- ・視覚障害者誘導用床材の敬遠(福岡県 45.7%→35.2%、広島県 8.9%→6.7%)
- ・基準を満たさない場合の人的対応等の代替措置の件数が増えたこと。(栃木県 22.3%→12.6%、高知県 17.6%→4.1%)
- ・既存施設を活用した場合の整備基準に適合させることが難しいこと。(京都府 85.6%→82.0%、沖縄県 40.9%→33.6%)
- ・適合証交付請求は、任意規定であり申請者の判断(適合証不要)により必ずしも請求されない。(静岡県 42.2%→28.3%、長野県 7.7%→4.0%)
- ・適合証を取ることのメリットが不足している。(静岡県 42.2%→28.3%、愛知県 18.3%→12.4%)

以上から、適合率が下がった理由として、視覚障害者誘導用床材の設置を含めて建築主の無理解や既存施設の整備に対する整備基準適用の問題、そして、行政指導として整備基準を満たさない場合に協議者に対して求める理由書に、代替措置として「人的対応」が増えたことを問題にしており、これらは、届出時適合率の不適合の要因と同様のものが多い。また、適合証交付請求が任意であることにより、完了後適合率が上がらないことを建築主の認識の問題や適合証のメリットの問題としてあげている。しかしながら、自治体の行政指導などを問題にする意見は出ていない。

(3) 自治体ごとの届出数と完了後適合数の関係

2016年度の完了検査合格数若しくは適合証交付数（以下、「完了後適合数」という。）と届出数の実績報告のあった25自治体について、届出数と完了後適合数の関係を図4.3.2に表す。届出数は600件未満、届出時適合数は300件程度までの自治体が23自治体とほとんどである。

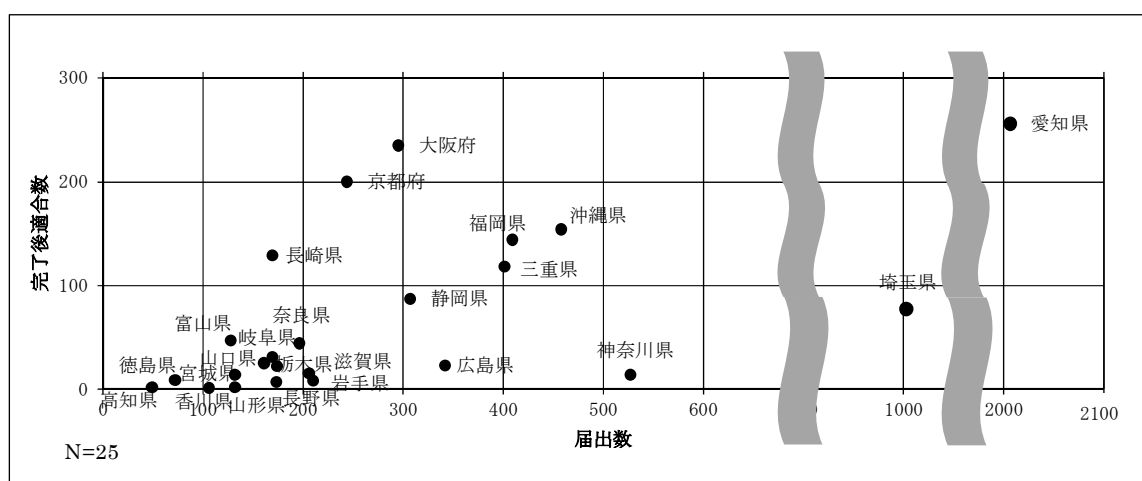


図 4.3.2 2016 年度自治体別自主条例完了後適合率

このうち届出数 200 件未満の 12 自治体の完了後適合率について、届出時適合率 100%であった高知県は 4.1%(2/49) である。香川県 0.9%(1/106)、山形県 1.5%(2/132)、長野県 4.0%(7/173)、宮城県 10.6%(14/132)、徳島県 12.5%(9/72)、栃木県 12.6%(22/174)、山口県 15.5%(25/161)、岐阜県 18.3%(31/169)、奈良県 22.4%(57/196)、富山県 36.7%(47/128)、長崎県 76.3%(129/169)である。長崎県以外の完了後適合率は低い。

次に届出数が 200 件から 400 件未満は 5 自治体である。岩手県 3.8%(8/210)、広島県 6.7%(23/342)、静岡県 28.3%(87/307)、大阪府 79.7%(235/295)、京都府 82.0%(200/244)の順に高くなる。大阪府と京都府の完了後適合率は高いが、そのほかの 3 自治体は低い。

また、届出数が 400 件から 600 件未満は 4 自治体ある。神奈川県 2.7%(14/527)、三重県 29.4%(118/401)、沖縄県 33.6%(154/458)、福岡県 35.2%(144/409)の順に適合率が高い。

そのほか、届出数が 1000 件以上の 2 自治体について、埼玉県 7.5%(77/1026)と愛知県 12.4%(256/2065)は、ともに完了後適合率は低い。

以上から、埼玉県と愛知県を除いて、届出数は 200 件程度で適合数は 100 件未満の自治体が多い。届出時適合率と同様に完了後適合率も自治体ごとに様々である。したがって、完了後適合率においても届出数の多少との関係性は見られない。

3. 適合率向上に対する自治体意見

2018年1月に都道府県に対して、届出時適合率と完了後適合率の状況から「今後どのように適合率を向上させるか」、その考えを聞いた。回答については、「啓発」の推進と、「行政指導を強化」する内容に区分できた。これを表4.3.6に表す。

そして、同様に2013年と2014年においてもアンケート調査において、「適合率を高める」ことについての自治体の意見を聞いている。第1回のアンケート(2013年)では、「適合率が向上するためには何が必要と考えるか。」を聞いている。そして、第2回アンケート(2014年)では、実際に自治体において「適合率を向上させるために行っている施策」について聞いている。

この全3回の回答内容については、事業者や設計者等に対して福祉のまちづくり等の「啓発」を行うというものと、条例に適合した際に事業者等に「制度のメリット」を与えるもの、そして、事前協議等の「行政指導の強化」の3つの意見に集約できた。そこで、表4.2.2に、3回のアンケートの意見について、A「啓発」、B「制度のメリット」、C「行政指導強化」に分けて、これを表4.3.5に表す。

表4.3.5 実効性向上に対する自治体意見数

意見	2013年 適合率向上のためには 何が必要か	2014年 適合率向上のために行 う施策	2018年 今後どのように適合率 を向上させるか
A「啓発」	19	5	8
B「制度のメリット」	9	2	0
C「行政指導強化」	10	13	15
D 意見なし	9	8	3
合計	47	28	26

2013年度においては、「啓発」の必要性を掲げる意見が19件と最も多い。内容は、条例やUDの啓発、事業者、設計者等のバリアフリーの理解、意識向上といった全般的なものから届出制度の周知や適合証の周知などの意見がある。

次に、「行政指導強化」の10件については、施工段階の審査の義務付け、実効性のある基準の見直し、事前協議の際の指導強化、審査・検査担当者の指導力、柔軟な整備基準設定、実情に応じた整備基準の整備などといったものがある。

そして、「制度のメリット」の9件については、補助や優遇税制、財政的支援、適合の場合のメリット創出といった具体的な実効性向上施策についての意見である。そのほかに「意見なし」が9件である。

表 4.3.6 適合率向上に対する自治体意見

No	自治体名	区分	自治体意見
1	栃木県	行政指導	人的対応等の代替措置により、実際の利用上は支障ない建築物を「適合」と取り扱っていくことの検討等、実態に即した対応を考えていく必要があると考えられる。
2	埼玉県	行政指導	届出時に指導等を行っていきます。
3	神奈川県	行政指導	・特定行政庁や各土木事務所(条例審査窓口)において、指導を徹底させる。 ・バリアフリーに関する普及啓発活動を通して、県民(事業者を含む。)に対して、意識の醸成を図る。
4	富山県	行政指導	あくまで、条例は努力義務であるが、事業者等に対して整備基準に適合するよう指導に努めていきたい。
5	長野県	行政指導	届出時点で特定施設の整備基準に適合させるよう指導するとともに、適合証の交付を申請するよう指導したい。
6	愛知県	行政指導	適合率を向上させるために、平成24年度より届出をしていない事業者に対して督促を行うこと、整備基準に適合していない事業者に対して整備基準を遵守するよう指導する文書を送付してきた。また平成27年度より、窓口における指導・助言の強化として、担当と主査又は課長補佐の二人体制の指導や事業者への訪問による直接指導などを実施してきた。このような取組の効果として、平成26年度を境に、平成27年度、平成28年度と適合率が向上してきているため、引き続き取組を継続していきたいと考えている。
7	三重県	行政指導	小規模施設の施主の意識改善が一番の方法であると考えますが、直接申し入れる機会がない。設計相談があった場合には条例の届出をするように指導しているが、適合に至っていない物件がある。
8	京都府	行政指導	やむを得ない事由がある場合で、整備基準に適合していない場合には、利用者等が円滑に利用できるよう事業者に対応事項を求めることとしています。
9	大阪府	行政指導	今後も適合義務対象のものだけに留まらず、努力義務対象の建築物についてもできる範囲で基準に適合させるよう大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインを活用し、啓発していく。
10	奈良県	行政指導	審査の段階で、指導や助言により整備基準に適合させるよう努めてもらう。 また、届出数を向上させるため、継続した啓発等を行う。
11	広島県	行政指導	・26年度に整備基準に適合しない項目について洗い出し、その原因について検討し、運用基準等を作成したが、同様な対応が必要と考えている。
12	福岡県	行政指導	建築物所有者、設計者や施工業者などの事業者をはじめ、広く県民へ福祉のまちづくり条例の普及啓発を行い、条例の趣旨・目的等の理解を深め、整備基準に適合する施設整備を行うよう指導に努めていく。また、「誘導用床材」、「注意喚起用床材」の設置を高齢者のつまづきの原因や車いす使用者の負担になることを理由に拒む事業者には、使用や管理などの状況を協議した結果その機能を損なわない代替措置(人的対応)で対応が可能であれば助言し、整備基準に適合するように促す。
13	長崎県	行政指導	施主や設計者に対し、条例への適合義務に関しさらに広く周知し、指導を徹底していくこととする。
14	熊本県	行政指導	基本的な計画を立てた時点での協議が行われるように周知し、対象建築物について整備基準に関する助言等を行い向上を図る。
15	鹿児島県	行政指導	講習会等において、福祉のまちづくり条例の重要性を伝えるとともに、(努力義務のため)可能な限り基準に適合するよう指導等を行う。
16	岩手県	啓発	各項目ごとの適合率は概ね60%台で推移しており、BF化の必要性について、一定程度理解されていると思われる。多大な設備投資が必要となる場合や、配置計画が難しい場合があるため、BF化の必要性について、理解を促進する取組を実施し、建築主に対する指導を行い、達成度の向上を目指している。具体的な対応策としては、出先機関及び関係部局とも連携した周知の取組み及び適合証及び適合プレートの交付により、取組等について県民の目に触れる機会を増やし、理解を促進することとしている。
17	山形県	啓発	引き続き、条例施行規則に基づく整備基準を図解を含めて具体的にわかりやすく県HP等で周知し、事業者や設計者をはじめ、県民一体となったみんなにやさしいまちづくりが推進されるよう働きかける。
18	福島県	啓発	現在も実施しているが、引き続き、届出書審査時に基準に適合していない場合は、所有者へ条例の趣旨を伝え、条例に適合するように誘導する。
19	静岡県	啓発	講習会等での周知啓発
20	岡山県	啓発	条例適合の重要性を施主等にPRする。 整備基準の内容について検討する。
21	徳島県	啓発	県ホームページで情報提供を行い、事業者の意識の高揚及び知識の普及を図る。
22	香川県	啓発	・事業者や施設管理者等に対して、適切に情報提供を行う。 ・ホームページやマニュアル等で、条例の概要及び整備基準について広く周知する。 ・ホームページにおいて、適合証交付施設を掲載する。
23	沖縄県	啓発	審査機関と連携し、条例の普及・啓発を図る。
24	岐阜県	なし	特別な施策等は検討していない。
25	滋賀県	なし	各市町に届出事務に関する権限移譲を行っていることから、詳細は不明です。
26	高知県	なし	完了後適合率については、適合証請求件数が少ないだけであり、適合していると考えられる。

2014年度については、実際に行う施策として、「行政指導強化」の施策が13件と最も多く、施策としては、建築基準法施行条例と自主条例、バリアフリー法の指導を一体的に行うこと、基準に適合しない場合に、代替案を提示してもらう、優先施設（2000㎡以上の病院、駅舎、長期滞在型商業施設等）への直接訪問による指導を行う、ホームページへの掲載、届出提出督促、自治体融資制度において適合証交付を認定要件とするなどである。

次に「啓発」の事業が5件で、事業内容は、ホームページによる啓発、研修会や講習会の開催やリーフレット配布、県民向け広報誌の発行などを行っている。

そのほかに、事業主等を感じる事業として、「制度のメリット」としてあげるものが2件と最も少なかった。バリアフリーアドバイザー派遣制度、低利融資、顕彰制度、助成制度などがあげられている。そのほかに、意見なしが8件であった。

2018年度においては、今後における適合率向上について、「行政指導強化」に対する意見が15件と最も多く、内容については、人的対応の代替措置の検討、指導の徹底、適合証交付請求への誘導、文書による届出督促や整備基準遵守の通知、窓口の2人体制や訪問指導、小規模施設の施主の意識改善、ガイドラインの活用、指導助言の強化、不適合の場合の代替案の提示要求、不適合原因から運用基準作成、基本的な計画を立てた時点で協議するよう周知をはかるなどといったものである。

次に「啓発」が8件で、適合証の県民周知、ホームページやマニュアルによる啓発、講習会開催、所有者等への働きかけや情報提供、適合証交付施設のホームページ掲載などである。

「制度のメリット」に対する意見はなく、意見なしが3件であった。事業主や設計者等に対する啓発の意見は多いものの、具体的に整備基準適合のメリットを事業者等にアピールする「制度のメリット」に対する意見はなくなり、行政指導を強化して実効性の向上をめざす意見は変わらず多い。

したがって、適合率を向上させるための自治体の考えは、建築主等に対する「啓発」や「行政指導」などが中心であり、自治体自身の行政指導体制や条例などを問題にするものはない。その結果、2012年度と2016年度の届出時適合率や完了後適合率を比較して、適合率が上がった自治体は少なく、下がった自治体が多いことは、建築主等に対する「啓発」や「行政指導」の効果が表れていないと考えられる。

第4節 整備基準と実効性

届出時適合率や完了後適合率は、自治体ごとに大きく異なる。そこで、届出や完了検査等において「建築物移動等円滑化基準」の審査項目の評価を以下の5段階評価で聞いた。

- 5「守られている」
- 4「概ね守られている」
- 3「やや守られていない」
- 2「守られていない」
- 1「分からない」

都道府県31自治体から回答を得た。これを表4.4.1に表す。

審査項目の評価において、2「守られていない」と3「やや守られていない」をあげた自治体が、全体の1/4である8自治体以上があげている項目についてみると、11「案内設備」の「②EV、便所の配置を点字等により視覚障害者に示す設備」及び「③案内所を設ける（①、②の代替措置）」がある。また、12「視覚障害者案内設備までの経路」の「①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置」及び「②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設」、そして「③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設」がある。

これらは、すべて、視覚障害者に対する整備基準であり、前節において、自治体の意見として上がった届出時適合率や完了後適合率が下がった理由に、視覚障害者誘導用床材の設置についての敬遠など、建築主の無理解等があげられており、これと合致する。

そのほかに、2「守られていない」と3「やや守られていない」が5自治体以上のものは、視覚障害者に関するものを除いて、4「傾斜路」の「①手すりを設ける」、6「便所」の「①車いす使用者用便所の設置」、「③車いすで利用しやすいよう十分な空間の確保」、「④水洗器具（オストメイト対応）の設置」があげられている。

したがって、便所に関するものが多く、車いす使用者用便房やオストメイト設備については、その設置費用やスペースの問題が考えられる。傾斜路の手すりについても同様に設置費用等の問題と考えられ、建築主の理解が必要である。しかしながら、前節において、自治体が適合率向上に対する意見としてあげた「啓発」や「制度のメリット」、「行政指導強化」が、功を奏していない。

整備基準は施設の用途や規模に応じて適用される。対象施設に該当する箇所があれば、整備箇所となり整備基準が適用されるが、それだけでなく、滞在時間や地域全体においても整備基準の適用を考える必要がある。たとえば、繁華街のコンビニには、敷地内通路や出入口のみに整備基準を適用し、郊外のコンビニには、敷地内通路や出入口に加えて、車いす使用者用便房の適用をするなどである。そのほか、地域全体で整備基準の適用を考えれば、不適合の多い視覚障害者用設備の適用施設を限定することができる。

表 4.4.1 整備基準審査項目の自治体評価

No	整備箇所	建築物移動等円滑化基準	1 守 ら れ て い る	2 概 ね 守 ら れ て い る	3 て い や や 守 ら れ て い ない	4 守 ら れ て い ない	5 分 か ら な い	合計
1	出入口	①幅は80cm以上	21	9	1	0	0	31
		②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分	17	13	0	0	1	31
2	廊下等	①表面は滑りにくい仕上げ	23	6	0	0	2	31
		②幅は120cm以上	17	12	2	0	0	31
		③区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所	18	10	1	0	2	31
		④戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分	21	8	0	0	2	31
3	階段	①手すりを設ける	27	3	1	0	0	31
		②表面は滑りにくい仕上げ	23	6	0	0	2	31
		③段は識別しやすいもの	19	8	1	1	2	31
		④段はつまずきにくいもの	20	9	0	0	2	31
		⑤点状ブロック等の敷設	14	8	5	2	2	31
		⑥原則として主な階段を回り階段としない	22	9	0	0	0	31
		⑦手すりを設ける	17	8	5	0	1	31
4	傾斜路	②表面は滑りにくい仕上げ	22	5	2	0	2	31
		③前後の廊下等と識別しやすいもの	16	7	5	0	3	31
		④点状ブロック等の敷設	13	8	5	2	3	31
		⑤幅は120cm以上(階段併設は90cm以上)	17	10	2	1	1	31
		⑥勾配は1/12以下(高さ15cm以下は1/8以下)	18	11	2	0	0	31
		⑦高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場	18	9	2	0	2	31
		⑧EVの設置	16	8	2	1	4	31
5	昇降機	②かごの規格(出入口幅、幅、奥行き)の確保	17	10	1	0	3	31
		③乗降ロビーは150cm角以上	21	8	0	0	2	31
		④かご内及び乗降ロビーに車いす使用者用制御装置の設置	18	10	0	1	2	31
		⑤停止予定階、現在位置を表示する装置の設置	19	10	0	0	2	31
		⑥視覚障害者用に音声装置、点字表示の制御装置等の設置	18	9	2	0	2	31
		⑦車いす使用者用便房の設置	15	9	6	0	1	31
6	便所	②腰掛便座、手すり等の設置	20	9	1	0	1	31
		③車いすで利用しやすい十分な空間の確保	18	7	5	0	1	31
		④水洗器具(オストメイト対応)の設置	10	10	3	4	4	31
		⑤床置き式の小便器、壁掛式小便器の設置	17	11	1	0	2	31
7	客室	車いす使用者用客室の1以上の設置	12	7	3	3	6	31
8	移動等円滑化経路	①利用円滑化経路は段差なし、もしくは傾斜路、EVの設置	16	14	1	0	0	31
		②幅は120cm以上	20	11	0	0	0	31
		③区間50m以内ごとに車いす転回場所	16	11	1	0	3	31
		④表面は滑りにくい仕上げ	21	7	0	0	3	31
		⑤段には手すりを設ける	16	10	1	1	3	31
		⑥段は識別しやすいもの	16	9	3	0	3	31
		⑦段はつまずきにくいもの	16	11	1	0	3	31
9	駐車場	①車いす使用者用駐車施設の設置	17	11	2	0	1	31
		②幅は350cm以上	22	8	0	0	1	31
		③利用居室までの経路が短い位置に設ける	23	7	0	0	1	31
10	標識	①EV、便所又は駐車施設の表示を見やすい位置に設ける	18	5	3	1	4	31
		②標識は、内容が容易に識別できるもの	17	6	2	1	5	31
11	案内設備	①EV、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等の設置	14	8	3	2	4	31
		②EV、便所の配置を点字等により視覚障害者に示す設備	13	4	6	2	6	31
		③案内所を設ける(①、②の代替措置)	11	6	8	1	5	31
12	視覚障害者案内設備経路	①線状・点状ブロック等又は音声誘導装置の設置	10	8	9	3	1	31
		②車路に点状ブロック敷設	12	8	5	5	1	31
		③段・傾斜の上端に点状ブロック敷設	13	8	5	3	2	31

第5節 事務手続きの規定と実効性

都道府県のうち自主条例を定める46自治体の条例の管理運営体制、自主条例の事務手続きの規定と遵守状況、委任条例化への意向、2016年度の自主条例の届出時適合率及び完了後適合率について、完了後適合率の高い順に表4.5.1に表す。この表から事務手続きにおける実効性について以下が考えられる。

- ① 条例の管理は、福祉部門が42自治体、建築部門が4自治体だが、届出時適合率や完了後適合率に福祉部門や建築部門の実効性の違いは見られない。
- ② 建築物の審査は、建築部門が44自治体、福祉部門が2自治体（山梨県、東京都）である。この2自治体の適合率が出ておらず、実効性の違いは不明である。
- ③ 「届出時指導」について、「届出のまま処理」する4自治体（北海道、青森県、岩手県、愛媛県）がある。このうち2016年度において岩手県は、届出時適合率5.7%、完了後適合率3.8%と極めて低い。また、愛媛県は、2012年度（表4.2.1）においては、届出時適合率及び完了後適合率ともに2.1%、同じく北海道は届出時適合率0.4%であり、自主条例には、「指導又は助言」など行政指導の規定を定めているにも関わらず、行政指導を行わない自治体の適合率は低い。
- ④ 「完了届の遵守状況」について、「守られていない」と回答した香川県の2016年度の届出時適合率は1.9%、完了後適合率は0.9%である。また、鹿児島県の届出時適合率は5.7%、完了後適合率は0%でいずれも低い。完了届の提出を定めているにも関わらず、行政指導を行わないため、これらの自治体の適合率も低い。
- ⑤ 「届出時指導」について、「届出時のみ指導する」や「届出のまま受理する」自治体が約7割を占めている。これらは、届出時点で事務処理を終えていることになり、「指導又は助言」以外の勧告、公表、立入調査については、多くの自治体において行われていないと推察できる。
- ⑥ 「委任条例化の意向」について、「予定なし・必要なし」が25件と最も多く、次に財政上の問題等「自治体の方針」で行わないとする自治体が3件、「建築主の負担を考慮」して行わないとする自治体が2件で、これらの30自治体は、いずれも委任条例化の意向はない。委任条例化の検討をしているのは、わずか3件である。適合率が低い自治体であっても、バリアフリー化の実効性の高い委任条例化の予定がないことが問題である。
- ⑦ 委任条例を施行するのは14自治体である。このうち13自治体が自主条例を定める。13自治体のうち、京都府や大阪府の自主条例の完了後適合率が高いが、徳島県や長野県、岩手県、神奈川県の完了後適合率は低い。したがって、必ずしも委任条例は自主条例の実効性を高めるために役立ってはいない。

表4.5.1 自主条例事務手続きの遵守状況と委任条例化意向（空欄は未回答）

No	都道府県	委任条例施行	委任条例事前協議対象	管理	審査	事務手続き				届出時指導				完了届の遵守状況					委任条例化意向		2016年度							
				福祉部門	建設部門	福祉部門	建設部門	①事前協議	②届出	③完了届提出	④完了検査	⑤適合証交付申出	⑥適合証交付	⑦届出後も適合指導	⑧届出時のみ指導	⑨届出ままだし処理	⑩その他（文書通知等）	①守られている	②概ね守られている	③やや守られていない	④守られていない	⑤わからない・規定なし	①予定なし・必要ない	②自治体の方針	③建築主の負担考慮	④委任条例化意向あり	⑤委任条例化済	届出時適合率
1	京都府	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●					●						●			82.0%	
2	大阪府	●		●	●	●	●	●	●	●		●													●	75.6%	79.7%	
3	長崎県			●	●		●	●	●	●	●	●	●		●							●				89.9%	76.3%	
4	富山県			●	●		●	●	●	●	●	●	●		●											44.5%	36.7%	
5	福岡県			●	●		●	●	●	●	●	●	●		●											85.5%	35.2%	
6	沖縄県			●	●		●		●	●	●	●	●		●							●				66.4%	33.6%	
7	三重県			●	●		●	●	●	●	●	●	●		●											38.7%	29.4%	
8	静岡県			●	●		●	●	●	●	●	●	●		●					●						50.8%	28.3%	
9	奈良県				●	●		●	●	●	●	●	●		●												22.4%	
10	岐阜県			●	●		●	●	●	●	●	●	●		●											35.5%	18.3%	
11	山口県			●	●		●	●	●	●	●	●	●		●												15.5%	
12	栃木県			●	●		●	●	●	●	●	●	●		●											16.7%	12.6%	
13	徳島県	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●		●										●	8.3%	12.5%	
14	愛知県			●	●		●	●	●	●	●	●	●		●					●			●			57.5%	12.4%	
15	宮城県			●	●		●	●	●	●	●	●	●		●										●		10.6%	
16	埼玉県	●		●	●		●	●	●	●	●	●	●		●				●						●	21.1%	7.5%	
17	滋賀県			●	●		●	●	●	●	●	●	●		●							●					7.3%	
18	広島県			●	●		●	●	●	●	●	●	●		●											16.7%	6.7%	
19	高知県			●	●		●	●	●	●	●	●	●		●											100.0%	4.1%	
20	長野県	●		●	●		●	●	●	●	●	●	●		●						●					24.9%	4.0%	
21	岩手県	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●		●									●		5.7%	3.8%	
22	神奈川県	●		●	●		●	●	●	●	●	●	●		●										●	9.5%	2.7%	
23	山形県	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●		●						●				●	8.1%	1.5%	
24	香川県			●	●		●	●	●	●	●	●	●		●					●			●			1.9%	0.9%	
25	鹿児島県			●	●		●	●	●	●	●	●	●		●					●			●			5.7%	0.0%	
26	福島県			●	●		●	●	●	●	●	●	●		●							●					83.4%	
27	岡山県			●	●		●	●	●	●	●	●	●		●							●				44.0%		
28	熊本県	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●		●										●	36.9%		
29	北海道			●	●		●	●	●	●	●	●	●		●							●						
30	青森県			●	●		●	●	●	●	●	●	●		●													
31	秋田県			●	●		●	●	●	●	●	●	●		●													
32	茨城県			●	●		●	●	●	●	●	●	●		●						●							
33	群馬県			●	●		●	●	●	●	●	●	●		●													
34	千葉県			●	●		●	●	●	●	●	●	●		●													
35	東京都	●		●	●		●	●	●	●	●	●	●		●										●			
36	新潟県			●	●		●	●	●	●	●	●	●		●							●						
37	石川県	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●		●													
38	福井県			●	●		●	●	●	●	●	●	●		●													
39	山梨県			●	●		●	●	●	●	●	●	●		●													
40	兵庫県	●		●	●		●	●	●	●	●	●	●		●													
41	和歌山県			●	●		●	●	●	●	●	●	●		●													
42	鳥取県	●																										
43	島根県			●	●		●	●	●	●	●	●	●		●													
44	愛媛県			●	●		●	●	●	●	●	●	●		●													
45	佐賀県			●	●		●	●	●	●	●	●	●		●													
46	大分県	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●		●													
47	宮崎県			●	●		●	●	●	●	●	●	●		●													
	計	14	7	42	4	2	44	12	34	32	23	44	44	8	28	4	6	9	12	2	2	13	25	3	2	3	14	

第6節 自治体体制と実効性

1. 届出時適合率から完了後適合率の変化の要因

2016年度において完了後適合率がわかる25自治体について、届出時適合率と完了後適合率の状況を図4.6.1に示す。

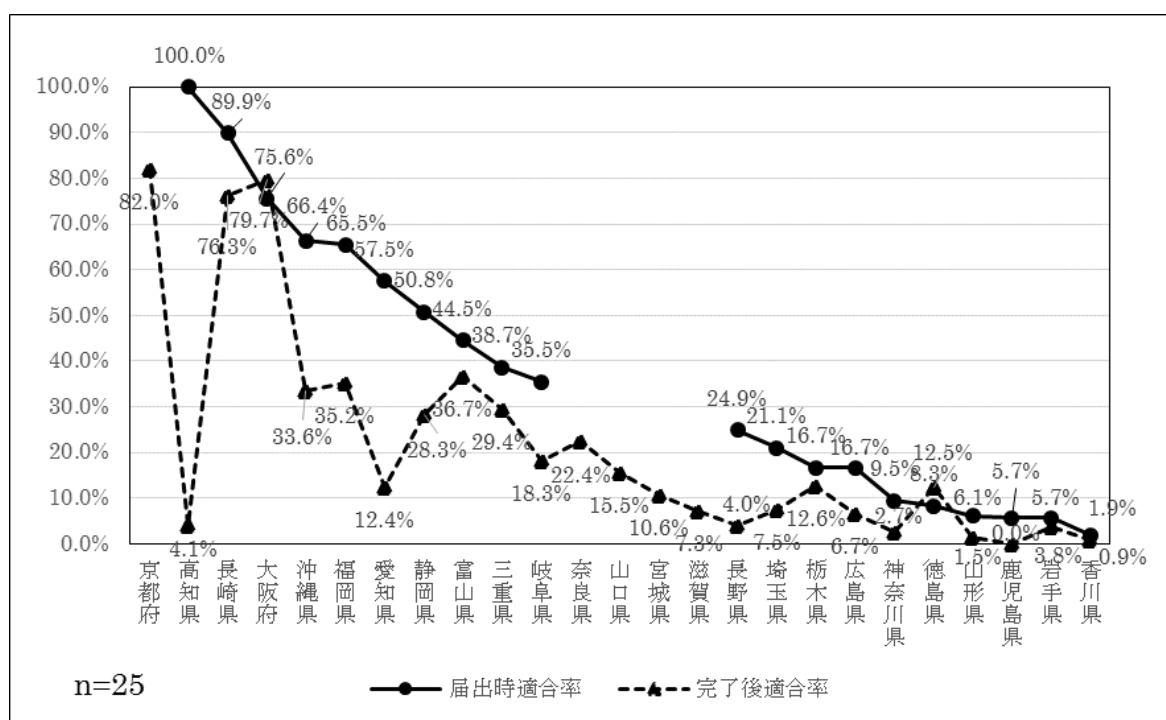


図 4.6.1 2016年度自治体別届出時適合率と完了後適合率

届出時適合率と完了後適合率が出ている20自治体のうち、18自治体は、届出時適合率より完了後適合率は下がっている。しかしながら、徳島県は届出時適合率8.3%から完了後適合率12.5%へ、大阪府は届出時適合率75.6%から完了後適合率79.7%へと適合率が増加する。届出適合率より完了後適合率が上回るのは、対象施設を物件ごとではなく、それぞれ受付年度における届出数と完了後適合数について、集計をしているためである。

①届出時適合率及び完了後適合率が高い自治体

大阪府は届出時適合率75.6%から完了後適合率79.7%へと適合率が増加する。長崎県は届出時適合率89.9%から完了後適合率76.3%であり、適合率が高いうえに下げ幅が小さい。そのほか京都府は、届出時適合率は出していないが、完了後適合率が82.0%と高い。

大阪府と京都府は、完了検査を定める。長崎県は完了届を定めるが、完了検査は定めておらず、適合証交付請求により完了検査を行う。

②届出時適合率は高く完了後適合率は低い自治体

高知県は、届出時適合率 100%が完了後適合率は 17.6%(3/17)に大きく下がる。このことについて高知県は、「完了後適合率については、適合証請求件数が少ないだけであり、適合していると考え。」と回答（2018年1月30日）している。

愛知県も届出時適合率57.5%から完了後適合率12.4%へ大きく下がる。完了検査の規定はなく、適合証交付請求に基づき完了検査を実施している。完了後適合率が下がった理由として、適合証の交付することにメリットがないと考える「建築主」の増加が考えられると回答（2018年1月31日）している。建築主が自主的に申し出る適合証交付請求で完了検査を行うことが完了後適合率を下げる要因と考えられる。

福岡県は、届出時適合率 65.5%から完了後適合率 35.2%に下がった理由について、完了検査合格は、適合証交付件数で把握しており、完了検査に合格しても適合証交付請求を行わないものがあることが適合率の低下に関係していると回答（2018年2月6日）している。

沖縄県は、届出時適合率が 66.4%から完了後適合率 33.6%に下がった理由について、既存施設の活用による用途変更などで、適合させることが困難となる事例があること、届出時点では段差がない設計も、完了時点では段差があり不適合になるなど、設計者の認識不足により届出内容と完了検査における違いがあると回答（2018年1月23日）している。

高知県と愛知県は、完了検査を規定せず、完了後の整備について関心を持たない高知県と、適合証交付請求により整備を確認しようとする愛知県の自治体の認識の差がある。また、福岡県と沖縄県は、適合率低下の原因はわかっていながら、それに対処していない。申請者の手続きに対してだけに対応している。しかしながら、福岡県と沖縄県の完了後適合率は 30%程で、表 4.4.1 や図 4.5.1 から自治体としては高い方であり、申請者の届出等に対する行政指導だけでは、大きく完了後適合率を高めることは難しいと考えられる。

③届出時適合率と完了後適合率の下げ幅が小さい自治体

三重県の 2016 年度の届出時適合率は 38.7%、完了後適合率は 29.4%である。事前協議、完了届、完了検査の事務手続きを定める。三重県に対して、届出時適合率と完了後適合率の下げ幅が小さい理由について質問を行った。

回答では、事前協議の終了時に通知する文書において、「完了検査を受けること」を明記しており、事前協議で適合しているものは、完了届が提出されるものが多いこと。また、完了検査において、整備基準に適合する場合は、「適合証交付請求書」と啓発の文書を手渡し、提出するように依頼しているため、適合証交付数も多いこと。このことが、届出時適合率から完了後適合率の下げ幅を小さくしていると回答している。（2018年1月24日）

したがって、届出時適合率から完了後適合率は大きく下がらない要因は、事前協議から完了検査に至る事務手続きの機会に、提出書類の指導等による効果があるためと考えられる。しかしながら、届出時の指導が徹底していないため、届出時適合率は低い。

2. 適合率による自治体の事務手続きの比較

図 4.5.1 から、完了後適合率の高い京都府、届出時適合率及び完了後適合率が高い大阪府と長崎県の3自治体と、届出時適合率及び完了後適合率が低い岩手県、鹿児島県、山形県の3自治体について、事務手続きの流れや行政指導の内容等の違いを比較する。

(1) 適合率が高い自治体

①京都府

(条例管理運営の体制)

京都府の事務手続きと行政指導の流れを図 4.6.2 に表す。自主条例及び委任条例を定める。両条例の管理は、京都府健康福祉部福祉・援護課で行う。そして、自主条例及び委任条例の建築物事務手続きの所管は、京都府建設交通部建築指導課が行い、審査は建築確認申請担当である県下の特定行政庁（宇治市）や府出先機関の土木事務所で行う。行政指導については、自主条例の無届工事に対する「立入調査」は条例の審査を行う機関で行い、「勧告」「意見聴取」「公表」は、京都府建築指導課で行う。

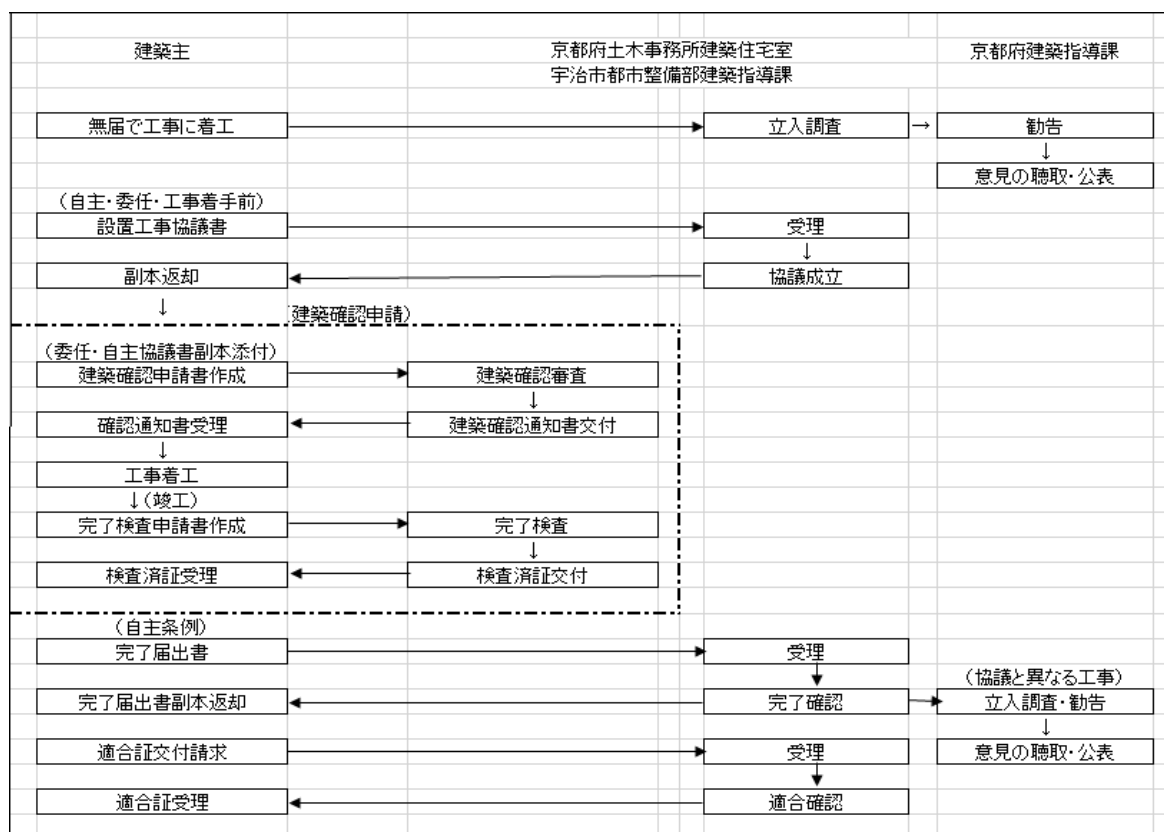


図4.6.2 京都府事務手続きと行政指導の流れ

(事務手続き)

建築物の審査を所管する京都府建築指導課へのヒアリング（2017年12月7日）を行った。

事務手続きについて、事前協議は「工事着手前」と規定しているが、行政指導により「建築確認申請書に協議書の副本を添付すること」を定めており、自主条例と委任条例の協議対象施設は、民間確認検査機関に提出されるものも含めて、建築確認申請書提出の前までに協議書の審査を受ける必要がある。したがって、建築確認申請部門において条例審査を行うため、事前協議をしていないものは、建築確認申請の受け付けはしない。条例審査は、2016年度において、届出数244件、7部署の担当者15人で1人当たり年間16.3件の処理を行う。（表4.2.1）

(行政指導)

2016年度の完了後適合率は82.0%である。民間指定確認検査機関に提出される建築物の事前協議については、ホームページにおいて「京都府福祉のまちづくり条例第19条の規定による協議等の手引き（建築物編）」の周知をしており、これまでも未届は少ないとしている。また、建築確認申請前に協議を行うことで、事業者福祉のまちづくりの考え方が理解され、設計に反映させやすくなること、民間指定確認検査機関で建築確認申請を行うものも、事前協議により指導できることが利点としている。

また、自主条例の審査では、条例第18条において「協議対象施設は整備基準に適合させなければならない。」としており、これを根拠に、委任条例と同様に設計者に対して強い行政指導をしていること。自主条例と委任条例の事前協議を同様に行うことが、自主条例の適合率を高めるのに役立っているとしている。

そのほか、建築確認申請の完了届の受付時に条例の完了届の提出を指導し、自主条例の完了検査を実施しており、建築確認申請の事務と連携した行政指導により、自主条例の実効性を高めているとしている。

また、特定行政庁（宇治市）を含め条例の審査機関の担当者会議を年2、3回開いて、自主条例や委任条例の審査内容について意思統一している

(自主条例と委任条例の役割について)

委任条例に対する考えについて、「委任条例化は、国の方針に基づいて行っており、最低基準のバリアフリー化を実現するための役割である。」こと。また、自主条例については、「事業者等に条例に対する理解を求めながら、きめ細やかなバリアフリー化を実現する役割である。」と考えており、このことから、将来、委任条例を自主条例に代わるものとは考えていないため、今後において特別特定建築物の範囲を拡大する予定はなく、今後も自主条例を中心に福祉環境整備を進めていくとしている。

②大阪府

(条例管理運営の体制)

大阪府の事務手続きと行政指導の流れを図 4.6.3 に表す。自主条例及び委任条例を定める。両条例管理と事務手続きの所管を大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課福祉のまちづくり推進グループの条例担当の専門部署において行う。この専門部署の役割は、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、事前協議等の運用や啓発、大阪府福祉のまちづくり審議会に関する事など大阪府における福祉のまちづくりを推進するための事業を担う。

自主条例の事務手続きの審査は、民間指定確認検査機関に提出される建築物を含めて、県下の市町村の建築部門や福祉部門、出先機関の建築部門で行う。「指導・助言」は条例の審査機関で行い、「立入調査」「勧告」「意見聴取」「公表」は、住宅まちづくり部建築指導室建築企画課で行う。

(事務手続き)

自主条例の事務手続きについて、条例審査は、2016年度において、届出 295 件について、43 市町村で審査を行い、1 市町村当たり年間 6.9 件を処理する。(表 4.2.1) 建築確認申請と連携していない。「工事に着手する前」までに協議を行う必要があり、協議後は副本が返却される。工事完了後は、工事完了届を提出し、完了検査が行われる。適合証は交付していない。また、委任条例については、民間確認検査機関も含めて建築確認申請において審査される。

(行政指導)

2016年度の届出時適合率 75.6%、完了後適合率 79.7%である。2018年1月に、建築企画課福祉のまちづくり推進グループに対して適合率が高い要因について聞いた。対象施設の多くを委任条例の対象にしていることで、協議対象施設は少なく、事前協議の指導もやりやすい面があること、また、「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」に基づいて、自主条例の審査を行う市町村における審査方法について、安易に不適合を認めるのではなく、設計者にバリアフリー整備の必要性を伝えること、完了後には速やかに完了届を提出するよう指導すること、完了届は、事前協議で提出された内容で施工されていることを確認した上で受理することなどの指導方法を統一している。また、毎年、市町村連絡会議を開催して、事前協議及び完了届の手続き方法等について行政指導を統一しているために、実効性が高いと回答(2018年1月30日)している。

(自主条例と委任条例の役割について)

自主条例と委任条例を管理運営する大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課福祉タウン推進グループ(当時)へのヒアリング(2014年11月13日)により以下を聞いた。

委任条例の役割について、将来は自主条例に代わるものとして位置付けている。したがって、委任条例化にあたっては、改正前の自主条例に定める協議対象施設を特別特定建築物に定めた。そして、委任条例化の理由は、「高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成できないと考えたため。」強制力のある委任条例が必要であった。そのほか、委任条例の長所は、適合義務がかかっているため、移動等円滑化が担保され、バリアフリー化の説明が明白であること。また、欠点は、画一的に基準がかかるため、用途変更等の計画によって基準を満たせない場合があること。そのため、委任条例で整備された建築物は、基準は守れているが、必ずしも使い勝手の良い建物になっているとは限らないため、事業者や設計者のさらなる理解や行政側の周知啓発が必要としている。

また、自主条例については、委任条例を補完する役割として、これまで対象外であった小規模施設等を協議対象施設にすること。そして、今後において適合率の高いものは、特別特定建築物へ変更していく考えである。そのため、自主条例の役割については、バリアフリー化を誘導するものとして位置づけており、基準を満たすため、画一的な基準でなくある程度柔軟な指導が可能であると考えて活用していくとしている。

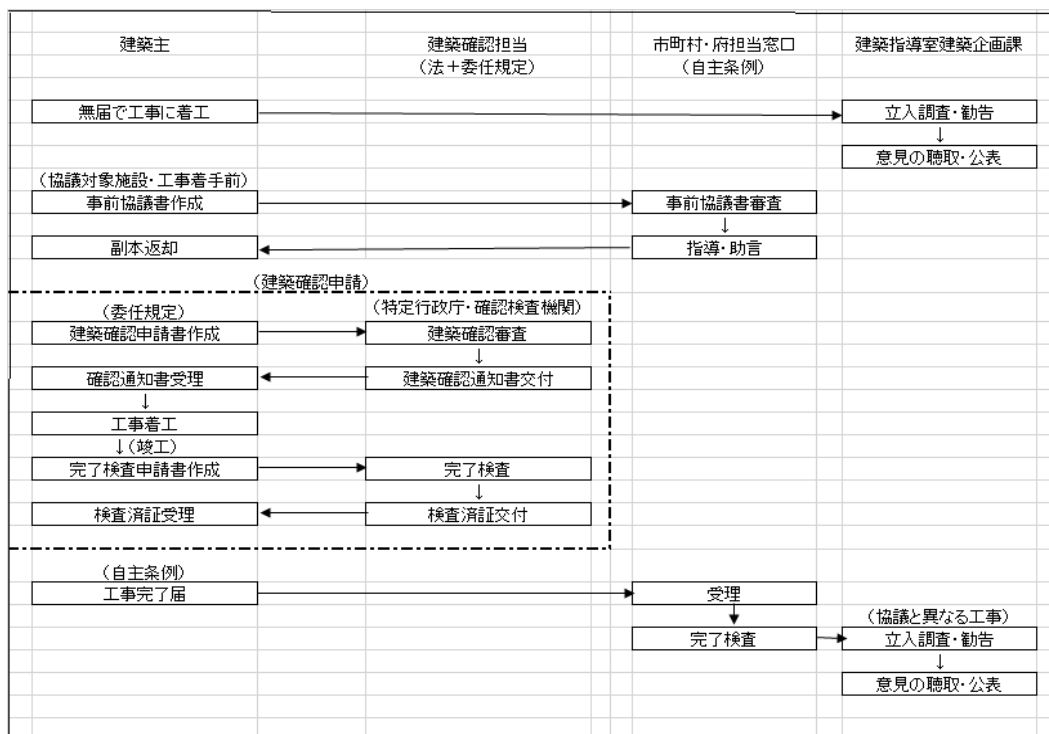


図4.6.3 大阪府の事務手続きと行政指導の流れ

③長崎県

(条例管理運営の体制)

長崎県の事務手続きと行政指導の流れを図 4.6.4 に表す。自主条例のみを定める。条例は県福祉保健部福祉保健課が管理し、建築物の所管は土木部建築課が行い、審査は建築確認申請担当窓口の長崎市や佐世保市(特定行政庁)、出先機関の県振興局土木事務所で行う。

「行政指導の規定」として、届出や完了検査で整備基準に適合しない場合や無届で工事した場合、届出と異なる工事をした場合は「指導」、「指導」に従わない場合は「勧告」、勧告に従わない場合は「意見聴取」のうえ「公表」する。「指導」「勧告」は条例審査機関の県振興局土木事務所や特定行政庁で行う。「意見聴取」「公表」は、県福祉保健課で行う。



図 4.6.4 長崎県の事務手続きと行政指導の流れ

(事務手続き)

条例審査は、2016 年度において、届出 169 件、11 部署担当者 36 人、年間で 1 部署当たり 15.7 件、担当者 1 人当たり 4.7 件の審査を行う。(表 4.2.1)「事務手続き」において、届出は「工事着手前まで」と定めているが、「建築確認申請書に条例届出書の副本添付」を指導しているために、建築確認申請書提出前に届出が行われる。整備基準に適合すれば届出書に「適合」のスタンプを表紙に押しつけて副本を返却し、その副本を建築確認申請に添付させている。完了届を定めるが、完了検査は定めていない。

(行政指導)

2016 年度の届出時適合率 89.9%、完了後適合率 76.3%である。適合率が高い理由について

て、長崎県土木部建築課への問い合わせを行った。事前協議において整備基準に適合すれば届出書に「適合」のスタンプを表紙に押し、その副本を建築確認申請に添付させている。表紙に「適合スタンプ」が押されるためか、届出者は適合させようと努力する。2016年度の届出時適合率は89.9%と高い。また、設計者や民間指定確認検査機関へ周知しているため、民間指定確認検査機関へ提出されるものについても、届出は守られているとしている。

また、2012年度の完了後適合率は37.3% (87/233) だったが、2016年度の完了後適合率も76.3%(129/169)と高い理由については、建築確認申請の完了届の受付の際に、条例の「完了届」を提出するよう指導しており、条例の完了届が提出された場合で、適合証の交付請求がない場合には、建築基準法に基づく建築物の完了検査に併せて現地を確認しており、2016年度の完了後適合数129件中、適合証の交付54件、建築確認申請の完了検査による合格75件であると回答(2018年2月6日)している。

したがって、届出、完了届、完了検査と建築確認申請と連携することで完了後適合率も高く改善している。

(2) 適合率が低い自治体

①鹿児島県

(条例管理運営の体制)

鹿児島県の事務手続きと行政指導の流れを図4.6.5に表す。自主条例のみを施行する。条例の管理は保健福祉部障害福祉課で、条例の建築物の審査に関する所管は土木部建築課が行う。審査は、4F以上は土木部建築課で行い、そのほかは建築確認申請担当である県出先機関の地域振興局建設部土木建築課で行う。また鹿児島市においては、障害福祉課においてすべての協議対象施設の審査を行う。「行政指導の規定」は、「指導又は助言」「勧告」「意見聴取」「公表」は、条例の審査を行う各地域振興局建設部土木建築課と鹿児島市障害福祉課で行う。したがって、行政指導の体制は、条例を管理する福祉部門と審査を行う建築部門は連携していない。

(事務手続き)

条例審査は、2018年度において、11部署担当者11人で届出122件、1人当たり年間11.1件の処理を行う。(表5.2.1)事前協議書の提出は「工事着手30日前」と規定しており、建築確認申請期間中に審査されるものが多い。これは、建築確認申請が民間確認検査機関に出される建築物も対象である。しかし、建築確認申請とは連携していない。工事完了後は工事完了届を提出する。完了検査は規定していない。また、適合証交付請求書に基づいて検査を実施し、整備基準に適合していれば適合証が交付される。完了届や適合証交付請求書の提出先は事前協議書の提出先と同じである。

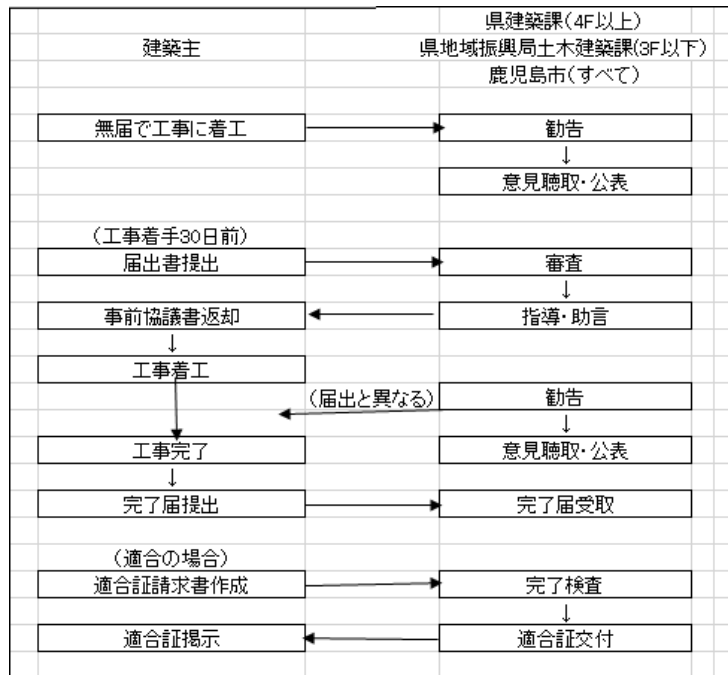


図 4.6.5 鹿児島県事務手続きと行政指導の流れ

(行政指導)

2016 年度における届出時適合率 5.7%、完了後適合率 0%である。2000 年度から届出時適合率及び完了後適合率ともに低い。土木部建築課へヒアリング(2016年2月22日)を行った。

委任条例化については、障害福祉課において検討することとの考えである。福祉のまちづくりは福祉部門(保健福祉部障害福祉課)の所管と考えており、福祉部門から条例の事務手続きや行政指導の権限移譲を受けているためか、自主条例は福祉部門の担当と考えており、建築課において主体的に福祉のまちづくりに取り組む考えがみられない。

また、届出に対して、「届出の内容は、もう少しで適合するものが多い。」と回答するが、それに対する指導方法は述べていない。そのまま処理するものが多いとみられ、届出に対してほとんど行政指導を行っていないためか、完了届は「守られていない。」としている。

そして、条例を管理する福祉部門についても、条例施行当初から届出時適合率及び完了後適合率は低いにも関わらず、建築物の整備は建築部門の役割として、その実効性等についてはまったく関知していないと考えられる。

②岩手県

(条例管理運営の体制)

岩手県の事務手続きと行政指導の流れを図 4.6.6 に表す。自主条例と委任条例を定める。両条例の管理は保健福祉部地域福祉課である。そして両条例の建築物審査は、県土整備部建築住宅課が所管し、審査は建築確認申請部門の県下の特定行政庁や県出先機関の各振興局土木部で行う。また、「指導又は助言」や「協議結果の通知」は、県振興局などの条例審

査機関が行い、「勧告」や「公表」は県土整備部建築住宅課で行う。

(事務手続き)

条例審査は、2016年度において、届出 210 件、19 部署担当者 45 人、年間で1部署当たり 11.1 件、担当者 1 人当たり 4.7 件の審査を行う。(表 4.2.1) 自主条例及び委任条例の協議対象施設は、「工事に着手する前」までに協議を行う必要がある。建築確認申請との連携はしていない。協議書は市町村で受理し、審査が行われ、審査後に協議結果通知書が交付される。工事が完了したときは、完了届に基づき完了検査が行われ、適合していれば適合証が交付される。不適合の場合は、検査結果通知書が交付される。



図4.6.6 岩手県の事務手続きと行政指導の流れ

(行政指導)

2016年度の届出時適合率 5.7%、完了後適合率 3.8%である。2000年度から届出時適合率及び完了後適合率ともに低い。届出が不適合の場合の指導について、「届出のまま処理する。」としており、自主条例には、「指導又は助言」など行政指導の規定を定めているにも関わらず、行政指導を行っていない。また、2007年に委任条例を施行しているが、自主条例の適合率は改善していない。

③山形県

(条例管理運営の体制)

山形県の事務手続きと行政指導の流れを図 4.6.7 に表す。自主条例と委任条例の管理は健康福祉部地域福祉推進課で行う。建築物の審査に関する所管は置賜総合支庁建築課が行い、審査は建築確認申請担当の総支庁建築課で行う。「行政指導の規定」として、事前協議書の審査や適合証の現地調査などで整備基準に適合しない場合は「指導又は助言」を行う。「指導又は助言」に従わない場合は「勧告」を行う。勧告に従わない場合は、「意見聴取」のうえ「公表」が行う。「指導・助言」は審査を行う県総合支庁建築課において行い、「勧告」「意見聴取」「公表」は、地域福祉推進課で行うといった建築部門と福祉部門が連携する指導体制になっている。

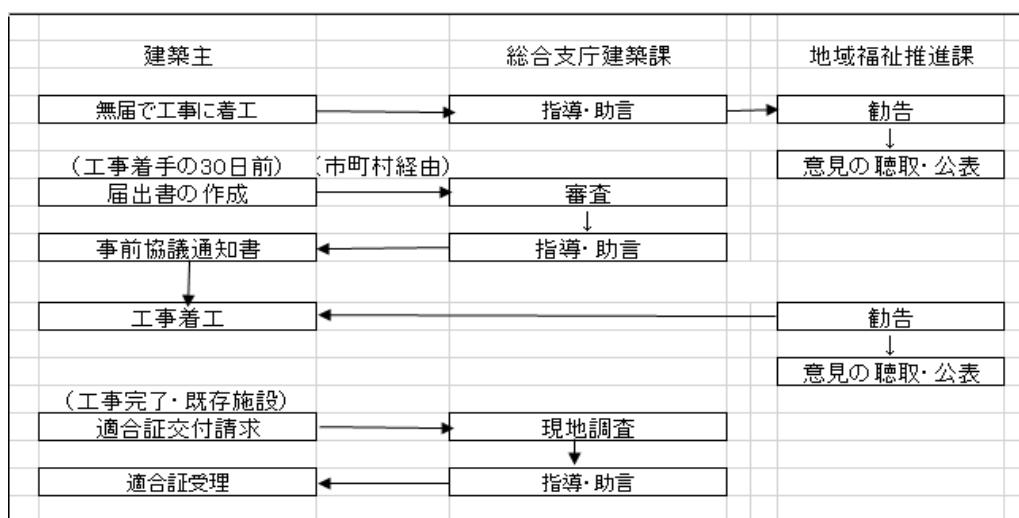


図 4.6.7 山形県事務手続きと行政指導の流れ

(事務手続き)

4 部署担当者 15 人で届出 132 件 (2016 年度)、1 人当たり年間 8.8 件の処理を行う。(表 4.2.1) 事務手続きにおいて、委任条例も含めて事前協議書の提出は「工事に着手する日の 30 日前」と定められ、市町村を経由して県総合支庁建築課で審査する。民間確認検査機関に出される建築物も対象である。工事完了届、完了検査は定めていない。そして、適合証交付請求書に基づいて、現地調査を実施し整備基準に適合していれば適合証が交付される。事務手続きは、建築確認申請とは連携していない。

(行政指導)

2016 年度の届出時適合率 6.1%、完了後適合率 1.5%である。条例施行当初から届出時適合率及び完了後適合率ともに低い。また、2008 年に委任条例を施行しているが、適合率は改善していない。

以上から、自治体の自主条例に対する行政指導には3つのタイプがあると考えられる。

1つ目は、「届出から完了検査まで行政指導を徹底するタイプ」である。京都府と長崎県は、建築確認申請の事務と連携し、建築確認申請前に事前協議を行い、建築確認申請に条例届出書の副本を添付させる。そして、建築確認申請の完了届の際には条例の完了届の提出指導を行い、完了検査を実施するといった、建築確認申請の事務と連携して行政指導を行うというものである。とくに長崎県は完了検査の規定がないにも関わらず、建築確認申請の完了検査において、条例の完了確認を行い、整備基準の適合判定をしている。

また、大阪府は、建築確認申請とは連携していないが、委任条例によって自主条例の協議対象施設数を減らして、市町村において、「届出においては安易に不適合を認めない。」「完了後には速やかに完了届を提出するよう指導する。」「完了届は、事前協議で提出された内容で施工されていることを確認した上で受理する。」ことなど、市町村連絡会議によってガイドラインに基づいた行政指導を統一するもので、京都府や長崎県、大阪府のいずれも事前協議、完了届、完了検査に至るそれぞれの機会に行政指導を徹底している。

2つめは、「事務手続きの時のみ行政指導するタイプ」である。表4.4.1の「届出時の指導」において、「届出時のみ指導」する自治体が、28自治体と最も多かったが、多くの自治体では、届出に対する行政指導は行っても、完了届の提出指導や完了検査の催促は行っていない。ただ、提出される届出に対する行政指導を行うのみであるため、完了後適合率が大きく下がる自治体が多い。とくに、完了検査を定めておらず、適合証交付請求に基づいてのみ完了検査を行う自治体は、このタイプである。

3つめは、「行政指導を行わないタイプ」である。これらの自治体は、届出時適合率及び完了後適合率ともに低い。これは、条例施行当初からこの傾向があり、条例を管理する福祉部門も適合率には関知しないためか、改善される見込みは少ない。また、このタイプの自治体は、バリアフリーに強制力のある委任条例を施行していても自主条例の適合率は改善していない。

第7節 施設用途別の実効性

1. 施設用途別適合率

都道府県に対して、2012年度の自主条例における施設用途ごとの整備基準の適合状況について聞いた。31自治体から回答があった。このうち、届出時適合率での報告は16自治体からあり、この16自治体の届出時適合率は37.4%(1634/4363)である。また、完了後適合率の報告は15自治体からあり、この15自治体の完了後適合率は24.9%(1381/5536)である。

そこで、用途ごとの整備基準の適合状況を把握するために、31自治体の届出時適合率と完了後適合率を合わせた用途別適合率については、30.5%(3015/9899)であり、これを図4.7.1に表わす。なお、報告のあった24種類の用途のうち、公共用歩廊、複合施設、その他の用途を除く21種類の用途別適合率の状況を表した。

届出数の多い順から、施設用途、適合率、適合率内訳(適合数/届出数)で表すと、「老人ホーム、福祉センター施設等」34.2%(1089/3,187)が最も多く、次に「百貨店、マーケット、物販店」30.6%(593/1,935)、「病院又は診療所」28.5%(219/768)、「共同住宅、寄宿舎、下宿」15.2%(114/749)、「集会場、公会堂」34.6%(195/564)、学校32.7%(152/465)、「理髪店、質店、銀行等」31.6%(131/451)、「飲食店」20.9%(74/354)である。

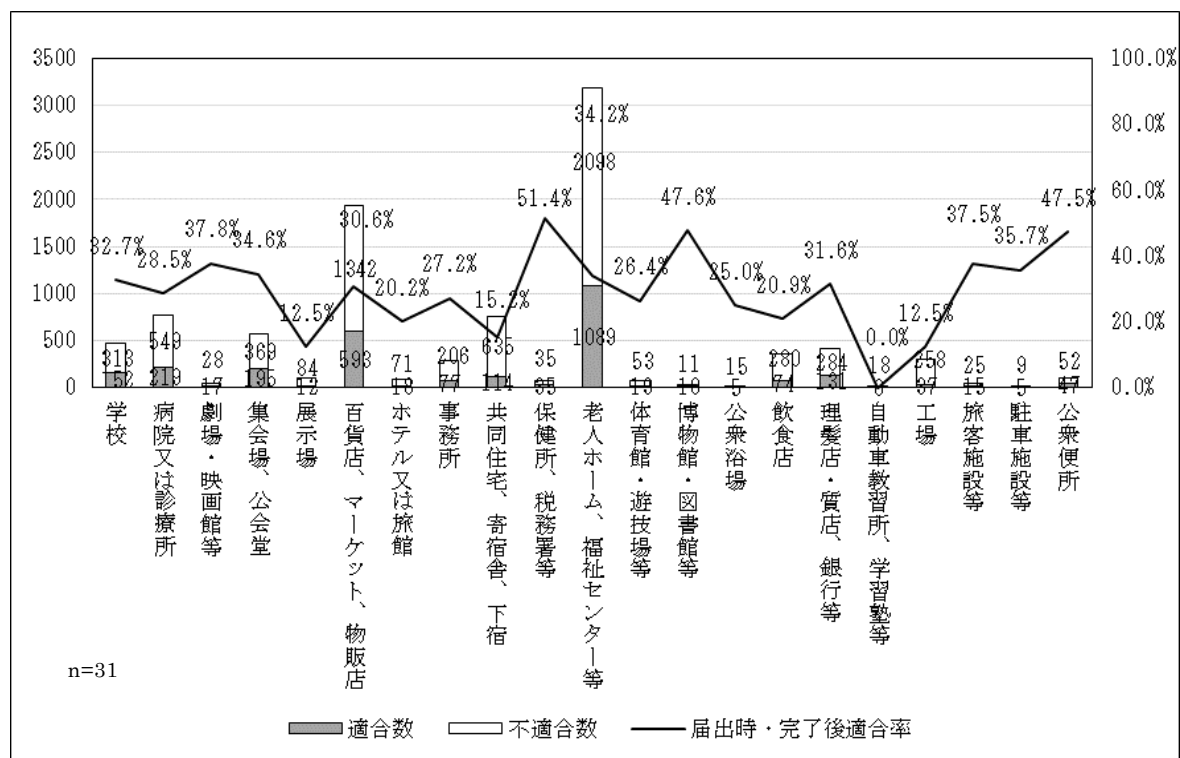


図 4.7.1 2012 年度都道府県 31 自治体施設用途別適合率

これらの用途は、民間施設に多い用途が多い。とくに、「老人ホーム、福祉センター施設等」や「百貨店、マーケット、物販店」「病院又は診療所」「集会場、公会堂」という不特定多数が利用し、公共性も高いと考えられる施設の適合率はいずれも3割ほどである。

また、適合率の高いものからは、「保健所、税務署等」51.4%(37/72)、「博物館・図書館等」47.6%(10/21)、「公衆便所」47.5%(47/99)の順である。「保健所、税務署等」や「博物館・図書館等」、「公衆便所」はいずれも公共施設に多い用途であり、公共施設のためにバリアフリー化の理解が得やすく、適合率が比較的高いと考えられる。

反対に、適合率の低いものから、「自動車教習所、学習塾等」0%(0/18)、「工場」12.5%(37/295)、「展示場」12.5%(12/96)、「共同住宅、寄宿舎、下宿」15.2%(114/749)であり、これらは、民間施設のうち特定多数の人が利用する施設が多いためにバリアフリー化の理解が得にくく、適合率が低いと考えられる。

そのほかにも、適合率が低いのは「ホテル又は旅館」20.2%(18/71)、「飲食店」20.9%(74/280)、「公衆浴場」25.0%(5/15)、「体育館・遊技場等」26.4%(19/53)、「事務所」27.2%(77/206)があり、これらは民間施設のうち、不特定多数の利用する用途である。民間施設のためにバリアフリー化の理解が得られないためか、適合率が低いと考えられる。

2. 協議対象施設と用途別適合率の自治体比較

第5節と同様に、2016年度の完了後適合率の高い3自治体（京都府、大阪府、長崎県）と完了後適合率の低い3自治体（鹿児島県、岩手県、山形県）について、協議対象施設の範囲と2012年度における協議対象施設の用途別適合率を比較して、自治体ごとの建築物のバリアフリー化の実効性について分析を行う。

なお、自治体ごとの適合率の状況は、2012年度における用途ごとの届出時適合率や完了後適合率の「用途別適合率」に表す。また、協議対象施設の整備基準適用の範囲について、自主条例の協議対象施設の範囲を灰色で、委任条例及び法に規定する特別特定建築物の範囲を黒色で、対象外を白色で表して、用途ごとの実効性について比較分析を行う。

(1) 完了後適合率の高い自治体

①京都府

京都府は委任条例と自主条例を定める。2016年度の完了後適合率とその内訳は82.0%(200/244)、2012年度の完了後適合率は85.6%(226/264)である。このうち2012年度における用途別の完了後適合率を図4.7.2に表す。また、自主条例の協議対象施設と委任条例の特別特定建築物の整備基準適用の範囲を図4.7.3に表す。

自主条例の届出数の多い用途から、施設用途と完了後適合率、適合率の内訳、そして自主条例の協議対象施設の範囲を表す。「老人ホーム・福祉センター等」は84%(72/84)で、

協議対象施設の範囲は0～1000 m²未満である。次に「百貨店・マーケット・物販店等」は87%(59/68)で、協議対象施設の範囲は、コンビニやスーパーマーケットについては0～1000 m²未満、そのほかは200 m²以上～1000 m²未満である。また、「学校」は74%(28/38)で、協議対象施設の範囲は、特別支援学校が0～1000 m²未満で、そのほかの学校は0～2000 m²未満である。そして、「病院・診療所」は76%(26/34)で、協議対象施設の範囲は0～1000 m²

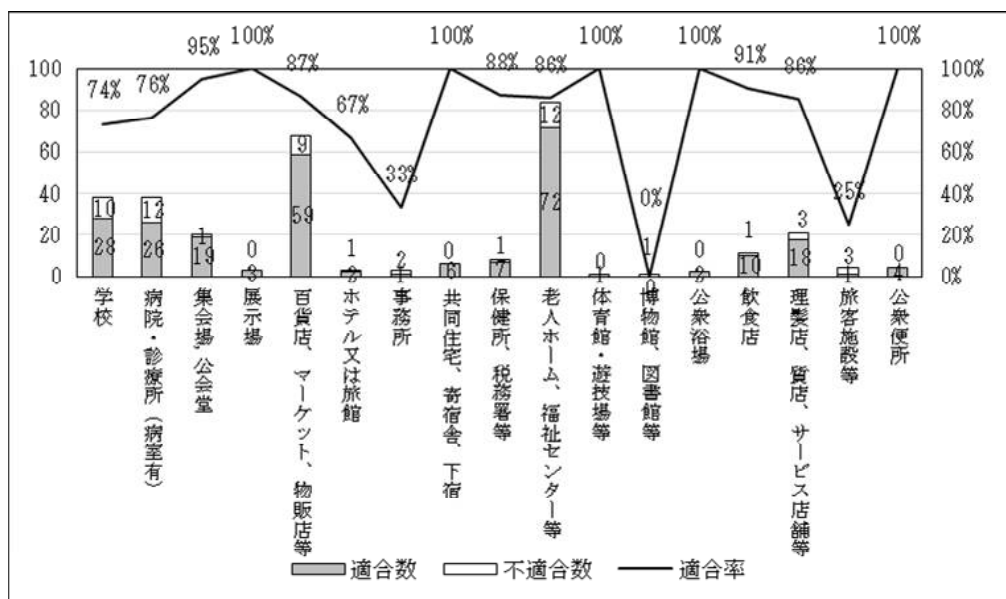


図 4.7.2 京都府の2012年度用途別完了後適合率

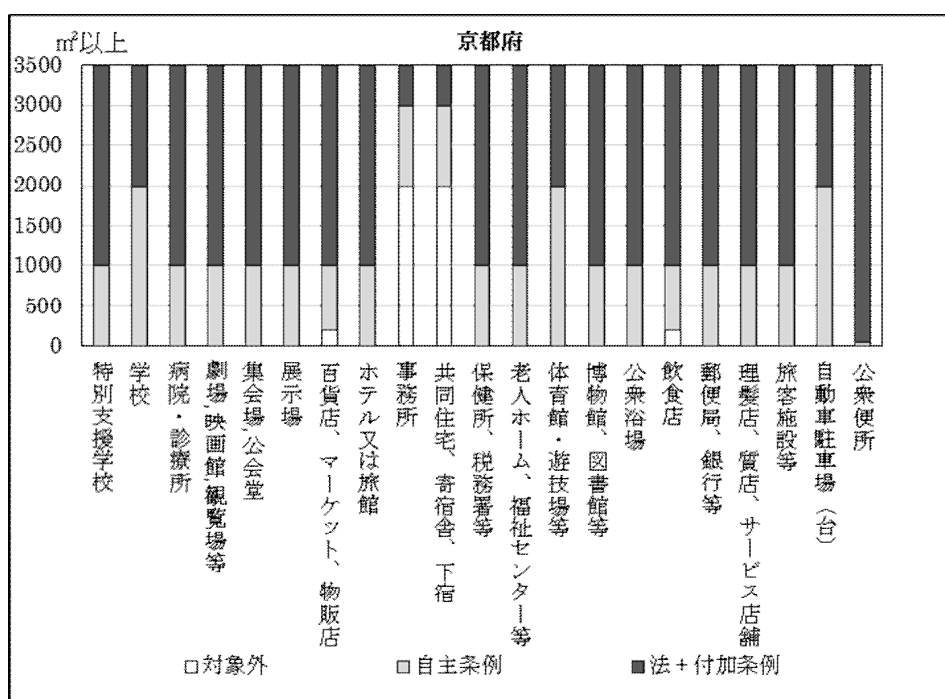


図 4.7.3 京都府の自主条例と委任条例の整備基準適用範囲

未満である。「理髪店、質店、サービス店舗等」は91%(18/21)で、協議対象施設の範囲は、0～1000 m²未満である。「集会場・公会堂」は95%(19/20)で、協議対象施設の範囲は0～1000 m²未満である。したがって、協議対象施設の範囲は0～1000 m²未満のものが多く、これらの用途の完了後適合率は74%から95%とすべて高い。

そのほかに、完了後適合率の高いものでは、「共同住宅、寄宿舎等」は100%(6/6)で、協議対象施設の範囲は3000 m²以上である。「体育館・遊技場等」は100%(1/1)で、協議対象施設の範囲は0～2000 m²未満である。「公衆便所」は100%(4/4)で、協議対象施設の範囲は0～50 m²未満である。「飲食店」は91%(10/11)で、協議対象施設の範囲は200 m²～1000 m²未満である。「保健所、税務署等」は88%(7/8)で、協議対象施設の範囲は0～1000 m²未満である。これらは、協議対象施設の範囲はさまざまであるが、届出数は少ない。

また、適合率の低いものには、「博物館・図書館等」は0%(0/1)で、協議対象施設の範囲は0～1000 m²未満である。「旅客施設等」は25%(1/4)で、協議対象施設の範囲は0～1000 m²未満である。「事務所」は33%(1/3)で、協議対象施設の範囲は3000 m²以上である。これらの届出数は少ない。

したがって京都府は、多くの用途において0 m²以上を協議対象としており、これらの施設の適合率は高いが、とくに、届出数が多い「老人ホーム・福祉センター等」や「百貨店・マーケット・物販店等」は、適合率が高い。また、「事務所」や「博物館・図書館等」、「旅客施設等」の適合率は低いが届出数は少ない。

②大阪府

大阪府は委任条例と自主条例を定める。自主条例の2016年度の完了後適合率とその内訳は79.7%(235/295)、2012年度の完了後適合率は70.5%(230/326)である。2012年度の用途別の完了後適合率を図4.7.4に表す。また、自主条例の協議対象施設と委任条例の特別特定建築物の施設用途ごとの範囲を図4.7.5に表す。

届出数の多い用途からあげると、「百貨店、マーケット、物販店等」は66%(104/157)で、協議対象施設の範囲は、コンビニが100～200 m²未満である。「事務所」は83%(59/71)で、協議対象施設の範囲は500 m²以上である。「集会場（集会室 200 m²未満）」は56%(28/50)で、協議対象施設の範囲は0～2000 m²未満である。「理容店・質店・サービス店舗等」は67%(16/24)で、協議対象施設の範囲は50 m²～200 m²未満である。「神社、寺院、教会等」は45%(5/11)で、協議対象施設の範囲は300 m²以上である。

「神社、寺院、教会等」の適合率が45%と最も低い、「事務所」の適合率は83%と最も高い。そのほかの「百貨店、マーケット、物販店等」や「理容店・質店・サービス店舗等」「集会場（集会室 200 m²未満）」についても適合率は高く、全体的に高い適合率を確保している。

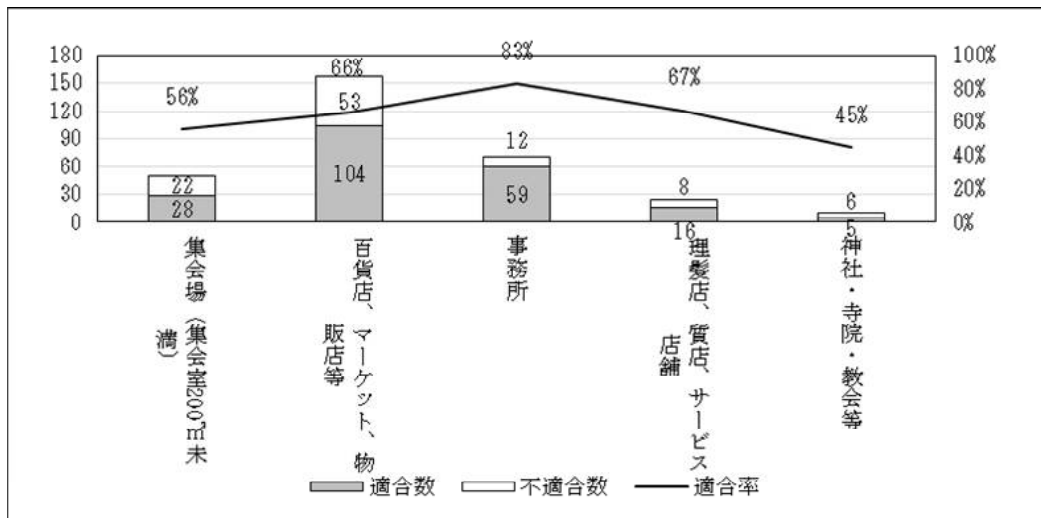


図 4.7.4 大阪府の2012年度用途別完了後適合率

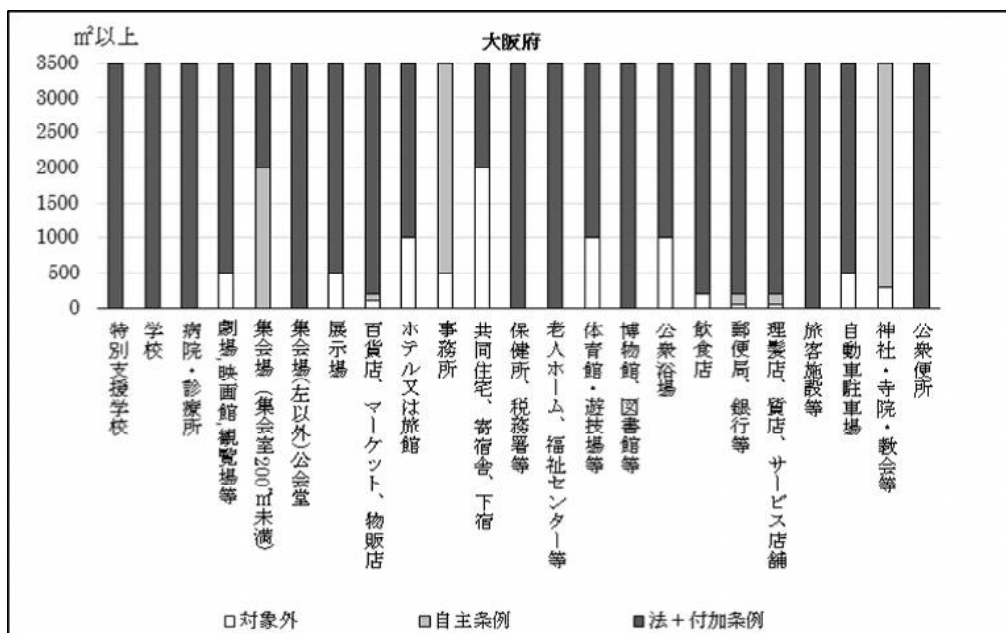


図 4.7.5 大阪府の自主条例と委任条例の整備基準適用範囲

③長崎県

長崎県は、自主条例のみを定める。2016年度の完了後適合率とその内訳は76.3% (129/169)である。2012年度の届出時適合率は100%(233/233)、完了後適合率は37.3% (87/233)である。2012年度の用途別の適合率について、完了後適合率が出ていないため、届出時適合率100%の用途別状況について図4.7.6に表す。また、自主条例の協議対象施設と法の特別特定建築物の範囲を図4.7.7に表す。

届出数の多い順からあげると、用途と届出数は「老人ホーム・福祉センター等」は112件であり、協議対象施設の範囲は0㎡以上である。「病院・診療所」は39件で、協議対象

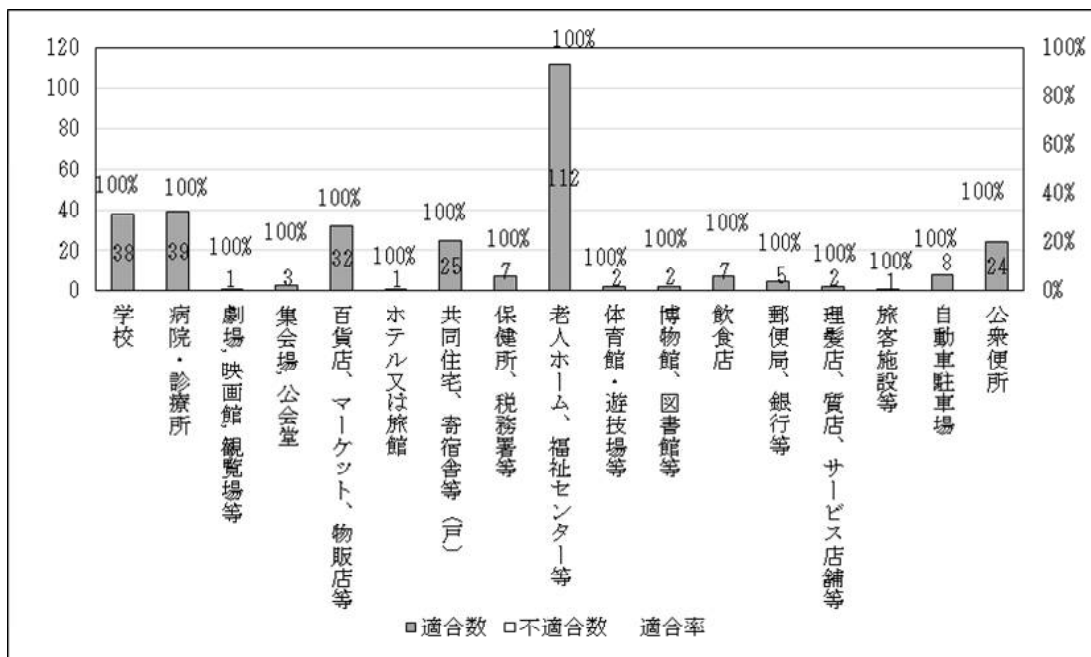


図 4.7.6 長崎県の 2012 年度用途別届出時適合率

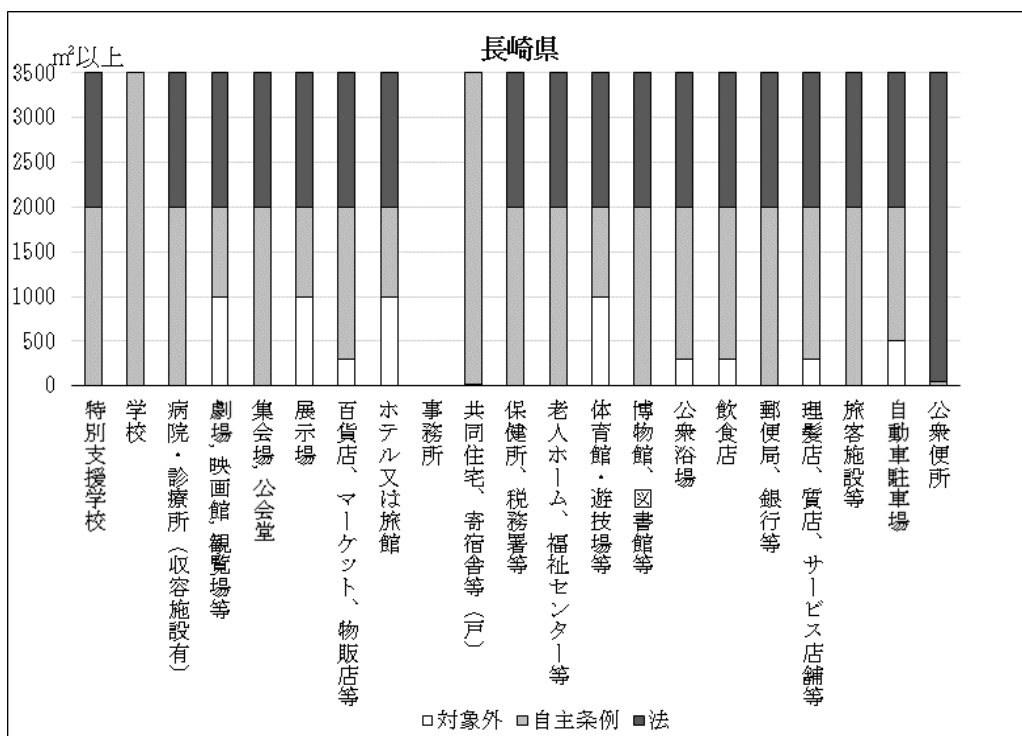


図 4.7.7 長崎県の協議対象施設の範囲

施設の範囲は0㎡以上である。「学校」は38件で、協議対象施設の範囲は0㎡以上である。そして、「共同住宅・寄宿舍等」は28件で、協議対象施設の範囲は25戸以上である。そのほか、「公衆便所」は24件で、協議対象施設の範囲は0㎡以上である。

また、民間施設において小規模施設の多い「百貨店・マーケット・物販店等」は32件、「飲食店」7件、「理髪店、質店、サービス店舗等」2件で、協議対象施設の範囲はともに300㎡以上であり、小規模施設は対象にしていない。

そのほか、民間施設において大規模な施設の多い「劇場,映画館,観覧場等」1件、「ホテル・旅館」1件、「体育館・遊技場等」2件、協議対象施設の範囲は1000㎡以上である。

また、公共施設等に多い「博物館・図書館」2件、「集会場、公会堂」3件、「保健所、税務署等」7件、「郵便局、銀行等」5件、「旅客施設等」1件で、これらの用途の協議対象施設の範囲は0㎡以上であり、「保健所、税務署等」を除いて届出数は少ない。

そして、2012年度の届出全体の完了後適合率は37.3%であるが、2016年度の完了後適合率は76.3%に大きく改善されている。建築確認申請の完了検査の際に、条例の整備基準適合を確認していることが改善につながっている。

(2) 完了後適合率の低い自治体

①山形県

山形県は、委任条例と自主条例を定める。2016年度の届出時適合率とその内訳は6.1%(8/132)、完了後適合率は1.5%(2/132)である。2012年度の届出適合率は6.4%(7/109)で、完了後適合率は1.5%(2/132)である。2012年度における用途ごとの届出時適合率を図4.7.8に表す。協議対象施設や特別特定建築物の施設用途ごとの範囲を図4.7.9に表す。

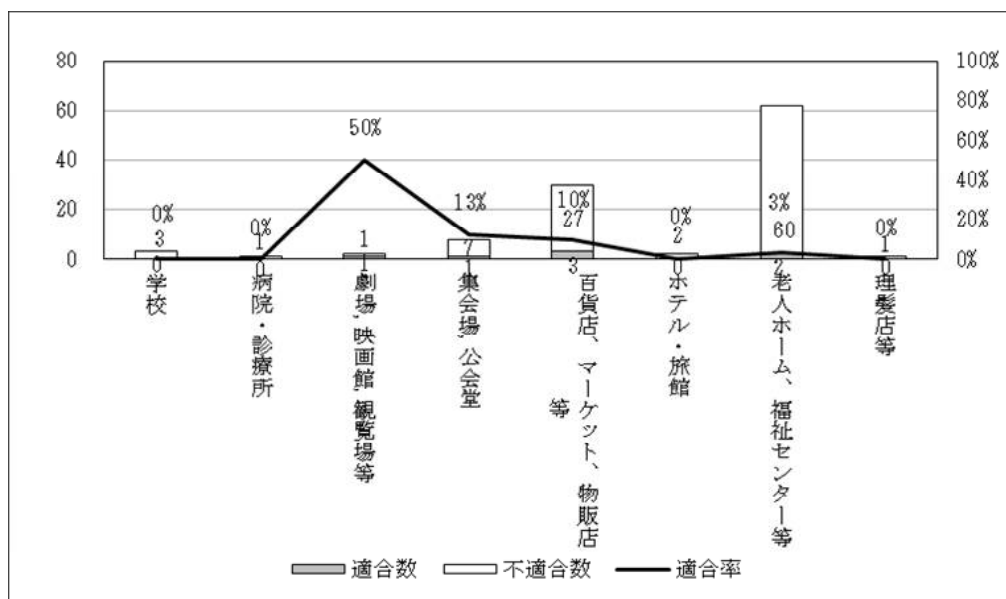


図 4.7.8 山形県の2012年度用途別届出時適合率

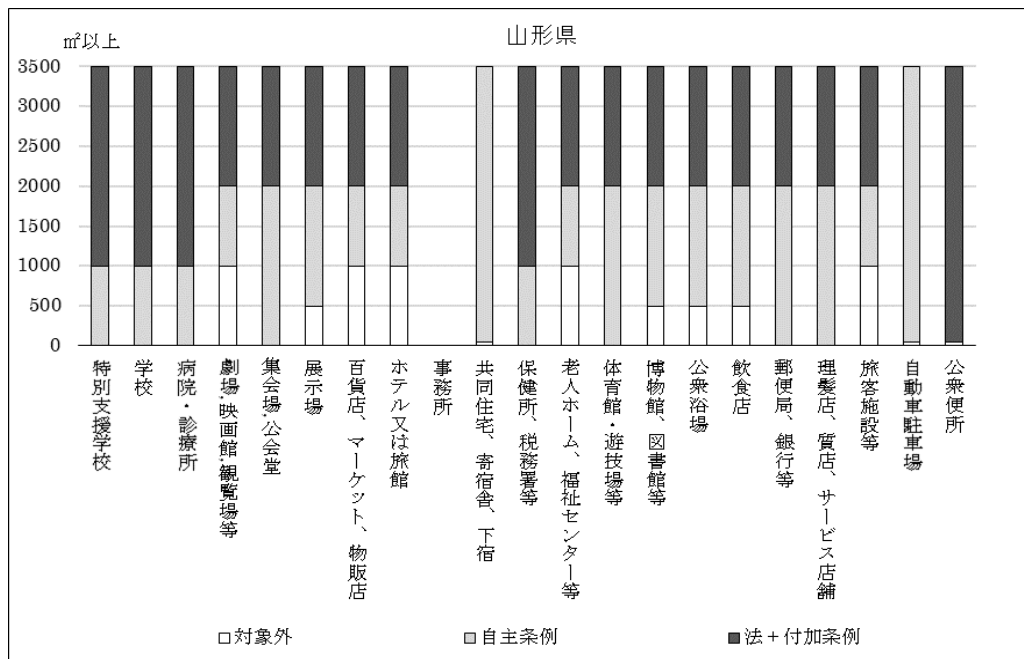


図4.7.9 山形県の自主条例と委任条例の整備基準適用範囲

届出数の多い用途から、「老人ホーム・福祉センター等」は3%(2/60)で、協議対象施設の範囲は0~1000 m²未満である。「百貨店・マーケット・物販店等」は10%(3/30)で、協議対象施設の範囲は300 m²~2000 m²未満である。「集会場・公会堂」は13%(1/8)で、協議対象施設の範囲は0 m²~2000 m²未満である。いずれの用途も適合率が低い。

また、適合率の低い用途から、「学校」は0%(0/3)で、協議対象施設の範囲は0 m²~1000 m²未満である。「病院・診療所」は0%(0/1)で、協議対象施設の範囲は0 m²~1000 m²未満である。「ホテル・旅館」は0%(0/2)で、協議対象施設の範囲は0 m²~1000 m²未満である。「劇場・映画館」は50%(1/2)で、協議対象施設の範囲は1000 m²~2000 m²未満である。

全体的に届出時点から適合率が低く、届出から行政指導がされていないと考えられる。

②岩手県

岩手県は、自主条例と委任条例を定める。自主条例の2016年度の届出時適合率とその内訳は5.7%(12/210)、完了後適合率は3.8%(8/210)である。2012年度の届出適合率は4.2%(13/309)で、完了後適合率は1.3%(4/309)である。2012年度の用途別の届出時適合率を図4.7.10に表す。協議対象施設や特別特定建築物の施設用途ごとの範囲を図4.7.11に表す。

届出数の多い用途から、「老人ホーム・福祉センター等」は6%(4/68)で、協議対象施設の範囲は0~1000 m²未満である。「百貨店・マーケット・物販店等」は17%(6/34)で、協議対象施設の範囲は300 m²~2000 m²未満である。「集会場・公会堂」は0%(0/22)で、協議対象施設の範囲は0~2000 m²未満である。「病院・診療所」は0%(0/22)で、協議対象施設の範囲は0~1000 m²未満である。

「理髪店、質店、サービス店舗等」は0%(0/8)で、協議対象施設の範囲は50㎡～2000㎡未満である。学校は0%(0/7)で、協議対象施設の範囲は0㎡以上である。これらの用途は、いずれも適合率は低い。

また、届出時適合率が高い用途に、「共同住宅、寄宿舍等」は100%(1/1)で、自主条例の協議対象施設の範囲は50戸以上である。しかし、届出数は少ない。

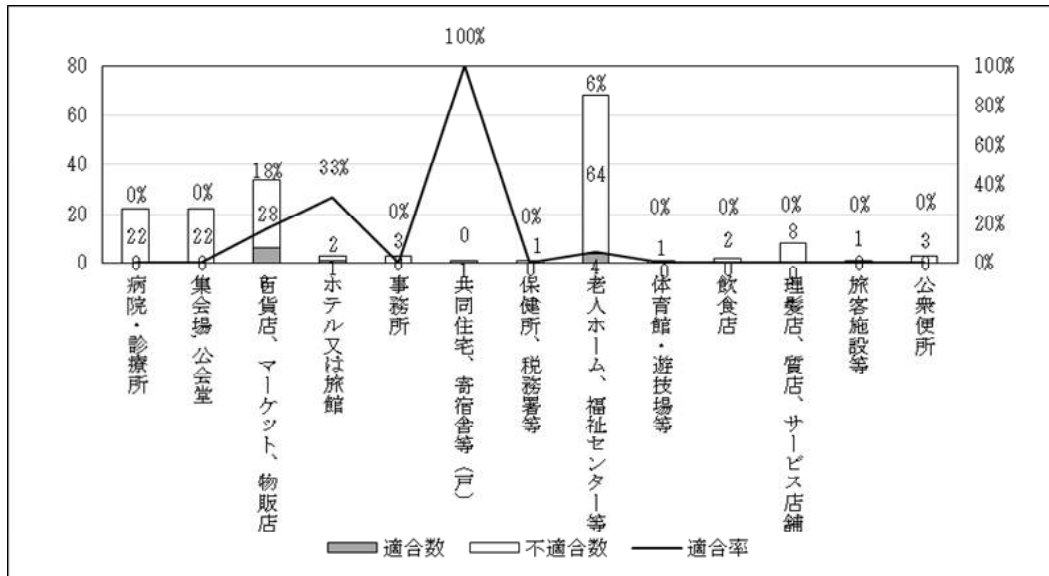


図 4.76.10 岩手県の2012年度用途別届出時適合率

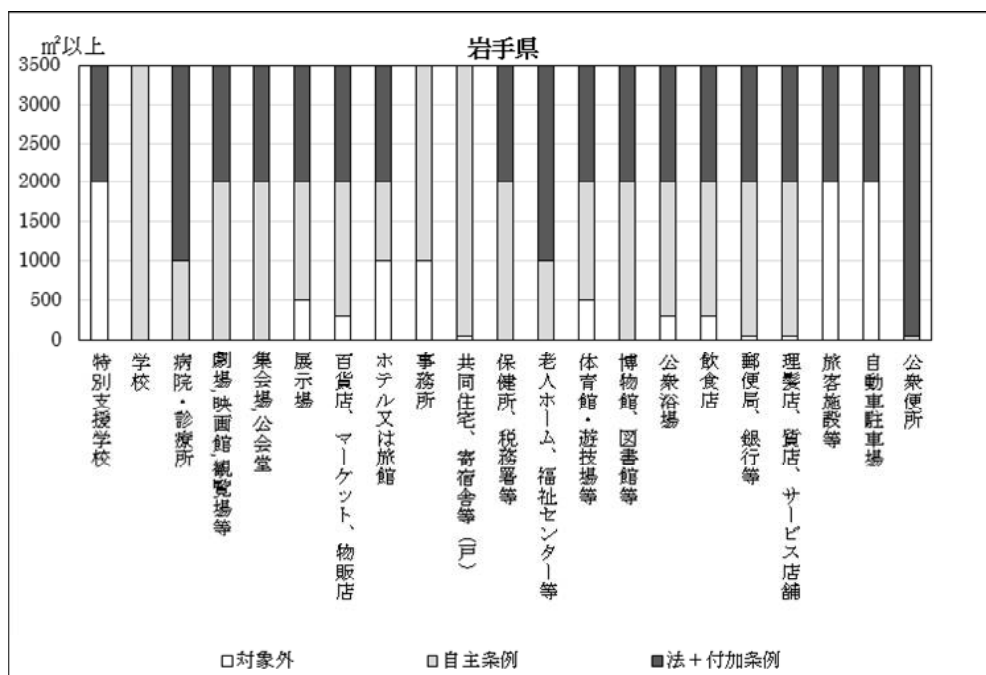


図4.7.11 岩手県の自主条例と委任条例の整備基準適用範囲

そのほか、適合率が低い用途に「保健所、税務署等」は0%(0/1)で、自主条例の協議対象施設の範囲は0～2000㎡未満である。「体育館・遊技場等」は0%(0/1)で、協議対象施設の範囲は500㎡～2000㎡未満である。「飲食店」は0%(0/2)で、協議対象施設の範囲は300㎡～2000㎡未満である。「公衆便所」は0%(0/3)で、協議対象施設の範囲は0～50㎡未満である。「ホテル・旅館」は33%(1/3)で、協議対象施設の範囲は1000㎡～2000㎡未満である。これらはいずれも届出数は少ない。

全体的に届出時点から適合率が低く、届出から行政指導がされていないと考えられる。

③鹿児島県

鹿児島県は、自主条例のみを定める。鹿児島県の2012年度の協議対象施設の届出時適合率は、2.1%(3/142)である。用途ごとの届出時適合率を図4.7.12に表す。自主条例の協議対象施設や法の特別特定建築物の範囲を図4.7.13に表す。

届出数の多い用途から、「老人ホーム・福祉センター等」は1%(1/90)で、協議対象施設の範囲は0㎡以上である。「百貨店・マーケット・物販店等」は6%(1/17)で、協議対象施設の範囲は300㎡以上である。「病院・診療所」は13%(1/15)で、協議対象施設の範囲は300㎡以上である。「集会場・公会堂」は0%(0/4)で、協議対象施設の範囲は300㎡以上である。「ホテル・旅館」は0%(0/1)で、協議対象施設の範囲は500㎡以上である。「事務所」は0%(0/1)で、協議対象施設の範囲は0㎡以上である。「共同住宅、寄宿舎等」は0%(0/1)で、協議対象施設の範囲は2000㎡以上である。「飲食店」は0%(0/4)で、協議対象施設の範囲は300㎡以上である。「理髪店、質店、サービス店舗等」は0%(0/2)で、協議対象施設の範囲は300㎡以上である。「公衆便所」は0%(0/1)で、協議対象施設の範囲は0㎡以上である。これらは、すべての用途においてその規模にかかわらず、届出の段階で適合率は低い。届出から行政指導がされていないと考えられる。

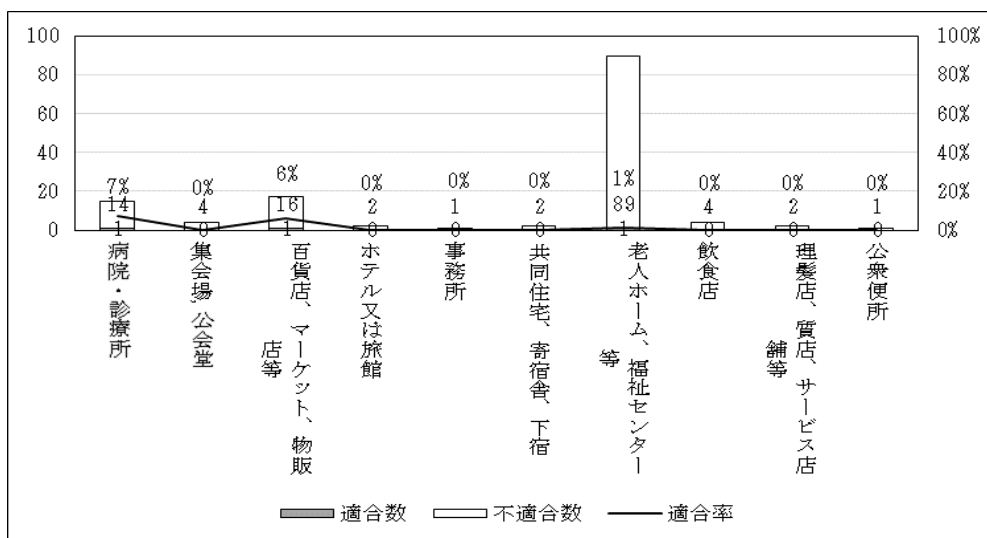


図 4.7.12 鹿児島県用途別届出時適合率

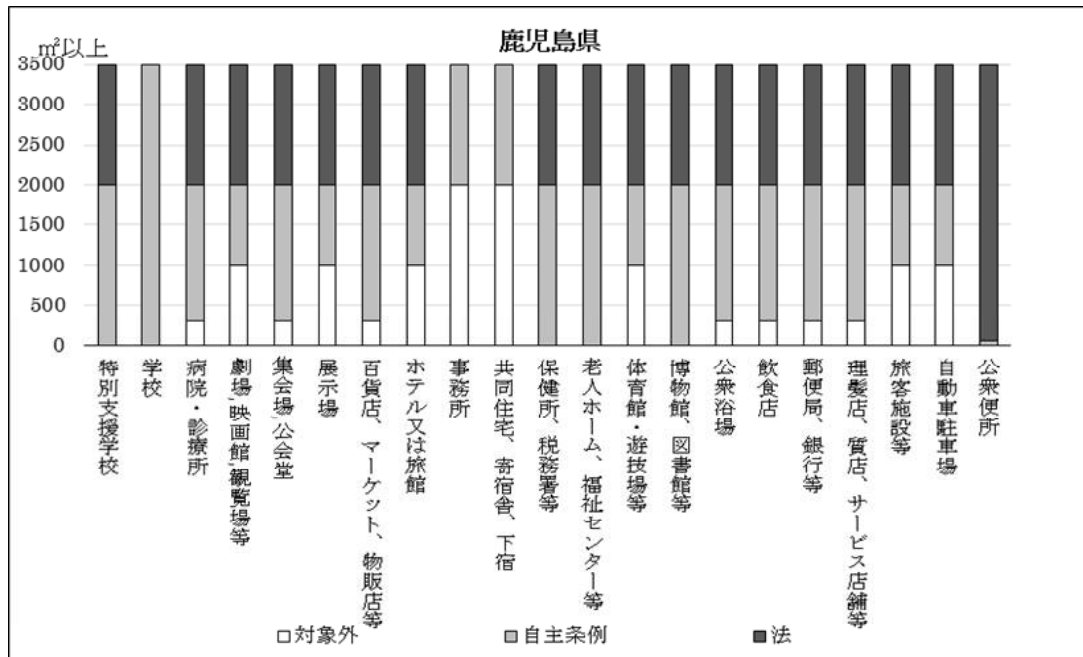


図4.7.13 鹿児島県協議対象施設の範囲

以上、完了後適合率の高い自治体としてあげた3自治体について、とくに、京都府と大阪府では、適合率の低い用途はあっても、届出数の多い「老人ホーム・福祉センター等」や「百貨店・マーケット・物販店等」などの適合率が高いことで、全体の適合率も高かった。したがって、これらの自治体は、用途や規模に応じた行政指導が行われているものと考えられる。

また、完了後適合率の低い自治体としてあげた3自治体は、届出数の多いこれらの用途を含めて、届出時の段階からいずれの用途も適合率は低かった。これらの自治体は、届出に対する行政指導を行わないためと考えられる。

第8節 小規模施設基準

1. 小規模施設の用途と範囲

不特定多数が利用する施設のすべてを協議対象施設とするためには、施設規模が小さく予算規模も小さい小規模施設に対して、小規模施設に適用する基準を限定して小規模施設基準を定めた自治体がある。

都道府県46自治体のうち9自治体（埼玉県、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、宮崎県、沖縄県）が小規模施設基準を定めている。その小規模施設に指定する用途と範囲を表4.8.1に表して、比較分析を行い、その活用を考える。

表4.8.1 小規模施設基準の適用範囲（単位：m²未満）

No	自治体	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
		学校	病院 診療所	劇場 映画館等	集会場	展示場	物品 販売店 舗	ホテル・ 旅館	事務所	共同 住宅等	保健 所 税務署 等	老人 ホーム 等	体育 館等	博物 館 図書 館等	公衆 浴場	飲食 店	郵便 局 銀行 等	理髪 店 美容 室	自動 車駐 車場	公衆 便所
1	埼玉県		0~ 200				コンビニ 30~150 その他 100~200								100 ~ 200	100 ~ 200		0~ 200		
2	東京都		0~ 200				0~200									0~ 200	0~ 200	0~ 200		
3	愛知県	0~ 100	0~ 100	0~ 100	0~ 100	0~ 100	0~100	0~ 100			0~ 100	0~ 100	0~ 100	0~ 100	0~ 100	0~ 100	0~ 100	0~ 100		
4	京都府		0~ 500	0~ 500	0~ 500	0~ 500	コンビニ等 0~500 その他 200~500	0~ 500			0~ 500	0~ 500			0~ 500	0~ 500		0~ 500		0~50
5	大阪府				0~ 500		コンビニ 100~ 200										50~ 200	50~ 200		
6	兵庫県					0~ 100	0~100	0~ 100							0~ 100	0~ 100	0~ 100	0~ 100		
7	和歌山県		0~ 200	0~ 200		0~ 200	コンビニ等 0~200						0~ 200			0~ 200		0~ 200		
8	宮崎県		0~ 300	0~ 1000	0~ 300	0~ 1000	0~300	0~ 1000	0~ 3000	0~ 50戸			0~ 1000		0~ 1000	0~ 300	0~ 300	0~ 300	0~ 1000	
9	沖縄県	0~ 200	0~ 200	0~ 200	0~ 200	0~ 200	0~200	0~ 200	0~ 200	0~ 200	0~ 200	0~ 200	0~ 200	0~ 200	0~ 200	0~ 200	0~ 200	0~ 200	0~ 200	0~ 200

小規模施設に指定する用途の数は、大阪府は3用途を指定するが、沖縄県はすべての用途において小規模施設の適用を定めており、自治体ごとに対象用途は様々である。このうち「物品販売店舗」と「理髪店・美容室」は、すべての自治体が小規模施設として指定している。そのほか、「飲食店」が8自治体、「病院・診療所」が7自治体、「展示場」「公衆浴場」「郵便局・銀行等」は6自治体が指定している。そして、これらの用途は、民間施設に多い用途である。

指定の少ない用途は、「学校」「事務所」「共同住宅等」「保健所、税務署等」「自動車駐車場」「公衆便所」が2自治体であり、これらは公共性の高い用途や大規模な施設の多い用途

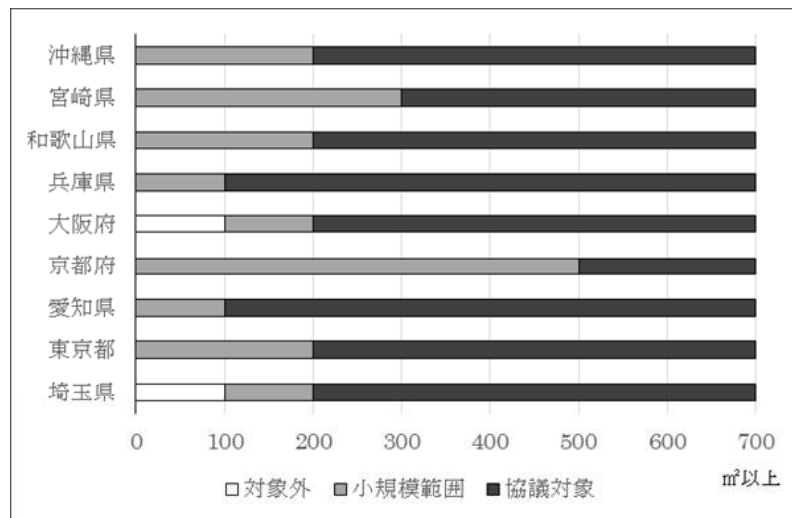


図4.8.1 小規模施設の対象範囲（物品販売店舗）

であり、基準を緩和する必要がないため、指定している自治体が少ないと考えられる。

物品販売店舗における小規模施設の範囲を図4.8.1に表す。「0～100㎡未満」が2自治体、「0～200㎡未満」が3自治体、「100㎡～200㎡未満」が2自治体、そのほか「0～300㎡未満」及び「0～500㎡未満」がそれぞれ1自治体である。この中には、コンビニ等の用途に限って範囲を定める自治体などもある。

小規模施設の範囲は、表4.8.1から、9自治体全体では「500㎡未満」の範囲を小規模施設として定めており、このうち「0～100㎡未満」と「0～200㎡未満」を小規模施設に指定する自治体が多い。したがって、小規模施設の範囲は、「0～200㎡未満」を小規模施設として定める自治体が多い。

2. 小規模施設基準適用箇所

小規模施設基準を定めた9自治体の小規模施設基準の適用箇所を表4.8.2に表す。

基準適用箇所は、京都府の2箇所が最も少なく、最も多いのは宮崎県の9箇所である。また、適用箇所を5箇所とする自治体が2自治体、4箇所と3箇所が3自治体ずつある。

また、「便所」「敷地内通路」は、すべての自治体が整備必要箇所として定めている。そのほか「出入口」は8自治体が、「廊下等」は5自治体が定めているが、「案内板・標識」「階段」「EV」「駐車場」については、1自治体のみが定める。

したがって、小規模施設基準の適用箇所として、「敷地内通路」「便所」「出入口」の3箇所を整備基準適用箇所として定める自治体が多い。

表4.8.2 小規模対象施設整備基準適用箇所（*は努力基準）

No	整備箇所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
		埼玉県	東京都	愛知県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	宮崎県	沖縄県	
1	出入口	●	●	●		●	●	●	●	●	8
2	廊下等				●	●	●	●	●	●	5
3	階段						●				1
4	E V				●				●		1
5	便所	●*	●	●*	●	●	●	●	●	●	10
6	駐車場								●		1
7	敷地内通路	●	●	●	●	●	●	●	●	●	10
8	案内板・標識								●		1
9	カウンター・記載台							●			1
10	駐車場								●		1
11	改札口・レゾ通路								●		1
	計	3	3	3	4	4	5	5	9	4	40

3. 小規模施設基準の自治体別比較

次に、表 6.4.2 から、「出入口」「廊下等」「便所」「敷地内通路」を定める自治体が多かった。そこで、これらの整備個所の整備基準の内容について比較し、分析する。

①出入口

出入口については、8自治体が小規模施設基準を定める。この基準の内容を法の建築物移動等円滑化基準と比較して、表 4.8.3 に表す。

愛知県は、法と同様の内容であるが、有効幅員は90cm以上と定めており、法より厳しい内容となっている。また、宮崎県と兵庫県も法と同様の内容である。

そのほかの埼玉県、東京都、大阪府、和歌山県、沖縄県は、有効幅員は80cm以上と同じであるが、通行に支障のある段の解消については、「常時勤務するものの介助等」により整備基準と同等の扱いをしている。この点が法と異なる点である。

表 4.8.3 小規模施設基準「出入口」

	自治体	整備基準
	法	移動等円滑化経路の出入口 イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。 ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
1	埼玉県	ア幅は、80cm以上か イ 通行の際に支障となる段を設けていないか。ただし、当該 通・否 建築物を管理する者の介助等により高齢者、障害者等が通行 することが可能となる場合を除く。
2	東京都	① 幅は、80センチメートル以上とすること。 ② 通行の際に支障となる段差を設けないこと。ただし、敷地の状況、施設の構造その他の事情により段差を設けないことができない場合において、当該建築物を管理する者の介助等により、高齢者、障害者等が通行することが可能であるときは、この限りでない。 ③ 直接地上へ通ずる出入口と利用居室の出入口を結ぶ通行可能な経路を確保すること。（上下階の移動に係る部分は、この限りでない。）
3	愛知県	建築物の直接地上へ通ずる出入口 イ 有効幅員は、九十センチメートル以上とすること。 ロ 段を設けないこと。 ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他的高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
4	大阪府	玄関 五 避難階における主たる出入口は、次に定める構造とすること。 イ 出入口幅（引き戸を設ける出入口にあっては引き残しを、開き戸を設ける出入口にあっては建具の厚み等を 勘案した通行上有効な幅をいう。以下同じ。）は、九十センチメートル（当該用途に供する部分の床面積の 合計が五百平方メートル以下の建築物にあっては、八十センチメートル）以上とすること。 七 第二号の通路を設けた出入口から前号の受付又は案内板に至る経路は、次に定める構造とすること。 イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、当該用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以下の建築物に高低差のある玄関を設ける場合で、可動式の傾斜路を設けるととき又はインターホーン等を設けた上で車いす使用者を誘導することができる者が常駐するときにあっては、この限りでない。
5	兵庫県	ア 有効幅員は、80cm以上であること。 イ 戸の1以上は、引き戸式又は手動の開き戸式であること。 ウ 戸の全面が透明な場合にあっては、衝突を防止するための措置を講ずるものである こと。 エ 車いすを使用する者が通過する際に支障となる段を設けないものであること
6	和歌山県	(1) 可動式の傾斜路を設けること。 (2) 常時勤務する者がいる案内設備から容易に視認できるようにすること。 (3) 道等から常時勤務する者と通話できる機能(ボタンにより呼び出すことができるものに限る。)を有する設備を設けること。
7	宮崎県	(1) 幅は、80cm以上 (2) 戸は、自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がないこと。 (3) 全面が透明な戸において、危険防止の措置を講じている。 (4) 自動的に開閉する構造の戸において、危険防止の措置が講じられている。
8	沖縄県	(1)幅は、80cm以上であるか (2) 通行の際に支障となる段はないか（当該建築物の管理者の介助等により高齢者、障害者等が通行できる場合を除く。）

②廊下等

廊下等については、5自治体が小規模施設基準を定める。この基準の内容を法の建築物移動等円滑化基準と比較して、表 6.4.4 に表す。

すべての自治体において、点状ブロックの敷設を定めていない。その他の基準は、兵庫県と宮崎県は、法と同様の内容である。大阪府は、法に定める有効幅 120cm 以上を 90 cm 以上としている。段差解消の措置について、和歌山県は、可動式の傾斜路と常時勤務する

ものによる整備基準と同等の扱いをしている。また、沖縄県は、管理者の介助によることで、段差解消と同等としている。これらが法と異なる。

表 4.8.4 小規模施設基準「廊下等」

	自治体	整備基準
	法	①表面は滑りにくい仕上げであるか ②点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分） （移動等円滑化経路廊下等） ③幅は120cm以上であるか ④区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか ⑤戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか
1	大阪府	イ当該用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以下の建築物にあっては、九十センチメートル以上
2	兵庫県	ア 床面に高低差がある場合にあっては、1の(2)のアの(ア)から(イ)までに該当する傾斜路又は車いすで利用できる特殊構造昇降機を設置するものであること。 イ 車いすで利用できる特殊構造昇降機を設置する場合にあっては、昇降路の出入口に接する部分に水平面を設置するものであること。 ウ 柱及び曲り角の出隅は、隅切り又は面取りを行うものであること。
3	和歌山県	(1) 可動式の傾斜路を設けること。 (2) 常時勤務する者により車椅子使用者等を誘導することができるようにすること。
4	宮崎県	(1) 表面は、粗面で滑りにくい材料で仕上げ (2) 建物出入口から各室出入口に至る経路の廊下等の構造（注2） ア 幅は、120cm以上 イ 末端部分及び50m以内ごとに車いす転回用スペースの確保 ウ 高低差がある場合は、傾斜路及び踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設置 エ 出入口等に接する部分は水平とする。 (3) 傾斜路及び踊場の構造 ア 幅は、120cm（段を併設する場合は、90cm）以上 イ 勾配は、1/12（高さ16cm以下の場合は、1/8）以下 ウ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置 エ 表面は、滑りにくい仕上げ
5	沖縄県	通行の際に支障となる段はないか（当該建築物の管理者の介助等により高齢者、障害者等が通行できる場合を除く。）

③便所

便所については、すべての9自治体が基準を定める。この基準の内容を法の建築物移動等円滑化基準と比較して、表 4.8.5 に表す。

すべての自治体で、オストメイト対応を求めている。また小便器設置を定めるのは、兵庫県のみである。また、埼玉県と愛知県は、便所の整備基準を定めるものの、「努力基準」として要件にはしていない。

基準の内容については、「車いす使用者用便所の設置」（1以上）または、「車いす使用者が利用できるよう空間を確保する。」と定めているが、埼玉県、東京都、愛知県、大阪府、宮崎県、沖縄県である。このうち、大阪府は、内法寸法が2m以上×1.3m以上とした簡易型便房でも許容している。そのほかに「手すり付き洋式便房」の機能を定めているのが、京都府、和歌山県、兵庫県である。ただし、兵庫県はホテル又は旅館の用途に限っている。

したがって、便所については、オストメイトや小便器の機能は求めず、「車いす使用者用便房」又は「手すり付き洋式便房」の機能を求めており、設置を任意とする自治体もある。

表 4.8.5 小規模施設基準「便所」

自治体	整備基準
法	<p>①車いす使用者用便房の設置（1以上）</p> <p>(1) 腰掛便座、手すり等の適切な配置 (2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間の確保</p> <p>②水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房の設置（1以上）</p> <p>③床置式の小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る）その他これらに類する小便器を設けているか（1以上）</p>
1 埼玉県	<p>(一) 車いす使用者の利用可能な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房が設けられていること。</p> <p>(二) (一)の便房及びその便房のある便所の出入口の幅は、80cm以上とすること。</p> <p>(三) (一)の便房及びその便房のある便所の出入口に戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(四) (一)の便房及びその便房のある便所の出入口には、通行に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(五) (1)(七)に定める基準に適合する洗面器が設けられていること。</p> <p>(六) (一)の便房及びその便房のある便所の出入口又はその付近に、高齢者、障害者等が利用可能な便所が設けられている旨の適切な表示をすること。</p>
2 東京都	<p>1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>2) 車いす使用者が利用することができるような空間であること。</p> <p>3) 直接地上へ通ずる出入口と当該便房の出入口を結ぶ通行可能な経路を確保すること。（上下階の移動に係る部分は、この限りでない。）</p>
3 愛知県	<p>一 条別別表第二第一号に規定する経路を構成する建築物の直接地上へ通ずる出入口から当該便所の次号に掲げる便房までの経路の有効幅員を九十センチメートル以上とすること。</p> <p>二 次に定める構造の便房を設けるよう努めること。</p> <p>イ 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とする。</p> <p>ロ 便器は、洋式とする。</p> <p>ハ 手すりを設ける。</p> <p>ニ 車椅子使用者が利用できるよう空間を確保する。</p> <p>ホ 戸又はその付近に、洋式便器及び手すりが設けられている旨を表示した標識を掲示する。</p>
4 京都府	<p>ア 次に定める構造の便房を1以上（男子用及び女子用の区別のある場合にあっては、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>(7) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(4) 戸は、内開き戸としないこと。</p> <p>イ 洗面器又は手洗器には、レバー式、光知式その他の操作が容易なる水栓を設けること。</p>
5 大阪府	<p>車いす使用者用便房を設けているか（1以上）</p> <p>(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか</p> <p>(2) 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されているか</p> <p>※小規模な施設（500㎡未満に限る）は、簡易型機能を備えた便房（法設計標準参考）でも可。</p>
6 兵庫県	<p>ホテル又は旅館の便所1以上（男女用の区別がある場合はそれぞれ1以上）</p> <p>(1) 以下に該当する便房を備えたもの</p> <p>(7) 出入口の有効幅員は、85cm以上 (9) 戸は、引き戸式又は外開き戸式 (1) 便器は、腰掛式 (4) 便器の両側に握りやすい形状の手すりを設置 (6) 便器の洗浄装置は、くつべら式、光感知式等操作が容易なもの</p> <p>(2) 小便器の1以上を以下に該当するもの</p> <p>ア 床置式その他これに類する型式のもの イ 周囲に握りやすい形状の手すりを設置</p>
7 和歌山県	<p>(1) 次に定める構造の便房(以下「手すり付き洋式便房」という。)を1以上(男子用及び女子用の区分のある場合にあっては、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 手すり付き洋式便房及び便所の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 戸は、内開き戸としないこと。</p> <p>エ 床には、車椅子使用者が使用する際に支障となる段を設けないこと。</p>
8 宮崎県	<p>(1) 車いす使用者用便房の構造</p> <p>ア 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保</p> <p>イ 腰掛便座、手すり等の配置</p> <p>ウ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げ</p> <p>(2) 出入口の幅は80cm以上</p> <p>(3) 出入口の戸は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、高低差がない。</p> <p>(4) 便所の出入り口又はその付近に、その旨を示す標示</p>
9 沖縄県	<p>(1) 腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置しているか</p> <p>(2) 車いす使用者が利用することができる空間を確保しているか</p>

④敷地内通路

敷地内通路については、すべての9自治体が小規模施設基準を定める。この基準の内容を法の建築物移動等円滑化基準と比較して、表4.8.6に表す。

愛知県は、法と同様の内容であるが、有効幅員は140cm以上と定めており、法より厳しい内容となっている。また、宮崎県と兵庫県も法と同様の内容である。大阪府は、有効幅を90cm以上としている。

埼玉県、東京都、和歌山県及び沖縄県は、有効幅員は120cm以上と法と同じであるが、通行に支障のある段の解消については、「常時勤務するものの介助等」により、整備基準と同等の扱いをしている。したがって、この点が法と異なる。

以上から都道府県のうち9自治体が小規模施設基準を定めているが、小規模施設としての範囲や整備基準、その適用箇所などが様々であり、また人的介助等による方法により段差解消や視覚障害者誘導について緩和する自治体があるなど、統一性がない。

しかしながら、すべての施設のバリアフリー化を行うためには、小規模施設に対して一律に建築物移動等円滑化基準を適用すべきではないという、これらの9自治体の考えは、他の自治体や障害者等の利用者も含めて研究していく必要があると考える。

表 6.4.6 小規模施設基準「敷地内通路」

自治体	整備基準
法	<p>一般基準</p> <p>①表面は滑りにくい仕上げであるか</p> <p>②段がある部分 - (1)手すり設置(2)識別しやすいも (3)つまずきにくいも</p> <p>③傾斜路 - (1)手すり設置 (勾配1/12以下で高さ160cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)</p> <p>(2)前後の通路と識別しやすいものか</p> <p>移動等円滑化経路</p> <p>④幅は120cm以上 ⑤区間50m以内ごとに車いすが転回場所 ⑥戸は車いす使用者が通過しやすい、前後に水平部分設置 ⑦傾斜路 - (1)幅は120cm以上 (段に併設する場合は90cm以上)</p> <p>(2)勾配は1/12以下 (高さ160cm以下の場合は1/8以下) (3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場設置 (勾配1/20以下の場合は免除)</p>
1 埼玉県	<p>ア 幅は、1.2m以上か。</p> <p>イ 通行の際に支障となる段を設けていないか。ただし、傾斜 通・否 踏若しくは昇降機を併設する場合又は当該建築物を管理者の介助等により高齢者、障害者等が通行可能な場合を除く。</p>
2 東京都	<p>1) 幅は、120センチメートル以上 2) 通行の際に支障となる段差を設けない。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>1) 傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合 2) 段差解消ができない場合は、当該建築物の管理者の介助等により、高齢者、障害者等が通行することが可能であるとき</p>
3 愛知県	<p>イ 有効幅員は、1.4メートル以上とすること。</p> <p>ロ 段を設けないこと。</p> <p>ハ 段を設けるときは、第十八条に定める構造に準じたものとする こと。</p> <p>ニ 表面は、滑りにくく、平たんにとすること。</p> <p>ホ 排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないもの とすること。</p> <p>ヘ 傾斜路を設ける場合には、ホに定めるもののほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる こと。</p> <p>(2) 勾 (こう) 配が十二分の一を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾 (こう) 配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける こと。</p> <p>(3) 傾斜路とその前後の色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できる こと。</p> <p>(4) 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p> <p>(5) 有効幅員は、1.4メートル以上、段に併設にあっては90センチメートル以上とする。</p> <p>(6) 勾配は、1/15以下とする。ただし、高さが16センチメートル以下は、1/8以下とする。</p> <p>(7) 高さが75センチメートルを超えるもの (勾配が1/20を超えるものに限る。) にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が1.5メートル以上の踊場を設ける こと。</p> <p>(8) 始点及び終点には、それぞれ長さ1.5メートル以上の高低差のない部分を設ける こと。</p> <p>ト 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
4 京都府	<p>次に掲げるいずれかのもの とすることができ ます。</p> <p>ア 当該玄関ホールに仮設の傾斜路又は手すりを設ける こと。</p> <p>イ 当該玄関ホールを、当該建築物内に常時勤務する者がいる案内設備から容易に視認することができるように すること。</p> <p>ウ 道等から当該玄関ホールまでの経路において、当該建築物内に常時勤務する者と通話できる機能 (ボタンにより呼び出すことができるものに限る。) を有する設備を設ける こと。</p>
5 大阪府	<p>避難階の主たる出入口の1以上には、出入口から道路等には次に定める構造とすること。</p> <p>イ、幅員は1.2メートル (当該用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以下の建築物にあっては、九十センチメートル) 以上とし、表面は滑りにくい仕上げとすること。</p>
6 兵庫県	<p>(1) 表面の仕上げは、滑りにくいもの とすること。</p> <p>(2) 敷地の接する道路から外部出入口までの敷地内通路の1以上を以下のもの とすること。</p> <p>ア 路面に高低差がある場合にあっては、次に該当する傾斜路又は車いす で利用できる特殊構造昇降機 (建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) 第129条の3第2項第1号に掲げる昇降機で専ら車いすを使用する者の利用に供するもの) を設置するものである こと。</p> <p>(7) 有効幅員は、120cm (階段を併設する場合にあっては、90cm) 以上である こと。</p> <p>(イ) こう配は、1/12 (高低差が10cm未満の場合にあっては、1/8) 以下である こと。</p> <p>(ウ) 高低差が75cmを超える傾斜路は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置する。</p> <p>(エ) 縁端部に5cm以上の立ち上がり又は側壁を設置するものである こと。</p> <p>(オ) 側面の高さ75cmから85cmまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置する。</p> <p>(カ) 表面の色彩は、傾斜路の踊場及び傾斜路に接する部分の色彩と識別しやすいもの。</p> <p>イ 有効幅員は、120cm以上である こと。</p> <p>ウ 車いす で利用できる特殊構造昇降機は、昇降路の出入口に水平面を設置する。</p> <p>エ 排水溝を設ける場合にあっては、次のいずれにも該当する溝ぶたを設置する こと。</p> <p>(7) 表面は、滑りにくいもの。 (イ) 車いすのキャスターが落ち込まないもの。</p>
7 和歌山県	<p>(1) 道等から常時勤務する者と通話できる機能 (ボタンにより呼び出すことができるものに限る。) を有する設備を設ける こと。</p> <p>(2) 常時勤務する者がいる案内設備から容易に視認できるように すること。</p>
8 宮崎県	<p>(1) 表面は、滑りにくい材料で仕上げ</p> <p>(2) 各建物出入口から道等に至るそれぞれ1以上の敷地内の通路の構造</p> <p>ア 幅員は、120cm以上</p> <p>イ 高低差がある場合は、傾斜路及び踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置</p> <p>ウ 戸は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、高低差がない。</p> <p>(3) 敷地内の通路に設けられる傾斜路及び踊場の構造</p> <p>ア 幅は、120cm (段を併設する場合は、90cm) 以上</p> <p>イ 勾配は、1/12 (高さ16cm以下の場合は、1/8) 以下</p> <p>ウ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置</p> <p>エ 表面は、滑りにくい仕上げ</p>
9 沖縄県	<p>(1) 幅は、120cm以上</p> <p>(2) 通行の際に支障となる段はないか (当該建築物の管理者の介助等により高齢者、障害者等が通行できる場合を除く。)</p>

第9節 福祉のまちづくり推進事業

第3章第6節において、建築物のバリアフリー化の実効性を高めるためにも必要な福祉のまちづくり推進事業としてあげた「福祉のまちづくりを推進協議会」「福祉のまちづくり推進計画」について、ヒアリングを行った自治体において、その活動内容を聞いている。この活動内容を分析し、建築物のバリアフリー化促進させるための視点から以下に検証する。

1. 福祉のまちづくり推進協議会

大阪府、鳥取県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県の6自治体の「福祉のまちづくり推進協議会」について、自主条例の適合率やホームページで提供されている最近の会議についても参考にして、表4.9.1に表わす。協議会の活動内容から建築物のバリアフリー化の実効性に関わる役割について検証する。

(1) 大阪府「大阪府福祉のまちづくり審議会」

大阪府では、福祉のまちづくりを推進する組織として、1993年の自主条例施行当初に「大阪府福祉のまちづくり推進委員会」が1994年1月に設置され、2012年11月からは「大阪府福祉のまちづくり審議会」として活動する。審議会の事務局は、大阪府建築企画課福祉のまちづくり推進グループという福祉のまちづくりを推進する自治体の組織によって管理されている。

「大阪府福祉のまちづくり審議会」の構成は、学識経験者、福祉・医療関係団体、障害者団体、事業者団体、行政関係等の34名からなる。

審議会の役割は、大阪府福祉のまちづくり条例に基づいて、重要事項の調査審議に関する事務を行う。審議の内容は、新設の施設整備の状況や民間既存施設整備改善状況の報告、事前協議対象用途の見直し、条例ガイドライン策定、面的・一体的なバリアフリー整備などの内容について審議する。この審議会において委任条例化の審議を行い、2009年に委任条例化を行った。大阪府における福祉のまちづくり推進の監視役でもあると考えられる。

審議会には、条例の施行状況の調査及び検討を行う「大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会」が置かれ、審議会において審議する内容の調査、検討を行っている。

そのほか、大阪府には、以下の組織があり、その検討結果は審議会に報告される。

「福祉のまちづくり推進庁内連絡調整会議」

大阪府の庁内組織として、府有施設の整備に関する検討を行うとともに、福祉のまちづくりに関連する施策や業務についての全庁的な連絡調整を行う。また、府有建築物の整備や改善について、条例に定める移動等円滑化基準への適合状況について、府有建築物 227棟に

おける、利用の際に必要な性の高い主な部位別の整備状況をホームページで公開する。

- ・府有施設のバリアフリー情報 更新日：2015年1月9日

http://www.pref.osaka.jp/kenshi_kikaku/seinou-hyouji/index.html

「大阪府福祉のまちづくり市町村連絡会議」

大阪府と市町村との連絡調整を緊密に行うための会議であり、市町村施設のバリアフリーの状況について、情報発信を行う。

- ・市町村有施設のバリアフリー情報 更新日：2017年6月29日

http://www.pref.osaka.jp/kenshi_kikaku/sityoson-bareerfree/index.html

「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」

大阪府内の鉄道駅舎等の生活関連施設及びその周辺地区の移動等円滑化を推進するために、関係する行政、事業者による連絡、調整及び情報交換等を行うが関連組織として福祉のまちづくり推進のために活動する。そして、バリアフリー化の情報は、大阪府のホームページにより情報提供されている。

鉄道駅のバリアフリー情報

http://www.pref.osaka.jp/kenshi_kikaku/fukushi_top/eki-bareerfree.html

府内の鉄軌道駅における円滑な移動等が困難な駅（段差のあるなどの駅）の現状と今後の整備等の概要について情報提供（2017年4月現在）

http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/fukushi_top/eki-dansa.html

「国土交通省近畿地方整備局の国有施設の整備情報」

国土交通省近畿地方整備局における官庁施設のバリアフリー化の状況について、近畿地方整備局管内の合同庁舎、法務総合庁舎、税務署、区検察庁、法務局、職業安定所等の不特定かつ多数の者が利用する窓口業務を行う官署が入居する官庁施設 209 棟を対象に、車いす使用者便房の整備状況は近畿圏内 99.0%、大阪府内 98.2%など行う。（2014年度末）

したがって、「大阪府福祉のまちづくり審議会」の役割は、大阪府の福祉のまちづくりの推進状況全体を把握し、今後の福祉のまちづくりの推進活動について審議する。したがって、「大阪府福祉のまちづくり審議会」は、自治体の福祉のまちづくり活動の監視役にもなっていると考えられる。そのため 2016 年度の届出時適合率や完了後適合率も高い。

表4.9.1 福祉のまちづくり推進協議会の審議内容

自治体名	協議会名称	設置	審議内容	事務局	自主条例適合率
1 大阪府	大阪府福祉のまちづくり審議会	2012年	【2017年11月13日議題】 大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会における検討状況 ・福祉のまちづくりの推進 ・大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改訂 ・まちのバリアフリー情報の提供及び鉄道駅等のバリアフリー化の推進	建築企画課	2016年度 届出時適合率=75.6% 完了後適合率=79.7%
2 鳥取県	鳥取県福祉のまちづくり推進協議会	1997年	【2013年5月25日議題】 (1)鳥取県におけるバリアフリー関連事業実施状況について (2)手話言語条例について (3)全国障がい者芸術・文化祭鳥取大会(仮称)について (4)子育て同盟について (5)“支え愛”のまちづくり関係施策の実施状況について	福祉保健課	自主条例なし
3 佐賀県	佐賀ユニバーサルデザイン推進会議	2006年	【2015年6月5日議題】 ①佐賀ユニバーサルデザイン推進指針2015(案)の概要について ②素案に対する意見等への対応について	総括本部ユニバーサルデザイン推進グループ	2012年度 届出時適合率=25.6% 完了後適合率=19.0%
4 長崎県	長崎県福祉のまちづくり推進協議会	1996年	【2016年1月22日議題】 ①平成27年度の県事業の進捗状況について・関係各課事業・福祉保健課事業 ②「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」について ③今後のユニバーサルデザインの普及啓発について	福祉保健課	2016年度 届出時適合率=89.9% 完了後適合率=76.3%
5 熊本県	熊本県やさしいまちづくり推進協議会	1993年	「熊本県やさしいまちづくり推進指針」に関する事項、そのほかやさしいまちづくりに関する事項	健康福祉政策課	2016年度 届出時適合率=36.8%
6 大分県	大分県福祉のまちづくり推進協議会	2003年	【2015年7月2日議題】 (1)2014年度福祉のまちづくり条例新築等届出状況等 (2)ユニバーサルデザイン出前授業について	地域福祉推進室	2012年度 届出時適合率=74.4%

(2) 鳥取県「鳥取県福祉のまちづくり推進協議会」

鳥取県は、1997年に自主条例を施行しており、「鳥取県福祉のまちづくり推進協議会」は前年の1996年に設立している。当初は鳥取県に対して自主条例制定を提言する機関であり、条例施行後は進捗状況等を審議する機関である。条例の管理は、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課で行う。また、協議会の管理は、福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課と生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課の福祉部門と建築部門が連携して

行う。

協議会において、自主条例の施行当初から建築物のバリアフリー化の進捗状況についての報告が行われており、年々適合率が低下していたことから、協議会において改善要望が出され、協議会においてその改善策として委任条例化について検討し、自主条例は実効性がないため2008年に廃止して、委任条例のみを定める。

鳥取県福祉のまちづくり推進協議会運営規程第2条に定める調査協議する事項は、以下である。

- (1) 鳥取県福祉のまちづくり条例における整備基準に関する事項
- (2) 福祉のまちづくりの推進方策に関する事項
- (3) 福祉のまちづくりの進行管理に関する事項
- (4) 福祉のまちづくりの普及啓発に関する事項
- (5) その他福祉のまちづくりの推進のために必要な事項

2013年度第1回審議事項は、①バリアフリー関連事業実施状況、②手話言語条例、③全国障害者芸術・文化祭となっており、毎回の議題に、整備基準に関する事項がある。

また、委任条例の付則において「条例施行後5年以内に、条例の規定、実施状況について検討を加え、必要な措置を講ずる。」としている。これにより、2012年にオストメイト対応設備の設置に関する整備基準を見直す改正を行った。そして、2014年には特別特定建築物の規模引き下げや整備基準の見直しを行っており、この審議をこの協議会で行っている。

したがって鳥取県では、協議会において建築物のバリアフリー化の進捗状況を報告したことによって、委任条例化が審議され、委任条例化に至る。委任条例化後も条例の規定に基づいて整備基準の審議を行い、条例の見直し規定や協議会の審議に基づいて条例改正を行うなど、協議会は建築物のバリアフリー化推進に大きな役割を果たしている。

(3) 佐賀県「佐賀ユニバーサルデザイン推進会議」

佐賀県は、1998年に自主条例を制定し、バリアフリーとともにユニバーサルデザインのまちづくりの必要性から、2006年に総合的なUDについて定めた「佐賀県ユニバーサルデザイン推進指針」と「佐賀県ユニバーサルデザイン実施計画」を2007年に策定した。そして、2015年には指針と実施計画を合わせた「佐賀県ユニバーサルデザイン推進指針2015」に見直している。

この佐賀UD推進指針の進行管理・評価を行うのが、「佐賀ユニバーサルデザイン推進会議」である。設置目的は、設置要綱によると、年齢、性別、能力、国籍等の違いを超えて、まちづくり、ものづくり、ソフトづくり、意識づくりを含めた総合的なUDを推進するためである。

自主条例を管理する佐賀県総括本部ユニバーサル社会推進グループ（当時）へのヒアリ

ングを行った。

この推進会議の構成は、学識経験者や県民代表、市民社会組織（CSO）の団体、交通や観光、報道、物販等の企業、市町村長の行政の22名以内の委員と、そして、まちづくり、ものづくり、ソフトづくりの各分野のアドバイザーからなる。

自主条例及び推進指針は、佐賀県総括本部ユニバーサルデザイン推進グループ、2017年度からは機構改革により県民環境部県民協働課ユニバーサル社会推進担当が行っており、自治体の企画部門で管理されている。

また、推進会議の役割は、指針の進行管理・評価及びUDの広報・普及啓発、顕彰、UD推奨品の選定、福祉のまちづくり条例に関する事などについて、協議し検討を行うことである。2015年度第1回の会議内容は、「佐賀県ユニバーサルデザイン推進指針2015」に対する委員やアドバイザーの意見等への対応となっており、会議は指針の審議を中心に進められている。

協議会の協議内容には、自主条例の適合率を報告することはないが、審議を行う「佐賀県ユニバーサルデザイン推進指針 2015」の実実施計画において、2018年度までに委任条例化を計画している。

（４）長崎県

長崎県は、1996年に自主条例を制定し、条例に基づき福祉のまちづくりをめざして、行政、事業者、県民が一体となって福祉のまちづくりを推進することを目的として、1996年に「長崎県福祉のまちづくり推進協議会」を設置した。

この協議会の役割は、福祉のまちづくりの推進に関する事、その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事である。

この協議会は、福祉関係団体等、学識経験者、事業者団体等、マスメディア、地域活動家、議会の30名以内の委員で構成する。会議は1998年から現在まで毎年開催されている。条例の管理や協議会の事務局は、福祉保健部福祉保健課で行う。2016年1月28日に福祉保健課にヒアリングを行った。

2016年1月22日の協議会における審議内容は、福祉のまちづくりに関係する関係各課の進捗状況についての事業報告のあと、審議議題はUDの普及啓発方法やUD商品化事業などソフト面の議題を中心に進めている。各課の事業報告には建築課による県営住宅のバリアフリー化率適合率の報告はあるが民間施設のバリアフリー化についての報告はない。これまでハード面のテーマが審議議題にのぼったことはほとんどないという。協議会の庶務は福祉部門で行うためか、ハード面の整備状況などは報告に終わり、審議するには至っていない。また、審議内容は、短期に終わる内容でほとんどが年1回開催される会議で審議は終わると考えられる。

したがって、長崎県は、2012年度の完了後適合率は37.3%から2016年度の完了後適合率は

76.3%に改善しているが、これには、協議会は関係することなく、事業を行う建築課の改善努力により行われたと考えられる。

(5) 熊本県「くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会」

熊本県は、1995年に自主条例を制定し、委任条例化は2006年に行った。「くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会」は、自主条例を施行の2年前の1993年5月に設置されて、設立当時は自主条例制定の検討組織としての役割であった。自主条例制定後は、やさしいまちづくりのあり方や施策、普及・啓発、施策の効果的な推進に関する事などを審議する組織となった。2016年2月22日に、条例を管理する健康福祉政策課福祉のまちづくり室へのヒアリングを行った。

現在の協議会の審議事項は、「やさしいまちづくり推進計画」の推進状況の確認や内容の審議と、後継計画づくりに対する意見提言が議題である。会議は年に1～2回程度開催されている。

この協議会の委員は、社会福祉団体、学識経験者、保健医療団体、建設建築団体、行政、防災、教育、雇用、交通、商工、スポーツ・文化、情報の20名程度で構成されている。条例の管理及び協議会の庶務は、健康福祉部健康福祉政策課福祉のまちづくり室で行う。

この自治体は、自主条例施行当時の首長がUDに積極的であったためか、2002年度から「UD振興指針」の策定にいち早く取り組み、当時から様々なUD事業を行い、現在に至っている。首長の政治姿勢により自治体の業務内容も変わると考えられる。

しかし、福祉部門に福祉のまちづくり専門部署が設置されているためか、「おでかけ安心トイレ普及事業」や「やさまち発見隊事業」「対話によるUD空間整備促進事業」などのハードの事業も福祉部門の専門部署が所管しており、したがって、自治体の建築部門は福祉のまちづくりには消極的と考えられる。完了検査と適合証交付を行わないため、届出時適合率のみが報告されている。2012年度の届出時適合率は11.5%、2016年度の届出時適合率は36.9%である。適合率が上がった理由については、熊本県において分析をしていない。

(6) 大分県「大分県福祉のまちづくり推進協議会」

大分県は、自主条例を1995年に施行しており、「大分県福祉のまちづくり推進協議会」は、2003年に設立された。委員の構成は、福祉関係団体等、学識経験者、事業者団体等、公募による20名程度である。条例の管理及び協議会の事務局は、福祉保健部地域福祉推進室である。2016年1月29日に地域福祉推進室へのヒアリングを行った。

協議会の役割は、福祉のまちづくりの総合的な推進に関する事、普及啓発に関する事、連絡調整に関する事などであり、2015年度の審議事項は、福祉のまちづくり条例の届出適合状況、適合証交付施設、UD出前授業、あったか・はーと駐車場協力施設、UD

推進事業者登録事業についてである。

協議会を年2回開催し、毎回の議事に届出時適合率を報告している。そのため、建築部門も毎回会議に参加し議事の運営に大きく関わっている。過去の会議では、適合率の低さが問題となり、近隣自治体の熊本県の条例を参考に、2012年に委任条例化を行った。委任条例化も一部の用途や規模に限られるためか、委任条例化後も自主規定の届出適合率を向上させるよう委員から意見が出されており、現在も近隣自治体への適合率向上に向けた調査を行い検討しているとのことである。

毎回の協議会での届出時適合率の報告が、委任条例化につながり、今後も改善が検討されている。大分県の2012年度の届出時適合率は74.4%と高い。

福祉のまちづくり推進協議会において、建築物のバリアフリー化の現状の適合率が報告される大阪府と鳥取県、大分県では、バリアフリー化の実効性について検討され委任条例化へ結びついている。そして、委任条例化後も進捗状況などが審議され、条例の見直しや改善策が検討されている。すなわちこれらの自治体は、建築物のバリアフリー化の実効性を高めるために、住民、事業者、行政の審議体制からスパイラルアップ（点検・評価・改善）の取り組みが実現している。

しかし、協議会において適合率について審議しない自治体では、長崎県は、完了後適合率の実効性を高めるために、建築確認申請の完了検査において条例の完了確認を行うなど条例審査を行う建築部門の努力と考えられた。また、佐賀県と熊本県は、協議会の役割が、推進計画の進捗管理であり、推進計画に適合率の改善項目がない限りは、協議会において審議されることはない。

2. 福祉のまちづくり推進計画

福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために推進計画を策定するとともに、計画に定めた施策を着実に実施するために、進捗状況を把握するとともに、事業の実績を評価することが必要である。

(1) 佐賀県「佐賀ユニバーサルデザイン推進指針 2015」

佐賀県は、自主条例のみで建築物のバリアフリー化を推進する。自主条例の管理はUDに積極的な首長直属の政策企画部門にUDの専門部署を設置している。事務手続きは建築部門が所管し、審査は県下の市町村や出先機関の建築部門で行う

2012年度における届出時適合率は25.6%、完了後適合率は19.0%である。完了検査は規定していないが、完了届に添付される写真等によって適合判定をしている。届出時点、完了時点とも適合率は低い。

自主条例を管理する佐賀県総括本部ユニバーサル社会推進グループ（当時）へのヒアリングを行った。佐賀県は、2006年に「佐賀ユニバーサルデザイン推進指針」、2007年に「佐賀県ユニバーサルデザイン実施計画」を策定し、推進指針と実施計画に基づいてUD施策に取り組む。そして、推進指針の策定から9年が経過し、これまでの取組における課題への対応や、文化、スポーツ、観光、国際といった新たな分野などをさらに推進するため、推進指針と実施計画を見直し、新たにこの2つを統合した2015年に「佐賀ユニバーサルデザイン推進指針2015」を策定した。

この推進指針の計画期間は、2015年度から2018年度までの4年間である。進行管理を佐賀ユニバーサルデザイン推進会議が行い、事務局は佐賀県 県民環境部 県民協働課ユニバーサル社会推進担当である。届出時適合率が近年低下傾向にあるため、実施計画においては、2018年度までに委任条例化を計画している。

そのほかにもUD啓発事業やUD実践講座、UD出前講座、トイレ洋式化補助金、公共的施設UD化支援相談窓口、宿泊施設のUDルーム整備支援や観光・宿泊施設等の多言語化への支援などを行う観光のUD事業を実施しており、積極的に進めている。この自治体は、政策企画部門のUD専門部署がUD事業について活発な活動を行う

推進指針において取り組みの方向性を定め、具体的に実効性を確保するため、実施計画において成果指標を定めて、計画年度ごとに数値目標や工程表により、取り組みの設定を行い、進捗状況や評価を行える仕組みづくりとなっている。それは、「3つの視点」に基づく「13の項目」に、目指す姿を実現するための様々な取組の67の取組を体系づけて実施するとしている。

推進指針において、視点3「みんなのための安全安心な社会」について、項目⑪「建築物の充実」の取組の1つに、「建築物について整備基準のあり方を検討するとともに、公共

的施設を整備する際は整備基準への適合を義務化することを検討します。」としている。これは実施計画においては、「現状（2014年度）の届出時適合率 27.4%を、委任条例化を行い2018年度には35.0%にする。」としている。

そして、これらの指針に基づく取組については、県民、CSO（市民社会組織）、企業、行政等と連携・協働して実施し、毎年度、その実施状況等について取りまとめ、「佐賀ユニバーサルデザイン推進会議」において「評価・検討」を行い、その結果を公表するなどして適切な進行管理を行うとしている。

2018年7月現在、委任条例化は行われていない。今後、このことについて「佐賀ユニバーサルデザイン推進会議」において、評価、検討が行われると思われる。

（2）熊本県「熊本県やさしいまちづくり推進指針」

熊本県は、1995年に自主条例を施行し、同年に当条例の基本方針に沿った「熊本県やさしいまちづくり推進計画」において、高齢者や障害者等を取り巻く様々な障壁を取り除き、自立と社会的活動への参加を果たせる社会を築くことを目的として、ハード・ソフト両面における各種施策を定めている。

自主条例を管理する熊本県健康福祉部健康福祉政策課福祉のまちづくり室に対するヒアリングを2016年2月22日に行った。

「やさしいまちづくり推進計画」の審議事項は、「くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会」において、推進状況の確認や内容の審議と、後継計画づくりに対する意見提言が行われる。会議は年に1～2回程度とされている。

2011年に策定した「第3期熊本県やさしいまちづくり推進計画（2011年度～2016年度）」においては、福祉のまちづくりの課題解決のための「指標」を定めており、それぞれに目標値を掲げている。このうち、事前協議の指標について2つある。

「事前協議の対象となる建築物のうち計画段階で事前協議が行われた建築物の割合」について、2012年度の現状値 86.0%を、2016年度末の目標値として 100%にするとしている。また、「事前協議の対象となる建築物のうち事前協議済通知書が交付された建築物の累積数」について、2012年度の現状値 1729件を、2016年度末に 2200件とした目標値を定めている。しかし、熊本県の2012年度の事前協議における届出時適合率は 11.5%と低い。また、2016年度の届出時適合率は 36.9%と改善はされたものの低い状態である。

そして、2017年7月に次期計画である「熊本県やさしいまちづくり推進指針」が策定されている。この指針においても同様に「事前協議対象建物のうち計画段階で事前協議が行われた建築物の割合」について、現状値 2015年度 81.66%を、2020年度目標値 100%にすること。「事前協議対象建物のうち事前協議済み通知書が交付された建築物の累計数」について現状値 2015年度 2444件を、2020年度目標値 3300件にすることを掲げている。熊本県の2016年度の届出時適合率は 36.9%であり、届出時適合率や完了後適合率を上げること

が必要である。

「第3期熊本県やさしいまちづくり推進計画（2011年度～2016年度）」や「熊本県やさしいまちづくり推進指針」において、定められた事前協議の「指標」が、届出の遵守や協議済み数の問題とされている。本来、事前協議の目的である、届出や完了後の整備基準への適合が、建築物のバリアフリー化の問題とされるべきである。

福祉のまちづくり推進計画の役割は、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画であり、そのためには単年度や複数年度で終わることなく、継続していかなければならない。

佐賀県の「佐賀ユニバーサルデザイン推進指針2015」は2006年から継続されている計画であり、また、熊本県の「熊本県やさしいまちづくり推進指針」についても1995年の自主条例の施行当時から継続しているものである。

しかしながら、熊本県の事前協議についての指標は、現状の問題が計画の指標に反映されていない。推進計画策定にあたっては、ただ行政の作成する案を承認するのではなく、審議を行う「くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会」の委員の人選にあたっては課題の分かる人材が必要である。

第10節 考察とまとめ

1. 考察

本章の分析から、自主条例の実効性に関わる課題について以下が明らかになった。

- ①建築物の審査の多くは建築確認申請の審査組織で行うところが多い。しかしながら、調査では、3つの自治体が市町村で条例審査を行っており、これらの市町村は、審査組織数が多いため、組織当たりの届出数や担当者一人当たりの届出数は少ない。
- ②自主条例の審査を建築確認申請の審査組織で行うところは、自主条例は、建築基準法の関係法令ではないことから、建築確認申請とは関連づけずに事務手続きを行うところが多い。
- ③届出時適合率の全国平均は、2003年度の50.3%から下がって、2016年度は36.6%である。そして、完了後適合率も、2009年度の25.7%を最高に、2016年度は20.1%に低下している。また、届出時適合率や完了後適合率は自治体ごとに大きく差がある。
- ④いずれの年度も届出時適合率より完了後適合率は低く、届出時の指導が重要である。
- ⑤届出時適合率や完了後適合率が上がった理由について、自治体の意見は、大阪府では、審査を行う市町村に、協議において不適合を安易に認めず、設計者に説明するよう指導方法を統一していることをあげている。また、届出時適合率や完了後適合率が下がった理由について、自治体の意見は、建築主の無理解や既存施設の整備に対する整備基準適用の問題、整備基準の代替措置として「人的対応」が増えたこと、適合証のメリット不足の問題などをあげている。
- ⑥2013年や2014年の都道府県の調査で、多くの自治体が適合率を向上させるための方策として、建築主等に対する「啓発」や「強い行政指導」を行うとしていたが、その効果が表れていない。
- ⑦届出に対する指導について、「届出のまま処理」する自治体や完了届の提出が「守られていない」とする自治体があり、これらの自治体では、条例施行当初から事務手続きに対する行政指導を行っていないため、届出時適合率及び完了後適合率が低い。また、条例を管理する福祉部門も条例施行当初から適合率には関知しないため、適合率が改善される見込みは少ない。
- ⑧自主条例を施行する多くの自治体では、委任条例化を行う意向はない。適合率が低い自治体であっても確実にバリアフリー化できる委任条例を活用と考えない自治体が多いことが問題である。
- ⑨委任条例を定めた自治体のうち、京都府と大阪府の自主条例の完了後適合率は高いが、徳島県や長野県、岩手県、神奈川県の完了後適合率は低い。したがって、必ずしも委任条例は自主条例の実効性を高めるために役立ってはいない。
- ⑩適合率の高い京都府と長崎県は、建築確認申請の事務と連携し、建築確認申請前に事

前協議を行い、条例届出書の副本を建築確認申請に添付させているために、事前協議は建築主が建築確認申請前に越えなければならないハードルとなっていること。そして、民間指定確認検査機関に建築確認申請を行うものも指導できることが事前協議の利点としている。また、建築確認申請の完了届の際には条例の完了届の提出指導を行い、完了検査を実施している。とくに完了検査の規定がない長崎県は、条例の完了届をもとに建築確認申請の完了検査において、条例の完了確認を同時に行い、整備基準の適合判定をしている。

- ⑪また、適合率の高い大阪府は、建築確認申請とは連携していないが、審査を行う市町村において、「届出においては安易に不適合を認めない。」「完了後には速やかに完了届を提出するように指導する。」「完了届は、事前協議で提出された内容で施工されていることを確認した上で受理する。」ように、市町村連絡会議によってガイドラインに基づいた行政指導の方法を統一している。また、委任条例によって市町村が審査する協議対象施設数を減らし、処理数が少ないことも利点としてあげている。
- ⑫適合率の高い京都府や大阪府、長崎県を除いて、多くの自治体では、ただ、提出される届出に対する行政指導を行うのみで、条例の完了届の提出指導や完了検査の催促は行っていない。このような自治体では、届出時適合率は高くても完了後適合率が大きく下がる自治体が多い。このことは、完了検査を規定せず、適合証交付請求に基づいて完了検査を行う自治体も同様である。
- ⑬都道府県全体の自主条例における施設用途ごとの適合状況について、2012年度の届出数の多い順から、「老人ホーム、福祉センター施設等」「百貨店、マーケット、物販店」「病院又は診療所」「共同住宅、寄宿舎、下宿」「集会場、公会堂」「学校」「理髪店、質店、銀行等」「飲食店」の順である。これらの施設は民間施設に多く、適合率は30%程度、または、それ以下である。
- ⑭施設用途ごとに適合率の高いものから、「保健所、税務署等」(51.4%)「博物館・図書館等」(47.6%)「公衆便所」(47.5%)「劇場・映画館等」(37.8%)「旅客施設等」(37.5%)「駐車施設等」(35.7%)「老人ホーム・福祉センター等」(34.2%)「学校」(32.7%)の順である。これらの用途は公共性の高い用途が多く、また、これらの用途のうち、「保健所、税務署等」「博物館・図書館等」「老人ホーム・福祉センター等」「学校」は、一部の用途のみの委任条例化を行った6自治体(岩手県、山形県、長野県、徳島県、熊本県、大分県)が特別特定建築物に定める用途である。
- ⑮完了後適合率の高い自治体としてあげた京都府と大阪府では、適合率の低い用途はあっても、届出数の多い「百貨店・マーケット・物販店等」などの適合率が高いことで、全体の適合率も高い。両自治体では、用途や規模に応じた整備基準が定められており、とくに、500㎡未満の小規模施設に対して小規模施設基準を適用していることが、大きく施設のバリアフリー化につながっている。
- ⑯届出時適合率の低い自治体は、完了後適合率も低い。これは、届出の段階から行政指

導を行わないことと、施設規模に関わらず、一律に整備基準を適用することが適合率の低い要因と考えられる。

- ⑰都道府県の9自治体が小規模施設基準を定めており、適用用途や範囲、適用基準は様々である。しかし、大規模施設に適用する整備基準を一律に小規模施設に対して適用すべきではないとするこれらの自治体の考えは、他の自治体においても障害者等の利用者も含めて研究する必要がある。
- ⑱福祉のまちづくり推進協議会において、毎年、建築物の届出時適合率や完了後適合率が報告されている自治体と報告のされない自治体がある。適合率が報告されている自治体では、適合率の改善が検討されており、委任条例化を行った自治体がある。そしてこれらの自治体では、委任条例化後も条例の見直しや改善策が検討されている。
- ⑲福祉のまちづくり推進計画の役割は、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進することが目的であり、推進計画に定める指標に、明らかに現状の問題が計画の指標に反映されていない自治体がある。指標を設定する自治体や進捗管理する福祉のまちづくり推進会議などに問題がある。
- ⑳大阪府では、大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課福祉のまちづくり推進グループという自治体の組織によって、大阪府の福祉のまちづくり活動の全体が管理されている。この組織では、大阪府全体の福祉のまちづくりの推進活動について審議を行う、住民、事業者、行政による「大阪府福祉のまちづくり審議会」とその内部で検討する「大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会」の管理運営を行い、そのほかに府有施設や市町村施設、鉄道駅舎等とその周辺地区のバリアフリー化の進捗状況について管理し、ホームページ等で情報提供を行う。また、毎回の審議会における会議資料や委員名簿、議事録などのすべてをホームページで公開している。自治体において、住民、事業者、行政の相互が点検、評価、改善を行う仕組みや組織をつくっており、そのため届出時適合率や完了後適合率も高い。

2. まとめ

自治体が自主条例において行う行政指導には3つのケースがあると考えられる。

1 つ目は、「建築確認申請前の事前協議、完了届、完了検査のそれぞれの機会に行政指導を徹底するケース」である。京都府や長崎県、大阪府のいずれも事前協議、完了届、完了検査に至るそれぞれの機会に行政指導を徹底している。届出時適合率及び完了後適合率は7～8割ほどである。

2 つめは、「事務手続きの時のみ行政指導するケース」である。届出、完了届、完了検査は建築主の申請をもとに行政指導を行う。届出時適合率は高くても完了後適合率は3割程度以下に下がる。完了検査を規定せず、適合証交付請求に基づいて完了検査を行う自治体もこの中に含まれる。

3 つめは、「行政指導を行わないケース」である。これらの自治体は、届出時から行政指導を行わない。届出時適合率及び完了後適合率は1割以下である。

すべての自治体が、「建築確認申請前の事前協議、完了届、完了検査のそれぞれの機会に行政指導を徹底するケース」を目指さなければならない。

また、自主条例を定めた自治体で、委任条例化を予定する自治体は少ない。そして、適合率が低い自治体でも委任条例化を予定していない。また、委任条例を施行する自治体で、自主条例の適合率は低い自治体が多く、必ずしも委任条例は自主条例の適合率を高めることには役立っていない。委任条例は活用されるようその方策を見出す必要がある。

自主条例を施行し、多くに自治体が20年近くになり、自治体によりその活動にも変化がみられる。「福祉のまちづくり推進会議」は、住民、事業者、行政による福祉のまちづくりを推進するための審議体制であり、この活動において「福祉のまちづくり推進計画」により、自治体における福祉のまちづくり活動を総合的かつ計画的に進めるための目標値や指標を定めて、点検、評価、改善のスパイラルアップを図ることが可能となる。

これらの活動を推進し、継続していくためには、大阪府のように、自治体が福祉のまちづくりを推進する中心組織を持ち、住民、事業者、行政の相互が点検、評価、改善を行う仕組みや組織づくりを行うことが必要である。

第5章 都道府県と基礎自治体の関係

第4章において、自治体の行政指導には「建築確認申請前の事前協議、完了届、完了検査のそれぞれの機会に行政指導を徹底するケース」「事務手続きの時のみ行政指導するケース」「行政指導を行わないケース」の3つのケースがあること。委任条例化を予定する自治体が少なく、適合率が低い自治体でも委任条例化を予定していないこと。委任条例を施行する自治体でも、自主条例の適合率は低く、委任条例は自主条例の適合率を高めることには役立っていないことなど見出した。

そこで本章では、前章まで解明した建築物のバリアフリー化を高めるための要因を踏まえて、都道府県と基礎自治体の建築物バリアフリー化の実効性の違いや関係性について、宮崎県と宮崎市、福岡県と福岡市の建築物バリアフリー化の実績をもとに、建築物のバリアフリー化の実効性を高めるための解決方法を見出す。

第1節 調査の方法

本章における分析を行うために行った、調査方法と調査期間、調査内容を以下に記す。

(1) アンケート調査

- ・ 調査期間：①2013年8月2日～9月2日
②2014年3月28日～4月21日
③2018年1月21日～2月2日
- ・ 調査内容：①2000年～2012年バリアフリー化の実績
②事務手続き遵守状況、適合率向上方策
③2016年バリアフリー化の実績

(2) ヒアリング調査

- ・ 調査期間：2016年1月27日～28日
- ・ 調査自治体：福岡県、福岡市
- ・ 調査内容：自主条例の行政指導内容、福祉のまちづくり施策等の内容

(3) 宮崎市助成制度の実績及び宮崎市福祉のまちづくり推進事業の分析

- ・ 2001年度から2011年度までの助成制度の実績とアンケート調査の分析
- ・ 宮崎市福祉のまちづくり推進事業の4事業についての実績と評価

第2節 宮崎県と宮崎市の実効性について

宮崎市は、1994年に、「九州一の健康福祉都市」を含め6つの「九州一のまちづくり」事業をめざす津村市政（2009年まで）になり、福祉面においてさまざまな施策に取り組んだ。

「九州一」としているのは、その個々の目標達成に向けて具体的な細かい目標設定やライバル認識が明確にできるようにとの考えからである。

そして、2001年には宮崎県とは別に自主条例である「宮崎市福祉のまちづくり条例」（以下、「宮崎市条例」という。）を施行した。

2001年から現在に至るまで、宮崎市条例に基づき進めた福祉のまちづくり推進事業や宮崎県の自主条例の事前協議等の実績との比較から建築物バリアフリー化の実効性についての成果や課題を抽出し、建築物バリアフリー化の実効性についての調査や分析につなげる。

なお、宮崎市条例は、上位機関である宮崎県が、県条例と同等あるいはそれ以上の整備が認められるとして、宮崎市は県条例の適用から除外されている。また、宮崎県と宮崎市は、2001年4月1日の同日に自主条例を施行している。そこで、宮崎市と宮崎県の条例による建築物のバリアフリー化の実効性の比較を行う。

1. 宮崎県と宮崎市の事務手続きと行政指導体制の比較

（1）条例の管理と審査体制の比較

宮崎県と宮崎市の条例の管理や審査部門、事務手続きの内容、事前協議届出日について、表5.2.1に表す。宮崎県は、自主条例の管理は福祉保健部障害福祉課が行う。そして、条例の建築物の審査は土木部建築住宅課に移管され、実際の条例審査は建築確認申請担当部門である出先機関の県土木事務所や県下の特定行政庁（延岡市、日向市）で行う。

宮崎市は、条例施行当初の2001年度から2003年度までは、健康福祉部健康福祉課福祉のまちづくり係において、条例の管理と建築物の事前協議等の事務を行った。そして、2004年度からは建築物の事前協議等の事務については、都市整備部建築指導課建築福祉係に移して、宮崎市の福祉のまちづくりの推進するために、2つの係は連携する体制をとった。建築物の事務が建築確認申請部門へ移ったことで、事前協議や完了届の申請漏れがほとんどなくなった。

建築福祉係の係員は、係長1名、技術職1名、嘱託員1名の合計3名である。業務内容は、宮崎市条例（建築物）の事前協議、完了届受理、完了検査を行う。そのほかに、市管理施設を整備する際に当事者等の意見を聞く「市管理施設市民意見設計反映事業」^{注17)}とバリアフリーの優れた民間建築物を顕彰する「民間建築物バリアフリー顕彰事業」^{注18)}を担当する当事者団体や市民活動団体などの委員で構成する「宮崎市バリアフリー検討会」の事務局を担当している。

表 5.2.1 宮崎県と宮崎市の条例管理運営状況等の比較

都道府県	宮崎県	
自治体名	宮崎県	宮崎市
自主条例名称	宮崎県人にやさしい福祉のまちづくり条例	宮崎市福祉のまちづくり条例
自主条例施行年	2001年	2001年
条例管理部署	福祉保健部障がい福祉課	健康福祉部健康福祉課福祉のまちづくり係（2001年～2009年） 福祉総務部福祉総務課地域福祉係地域福祉係（2009年～）
建築物審査所管	土木部建築住宅課	都市整備部建築指導課
建築物審査部署	特定行政庁、県土木事務所	都市整備部建築指導課建築福祉係（2004年～2013年） 建築指導課指導係（2013年～）
事務手続き	事前協議、完了届、完了検査、適合証交付請求	事前協議、完了届、完了検査、適合証交付請求
協議書届出日	工事着手 30 日前	建築確認申請の 2 週間前

また、適合証交付施設には建築主等の了解を取り、県や市のホームページへ掲載する作業や既存施設のバリアフリー改修のための助成を行う助成制度などが、宮崎市建築指導課建築福祉係の主な業務内容である。

（2）事務手続きの流れ

宮崎県の事務手続きと行政指導の流れを図 5.2.1 に表す。事務手続きは、「工事着手の 30 日前まで」に県（特定行政庁）と事前協議し、工事完了後は県に工事完了届を提出して完了検査を受けなければならない。建築確認申請と自主条例の事前協議は同時に提出され、同時期に審査される場合が多い。

また、事前協議以外は建築確認申請の事務とは連携しておらず、建築確認申請の完了届の際に、条例の完了届提出指導は行われたい。完了検査に合格すれば適合証が交付される。そのほか、民間指定確認検査機関に出される建築物も同様に、県と協議する必要がある。

なお、確認申請における公共と民間の審査の割合は、2016 年度において 5 : 5 である。

次に、宮崎市の事務手続きと行政指導の流れを図 5.2.2 に表す。協議対象施設の建築主等は、新築、増築、改築または用途変更を行なうときは「建築確認申請の 2 週間前」に宮崎市と事前協議を行わなければならない。これは、民間指定確認検査機関に出される建築物も同様である。また、国や地方公共団体等の公共施設の新築等を行なうときも宮崎市に通知しなければならないとしている。

工事完了後は、建築確認申請の完了届の提出の際に、車いす駐車施設やスロープなどの

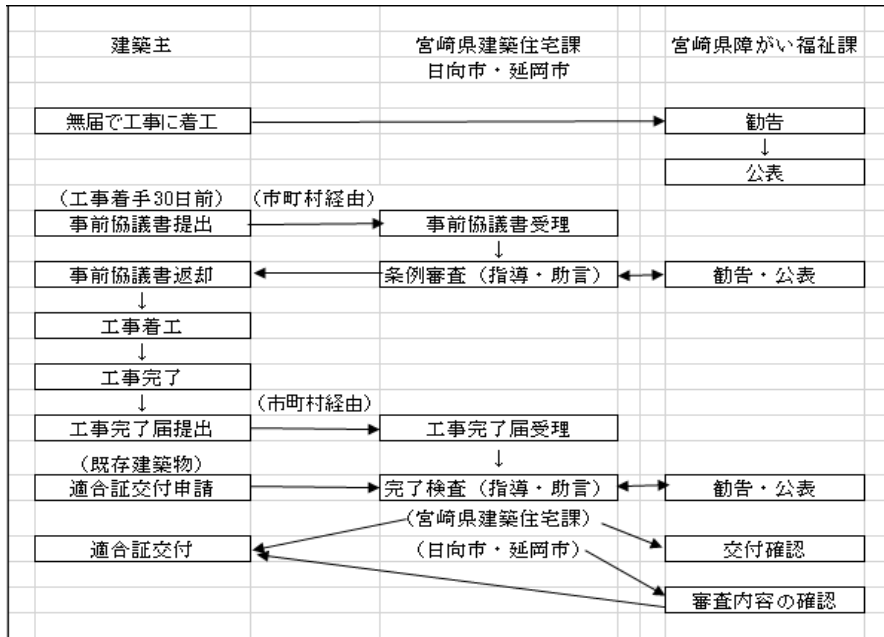


図 5.2.1 宮崎県の事務手続きと行政指導の流れ



図 5.2.2 宮崎市の事務手続きと行政指導の流れ



図 5.2.3 宮崎市適合証

外構工事が終了後に。条例の工事完了届を提出するよう指導している。そして、完了検査に基づき、整備基準に適合していれば適合証を交付する。したがって、条例の行政指導にあたっては、建築確認申請との連携によって、実効性を高めている。

なお、建築確認申請における宮崎市と民間指定確認検査機関の審査の割合は、2016 年度において 3（市）：7（民間）であり、民間の比率が高くなり、事前協議について、建築確認申請提出のためのハードルとしての役割が小さくなってきていると感じられる。

（3）行政指導の体制

宮崎県の「行政指導」の規定は、事前協議書の審査や完了検査において、整備基準に適合しない場合は「指導・助言」を行い、無届で工事に着手した場合や「指導・助言」に従わない場合は「勧告」を行う。勧告に従わない場合は「意見聴取」のうえ「公表」する。「指導・助言」は、建築確認申請担当である土木事務所や特定行政庁で行う。「勧告」や「意見聴取」「公表」は条例を管理する県障がい福祉課において行う。また、県が適合証交付した場合の交付確認と特定行政庁が完了検査を実施し、適合証交付する場合は県障がい福祉課において行う。

宮崎市は、事前協議書の審査や完了検査において、整備基準に適合しない場合は「指導・助言」を行い、無届で工事に着手した場合や「指導・助言」に従わない場合は「勧告」を行う。「公表」の規定はない。これらの行政指導は、条例を管理する健康福祉課から権限移譲を受けた建築指導課において行う。これまで、事前協議に対する「指導・助言」は行っているが、「勧告」は行っていない。

宮崎市と比べて宮崎県の方が、「公表」の規定があり、「行政指導の規定」は厳しいが、宮崎県では、これまで「勧告」や「公表」の事例はなく、実際の行政指導の差は感じられない。

2. 宮崎県と宮崎市の事前協議数の比較

（1）協議対象施設

宮崎県は宮崎市と同じ 2001 年 4 月に自主条例を施行した。新設等の際の事前協議対象の協議対象施設の範囲について、宮崎県を図 5.2.4 に、宮崎市を図 5.2.5 に表す。

対象施設の用途ごとに、自主条例によってバリアフリー化される協議対象施設の範囲を灰色で、法の特別特定建築物の範囲を黒色で、対象外を白色で表す。なお、宮崎県及び宮崎市とも特別特定建築物は自主条例の事前協議対象である。

宮崎県では、対象施設のすべてが協議対象施設である。宮崎市は、事務所や工場、共同住宅を 2000 m²以上としているが、それ以外はすべてが協議対象施設である。

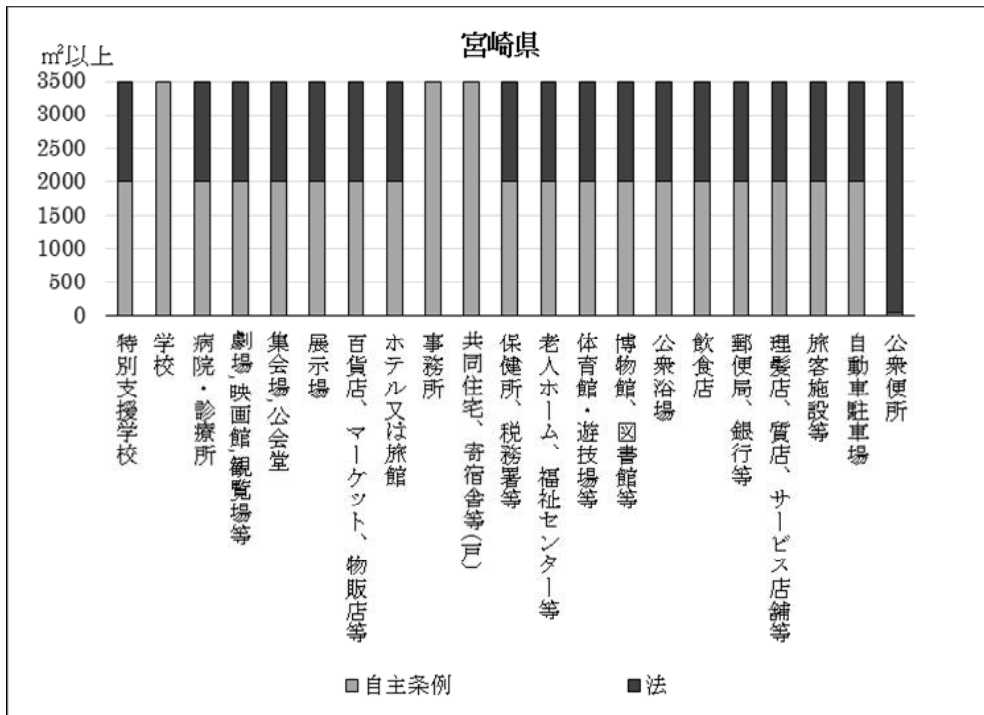


図 5.2.4 宮崎県の協議対象施設の範囲

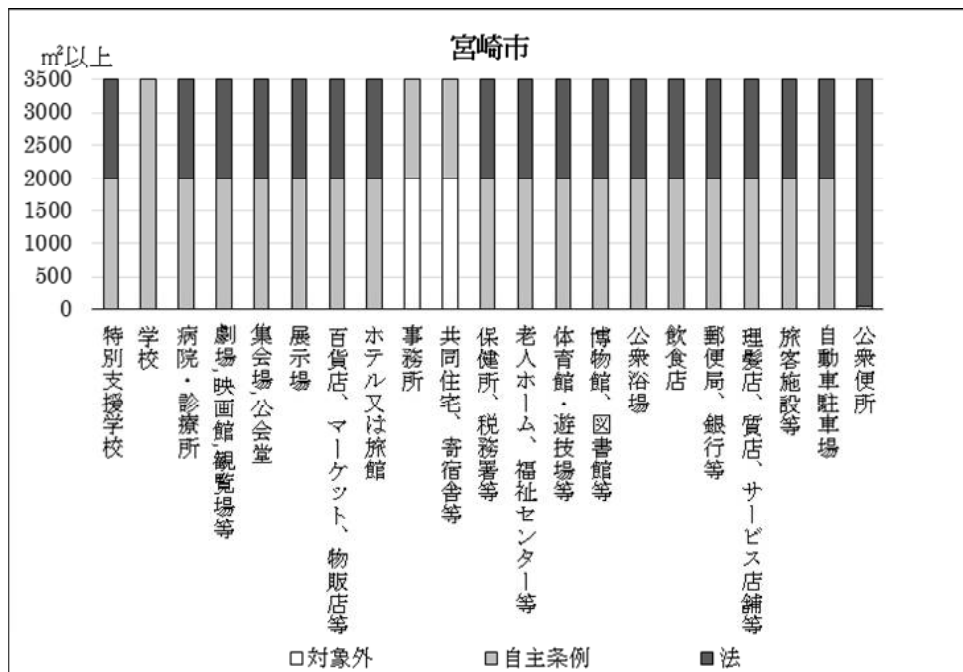


図 5.2.5 宮崎市の協議対象施設の範囲

表 5.2.1 宮崎県整備基準適用箇所

	整備基準適用箇所																												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21								
宮崎県 適用基準	移動円滑化経路 出入口	廊下等 傾斜路	エレベーター等	敷地内通路	出入口 廊下等	階段の構造・手すり	階段・傾斜路上端注意喚起用床材	傾斜路及び踊場の構造	傾斜路の手すり	エレベーターハニキ2㎡以上	便所ハ車いす使用者用便房	便所ハオストメイト・床置き小便器等	駐車場	敷地内通路の構造	傾斜路の構造	傾斜路の手すり	段の構造	客席等ハ車いす使用者用席	客室ハ千㎡以上	浴室等ハ千㎡以上	シャワー室等ハ千㎡以上	授乳室等ハ千㎡以上	レジ通路及び改札口	公共電話台	券売機	受付カウンター及び記載台	案内標示板	緊急時の設備ハ千㎡以上	視覚障害者移動等円滑化経路
小規模基準					●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
整備基準	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

表 5.2.2 宮崎市整備基準適用箇所

	整備基準適用箇所																																	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19															
宮崎市 適用基準	出入口 出入口ハ屋外	出入口ハ屋内	廊下等の仕上	廊下等の構造	傾斜路及び踊場の構造	傾斜路の手すり	段の構造	誘導用床材・注意喚起用床材	階段の構造	階段の注意喚起用床材	エレベーターハニキ2㎡以上	便所ハ車いす使用者用便房	便所ハ洗面器・床置き小便器等	駐車場	敷地内通路の構造	傾斜路及び踊場の構造	傾斜路の手すり	段の構造	誘導用床材・注意喚起用床材	客席等ハ車いす使用者用席	聴覚障害者用設備ハ客席千席以上	客室ハ50室以上	浴室等ハ千㎡以上	シャワー室等ハ千㎡以上	洗面所	授乳室等ハ千㎡以上	レジ通路及び改札口	公共電話台	券売機	受付カウンター及び記載台	案内標示板	緊急時の設備ハ千㎡以上		
小規模基準	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
整備基準	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

(2) 整備基準適用箇所

宮崎県と宮崎市の小規模基準が適用される対象施設の用途規模は同じである。医療施設、集会施設、物品販売施設、飲食施設、金融機関等の施設及びサービス施設で床面積 300 ㎡未満の施設並びに興行施設、展示施設、宿泊施設、体育施設、遊技施設、公衆浴場及び自動車庫で床面積 1,000 ㎡未満の施設を条例では「小規模対象施設」として定義している。

宮崎県及び宮崎市の「整備基準」が適用される整備個所と「小規模施設基準」が適用さ

れる整備個所について、宮崎県の整備適用箇所を表 5.2.1 に、宮崎市を表 5.2.2 に表す。

宮崎県と宮崎市の整備基準の適用について、宮崎県が法の建築物移動等円滑化基準に基づき定めているのに対し、宮崎市が旧ハートビル法の基礎的基準に基づき作成しているため項目は異なるが、適用箇所はほぼ同様である。宮崎県の整備基準適用箇所は、建築物移動等円滑化基準以外に、「10 客席等」及び「12 浴室等」から「20 緊急時の設備」までの整備個所を付加している。宮崎市は、「8 客席等」から「19 緊急時の設備」までの整備個所を付加している。

そして、宮崎市の小規模施設基準（表の上の段）については、「国際車いすシンボルマーク交付基準」（表 3.3.1）を参考としている。また、宮崎県は宮崎市に「駐車場」の項目を加えている。

（3）民間施設における年度ごとの届出等の状況

宮崎県と宮崎市の 2001 年度から 2011 年度までの年度ごとの民間施設の事前協議数と適合証交付数（完了後適合率）について、宮崎県を図 5.2.6 に、宮崎市を図 5.2.7 に表す。

宮崎県は、2001 年度から 2006 年度まで小規模施設を対象外にしていたため、年度ごとの事前協議数は 100 件前後であり、適合証交付数は 10 件前後、完了後適合率は 10%前後で

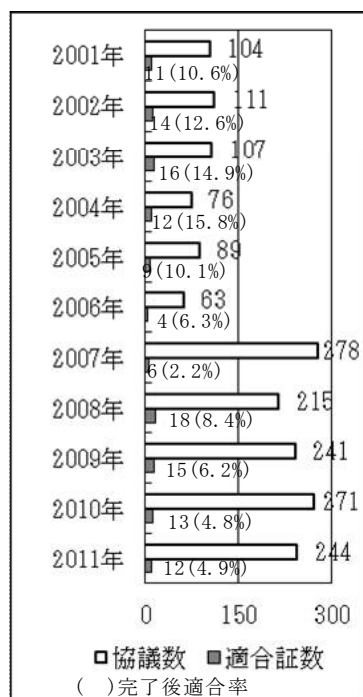


図 5.2.6 宮崎県 2001～2011 年度年度民間施設事前協議等数・適合証数・完了後適合率

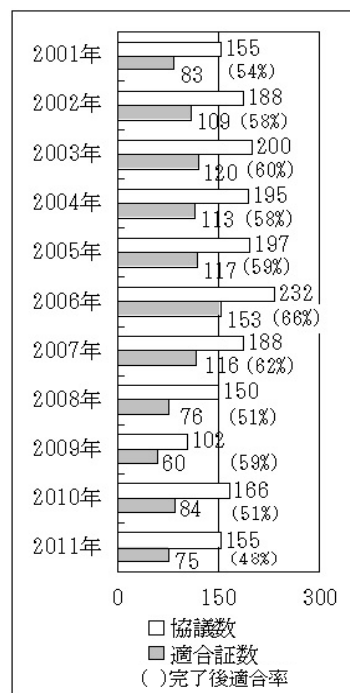


図 5.2.7 宮崎市 2001～2011 年度年度民間施設事前協議等数・適合証数・完了後適合率

ある。しかし、2006年に県議会において、宮崎市と適合証交付数等の差が問題になり、2007年に条例改正して小規模施設を協議対象施設としたため、2007年度から2011年度までの事前協議数は200件を超えており、改正前の2倍以上になった。しかしながら、適合証交付数は10件前後と増えていないために、完了後適合率は5%前後に下がっている。

宮崎県は、2012年度の協議対象施設の届出時適合率は9.2%(24/262)、完了後適合率は4.2%(11/262)である。適合率の低さは指導方法に問題がある。届出が不適合の場合の指導方法は「整備基準への不適合が著しい施設には、通知を行うこととしている。」としており、普段は届出のまま処理され、不適合が著しい場合にしか指導されないと考えられる。

宮崎市の2001年度から2011年度までの事前協議数は150件～200件程度である。完了後適合率は、2001年から2007年頃までは6割前後だが、2008年頃から低下しはじめ、2011年度は48.4%と5割を下回った。適合率が低下し始めたこの頃から設計者等から事前協議の前に、「宮崎市条例は、委任条例か自主条例か」をよく聞かれるようになった。他県の状況から、委任条例は守るが、自主条例は守らなくてもいいと判断する傾向が強くなってきており、事前協議書を提出するだけで済ませる設計者が多くなってきたと思われる。

(4) 行政指導の違い

宮崎県は、条例審査は出先機関の県土木事務所や県下の特定行政庁（延岡市、日向市）の建築確認申請担当部門で行う。条例の事務は建築確認申請とは連携していない。事前協議は「工事着手30日前」と定めて、建築確認申請と自主条例の事前協議書は同時期に審査されるが、事前協議書が不適合の場合の指導方法は「整備基準への不適合が著しい施設には、通知を行うこととしている。」としており、不適合が著しい場合にしか指導されないと考えられる。そのほか、完了届や完了検査も建築主からの申請に基づいて処理するのみと考えられる。そのため、2001年の当初から届出に対する事務処理を行っているが、指導が不徹底のためか、2007年度の条例改正によって事前協議数は増えたものの適合率が低下する結果となっている。

宮崎市は、事前協議は「建築確認申請2週間前」と定めて、建築指導課建築福祉係において、事前協議をしていなければ、建築確認申請は受け付けないといった行政指導としてのハードルや事前協議が適合していれば2週間待たずに建築確認申請を受け付けるといったメリットを与えることで実効性を高めている。

そして、事前協議においては、建築確認申請書提出までに実効性を高めるためのハードルとなるよう、建築確認申請提出までの2週間の間に、協議対象施設を整備基準に適合するよう行政指導に努めている。また、事前協議の際の指導にあたっては、整備基準に適合すれば、適合証（図5.2.3）を無料で交付すること。適合証交付施設は、宮崎市と宮崎県のホームページに掲載することやバリアフリーに優れた施設は、「宮崎市バリアフリー顕彰事業」により市長表彰することを整備基準適合のメリットとして設計者に伝えている。

また、民間指定確認検査機関に提出される協議対象施設について、民間指定確認検査機関から定期的に提出される建築計画概要書により、協議対象施設の届出の申請漏れがないか確認を行い、事前協議をしていないものは民間指定確認検査機関に連絡するとともに、設計者に事前協議をするよう指導を行う。そのほか、事前協議において適合した施設は、工事完了予定の時期に設計者に対して完了届を提出するよう連絡をしている。

そのほか、市内の協力体制として、他課所管の事業である自治公民館や老人福祉施設などの宮崎市の助成金制度の利用者は、適合証交付を要件としており、実効性を高めている。宮崎市全体で福祉のまちづくりを推進することは、条例審査を行う担当者にとっても宮崎市という後ろ盾をもとに行政指導を行うことができる。

また、宮崎県と宮崎市の条例による協議対象施設の整備に関する違いについて、宮崎県は、協議対象施設について宮崎県条例第 15 条において「整備基準に適合するよう努めなければならない。」としており、宮崎市条例第 24 条においては「整備基準を遵守しなければならない。」としている。このことについて、あるコンビニの店舗設計を宮崎県において一手に行う設計事務所は、「宮崎県に届出するコンビニは条例に適合しないが、宮崎市のコンビニは条例に適合している。」と話している。条例を審査する担当者にとっては、その根拠を示すことで、行政指導が行いやすい。

以上から、宮崎県と宮崎市は、自主条例を推進する組織体制や行政指導の違いが、大きく完了後適合率の差になっている。建築物のバリアフリー化を目的に設置された専門部署を持つと持たないでは、適合率に大きな差がでてくる。したがって、宮崎県の行政指導のタイプは「行政指導を行わないケース」である。また、宮崎市の行政指導のタイプは「建築確認申請前の事前協議、完了届、完了検査のそれぞれの機会に行政指導を徹底するケース」である。

(5) 委任条例化への考え

しかしながら、宮崎県と宮崎市の両自治体とも委任条例化の計画はない。適合率の低さや適合率の低下は、委任条例化とは結び付いていない。

宮崎県は、委任条例化の検討は「まず、自主条例の実効性を高めてから」としている。実効性の高い用途や規模の中から委任条例化を検討する考えである。

また、宮崎市では、2003 年に法改正となり委任条例化が可能となったあとに、2005 年度において委任条例化の検討をしていた。「九州一の健康福祉都市」を掲げていたため、当時すでに委任条例化を行っていた熊本県などの委任条例を参考に、熊本県が定める 1000 m²に引き下げた特別特定建築物の用途をさらに増やすことで検討を進めていた。しかし、2006 年 1 月に「東横インホテル」の福祉のまちづくり条例違反が全国的に問題となり、宮崎市も当ホテルの建設済みが 1 棟、建設中のものが 1 棟あったために、マスコミが宮崎市建築指導課に殺到し、一時期混乱を招いた。「条例違反」が注目を浴びたこともあり、当時、宮

崎市は委任条例化については時期尚早と判断している。したがって、宮崎市の委任条例化の検討は、九州一の政策に基づくものであり、適合率の改善をめざすものではなかったために、市長交代後は委任条例化を検討することはなかった。

3. 宮崎市における小規模施設のバリアフリー化

第4章において、小規模施設に対して大規模と同様の整備基準を一律に適用すべきではなく、小規模施設基準について、障害者等の利用者も含めて研究していく必要があると述べた。そこで、宮崎市の小規模施設基準について、その実績から意義や有効性を考える。

(1) 公共施設及び民間施設の届出等の状況

宮崎市における 2001 年度から 2011 年度までの事前協議数及び適合証交付数、完了後適合率を公共施設と民間施設に分けて図 5.2.8 に示す。

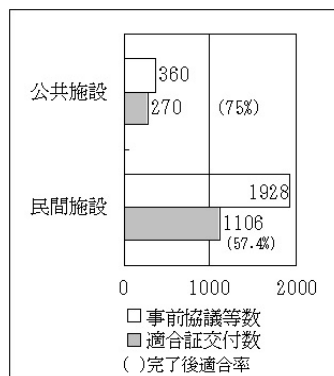


図 5.2.8 2001～2011 年度公共・民間施設別事前協議数・適合証数・完了後適合率

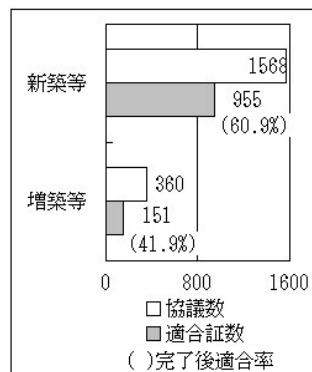


図 5.2.9 2001～2011 年度民間施設の事前協議等新築等と増築等の比較

公共施設は事前協議数 360 件のうち 75% の 270 件に適合証が交付された。市管理施設は、2003 年度から既存施設も含めて計画的にバリアフリー化を図っているため公共施設の完了後適合率は高い。

民間施設は、事前協議数 1,928 件のうち 57.4% の 1,106 件に適合証が交付されており、民間施設において事前協議される 2 件に 1 件はバリアフリー化されていることになる。

(2) 民間施設における新築等と増築等の適合証数の違い

2001 年度から 2011 年度までに民間施設において事前協議された 1,928 件について、新築

や改築を「新築等」、増築や用途変更等を「増築等」として図 5.2.9 に示す。

新築等の適合証交付率は 60.9%であり、増築等は 41.9%である。増築等の方が低いのは、適合証は 1 棟ごとに判断し交付されるため、増築等を行うときは既存部分の改修を行う必要がでてくる場合があり、工事費等の拡大につながるため、建築主等のバリアフリー化に対する理解が得られにくいいためである。

(3) 民間施設における規模別の届出等の状況

民間施設における事前協議数と適合証数について、規模別に小規模対象施設を「小規模」、床面積 2,000 m²以上の建築物を「大規模」、小規模と大規模以外を「中規模」として図 5.2.10 に示す。

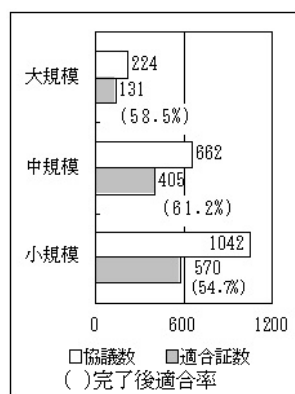


図 5.2.10 2001～2011 年度民間施設規模別事前協議等数・適合証数・完了後適合率

大規模は、事前協議数全体 1928 件のうち 11.6%である 224 件が届出数である。このうち 58.5%の 131 件に適合証が交付されている。また、適合証交付数の 131 件の 53.4%にあたる 70 件が 2003 年 4 月の法改正によりバリアフリーが義務化された特別特定建築物である。これは、宮崎市条例の整備基準適用箇所は特別特定建築物に適用される建築物移動等円滑化基準の適用箇所より多いが（表 5.2.2 参照）、大規模施設のため施設整備費用にも余裕があるためか、条例適合への指導がしやすくなり、対象施設のバリアフリー化に効果を上げていると考えられる。

中規模は、事前協議数全体 1928 件のうち 34.3%である 662 件が届出数である。このうち、61.2%である 405 件に適合証が交付され、規模別では適合証交付率が最も高い。それは適合証交付数が多い福祉施設が含まれているためと考えられる。（図 5.2.10 参照）

小規模は、事前協議数全体 1928 件のうちの 54.0%である 1042 件が届出数である。また、事前協議数 1,042 件の 54.7%である 570 件に適合証が交付された。これは、適合証交付数全体の 51.5%を占めている。したがって、事前協議数及び適合証交付数の過半数を占める小規模は、建築物のバリアフリー化に大きなウエイトを占めていると認められる。

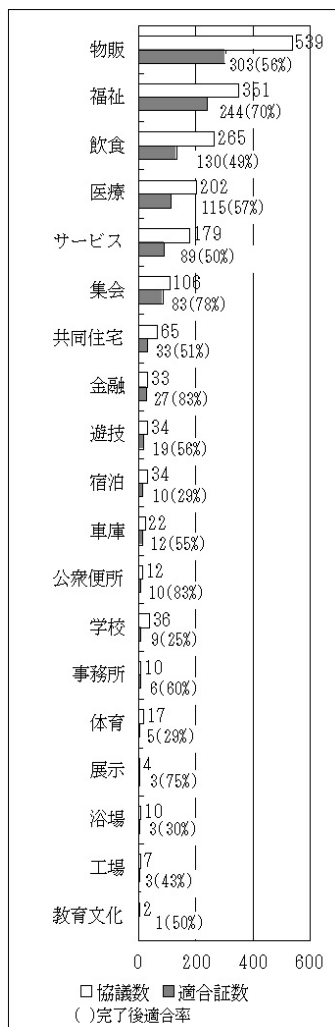


図 5.2.11 2001～2011 年度民間施設用途別事前協議等数・適合証数・完了後適合率

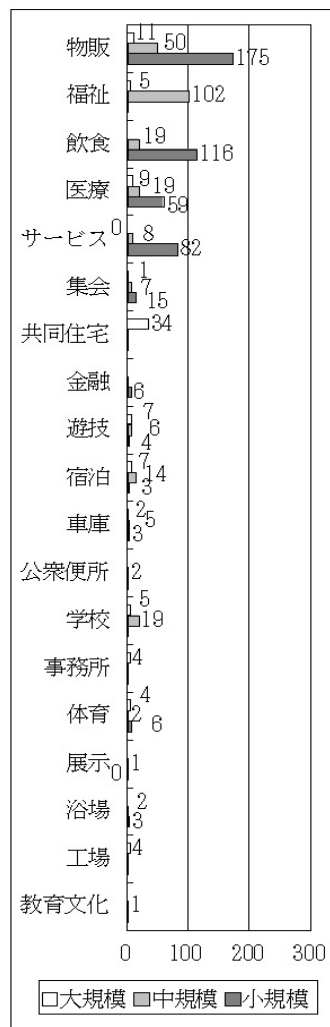


図 5.2.12 2001～2011 年度民間施設用途別規模別適合証数

(4) 民間施設における用途別及び規模別の届出等の状況

2001 年度から 2011 年度までの民間施設の事前協議数と適合証交付数、完了後適合率を用途別に図 5.2.11 に示す。事前協議数及び適合証交付数は、ともに物販施設、福祉施設、飲食施設、医療施設、サービス施設、集会施設の順に多い。

また、2001 年度から 2011 年度までの完了後適合率は、民間施設全体で 57.4% であるが、これを上回る用途に、福祉施設、集会施設、金融機関施設、公衆便所、事務所、展示施設がある。このうち集会施設と福祉施設は、建設する際に自主条例への適合を補助の要件とする宮崎市の補助制度を利用するものが多いためとみられる。金融機関施設、公衆便所、展示施設については、公共性が高いことから完了後適合率が高いと思われる。そのほか、

適合率が50%を下回る用途には飲食施設、学校施設、体育施設、浴場、工場がある。

さらに、図5.2.11において用途ごとに表した適合証交付施設を規模別に図5.2.12に表す。規模別にみると飲食施設、体育施設、浴場は、小規模施設が多く、これらの用途は零細経営の事業者が多いためと考えられる。

また、届出数の多い「物販施設」(56%)「福祉施設」(70%)「医療施設」(57%)などが民間施設の完了後適合率57.4%と同程度以上の適合率をあげていることで、適合率を高く確保していると考えられる。これらは、小規模施設の区分のない福祉施設を除いて、物販施設、飲食施設、医療施設、サービス施設、集会施設は、いずれも小規模施設が圧倒的に多く、小規模施設のバリアフリー化が重要なことがわかる。そのためこれらの用途には小規模施設に対する緩和基準の適用を定めている。

(5) 小規模施設基準と用途について

宮崎市条例の小規模施設基準は、大規模な施設と同じ基準を適用するのではなく設置者の負担軽減を考慮して、旧ハートビル法の基礎的基準(改正前)のうち、国際リハビリテーション協会がすべての障害者が利用可能な建築物の条件として定めた「国際シンボルマーク掲示最低基準」(表5.2.3)の範囲としている。

表5.2.3 国際シンボルマーク掲示最低基準

① 玄関の段差解消またはスロープの設置。
② 出入口幅は、80cm以上。
③ スロープ勾配は、1/12以下。
④ 通路・廊下幅は、130cm以上。
⑤ トイレは利用しやすい場所にあり、外開きドアで内部が広く手すりがついたもの。
⑥ エレベーターの入り口幅は、80cm以上。

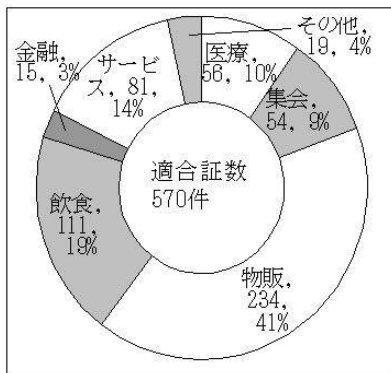


図5.2.13 2001~2011年度適合証交付小規模施設用途区分

表5.2.4 小規模施設用途内訳

用途	施設名
医療施設	診療所、はりきゅう院、整骨院
集会施設	公民館、集会所
物販施設	日用品販売店舗、酒店、コンビニ、薬局
飲食施設	喫茶店、ラーメン店、居酒屋、ファミレス
サービス施設	理容店、美容院、コインランドリー
金融機関施設	簡易郵便局、キャッシュコーナー
その他	公衆浴場、パチンコ店、体育施設、展示場

ただし、基礎的基準との整合を図るため、④の通路・廊下幅は 120cm 以上とした。⑤開き戸とする場合について、車いす使用者を考慮し、「戸を手前に引く場合は車いす寄せスペースの設置」を整備基準に加えた。またトイレの位置は、基礎的基準にないため、トイレに標示板の設置を義務付けした。⑥のエレベーターは、基礎的基準では 2,000 m²以上が対象になるためこの基準は適用していない。また、「レジ通路や改札口を設ける場合」は、通過できる幅 80cm 以上を確保するよう基準を付加した。

次に、適合証を交付した小規模施設の用途について、図 3.3.3 において規模別に分類した小規模施設を用途別に図 5.2.13 に表す。物販施設(41%)が最も多く、次に飲食施設(19%)、サービス施設(14%)、医療施設(10%)、集会施設(9%)、金融機関施設(3%)、その他(4%)となっている。

(6) 小規模施設の用途内訳

そして、小規模施設の用途の内訳を表 5.2.4 に示す。適合証交付の多い用途から、物販施設には日用品販売店舗やコンビニなど、飲食施設にはファストフード店や居酒屋、ファミレスなど、サービス施設には理容店やコインランドリーなど、医療施設には内科や歯科の診療所など、集会施設には公民館など、金融機関施設には簡易郵便局など、そのほかに公衆浴場やパチンコ店などがあり、したがって、小規模施設は、中規模建築物や大規模建築物と違い、いずれも市民に身近な施設として地域に密着した施設と考えられる。

以上、宮崎市において、協議対象施設の過半で、かつ適合証交付施設の過半を占める小規模施設のバリアフリー化は、地域全体としてもそのバリアフリー化は重要であり、毎年開催する「民間建築物バリアフリー顕彰事業」においても小規模施設部門を設けて、障害者のバリアフリー検討会委員の現地調査を含めた選考により顕彰されている。(図 5.2.20)

4. 宮崎市助成制度

(1) 助成制度利用施設内訳

宮崎市では、既存の民間施設のバリアフリー化を促進させるために、条例を施行する前に建築された条例対象施設について、整備箇所を整備基準に適合させることを条件に、改修費用の 1/2 かつ 120 万円を限度として、助成制度を行なっている。2001 年から 2011 年度までに、助成制度を活用した 49 件のうち小規模対象施設は 65%の 32 件であり、小規模対象施設の所有者等のバリアフリー化に対する要望は多いと思われる。

助成制度を活用した施設を用途ごとに、助成件数とそれに含まれる小規模対象施設数を図 5.2.14 に示す。助成件数が多い順に、医療施設、集会施設、飲食施設、サービス施設、

福祉施設、宿泊施設、物販施設があり、多くの用途に助成制度が活用されている。

とくに、医療施設は小規模対象施設 11 件のうち、歯科診療所が 9 件を占めている。これは 2001 年に適合証が交付された第 1 号が歯科診療所であり、これがマスコミ報道されたこともあり、歯科診療所のバリアフリー化が進んだ。このことから個人事業者に対する啓発の効果は大いにあるものと思われる。

助成制度に基づき整備された箇所数とそのうちの小規模対象施設数について図 5. 2. 15 に示す。トイレが最も多く、スロープ、出入口、昇降機、誘導ブロック、その他の順になっている。その他は、屋内の段差解消などである。小規模対象施設も同様の順となっているが、誘導ブロックは整備基準にないので整備されたものはない。

これらの整備箇所はいずれもバリアフリー化に必要な箇所であり、とくにトイレ、スロープ、出入口の整備がバリアフリー化のために重要であることが再確認されている。

(2) 小規模対象施設助成施設の工事期間、工事金額等

助成制度を利用した 49 件のうち小規模建築物 32 件の改修にかかった工事期間を図 5. 2. 15 に示す。工事期間は、工事の内容により 10 日から 90 日と様々であり、平均は 40 日ほどとなっている。

また、工事金額と助成金額を図 5. 2. 16 に示す。改修のための工事金額は 26 万円から 644 万円であり、平均は 220 万円である。このうち助成額の平均は 88 万円ほどである。

助成制度の利用者は、自己資金を使い、工事期間については営業を休むなどして改修を行っており、助成制度を利用するためには、バリアフリー化への理解が必要となっている。したがって、建築主にとって、建築後にバリアフリー化することは、バリアフリーの理解とともに、工事費や工事期間など大きな負担がある。

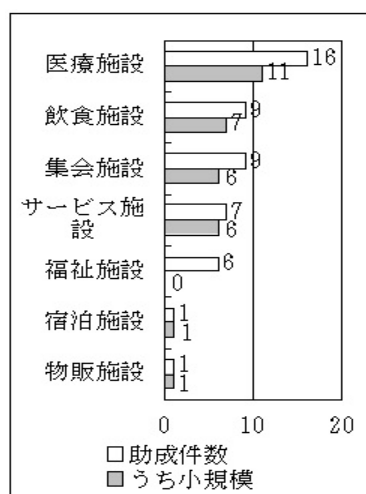


図 5. 2. 13 2001～2011 年度助成金制度利用施設用途及び小規模

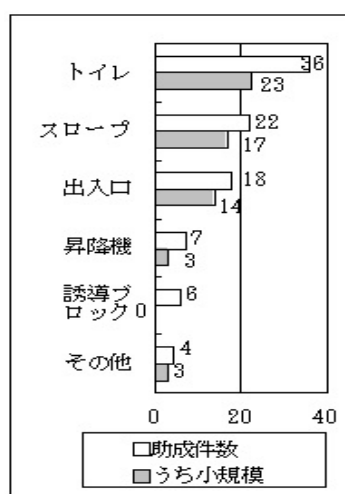


図 5. 2. 14 2001～2011 年度助成制度による整備箇所

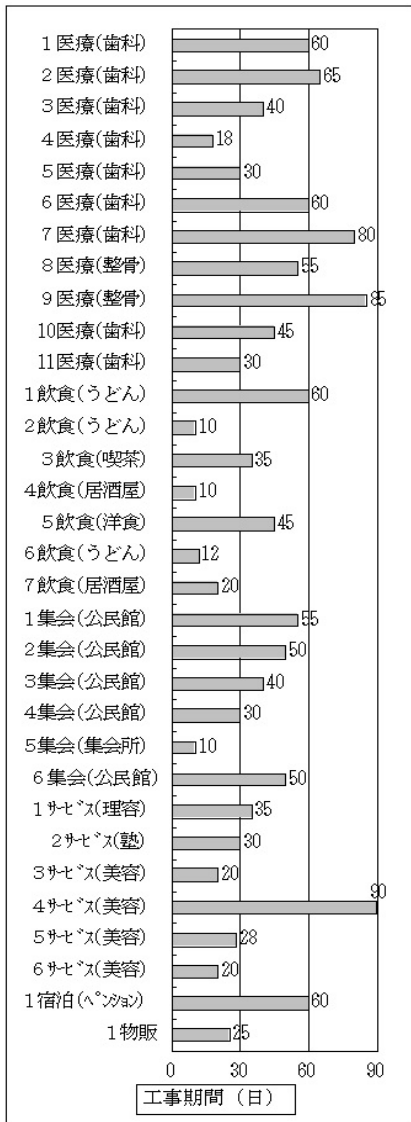


図 5.2.15 助成金利用
小規模建築物工事期間

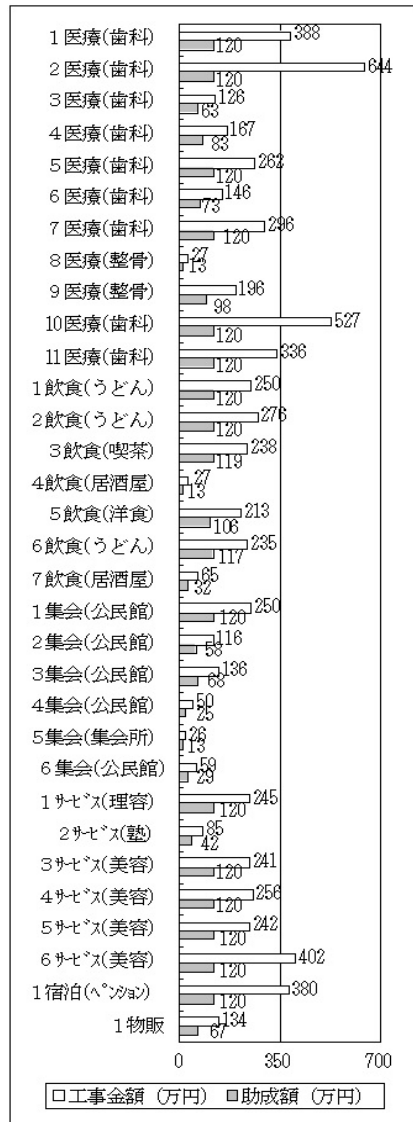


図 5.2.16 助成金利用小規模
建築物工事金額及び助成金額

(3) 助成制度に対する外部評価について

助成制度に対する「事務事業の外部評価」が2011年8月21日に行われた。評価員6人(大学教授(経済学)、民間経済研究所理事、産業カウンセラー、介護施設経営会社役員、経営コンサルタント、青少年育成活動ボランティア)に対して、数多く存在する既存施設のバリアフリー化に助成制度は意義があることが説明された。

しかし、評価員は、居酒屋を含む飲食店などに助成していることを問題にして、「私企業は自己資金で行うべき」「助成が必要な時期は終わった」の不要の意見が2人、「営利企業でなく公共性の高いものを対象とするよう見直すべき」が4人の意見であった。

この評価結果を踏まえて、助成制度の利用者や障害者団体等に助成制度についてのアン

ケート調査を行った。

①助成制度利用者アンケート調査

2011年9月に過去5年間の助成制度利用者25名にアンケートを行ない、18名から回答があった(回答率72%)。回答者の内訳は、小規模の所有者等が10名、小規模以外の所有者等が5名、無記名が3名である。以下に回答内容を示す。

制度利用の目的について、「障害者等に利用してほしかった」と答えたのは、小規模の所有者等が8名、小規模以外が5名、無記名が2名であり、制度利用者の多くが福祉に関心の高い人と考えられ、福祉に関する啓発の必要性を感じる。

また、「改修後に障害者等の利用が増えた」と答えたのは、小規模の所有者等が9名、小規模以外が5名、無記名が1名である。そのほか、改修後の施設利用者の反応については、全員が「良くなったと聞いた」と回答している。そして全員が「制度をつづけてほしい。」と回答しており、ほとんどが改修に満足しているものと思われる。

なお、「補助金があったこと」をきっかけにバリアフリー化の工事を行なった人は、小規模の所有者等が3名、小規模以外が1名、無記名が3名であり、助成制度があることが既存建築物のバリアフリー化の一助になると考えられる。

また、助成制度を知ったのは、「建築業者等からの情報」と答えたのは小規模の所有者等が6名、小規模以外が2名、無記名が2名であり、市からの広報等だけでなく、建築業者や設計者等への情報提供が既存建築物のバリアフリー化には必要と考える。

②障害者団体等アンケート調査

2011年10月に「宮崎市バリアフリー検討会」に参加する団体等13団体に「助成制度の必要性についてのアンケート調査」を行った。

そして、障害者団体6団体(視覚、聴覚、肢体不自由、知的、内部障害、肢体不自由児親の会)、高齢者団体、社会福祉法人各1団体、NPO法人2団体、医療専門職団体1団体の合計11団体から回答があった(回答率85%)。

「助成制度継続に対する意見」について、以下に主な意見を示す。

- I. PR不足であり、事業者が積極的に取り組むようにしてほしい。
- II. 零細企業等の店舗では中途半端なバリアフリー化が行なわれている。助成制度でより良いバリアフリー化を推進してほしい。
- III. 評価員が不要論を出すのは自ら不便を感じていないからではないか。何のための助成制度かを心とハードの両面で検討すべき。
- IV. 補助金を利用しても、使い勝手等、補助金制度の目的を十分に果たしていない。

以上、IVの意見は、IIIと同様に整備基準どおりの整備だけでなく利用者の立場から十分な対応を求めたものと思われ、すべての意見が助成制度の存続を望む意見と受け取れた。

なお、助成制度を利用した施設の中には、優れたバリアフリー施設としてバリアフリー検討会が評価し表彰されたものがある。

そのほか「バリアフリー化が必要と思う施設」に、以下が上がった。(複数回答、()は回答数、回答数が同じものは同順位とした。)

- a. 日常的に利用し、バリアフリー化が必要と思う施設
 - i 社会福祉施設(10) ii 医療施設(9) iii 物販施設(8) iv 集会施設(7)、金融機関(7) v 飲食施設(5)
- b. たまにしか利用しないが、バリアフリーが必要と思う施設
 - i 展示施設(9) ii 宿泊施設(8) iii 教育文化施設(7) iv サービス施設(6)
- c. 利用していないが、バリアフリーが必要と思う施設
 - i 遊技施設(9) ii 公衆浴場(7) iii 興行施設(4)、公衆便所(4)、公益事業施設(4)

以上のバリアフリー化が必要な施設については、障害者等が日常生活において必要な公共性のある施設と考えられる。

③助成制度の改正について

判定結果については、判定人に施設利用者である障害者等が含まれておらず、事業の必要性が正しく認識されずに、助成金を削除するという視点のみの判定で正当性が感じられなかった。しかしながら、助成金利用者や障害者団体等のアンケート結果から、制度の存続を望む意見が多かったこと、とくに助成制度には、既存建築物を整備基準と行政の指導により、より良いバリアフリー化を実現するための役割があることを確認することができた。これを踏まえて、助成の対象を零細企業者の支援を目的に、中小企業者等の所有等する小規模施設に限ることで、助成制度は2012年4月に改正された。そして、小規模施設のバリアフリー化の必要性が改めて示されたといえる。

5. 宮崎市における不適合要因

(1) 完了検査不適合要因

2001年から2011年までにおいて、宮崎市の事前協議の届出数、届出時適合数、完了検査において合格した適合証交付数の変化を図5.2.17に表す。毎年、届出数より届出時の適合数は下回り、それよりさらに適合証交付数は下回っている。したがって、届出において適合しても完了検査においては不適合になるものが多く、毎年その現象が続く。

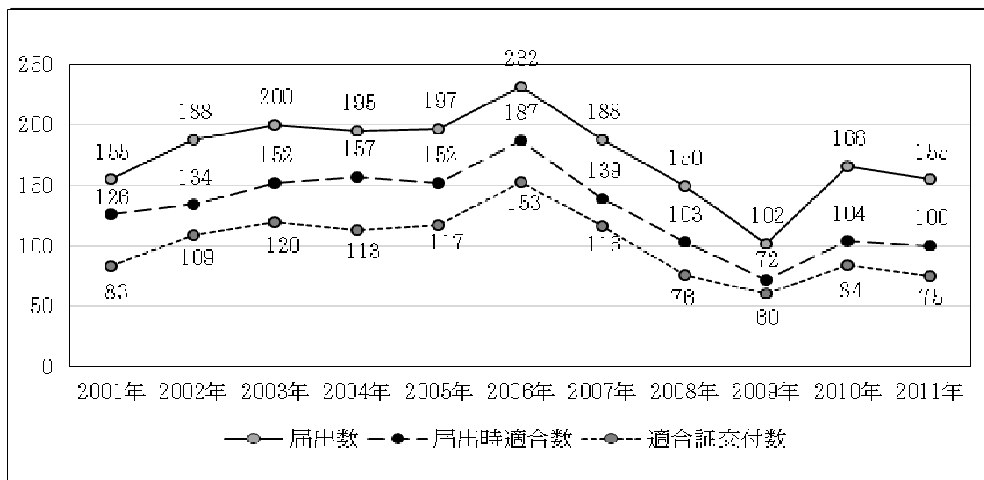


図 5.2.17 2001 年～2011 年までの宮崎市届出数、届出時適合数、適合証交付数

そこで、2001 年から 2011 年までの完了検査における不適合要因を図 5.2.18 に表す。

不適合となる箇所は廊下や階段についてのものではなく、毎年、同様の不適合の要因がみられる。「出入口」は、屋外や屋内の出入口幅が狭いこと、「傾斜路」は、勾配の超過、手すりなし、幅が狭いといったものである。「便所」は、面積が小さい、出入口幅が狭い、手すりがないといったもの、「敷地内通路」は仕上げの不良や段差があること、「駐車場」は、車いす使用者用駐車施設の設置されていない、「視覚障害者経路」は、点字ブロックが敷かれていない、「緊急時の設備」は、点滅型誘導音付き誘導灯が設置されていないというものである。これらの完了検査において不適合となるものは、強制力がないためか、多くは是正されない。

(2) 不適合対策

不適合の要因は、毎年、同様の内容で繰り返される傾向があるため、事前協議において周知するなど、指導・助言に生かす必要がある。そこで、事前協議においては、たとえば「出入口」は有効幅確保のための注意点や「傾斜路」は起点となる地盤高と床高の確認といった、整備基準マニュアルや障害者等の利用者の整備に対する要望を含めたパンフレット(図5.2.19)を作成し、工事における注意点等を説明し、完了時に不適合とならぬよう指導・助言に努めている。

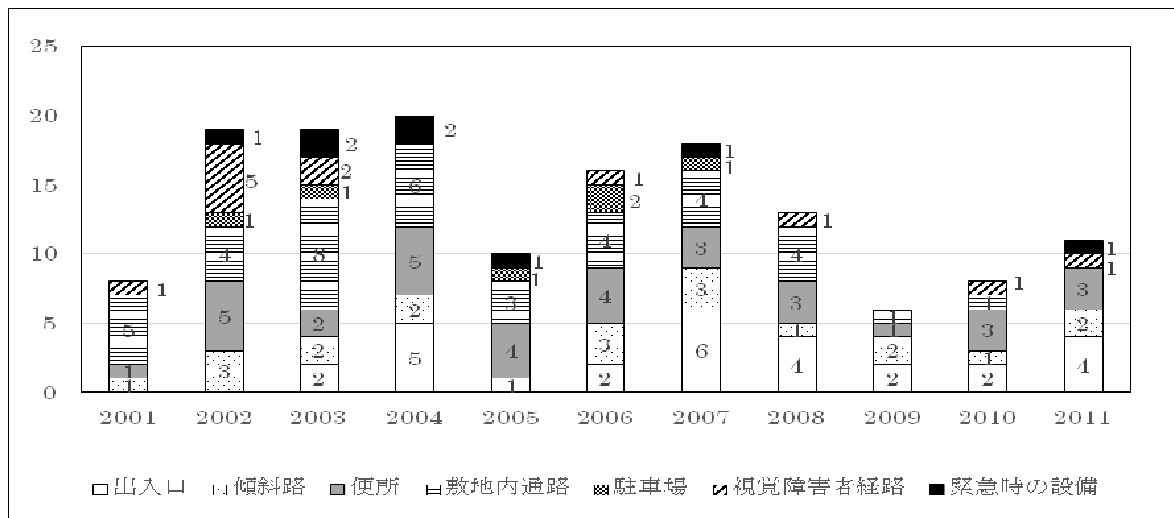


図 5.2.18 2001 年～2011 年宮崎市完了検査における不適合要因

バリアフリー～ユーザーの立場から～

障がい者や高齢者等のみなさんが「工夫すると使いやすくなる」
「せっかくの設備が使いにくい」と感じている意見をまとめました。
これらの意見を参考に、よりよいバリアフリー整備を進めてください。

スロープ

カーブ状のスロープは危険!

車いすで坂を上りながらカーブするのは大変難しいそうです。また、脱輪防止のたち上がりがないととても怖いそうです。

☆立ち上がり 5cm以上

車いすの脱輪防止は鉄製が落ちないための立ち上がり

スロープの形状は直線状とし脱輪しないように高さ5cmほどの立ち上がりと手すりを設置します。

点字ブロック (注意喚起用床材・誘導用床材)

点字ブロックは、視覚障がい者にとって、安全に歩行するための命綱です。しかし、一方で車いすやベビーカー、高齢者がつまづく原因ともなります。利用者全体が安心して歩行できるよう、敷設については十分に考慮して下さい。

点字ブロックの上にマットが敷かれている所が多いです。また、車いすやベビーカー、高齢者の動線と交差しているため、つまづきの原因になりかねません。

片方の扉へ向かって点字ブロックが敷設されています。誘導のルートを分離すると、車いすやベビーカーなどもスムーズに通れます。

視覚障がい者から

視覚障がい者は全て文章で理解することになるので、ものが見えていることが前提のような表現では理解が難しくなります。また、案内板そのものの位置が分かりにくいことも多いそうです。

聴覚のような話ですが、ある施設で、点字が上下逆さまになっていたそうです。施工者に点字の知識が無い場合、十分な注意が必要です。

モニターホンの前に傘置きなどが置かれると視覚障がい者は非常に利用しにくくなります。

図 5.2.19 バリアフリー注意事項パンフレット

6. 宮崎市福祉のまちづくり推進事業

宮崎市では、宮崎市条例の規定に基づいて、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するために、2002年に市民、事業者及び市で構成する「宮崎市福祉のまちづくり市民協働会議」（市民・事業者18人、市9人）を設立した。

そして、この市民協働会議の下部組織の作業部会（市民・事業者14人、市25人）の作業により、福祉のまちづくり推進のために課題解決が必要な39の施策を定めた「宮崎市福祉のまちづくり総合計画」を2004年に策定した。また計画は、その目的から社会福祉法第107条の「地域福祉計画」と同じものと位置づけた。

この計画の実施にあたっては、健康福祉部健康福祉課福祉のまちづくり係がソフト面を、都市整備部建築指導課建築福祉係がハード面を担当した。この2課による管理体制の連携と市民協働会議の進捗管理により、宮崎市において福祉のまちづくりを推進するための諸事業が推進された。

「宮崎市福祉のまちづくり総合計画」において、建築物のバリアフリー化の課題にあげられた問題点を解決するために、市民協働の組織「宮崎市バリアフリー検討委員会」を2005年に設立し、「適合証交付施設ホームページ掲載事業」「観光バリアフリー事業」「民間建築物バリアフリー顕彰事業」「市管理施設市民意見反映事業」の4事業が政策立案され、建築指導課において実施された。

そして、2009年3月には、この計画に基づいた5年間の取り組みと成果を「宮崎市福祉のまちづくり総合計画評価報告書」^{注19)}としてまとめている。

(1) 宮崎市バリアフリー検討会

宮崎市条例に基づき、安全で快適な生活環境づくりを実現するために、宮崎市管理施設と民間施設の優れたバリアフリー化を促進させることを目的に、当事者団体や市民活動団体、専門職団体の12団体からの推薦による12名の委員で構成する「宮崎市バリアフリー検討会」（以下、「検討会」という。）を2008年に設立し、現在も活動している。（表5.2.5）。

検討会では、市管理施設が高齢者や障害者を含む市民にとって安全かつ円滑に利用できる施設となることを目的に、「市民意見設計反映事業」と建築物のバリアフリーのモデルとなるような建築物を選考する「民間建築物バリアフリー顕彰事業」の検討を行っている。

「市民意見設計反映事業」は、宮崎市管理施設の基本設計時または実施設計時若しくは工事施工時に検討会を開催し、委員から施設整備に対する意見を聞いている。また、完成後には検討会による調査を行っている。2005年から2011年までに、集会場2施設、福祉施設2施設、娯楽施設3施設、市営住宅1施設、公衆トイレ2施設、温泉施設1施設などの協議を行った。

そして、「民間建築物バリアフリー顕彰事業」は、適合証を交付した民間施設について、

宮崎市バリアフリー検討会において、第1次審査（書類選考）、第2次審査（現場選考）、第3次審査（最終選考）を行い、バリアフリーに優れていると選ばれた施設が毎年開催される宮崎市社会福祉大会において、市長が表彰を行う。2008年度から毎年行われている。

表 5.2.5 宮崎市バリアフリー検討会構成

	団体名	参加者障害別等
①	財団法人宮崎身体障害者福祉協会	身体障害者（肢体不自由者）
②	社団法人日本オストミー協会宮崎県支部	内部障害者（オストメイト）
③	NPO法人宮崎市視覚障害者福祉会	視覚障害者
④	NPO法人ドロップインセンター	子育て支援
⑤	宮崎市聴覚障害者協会	聴覚障害者
⑥	宮崎市肢体不自由児（者）父母の会	肢体不自由者の親
⑦	さんさんクラブ宮崎市	高齢者
⑧	NPO法人障害者自立応援センターYAH!DOみやざき	電動車いす使用者
⑨	NPO法人宮崎市手をつなぐ育成会	知的障害者の親
⑩	宮崎大学教育文化学部住居学研究室	住居学
⑪	社団法人宮崎県理学療法士会	理学療法士
⑫	社団法人宮崎県建築士会宮崎支部	建築士

（2）適合証交付施設ホームページ掲載事業

適合証を交付した建築物は、建築主等の了解を得た上で宮崎県と宮崎市のホームページに掲載している。事前協議等の際は、設計者等に対して、ホームページ掲載を適合証交付や「民間建築物バリアフリー顕彰事業」の対象建築物になることを建築物バリアフリー化のメリットとして紹介している。適合証交付施設のホームページ掲載は、施設側に歓迎されているとともに、公開することにより監視の意味でも効果があると思われる。

宮崎県のホームページには、所在地や連絡先、営業時間などとともに、スロープや車いす使用者用駐車場、車いす使用者用便房などの状況をその寸法や写真などを含めて詳細に紹介した。また、宮崎市のホームページには、地域ごとに車いす使用者用便房を設置した施設について、住所や連絡先、点字ブロックの有無やエレベーターの有無、車いす駐車場の有無、避難所指定の有無について、一覧表にして、プリントできるようにした。そのほかに、「オストメイト対応トイレ設置施設」情報も一覧表にして掲載している。

宮崎県「みやざきバリアフリー情報マップ」<http://m-bfree.pref.miyazaki.lg.jp/>

宮崎市「みんなのためのお出かけ案内」<http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/>

トップページ>高齢福祉>いきいきとした毎日を送る>バリアフリー情報(車いす対応トイレのある施設をお知らせします)

(3) 観光バリアフリー事業

宮崎市福祉のまちづくり総合計画に基づき、「既存民間建築物のバリアフリー化がすすまない」という課題について取り組むために、岐阜県高山市や三重県伊勢志摩地方ですすむ「観光バリアフリー」事業に注目し、観光地宮崎に高齢者や障害者の旅行者が多くなれば、観光地だけでなく商店街の物販店や飲食店などバリアフリー化の必要性が高くなると考え、高齢者や障害者、NPO、商店街などの民間 11 団体と市役所 4 課（建築指導課、観光課、中心市街地活性化推進室、商工労政課）の市民協働による「バリアフリー検討委員会」（以下「会」という。）を 2005 年 2 月 1 日に設立し、筆者の所属する建築指導課が主管課（事務局）となり 2011 年まで活動を行った。観光地や商店街、交通機関の点検調査活動を参加者で行い、これら的高齢者や障害者に対する情報をブログやホームページ、マップを作成して情報提供を行なっている。（2007 年～2009 年）

宮崎観光バリアフリータイムリーニュース <http://miyazakikanbari.miyachan.cc/>

宮崎観光バリアフリーホームページ <http://www.miyazakikanbari.com/>

(4) 市管理施設市民意見設計反映事業

宮崎市福祉のまちづくり総合計画に基づき、条例の整備基準を遵守するだけでは、高齢者や障害者等に利用しやすい施設とはならないという課題から、市民の意見を公共施設整備に反映させるために、公共施設をつくる際に施設の計画段階から高齢者、障害者等の意見を反映させるために、計画設計、実施設計、施工の段階において、障害者や高齢者、子育て支援、医療、建築の団体等から 12 名の委員で構成する「宮崎市バリアフリー検討会」（以下、「検討会」という。）の意見を聞いて、事業担当課が意見を施設づくりに生かす取り組みをしている。

2008 年度から 2011 年度までに、温泉施設や小学校、公営住宅、動物園施設、福祉センター、公園公衆トイレ、公民館など 10 件の公共事業について、基本設計や実施設計の段階で検討会の意見を聞き、施工後は検討会による調査を行っている。

(5) 民間建築物バリアフリー顕彰事業

宮崎市条例第 12 条（表彰）において、「市長は、福祉のまちづくりの推進に関して著しい功績のあった市民及び事業者に対し、表彰を行うことができる。」としている。

民間施設について、景観を含めて優れたバリアフリーデザインを顕彰することで、そこがモデルとなりバリアフリーの普及を図ることこれに基づき、建築物のバリアフリーのモデルとなるような建築物を、検討会において選考する「民間建築物バリアフリー顕彰事業」を実施している。

顕彰事業は、適合証を交付した民間建築物について、検討会において第1次審査（書類選考）、第2次審査（現場選考）、第3次審査（最終選考）を行い、バリアフリーに優れていると選ばれた施設が毎年開催される宮崎市社会福祉大会において、「宮崎市だれもが住みよいまちづくり賞」として市長が表彰状及び記念品を授与して顕彰している。

宮崎市だれもが住みよいまちづくり賞（2010年度）

小規模施設部門 優秀賞 さくらデンタルクリニック

W1F 142.39㎡

車いす使用者用駐車場を自主的に1台分設置。

スロープ勾配1/12、出入口の自動ドア、車いすが回転できる便房にはベビーシートを設置。診察室には、車いす対応の診療スペースを設けるなどバリアフリーへの取り組み、ソフト面での対応が良好であることを評価した。



外観：車いす使用者用駐車場



アプローチ：スロープ、自動ドア



車いす使用者用便房



診察室

図 5.2.20 宮崎市だれもが住みよいまちづくり賞（小規模部門・優秀賞）

この顕彰事業は、2008年度から毎年行われている。表彰は整備基準の異なる「中・大規模部門」と「小規模部門」に分けて、最優秀賞や優秀賞、奨励賞、リフォームなどの賞が与えられ、これらは市のホームページに掲載される。2008年度は小規模5件と中大規模6件、2009年度は小規模5件と中大規模6件、2010年度は小規模3件と中大規模4件、2011年度は小規模2件と中大規模2件、2012年度は小規模2件と中大規模2件、2013年度は小規模2件と中大規模3件の表彰を行っている。(図 5.2.20)

(6) 第1回国土交通省バリアフリー化推進功労者表彰

宮崎市は、「民間建築物のバリアフリー化に関し、新築時等の事前協議制度について広範な規模・用途のものを対象とし、また、基準に適合するものへの適合証の発行を積極的に進めるとともに、改修工事に対する助成を行うなどにより、そのバリアフリー化を強力に進めていること。さらには、ホームページなどを用いた建築物のバリアフリー状況の積極的な情報提供、「観光バリアフリー」実現のための活動の実施のほか、優れた建築物の顕彰制度を予定するなど、継続的な民間建築物のバリアフリー促進の取組みを高く評価し、民間建築物のバリアフリー化を協力にすすめている。」という理由から、継続的な民間建築物のバリアフリー化促進の取組みが高く評価され、2008年3月10日に「第1回国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰」を受賞した。(図 5.2.21)



図 5.2.21 第1回国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰



図 5.2.22 便器へ横方向からしか乗できない

(7) 宮崎市福祉のまちづくり推進事業の課題

検討会に活動について、検討会では顕彰事業の第2次審査である現場選考の際に、当事者の意見聴が行われる。適合証交付施設について、便器や洗面器の配置が悪く、車いす使用者が使えない車いす使用者用便房(図 5.2.22)や駐車場の出入口に近接して車いす使用者用駐車場があり、乗り降りに危険なところなどがあるなど、検討会の委員から指摘があ

る。これは、法認定建築物や法義務化対象施設に限らず、チェックシートに書かれていることだけを整備していると思われるために起きている問題と考えられるために、2015年に、これらの適合証交付施設で指摘した情報を「バリアフリー～ユーザーの立場から」のパンフレットを作り、事前協議等の際に設計者等に配布している。(図 5.2.19)

「ホームページ掲載事業」については、図 3.2.6 において示した年度ごとの民間施設の適合証交付数について、2008 年度から年々、完了後適合率が下がり、適合証交付数も減少している。事前協議の際に適合証交付のメリットとして設計者等を通じて建築主にアピールするバリアフリー化の効果を狙ったが、設計者がこの事業に興味を示さなくなったと感じられる。

同様に、「顕彰事業」についても、設計者等が興味を示さなくなっており、適合証交付件数が減り、最優秀賞がなくなるなど年々表彰する件数も少なくなっている。

「観光バリアフリー事業」は、2005 年から、市民協働の体制で情報提供を行ってきたが、宮崎市の事業評価により 2009 年に終了した。宮崎市だけでなく、条例に基づいて市民協働の場においても事業評価を行う必要があったと考える。

「市民意見反映事業」については、施設担当課の判断としているために、意見がすべて施設整備に生かされる訳ではないこと、公共施設や民間施設も同様に、チェックシートに記載されている基準だけを整備していることから、「廊下に手すりがなく、階段も片側にしか手すりが設置されていない市営高齢者施設」や市温泉施設の狭い車いす使用者用駐車場の屋根」など完成後に、検討会の調査で問題となることも多く、当事者が利用しづらく何のための整備か考えられていない状況について、何年たっても進歩が見られないという指摘や、設計の意図が建築主（管理者）にまで伝わっておらず、維持管理されていないなどの検討会委員からの指摘がある。

これらの 4 つの事業は、2004 年に策定した「宮崎市福祉のまちづくり総合計画」に基づいて市民協働により政策立案された事業である。しかしながら、この計画の次期計画は社会福祉法に基づく「宮崎市地域福祉計画」(2009 年 4 月～)となり、ハード面を除いて進められている。自主条例を管理するのが福祉部門であったために、ソフト面の社会福祉の活動を重視したためである。

これにより、自主条例を管理する健康福祉課「福祉のまちづくり係」は、2009 年 4 月の機構改革により福祉総務課「地域福祉係」に変更になり、また、建築指導課「建築福祉係」も 2013 年 4 月に指導係へ編入されて、福祉のまちづくりを推進する体制はなくなった。

したがって、宮崎市においては、ハード面の事業である福祉のまちづくりを推進する 4 つの事業について、見直しなどの検討をする市民協働の場がなくなった。そして、福祉のまちづくりを推進する 2 つの専門係もなくなっている。

(8) 専門係から業務兼務の係へ

建築福祉係は2013年4月の機構改革により、建築許可等の担当となる指導係に編入され、係長1名、技術職3名、事務職2名、嘱託員2名の体制となった。

係編入前の建築福祉係の事務分掌は、以下のとおりである。

- ① 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に関すること（建築物に係るものに限る。）。
- ② 宮崎市福祉のまちづくり条例に基づく事前協議等に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。

それが、指導係に編入されて以下となった。（編入されての1年間は筆者が係長であった。）

- ① 許可申請及び承認申請の処理に関すること。
- ② 道路の位置の指定に関すること。
- ③ 建築物の動態統計調査及び災害報告に関すること。
- ④ がけ地近接危険住宅移転事業に関すること。
- ⑤ 公開による意見の聴取及び建築審査会に関すること。
- ⑥ 建築協定に関すること。
- ⑦ 狭あい道路整備事業に関すること。
- ⑧ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に関すること（建築物に係るものに限る。）。
- ⑨ 宮崎市福祉のまちづくり条例に基づく事前協議等に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。
- ⑩ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関すること。

建築福祉係の2012年度と指導係の2016年度の届出時適合率及び完了後適合率を図3.5.4に表す。係編入前の2012年度の届出時適合率は56.0%、完了後適合率は52.4%である。そして、指導係の2016年度は届出時適合率48.2%、完了後適合率は37.2%に大きく低下した。専門係のときは、完了後適合率は5割程度以上を維持していたが（図4.4.7）、専門係ではない現在、福祉のまちづくり条例の業務に影響が出ていると考えられる。

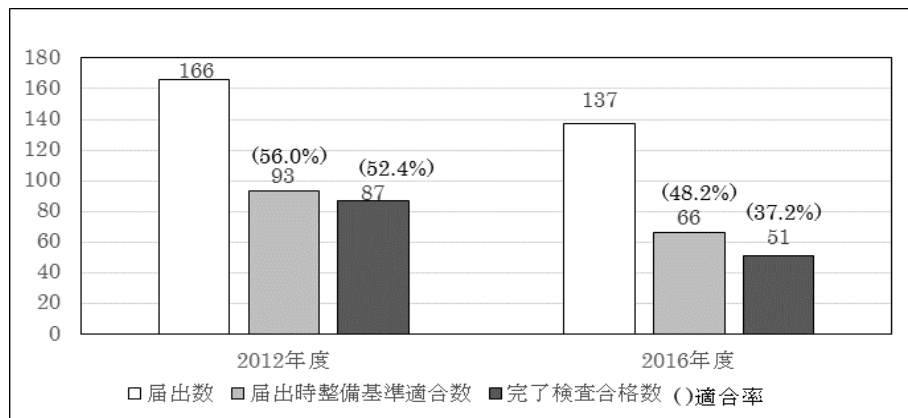


図 3.5.4 2012 年度と 2016 年度の届出時適合率・完了後適合率比較

指導係では、民間指定確認検査機関から送付される建築計画概要書のチェックや完了届提出の連絡も行わなくなり、そのためか、完了後適合率が下がっている。また、自治体が福祉のまちづくり体制でなくなったため、条例を審査する担当者も指導係の他の業務を兼務しているため、福祉のまちづくりに対する意欲がなくなっていると考えられる。

そして、適合証交付数が減っているため、整備基準適合のメリットとした県や市のホームページ掲載も 2015 年 2 月以降更新されていない。また、「顕彰事業」について、バリアフリー検討会の開催も 2 年に 1 度となっている。これは、届出等の業務だけでなく、宮崎市バリアフリー検討会の事業などの福祉のまちづくり推進事業を含めて、宮崎市の福祉のまちづくりの推進に大きな影響を与えている。

したがって、宮崎市の行政指導は「建築確認申請前の事前協議、完了届、完了検査のそれぞれの機会に行政指導を徹底するケース」から「事務手続きの時のみ行政指導するケース」に変わった。

(9) 宮崎市移動円滑化基本構想

そのほかに、宮崎市は、2003 年 10 月に「宮崎市移動円滑化基本構想」を策定した。JR 宮崎駅と宮交シティ・JR 南宮崎駅の周辺を重点整備地区に定めて、旅客施設を中心に歩いて移動できる約 1 キロの範囲について以下の整備を行う。その概要について、表 5.2.6 に表し、以下に説明する。

① 旅客施設

視覚障害者誘導用ブロックが連続していない箇所や色あせている箇所の改善、トイレの改善など、また JR 宮崎駅及び JR 南宮崎駅の EV 設置について検討する。(宮崎駅 EV 設置 2008 年、南宮崎駅 EV 設置、2013 年)

② バス停・バス車両

時刻表や案内板などを老朽化したものの改善、低床バス、ノンステップバスの導入推進

を図る。

表 5.2.6 宮崎市移動円滑化基本構想

事業名	宮崎市移動円滑化基本構想
策定期間	2003年10月
事業内容	JR宮崎駅と宮交シティ・JR南宮崎駅の周辺を重点整備地区に定めて、「旅客施設」を中心に歩いて移動できる約1キロの範囲の「バス停・バス車両」「道路」「駅前広場」について、各関係事業者で基本構想に即した特定事業計画を策定し、「すべての人が安全・快適に移動しやすいまちづくり」の実現に向けて、バリアフリー化の取り組みを進めている
建築物	宮崎市福祉のまちづくりの条例
協議会	宮崎市移動円滑化基本構想連絡会議委員会

③道路

道路の段差やこう配を改善し、平坦な歩道の確保、路面に水がたまらないように歩道の改善、ノンステップバスの乗降を円滑に行うためのバス停の改善、車いす利用者がタクシーに乗りやすいように歩道と道路の段差解消などを行う。

④建築物

宮崎市福祉のまちづくり条例に基づいて、建築物のバリアフリー化を図る。

⑤駅前広場など

既設駐輪場の利用促進と放置自転車撤去の実施、視覚障害者誘導用ブロックの新設、改善などを行う。

⑥その他

基本構想の実現にあたって、各事業者間の事業計画の調整などを行うための、連絡会議委員会を設置、また、進捗状況にあわせ、市民にホームページなどで情報提供を行う。

宮崎市移動円滑化基本構想は、旧交通バリアフリー法に基づく計画である。重点整備地区について面的にバリアフリー化を図るのが目的で、旅客施設を中心に道路やバス停などのバリアフリー化が行われるが、地区内の建築物のバリアフリー化は、自主条例や法に基づいて行われるため、建築物のバリアフリー化の実効性を高める役割にはなっていない。

第3節 福岡県と福岡市の実効性について

1. 事務手続きと行政指導の体制

(1) 条例管理と審査体制の比較

自治体の組織体制の違いによる実効性の違いについて、福岡県と福岡市の条例の管理や審査部門、事前協議届出日、事務手続きの内容について、表 5.3.1 に表す。

福岡県は 1998 年に、福岡市は、1999 年に自主条例を施行した。福岡市の条例は、上位機関である福岡県が、県条例と同等あるいはそれ以上の整備が認められるとして、福岡市は県条例の適用から除外されている。両自治体とも委任条例は定めていない。

自主条例の管理について、福岡県は、福祉労働部障がい福祉課、福岡市は保健福祉局総務部政策推進課バリアフリー推進係というバリアフリー専門部署で行う、担当係長は建築技師である。また、条例の建築物審査について、福岡県建築都市部建築指導課が所管し、審査は、建築確認申請の担当である特定行政庁や県の出先機関である県土整備事務所が行う。また、福岡市は、建築物の所管及び審査を住宅都市局建築指導部建築審査課建築福祉係の専門部署で行う。そのほか、事務手続きについて、福岡県、福岡市とも、事前協議（届出）、完了届、完了検査を定める。

表 5.3.1 福岡県と福岡市の条例管理運営状況等の比較

都道府県	福岡県	
自治体名	福岡県	福岡市
自主条例名称	福岡県福祉のまちづくり条例	福岡市福祉のまちづくり条例
自主条例施行年	1998 年	1999 年
条例管理部署	福祉労働部障がい福祉課	保健福祉局総務部政策推進課バリアフリー推進係
建築物審査所管	建築都市部建築指導課	住宅都市局建築指導部建築審査課
建築物審査部署	特定行政庁、県土整備事務所	建築審査課建築福祉係
事務手続き	届出、完了届、完了検査、適合証交付請求	事前協議、完了届、完了検査、適合証交付請求
協議書届出日	工事着手 30 日前	建築確認申請の 2 週間前

(2) 事務手続きと行政指導の流れ

事務手続きと行政指導の流れについて、福岡県を図 5.3.1 に、福岡市を図 5.3.2 に表す。福岡県は、事務手続きについて、届出は、「工事着手の 30 日前までに提出」するよう定めている。したがって、建築確認申請と同時期に審査される。これは、建築確認申請が民間確認検査機関に出されるものも対象としている。審査は県下の特定行政庁（北九州市、久留米市、大牟田市）や県出先機関の県土整備事務所の建築確認申請担当窓口で行う。工事完了後は、工事完了届の提出、完了検査を実施し、整備基準に適合していれば適合証が交付される。なお、2016 年度の行政と民間の建築確認申請の割合は、県 1：民間指定確認検査機関 9 である。事務手続きの遵守状況は、届出は「守られている」、完了届も「概ね守られている。」としている。

福岡市は、事前協議について「建築確認申請の 2 週間前」としており、審査は住宅都市局建築指導部建築審査課建築福祉係で行う。事務手続きの遵守状況は、届出は「守られている」、完了届も「概ね守られている。」としている。2016 年度の民間確認検査機関の建築確認申請は 9 割を超えている。

行政指導について、福岡県は、「指導・助言」「勧告」「公表」「立入調査」等を定めた。「指導・助言」「勧告」は条例の審査部門が行い、「意見聴取」や「公表」は条例を管理する県障害福祉課で行う。福岡市は、「指導・助言」「勧告」「立入調査」を定めており、「指導・助言」「勧告」「立入調査」は、建築審査課において行う。

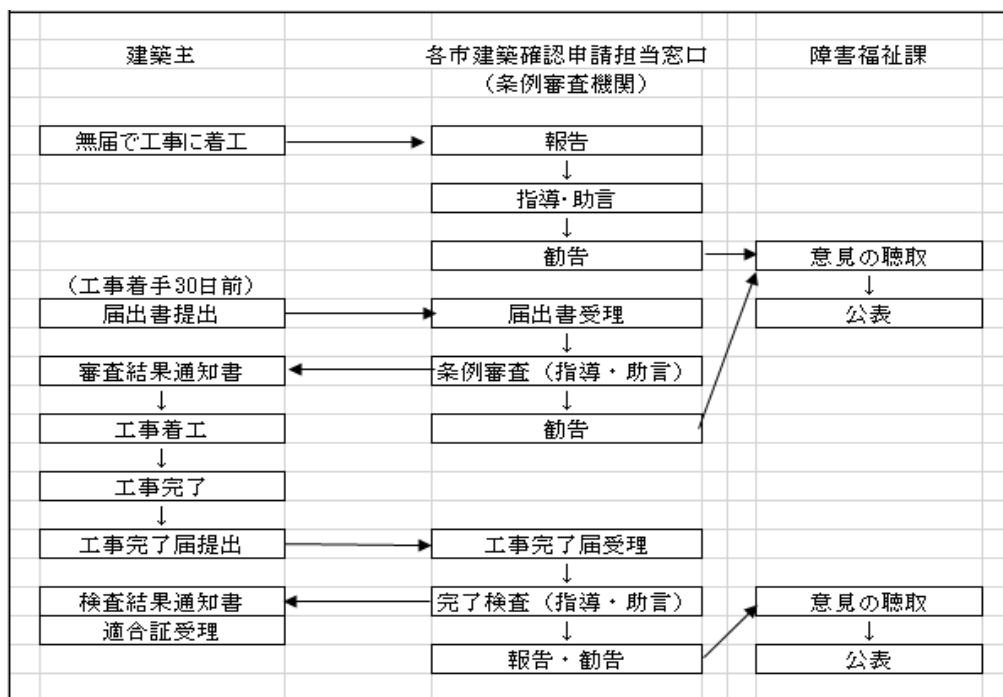


図 5.3.1 福岡県事務手続きと行政指導の流れ



図 5.3.2 福岡市事務手続きと行政指導の流れ

(3) 協議対象施設の範囲

自主条例の協議対象施設の範囲を灰色で、法の特別特定建築物の範囲を黒色で、対象外を白色に、図 5.3.3 に表す。また、同様に福岡市の協議対象施設等の範囲を図 5.3.4 に表す。

福岡県の自主条例の協議対象施設の範囲について、「特別支援学校」「保健所・税務署等」「博物館・図書館等」「老人ホーム・福祉センター等」「郵便局・銀行等」「旅客施設等」が 0 m²以上、「病院・診療所」「劇場、映画館、観覧場等」「集会場、公会堂」「展示場」「ホテル・旅館」「飲食店」「理髪店、質店、サービス店舗等」が 300 m²以上、「百貨店、マーケット、物販店等」「体育館・遊技場等」「公衆浴場」「自動車駐車場」は 1000 m²以上である。

「病院・診療所」「飲食店」「理髪店、質店、サービス店舗等」等の 300 m²未満、「百貨店、マーケット、物販店等」「体育館・遊技場等」等の 1000 m²未満などについて、バリアフリーの対象外となるものが多い。

福岡市の協議対象施設は、「事務所」「共同住宅等」「工場」をともに 2000 m²以上に規定しているほかは、すべての用途を 0 m²以上に規定している。小規模施設基準を設けており、小規模施設に対するバリアフリー化には積極的である。

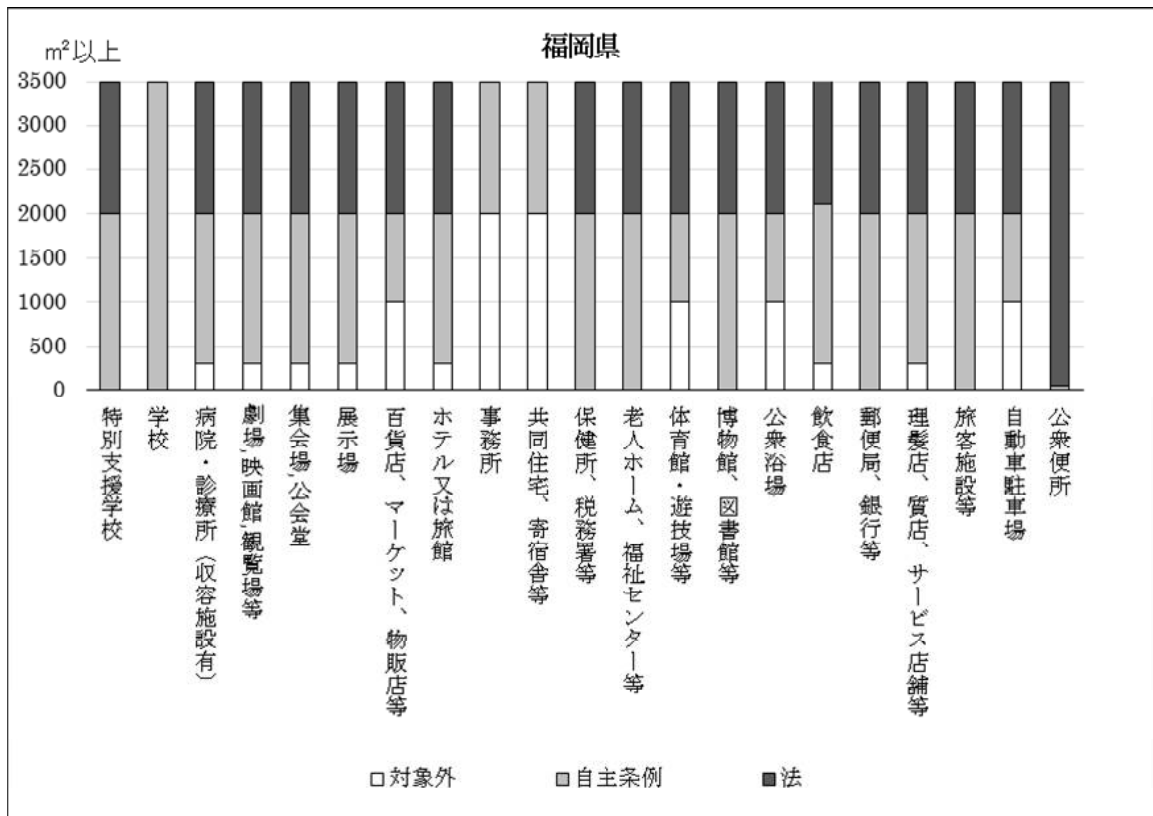


図 5.3.3 福岡県協議対象施設の範囲

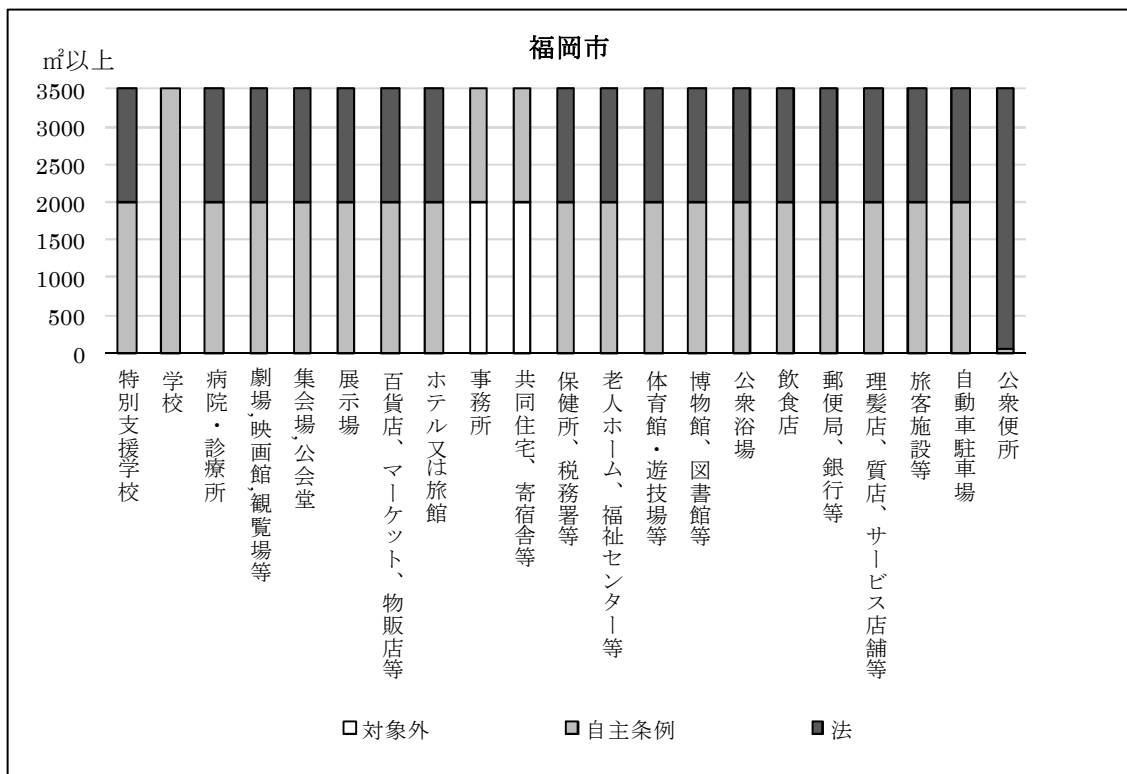


図 5.3.4 福岡市協議対象施設の範囲

(4) 届出時適合率、完了後適合率

福岡県の2012年度と2016年度の届出時適合率及び完了後適合率を図5.3.5に表す。

2012年度の届出時適合率は67.7% (372/549)であり、完了後適合率は45.7% (251/549)と下がる。2016年度については、届出時適合率は65.5% (268/409)であり、完了後適合率は35.2% (144/409)と下がる。

福岡県建築指導課に、2016年度において届出時適合率から完了後適合率が下がった理由を聞いた。完了検査合格は、適合証交付件数で把握しているが、完了検査を合格しても適合証交付請求を行わないものが一定程度あり、このことが適合率の低下に関係している。なお、適合証交付請求を提出指導はしていないと回答 (2018年2月6日) している。

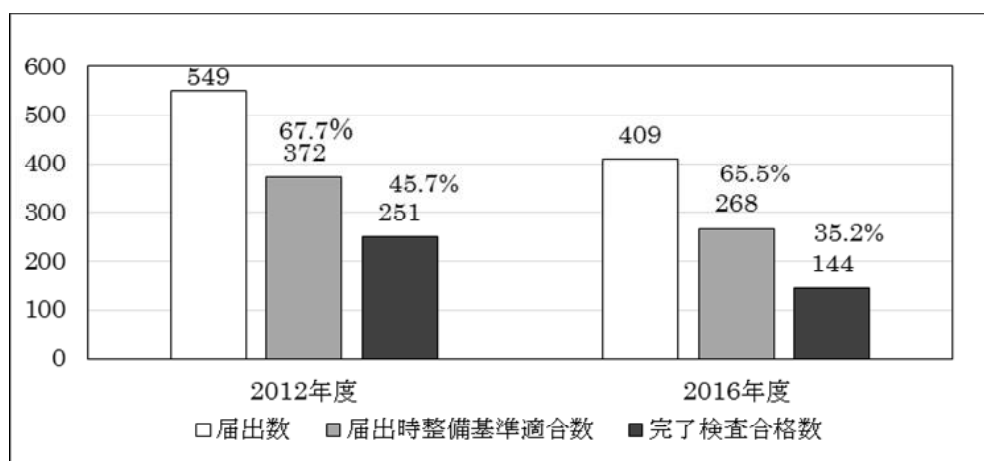


図5.3.5 2012年度及び2016年度 福岡県届出時適合率・完了後適合率

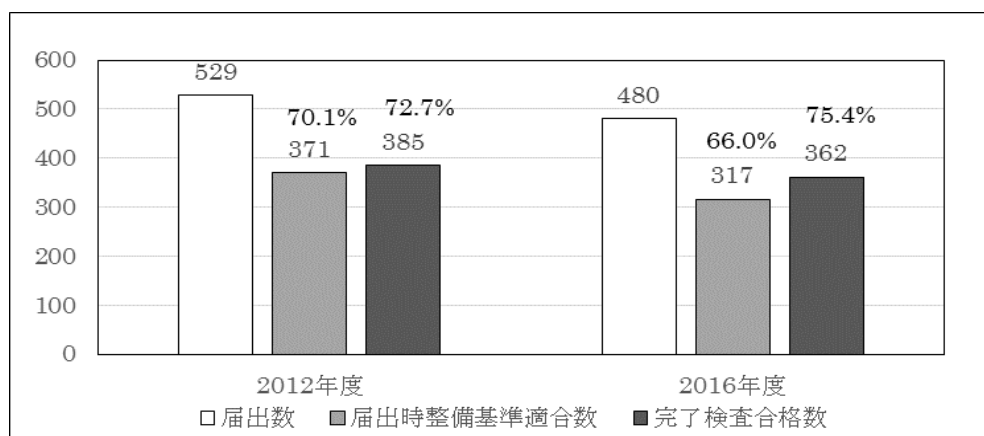


図5.3.6 2012年度及び2016年度 福岡市届出時適合率・完了後適合率

したがって、届出等は督促することなく、申請者等の行為に期待していると考えられる。しかしながら、福岡県は、2016年度都道府県の全国平均届出時適合率 33.3%及び完了後適合率 17.7%と比べて、いずれも高い。これは、行政指導を行わない自治体との差であり、福岡県の行政指導は、「事務手続きの時のみ行政指導するケース」であり、申請に対する行政指導するだけでは大きく適合率を向上させることは望めないと考える。

次に、福岡市の2012年度と2016年度の届出時適合率及び完了後適合率を図5.3.6に表す。

福岡市の2012年度の届出時適合率は70.1%(371/529)、完了後適合率は72.7%(385/529)である。2016年度の届出時適合率は66.0%(317/480)、完了後適合率は75.4%(362/480)である。なお、届出時適合率より完了後適合率の方が高いのは、対象施設を物件ごとではなく年度における集計をしているためである。

福岡市は、両年度とも届出時適合率及び完了後適合率は高い。このことについて、保健福祉局総務部政策推進課バリアフリー推進係のヒアリング(2016年1月28日)において建築技師である係長に聞いた。

バリアフリーを推進するために、福祉部門にバリアフリー推進係と建築物のバリアフリー化を担当する建築審査課建築福祉係のソフト面とハード面の2つのバリアフリー専門係が連携して対応していること。建築確認申請の受付の際に、事前協議をしていなければ、建築確認申請は受け付けないこと。民間指定確認検査機関に提出されるものも事前協議の対象であり、これは民間指定確認検査機関からの報告書(建築計画概要書)により確認しており、事前協議をしていなければ、民間指定確認検査機関にその旨を伝え、設計者には提出を指導している。条例審査にあたっては、条例に規定する「対象施設の整備は、整備基準を遵守しなければならない。」を根拠に行政指導を行うこと。事前協議書に記載された完了届に催促や建築確認申請の完了届受付の際に指導すること。したがって、事前協議から完了届、完了検査に至るまで、建築確認申請と連携を取り、整備基準を遵守するよう強い行政指導を行っている。したがって、届出時適合率と完了後適合率は高いとしている。

したがって、福岡市の行政指導のタイプは、「建築確認申請前の事前協議、完了届、完了検査のそれぞれの機会に行政指導を徹底するケース」であり、福岡県との実効性の違いは、福岡市は、福祉のまちづくりを推進するためのハード担当とソフト担当の専門組織があり、建築確認申請事務と連携するなど、福岡市全体で福祉のまちづくりに取り組んでいるために、福岡県との差が大きいと考える。

2. 福祉のまちづくり推進事業

(1) 福祉のまちづくり推進協議会

①福岡県

福岡県は、1998年に自主条例を施行した。現在も自主条例のみを施行する。福岡県は、

2016年度の届出時適合率は65.5%、完了後適合率は35.2%で、都道府県においては高い適合率を示している。福岡県建築都市部建築指導課に対するヒアリングを2016年1月27日に行った。

福岡県は、自主条例施行当時、2つの福祉のまちづくり協議会をもった。1つの「福岡県福祉のまちづくり協議会」は、県、市町村、事業者及び県民が連携して、福祉のまちづくりを総合的に推進することを目的として、自主条例を定めた1998年に設置した。委員は、学識経験者、報道、学校、事業者、労働組合、医療、福祉団体、障害者団体、高齢者団体、女性団体、県市町村の50団体程度で構成する。事務局は福祉労働部障害福祉課である。しかしながら、この協議会は、2006年度の開催を最後に終了している。

もう1つは、ひとにやさしい建築物の整備とまちづくりの推進を目的とした「福岡県ひとにやさしいまちづくり協議会」を、1998年に設立した。国、県、市町村、建築・建設関係団体で構成し、建築物の整備に関係する実務者団体が参集し、その経験、成果、課題等について研究を深め、情報や意見の交換を行い、また建築物の所有者等への普及啓発などの活動を通じて建築物の整備とまちづくりの推進を図るとした。事務局は福岡県建築都市部建築指導課である。

「福岡県ひとにやさしいまちづくり協議会」の活動は、「福祉のまちづくり基金」をもとに行われる。これは、市町村のバリアフリー整備基本計画策定事業や市町村や民間に対する施設整備補助事業のほか、協議会のワーキング部会の調査研究（2008年度はパブリックトイレをテーマとして、2010年度は小規模施設のトイレをテーマとして調査研究を行った。）や、啓発活動である年2回の講演会、そして、これらの活動の成果等を広報誌「ハートフルタウンふくおか」（1997年～2009年度）、「ひとにやさしいまちづくりニュース」（2010年度～）やホームページに掲載するなどの活動を行った。

そして、基金の切り崩し終了により、協議会及び協議会で行う福祉のまちづくり事業等は、広報誌「ひとにやさしいまちづくりニュース」発行を残して2010年度で終了した。

これらの事業を振り返り、福岡県は2014年に事業評価を行っている。福祉のまちづくり事業の成果として、25市町村の整備基本計画承認と25市町村のモデル事業の実施したこと。そして、モデル事業を実施した市町村の事業評価が10評価項目について、平均値で39.5点/50点の評価が得られたこと、また、自主条例の届出時適合率が1999年度の34.5%から、2014年度において68.8%への向上したことなどを成果としている。

適合率が上がった要因について、福岡県建築指導課へ行ったヒアリング（2016.1.27）によると、協議会や協議会のワーキング部会の活動は、主に福岡県建築士会や福岡県建築士事務所協会など建築設計の団体を中心に、パブリックトイレや小規模施設のトイレについての研究や情報交換を行いながら、福祉のまちづくりの理解と協力を求めた成果であり、福祉のまちづくり事業を設計者等とともに調査研究することにより、福祉のまちづくりに対する理解が得られて、適合率が向上したとしている。

筆者が行った調査においても、この自治体の届出時適合率は、2003年度33.7%から2012

年度の 67.7%へと向上している。また、完了後適合率も 2003 年度 17.6%から 2012 年度 45.7%に向上している。

しかしながら、2016 年度には、完了後適合率は 35.2%に下がっており、設計者等とともに福祉のまちづくり事業の調査研究活動を行う協議会がなくなったため、しだいにその効果が薄れてきているのではないかと考えられる。

②福岡市

福岡市は、2012 年に当事者団体や事業者団体、学識経験者、行政による「福岡市バリアフリー推進協議会」を設立し、2013 年に、法に基づいて重点整備地区における道路、公園、交通施設等のバリアフリー化促進計画や心のバリアフリー推進する「福岡市バリアフリー基本計画」を定める。事務局は、自主条例の管理と同じ保健福祉局総務部政策推進課バリアフリー推進係である。

福岡市保健福祉局総務部政策推進課バリアフリー推進係へヒアリング（2016 年 1 月 28 日）を行った。

「福岡市バリアフリー推進協議会」の設置目的は、「福岡市バリアフリー基本計画」の作成等に関する協議、推進計画に基づくバリアフリー施策の進行管理及びバリアフリーの推進に係る新たな施策や措置に関すること、連絡調整、意見交換を行う。また、委員構成は、障害者や高齢者を含む利用者等や学識経験者、施設設置管理者、行政で構成されている。そして、審議事項は以下である。

- ①バリアフリー基本計画の作成に関すること
- ②バリアフリー基本計画の実施に関すること
- ③バリアフリー施策の進行管理及びバリアフリーの推進に係る新たな施策や措置に関すること。

具体的には、バリアフリー基本計画に基づき、バリアフリー基本計画のアクションプラン（前期 2013 年度～2016 年度）の進行管理を行っている。

また、「福岡市バリアフリー基本計画」の概要について、表 5.3.2 に表す。計画の目的は、自主条例に基づいて、誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまちづくりの推進することであり、計画の内容は、①ハード面のバリアフリー化（重点整備地区及び施設のバリアフリー化）②ソフト面のバリアフリー化（心のバリアフリーの推進、移動支援）③バリアフリー化の支援と進行管理（インセンティブ、スパイラルアップ）である。

ハード面の整備については、国の基本方針を踏まえ、原則として、1 日当たりの平均的な利用者数が 3,000 人以上である旅客施設において、段差の解消、転落防止設備の整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備、障害者対応型便所の設置など、旅客施設や道路などの施設毎にバリアフリー化推進の方向性を定めて、資金面や空間的・物理的な制約等にも配慮しながら、可能な限りバリアフリー化に取り組み、安心して利用できる施設をめざすとしている。

「福岡市バリアフリー基本計画」については、旧交通バリアフリー法による計画を変更し、2013年度に、現行のバリアフリー法に基づく計画とした。重点整備地区について面的にバリアフリー化を図るのが目的で、旅客施設を中心に道路やバス停などのバリアフリー化が行われるが、建築物のバリアフリーについては、ハードとソフトの2つの係が連携して、「相談や事前協議等において、条例の整備基準に適合させるように取り組んでいること。これは、重点整備地区以外も同様である。」と説明している。

同じく「移動円滑化基本構想」を定めた宮崎市との違いは、宮崎市は旧法のままだが、福岡市は現行法に基づく計画に変更しており、福岡市では現在も2つの係を中心に、地域のバリアフリー化に取り組む。

表 5.3.2 福岡市バリアフリー基本計画

事業名	福岡市バリアフリー基本計画
期間	2013年度～2020年度
事業内容	重点整備地区内における旅客施設、車両等のバリアフリー化、道路の整備、生活関連経路については、歩道の段差等の解消、2メートル以上の有効幅員の確保、水はけがよく滑りにくい舗装、視覚障害者誘導用ブロックの敷設、音響信号機の設置、バス停について、マウントアップによるバス乗降口と歩道の段差の解消、広幅員歩道における上屋やベンチの設置など、バス停の利用環境の改善を図る。
協議会	福岡市バリアフリー推進協議会

第4節 考察とまとめ

1. 考察

宮崎県と宮崎市及び福岡県と福岡市の状況から実効性の比較や宮崎市の自主条例の行政指導の変化から以下の成果や課題を述べる。

(1) 福祉のまちづくり推進体制

福岡県と宮崎県は、福祉部門が自主条例を管理し、自主条例の建築物の審査は、福祉部門から建築確認申請担当部門へ委嘱されて、県の出先機関や県下の特定行政庁において建築物の審査が行われている。行政指導が勧告（宮崎県）や公表（福岡県、宮崎県）へと進めば、福祉部門と建築確認申請部門が連携して行うことになるが、これはほとんど行われなため、普段は、ソフト面の業務とハード面の業務に分かれて活動する。そして、宮崎県の例から、建築物の完了後適合率が低くても、福祉部門から建築部門へ改善の申し入れがされることはない。

次に、福岡市と宮崎市は、両市とも福祉のまちづくりに積極的であったため、福祉部門と建築部門に福祉のまちづくりの専門係を設けており、福岡市では「福岡市バリアフリー基本計画」の実施のために、宮崎市では「宮崎市福祉のまちづくり総合計画」の実施のために、福祉部門と建築部門が連携して活動した。また、宮崎市においては、自治公民館や老人福祉施設の市の補助金制度に、適合証交付を要件としており、市全体で福祉のまちづくりを推進している。したがって、条例の審査を行う担当者も福祉のまちづくりを推進する宮崎市という後ろ盾をもとに行政指導を行うという気概を持っていた。

福岡市は、現在でもこの体制を維持しているものの、宮崎市は、福祉部門が2009年に、建築部門が2013年に福祉のまちづくりの専門係をやめており、現在は条例の建築物の審査を行う担当者も他の業務を兼務しているため、福祉のまちづくりを推進する意欲もなくなってきている。自治体が福祉のまちづくりを推進する組織体制であるか、否かで、自治体担当者の意欲も変わっている。

(2) 事務手続きと行政指導

福岡県と宮崎県は、事前協議の届出日は「工事着手30日前」としている。福岡県の届出時適合率は2012年度において67.8%、2016年度では65.5%と高い。しかしながら、完了後適合率は、2012年度において45.7%、2016年度では35.2%と低くなる。福岡県は「事務手続きの時のみ行政指導するケース」である。

一方、宮崎県は、2012年度の届出時適合率は9.2%である。また、2016年度の適合率の

報告がないため不明だが、完了後適合率は2001年度から2012年度までの完了後適合率は15.0%から4.2%である。宮崎県は、「行政指導を行わないケース」である。

次に、福岡市と宮崎市は、事前協議は「建築確認申請2週間前」と定めており、建築確認申請部門に建築福祉係という福祉のまちづくりの専門係を置いて審査にあたる。

宮崎市では、事前協議の指導にあたっては、条例第24条に規定する「対象施設の新設等を行うものは整備基準を遵守しなければならない。」を根拠として、建築確認申請までの2週間に適合させるよう行政指導を行う。とくに、事前協議で適合しないと、完了後に適合することはほとんどないため、事前協議での協議が重要である。また、整備基準に適合すれば、適合証を無料で交付すること、適合証交付施設は、宮崎市と宮崎県のホームページに掲載すること、バリアフリーに優れた施設は、「宮崎市バリアフリー顕彰事業」により市長表彰することを整備基準適合のメリットとして設計者に伝えている。

また、民間指定確認検査機関に提出される協議対象施設について、確認申請を民間指定確認検査機関に提出した後では、条例による変更があっても確認できないため、建築確認申請前の事前協議は重要である。もし、事前協議されていない場合は、民間指定確認検査機関から定期的に提出される建築計画概要書により、協議対象施設の届出の申請漏れがないか確認を行い、事前協議をしていないものは民間指定確認検査機関に連絡するとともに、設計者に事前協議をするよう指導するとともに、今後、未届をしないよう指導する。

そのほか、事前協議において適合した施設は、工事完了予定の時期に設計者に対して完了届を提出するよう連絡を行う。また、建築確認申請の完了届の受付の際も条例の完了届を提出し完了検査を受けるよう指導を行う。

宮崎市の完了後適合率は、2001年から2007年頃までは6割前後だが、2008年頃から低下しはじめ、2011年度は48.4%、2012年度は52.4%と5割程度である。この頃の、宮崎市の行政指導のタイプは「建築確認申請前の事前協議、完了届、完了検査のそれぞれの機会に行政指導を徹底するケース」である。しかしながら、専門係がなくなり、完了届の提出指導も行われないため、2016年度の完了後適合率は37.2%となり、現在の行政指導は「事務手続きの時のみ行政指導するケース」である。

福岡市は、2012年度の届出時適合率は70.1%、完了後適合率は72.7%である。また、2016年度の届出時適合率は66.0%、完了後適合率は75.4%である。福岡市では、条例施行当初から自治体の体制や行政指導は変わらずに、福岡市の行政指導のタイプは、「建築確認申請前の事前協議、完了届、完了検査のそれぞれの機会に行政指導を徹底するケース」である。

(3) 小規模施設のバリアフリー化

宮崎市では、主に300㎡未満の施設を小規模施設として、「国際シンボルマーク掲示最低基準」の範囲で小規模施設基準を定めた。これにより、小規模施設は、2001年から2011年までの協議対象施設1928件のうち過半を超える1042件の届出がされ、適合証交付施設全

体 1106 件のうち、過半を占める 570 件に適合証が交付された。そして、小規模施設の用途は、診療所やコンビニ、ファストフード店、理容所、簡易郵便局など、市民に身近な施設として地域に密着した施設が多く、その数も多い。

どの自治体においてもこれらの小規模施設を協議対象施設とすることが必要であり、そのためには小規模施設基準を定める必要がある。

(4) 委任条例化

宮崎県、宮崎市、福岡県、福岡市の 4 自治体とも委任条例化の考えはない。委任条例化に対する考えについて、宮崎県は「建築主等から苦情の出ない自主条例の適合率の高い用途を委任条例化の対象と考え、自主条例の適合率の低い現在は、自主条例の適合率を高めることが先決である。」との考えである。また、宮崎市は、「九州一の健康福祉都市の政策に基づいて検討したが、市長交代後は検討することはなかった。」したがって、宮崎県と宮崎市は、委任条例化について、実効性を高めるために活用を考えているのではない。

しかしながら、適合率の高い用途から委任条例化をするという考えは、ほかの委任条例化をしていない自治体にも多く、また、すでに委任条例化をしている、公共性の高い用途のみを「1000 m²以上」の特別特定建築物として定める 6 自治体（岩手県、山形県、長野県、徳島県、熊本県、大分県）と同じ考えである。この考えだと委任条例化を行っても自主条例の適合率が下がるだけで、バリアフリー化の実効性の高い委任条例を活用する意味はなくなり、委任条例化が進まないと考えられる。

しかしながら、宮崎市でも「委任条例は守るが、自主条例は守らない。」という設計者が増加し、完了後適合率が低下しており、また、多くの自治体で完了後適合率などの低下がみられる。したがって、確実にバリアフリー化ができる委任条例の活用が必要である。

(5) 不適合対策

届出時適合率から完了後適合率は、ほとんどの自治体で下がっている。したがって、届出時適合率を高めることが重要である。さらに、宮崎市においては、完了検査における不適合の要因をまとめた。その結果、毎年、同様の不適合の要因が繰り返される傾向があった。そこで、宮崎市においては、事前協議において不適合要因を周知するなど、指導・助言に生かしている。事前協議において、たとえば、「出入口」の有効幅確保のための施工上の注意点や「傾斜路」の起点となる地盤高と床高の確認といった点について、整備基準マニュアルやパンフレットを使い、工事における注意点等を説明し、完了時に不適合とならぬよう指導・助言を行っている。したがって、完了検査において不適合物件を減らすためには、不適合要因の究明と事前協議における不適合要因の周知が必要である。

(6) 福祉のまちづくり推進事業

宮崎市では、自主条例施行後に、施行当時と自治体の方針が変わり、「福祉のまちづくり総合計画」が2009年にハード面を除く「地域福祉計画」に変わった。そして、福祉のまちづくりのソフト面を担当する福祉のまちづくり係が2009年に地域福祉係へ変わり、ハード面を担当する建築福祉係が2013年に指導係へ編入された。

建築福祉係がなくなった結果、建築物の完了後適合率が低下して適合証交付数も少なくなり、「適合証交付施設ホームページ掲載事業」への掲載や「民間建築物バリアフリー顕彰事業」において審議する物件が少なくなるなどの事業が衰退する要因が生まれている。

また福岡県も2つある「福祉のまちづくり推進協議会」のうちソフト面の「福岡県福祉のまちづくり協議会」は2006年に、ハード面の「福岡県ひとにやさしいまちづくり協議会」は2010年に終了している。福岡県では、2014年に事業評価を行い、協議会活動の成果として、協議会のワーキング活動により、福祉のまちづくり事業を設計者等とともに調査研究することにより、福祉のまちづくりに対する理解が得られて、届出時適合率が1999年の34.5%から2014年度には68.8%に向上したとしている。

しかしながら、完了後適合率は2012年度の45.7%から2016年度には、35.2%に低下しており、協議会がなくなったため、その効果が薄れてきているのではないかと考えられる。

多くの自治体が、自主条例を施行して20年近くが経過するなか、福岡県や宮崎市では、適合率の面からも福祉のまちづくりの活動が後退していると考えられる。

福岡市では、自治体内に福祉のまちづくりを推進するための専門係が、福祉部門と建築部門に2つあり、条例施行当初から活動している。この2つの係が連携して取り組むのが「福岡市バリアフリー基本計画」であり、この計画の進行管理を行う「福岡市バリアフリー推進協議会」の活動である。自治体として、福祉のまちづくり推進のために活動する専門部署を継続させることが、福祉のまちづくりの継続や発展につながると思われる。

(7) 民間指定確認検査機関について

2016年度における行政と民間指定確認検査機関の建築確認申請の割合について、福岡県と福岡市は、行政が1で民間が9である。宮崎市は、市が3、民間が7である。宮崎県は5：5の割合であり、民間指定確認検査機関で建築確認申請を行う建築物が多くなってきている。建築確認申請における宮崎市と民間指定確認検査機関の審査の割合は、2016年度において3（市）：7（民間）であり、民間の比率が高くなっている。

筆者の知る民間指定確認検査機関に勤務する宮崎県建築住宅課や宮崎市建築指導課のOBの電話による聞き取り（2017年7月）から、3人とも「自主条例は建築確認申請の対象法令ではないため、自主条例の届出の有無を聞くことはあっても、その内容を指導することはない。」としており、したがって、条例の審査は民間指定確認検査機関に提出される前に

行う必要がある。

(8) 県と市の連携

宮崎市と福岡市の自主条例は、県条例と同等あるいはそれ以上の整備が認められるとして条例化された。その後において、宮崎県は宮崎市の適合証の交付差が県議会で問題になり、2007年に条例改正して宮崎市において協議対象としている小規模施設を協議対象施設とした。しかしながら、県と市が条例施行後に協議対象施設や適合率などの状況を協議することはない。したがって、福岡県と福岡市は現在も協議対象施設の範囲に大きな差がある。たとえば、物品販売施設について、福岡県は「1000 m²以上」としているが、福岡市は「0 m²以上」である。

これだと、行政区域の違いでバリアフリー化される施設の用途や規模に大きな違いがあり、福岡県と福岡市は条例施行後20年を経過し、バリアフリー化施設は大きな差になっていると考えられる。また、実効性の面では宮崎県と宮崎市の違いは大きい。市町村を包括する都道府県が住民の意見を反映させ、市町村と連携して建築物のバリアフリー化に取り組むことが必要である。

2. まとめ

県と基礎自治体の実効性の比較から建築物のバリアフリー化の実効性向上のために必要な要因について、以下のことが考えられる。

(1) 福祉のまちづくりを推進する自治体の体制について

自治体が自主条例を施行して、20年程が経過しており、施行当時の福祉のまちづくりを推進する社会情勢から、自治体の体制や福祉のまちづくり推進協議会、福祉のまちづくり推進計画等についての内容の変化や活動の終了がみられる。

福祉のまちづくりを変わず継続させていくためには、自治体自身が福祉のまちづくりを推進する専門部署を持つことが重要である。そして、住民、事業者、行政が協働の体制で相互に福祉のまちづくりの活動を点検、評価、改善を行う仕組みや組織をつくること、福祉のまちづくりの継続や発展につながる。また、自治体が福祉のまちづくりを推進する組織体制であるか、否かで、行政指導を行う自治体担当者の意欲も変わっている。

都道府県と市町村の関係についても、行政区域の違いで対象施設や整備内容が変わらないよう市町村を包括する都道府県が住民の意見を反映させ、市町村と連携して福祉のまちづくりの環境整備を進めることが必要である。

(2) 建築確認申請前の事前協議、完了届、完了検査のそれぞれの機会に行政指導を徹底する

福岡市や宮崎市では、事前協議を「建築確認申請 2 週間前」と定めて、建築確認申請までの 2 週間に整備基準に適合させるよう行政指導を行う。そして、事前協議において適合した施設は、工事完了予定の時期に設計者に対して完了届を提出するよう連絡を行う。また、建築確認申請の完了届の受付の際は、条例の完了届を提出し完了検査を受けるよう指導を行う。このように条例の事務手続きを建築確認申請と関連づけて行政指導をしており、これは適合率の高い長崎県や京都府においても、事前協議書の副本を建築確認申請に添付することや建築確認申請の完了届の際に、条例の完了届の催促をするなど、建築確認申請と連携した行政指導を行っている。これらは建築基準法の関係法令として条例の事務手続きを行っているわけではない。自主条例の事前協議、完了届、完了検査の事務手続きを確実に行うように、建築確認申請の手続きに合わせて行政指導を行うことが、実効性を高めることにつながる。

しかしながら、多くの自治体では、建築確認申請の担当部署において、自主条例の審査を担当しながら、自主条例は、建築基準法の関係法令ではないことを理由に、実効性の高い建築確認申請とは関連づけることなく処理する自治体が多い。したがって、建築確認申請の担当部署で審査しながら、自主条例の適合率が低い自治体が多い。

また、民間指定確認検査機関に提出される建築物についても、建築確認申請前に事前協議を行い、協議による変更等は確認申請書に反映させる必要がある。

(3) 委任条例化に対する自治体の考えについて

確実にバリアフリー化できる委任条例について、自治体は実効性を高めるためにその活用を考えているのではなく、自主条例の中で適合率の高い用途規模から委任条例化を考えており、この考えだと委任条例化が進まない。自治体が、委任条例化に「建築主の納得する適合率の高い用途」を対象に考えるのは、自治体自身のバリアフリー化の政策をもとに、委任条例化を行うという政策立案に慣れていない面があるのではないかと考えられる。

地方分権の推進により、2000 年に機関委任事務が廃止されたことに伴い、自治体が多様な住民のニーズを行政施策として実施するために、政策を立案し、実施することが必要になってきた。この法による委任条例化の規定はその流れと考えられる。したがって、バリアフリー化しなければならない施設を委任条例化するためには、自治体に政策立案能力が必要と考えられる。

第6章 結論と今後の課題

第1節 結論

本研究において、建築物のバリアフリー化の実効性を高めるために、見出した結果は以下である。

1. 自主条例について

(1) 行政指導と適合率

都道府県の自主条例の規定について、「完了届」を規定していないところが14自治体、「完了検査」を規定していないところが24自治体ある。したがって、完了検査は、建築主の自主的な申出による「適合証交付請求」を推奨して実施しているところが多い。また、対象施設の新設等を行う建築主等の整備基準の適合義務は、「努めること」としているのは28自治体、「遵守すること」としているのが27自治体、「協議すること」としているのが1自治体である。したがって、「努めること」とする自治体が全体の半数ある。

このように自主条例は、建築主の合意や自主的な手続きを行うように規定していることが実効性を高めるうえで問題であり、実効性を高めるためには、条例に規定する行政指導の規定を確実に実施する必要がある。

届出時適合率の全国平均は、2003年度の50.3%から下がって、2016年度は36.6%である。そして、完了後適合率も、2009年度の25.7%を最高に、2016年度は20.1%に、低下する傾向にある。また、2016年度における届出時適合率は、自治体間では100%から1.9%まであり、完了後適合率も82.0%から0%まで大きく差がある。

適合率が低くなる要因は、整備基準不適合に対する行政指導を行わない自治体が見られること、完了検査の規定がないために適合証交付請求をするよう推奨するものの、建築主等が適合証に興味を示さなくなっていること、そのほかに、完了検査を規定しているものの完了届の提出を待つだけであり、そのためか完了後適合率も向上していない。

また、事前協議や届出の届出日について、「工事着手30日前」としているのが29自治体、「工事着手前」が9自治体、「あらかじめ協議」が4自治体、そして、「工事着手21日前」「すみやかに協議」「工事着手21日前又は60日前」「建築確認申請30日前」がそれぞれ1自治体と、建築確認申請前としたのは1自治体しかない。したがって、多くの自治体において、事前協議書（届出書）は、建築確認申請と同時、または審査中に届出されるものと考えられる。

そのほか、民間指定確認検査機関に提出される建築確認申請について、条例の届出が建築確認申請中に行われれば、届出に変更があった場合、建築確認申請について変更したかどうかかわからない。したがって、届出は、建築確認申請前に行うことが必要である。

京都府と長崎県は、適合率が高い要因について、条例では「工事着手前」としている事前協議について、建築確認申請書に事前協議書の副本の添付を義務付けているために、設計者にとって事前協議が建築確認申請前に越えなければならないハードルとなっていること。したがって、建築確認申請までの事前協議の期間は、届出を適合させるための指導機関として有効である。そして、長崎県では事前協議の副本には協議書の副本の表に「適合」のスタンプを押すために、設計者にはプレッシャーとなっており、効果的であるとしている。また、民間指定確認検査機関に建築確認申請を行うものも提出前に指導できることが事前協議の利点としている。

また、建築確認申請の完了届の際には、条例の完了届の提出指導を行っており、とくに、完了検査の規定がない長崎県は、条例の完了届をもとに建築確認申請の完了検査において、条例の完了状況を確認している。したがって、建築確認申請前の事前協議、完了届、完了検査を行っており、これらの事務手続きのそれぞれの機会を整備基準に適合させるための機会として行政指導を行う。

以上から、自治体が自主条例において行う行政指導には以下の3つのケースがあると考えられる。

- ①「建築確認申請前の事前協議、完了届、完了検査のそれぞれの機会に行政指導を徹底するケース」で、京都府や長崎県、大阪府があり、いずれも事前協議、完了届、完了検査に至るそれぞれの機会に、安易に不適合を認めない、手続きの督促をするなどの行政指導を行う。届出時適合率及び完了後適合率は7～8割ほどである。
- ②「事務手続きの時のみ行政指導するケース」である。事前協議、完了届、完了検査は建築主の申請をもとに行政指導を行う。届出時適合率は高くても完了後適合率は3割程度またはそれ以下に下がる。完了検査を規定せず、適合証交付請求に基づいて完了検査を行う自治体もこの中に含まれる。
- ③「行政指導を行わないケース」である。これらの自治体は、届出時から行政指導を行わない。届出時適合率及び完了後適合率は1割以下である。

したがって、自主条例を定めるすべての自治体が、建築確認申請前の事前協議、完了届、完了検査を行い、それぞれの機会に行政指導を徹底することが必要である。また、民間指定確認検査機関に提出される建築物についても建築確認申請前の事前協議を行うとともに、民間指定確認検査機関から特定行政庁に対して行われる建築確認の通知は、事前協議の未届を防止するために、建築確認後ではなく、受付時点においても通知されるべきである。

(2) 整備基準と適合率

自治体からあげられた審査項目の評価について、「守られていない」と「やや守られていない」とされたもので最も多かったものに、視覚障害者用案内設備や視覚障害者誘導用床

材などの視覚障害者用設備がある。これは、2012年度と2016年度の適合率の比較において自治体から適合率が下がった理由としてあげられた、視覚障害者誘導用床材の敬遠についても同様である。このことは、2013年度や2014年度の調査において、多くの自治体が建築主等に対する「啓発」や「行政指導の強化」により、適合率を向上させるとしているが、2016年度の適合率は改善していない。

整備基準は用途や規模だけでなく、滞在時間や地域全体においても整備基準の適用を考える必要がある。繁華街のコンビニには、車いす利用者用便房の適用は除外し、郊外のコンビニには、車いす利用者用便房の適用をすること。同様に、視覚障害者用設備についても、筆者の知り合いの、単独歩行する2人の視覚障害者から「自分一人ではほしい商品は買えないので、小規模店舗には行かずに、案内のある大きな店舗に行く。」と聞いており、必ずしも不特定多数の利用する施設全部に、視覚障害者誘導用床材の敷設は必要ないと考えられる。視覚障害者用誘導用床材は高齢者のつまづきなどかねてから懸念されており、地域全体で整備基準の適用を考えれば、視覚障害者用設備の適用施設を限定することができる。

また、不特定多数が利用するすべての施設をバリアフリー化するためには、民間施設の小規模施設のことを考えなければならない。しかし、多くの自治体では物販店舗や飲食店などの小規模施設について、協議対象施設としていない自治体が多い。

宮崎市では、主に300㎡未満の小規模施設について、「国際シンボルマーク掲示最低基準」の範囲で小規模施設基準を定めた。2001年から2011年までの協議対象施設1928件のうち、小規模施設は、過半を超える1042件の届出がされ、そして、適合証交付施設1106件においても、過半を占める570件に適合証が交付された。これらの小規模施設の用途については、診療所やコンビニ、ファストフード店、理容所、簡易郵便局など、市民に身近な施設として地域に密着した施設であり、その数も多かった。

高齢化の進展により、ますます身近な施設のバリアフリー化が必要になってくると考えられる。どの自治体においてもこれらの小規模施設を協議対象施設とすることが必要であり、そのために小規模施設基準を定める必要がある。

2. 委任条例について

自主条例の届出時適合率や完了後適合率には年々低下がみられる。これは、建築主の合意の上で整備を進める自主条例とバリアフリー化の強制力のある委任条例の役割が明確になり「委任条例は守るが自主条例は守らない。」という設計者が増えてきていることがその一因と考えられる。

したがって、自主条例だけで、建築物のバリアフリー化を進めるのは無理があると考えられる。しかしながら、現在、委任条例を定める都道府県は14自治体と少ない。これらの委任条例を定める自治体について、特別特定建築物には、以下の3つのケースが見られる。

- ①特別特定建築物に公共性の高い用途のみを「1000 m²以上」とする6自治体（岩手県、山形県、長野県、徳島県、熊本県、大分県）
- ②ほとんどの用途を「1000 m²以上」又は「500 m²以上」とする3自治体（神奈川県、石川県、京都府）
- ③ほとんどの用途を自主条例と同様に、用途と規模により「0 m²～2000 m²以上」の範囲で特別特定建築物として定める5自治体（埼玉県、東京都、大阪府、兵庫県、鳥取県）

現在、自主条例を施行する自治体の中では、委任条例化を予定する自治体は少ない。適合率が低い自治体であっても確実にバリアフリー化できる委任条例化を考えていない。自主条例を定める自治体の委任条例に対する考えは、「自主条例の中で、建築主の納得する適合率の高い用途や範囲を特別特定建築物とする。」という考えが多いと考えられる。

しかしながら、この考えだと、委任条例化をしても自主条例の適合率が下がるだけである。また、これは特別特定建築物に公共性の高い用途のみを「1000 m²以上」とする6自治体（岩手県、山形県、長野県、徳島県、熊本県、大分県）にもあてはまり、これらの自治体も自主条例の適合率は低い。

自治体が、委任条例化を行わないのは、自治体自身のバリアフリー化の政策をもとに、委任条例化を行うという政策立案に慣れていない面があるのではないかと考えられる。地方分権の推進により、2000年に機関委任事務が廃止されたことに伴い、自治体が多様な住民のニーズを行政施策として実施するために、政策を立案し、実施することが必要になってきた。バリアフリー法による委任条例化の規定はその流れと考えられる。それは、2000 m²以上の特別特定建築物に基準適合義務を定めたことや地方公共団体に対する委任条例化の規定を設けたことにより、国の役割は終えたと考えられ、したがって、自治体において、バリアフリー化が必要な施設を委任条例化するためには、政策立案能力が求められる。

大阪府では、委任条例化の検討にあたっては、大阪府福祉のまちづくり審議会におかれた大阪府福祉のまちづくり条例調査検討部会において、自主条例のこれまでの実績をもとに、自主条例の協議対象施設を特別特定建築物に定めることで検討が重ねられ、大阪府福祉のまちづくり審議会において採択された。

また、近年、毎年繰り返される大規模災害の避難所として学校施設の体育館などが長期にわたって利用されるが、出入口や敷地内通路のバリアフリー化だけでなく、便所や入浴などの配慮が必要であり、これらのバリアフリー化についても必須の条件と考えられる。

したがって、特別特定建築物には、自主条例において適合率が高いものを選択するのではなく、自治体のこれまでの実績や地域の特性から、委任条例によって、バリアフリー化が必要な施設を特別特定建築物に定める必要がある。

3. 福祉のまちづくり推進体制について

(1) 都道府県と基礎自治体の関係

都道府県と基礎自治体には、協議対象施設の違いや実効性の違いで、バリアフリー化される施設に大きな差がある場合がある。この差を解消するためには、市町村を包括する都道府県が、建築物のバリアフリー化推進のために、市町村と連携して取り組む必要がある。

神奈川県では、2008年に神奈川県下の特定行政庁において、委任条例化に向けた協議を行っている。その協議内容を踏まえて、2009年に神奈川県と川崎市が委任条例化を行った。また、すでに2005年に委任条例を自主条例とは別の条例として定めていた横浜市も2014年に神奈川県や川崎市のように、自主条例と委任条例を一本化して改正を行った。

県下での意思統一により、川崎市では、住宅着工数の増加に伴う人口増加により、市内の各拠点地区で大規模開発が進行するという状況を考慮し、特別特定建築物に学校（特別支援学校を除く）、共同住宅、社会福祉施設（保育所、児童福祉施設等）、運動施設（会員制等）の用途を特別特定建築物に追加した。そして、学校は0㎡以上に、共同住宅は2000㎡以上に、社会福祉施設は0㎡以上に、運動施設は1000㎡以上に定めるなど、地域特性を踏まえた委任条例化が比較的スムーズに行えたとしている。

また、2007年度から神奈川県や横浜市、川崎市の3自治体の合同で、年1回、神奈川県内の事業者や建築関係者、自治体関係者等に対して、福祉のまちづくり条例やバリアフリーの普及啓発のための「福祉のまちづくり研修会」の開催やパンフレットを作成して、事前協議の周知を図っている。

このように、神奈川県では、都道府県と基礎自治体が委任条例化についての調整を図り、それぞれの自治体が地域特性についての役割を考慮して委任条例を定めたこと、そして、事業者、建築関係者、自治体関係者の啓発や教育に合同で取り組むなど、都道府県と基礎自治体が連携することにより、県全体の福祉のまちづくりの推進につながっている。

(2) 自治体の体制と福祉のまちづくり推進事業

自治体が自主条例を施行して、20年程が経過しており、施行当時の福祉のまちづくりを推進する社会情勢から、自治体の体制や福祉のまちづくり推進協議会、福祉のまちづくり推進計画等についての内容の変化や活動の終了がみられる。

福祉のまちづくりを変わず継続させていくためには、自治体自身が福祉のまちづくりを推進する専門部署を持つことが重要である。そして、住民、事業者、行政が協働の体制で相互に福祉のまちづくりの活動を点検、評価、改善を行う仕組みや組織をつくるのが、福祉のまちづくりの継続や発展につながると考える。また、自治体が福祉のまちづくりを推進する組織体制であるか、否かで、行政指導を行う自治体担当者の意欲も変わっている。

市民との協働による福祉のまちづくりの活動は、福祉のまちづくりの推進に大いに貢献

する。宮崎市では、1994年に、「九州一の健康福祉都市」をめざす津村市政（2009年まで）になり、福祉面においてさまざまな施策に取り組んだ。そして、2001年には宮崎県とは別に自主条例を施行している。また、この条例に基づいて、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「福祉のまちづくり市民協働会議」と行政が協議を重ねて、2004年3月に「宮崎市福祉のまちづくり総合計画」を策定した。

この計画を実施するために、ソフト面を健康福祉課福祉のまちづくり係が担当し、ハード面を建築指導課建築福祉係が担当して、「宮崎市福祉のまちづくり総合計画」に定めた課題解決に取り組む。課題解決の期間は2004年度から2008年度までの5年間である。

この計画の課題の1つに「既存民間建築物のバリアフリー化」があった。この課題解決のために、高齢者団体、障害者団体、市民活動団体、事業者団体等と行政の市民協働による「バリアフリー検討委員会」を2005年2月1日に設立し、建築指導課が事務局となり検討をすすめた。

「既存民間建築物のバリアフリー化」の課題検討にあたっては、次の団体が課題解決のための活動を行なっている。これは、市役所内でも横断的に部署を集めた。

- ①財団法人「宮崎身体障害者福祉協会」
- ②さんさんクラブ宮崎市
- ③特定非営利活動法人「どこでもドアの会」
- ④特定非営利活動法人「障害者自立応援センターYAH!DO(やっど)みやぎき」
- ⑤社会福祉法人「ゆくりアートステーションどんこや」
- ⑥宮崎駅前商店街振興組合
- ⑦宮崎商工会議所
- ⑧福祉のまちづくり推進リーダー（宮崎県人にやさしい福祉のまちづくり学園卒業生）
- ⑨宮崎市（建築指導課、中心市街地活性化推進室、観光課、商工労政課）

ワークショップなどにより、課題解決方法について検討し、高齢者や障害者の旅行者が増加することが見込まれていること、旅行者が訪れるのは観光地だけにとどまらず、地域の飲食店や物販店なども対象となることを考えると、これらの施設のバリアフリー化を図ることは、旅行者のみならず地域に住む人たちにとっても大きなメリットとなると考えられることから、高山市や伊勢志摩において取り組まれている「観光バリアフリー」を進めていくことが、課題解決につながる方向性を定め、「観光バリアフリー」を啓発していくために、6回の「観光バリアフリー連続講座」を開催した。

講座では、先進地から講師を招いての講演会やパネルディスカッション、車いす・聴覚障害者・視覚障害者・高齢者の4つグループに分かれて、市街地や観光地を点検調査し（図6.1.1）、意見交換会を行った。また、これらの情報を提供できるようブログ講習を行った。そして、これらの情報は、下記の記事やホームページで公開し、2009年3月に「宮崎観光バリアフリーマップ」（図6.1.2）を作成して3000部の無料配布を行った。

宮崎観光バリアフリータイムリーニュース <http://miyazakikanbari.miyachan.cc/>

宮崎観光バリアフリーホームページ <http://www.miyazakikanbari.com/>



図 6.1.1 点検調査の様子



図 6.1.2 宮崎観光バリアフリーマップ

自治体の参加要請で、多くの団体が集まり、これらの団体とともに活動することで、ブログの作成や講師の選任など多くのアイデアが生まれ、活動に生かした。この活動で、店を改修した事例はなかったが、ブログやホームページの閲覧により、紹介した店を訪れる障害者の人たちも多くあり、また、県外の車いす使用者からも問い合わせがあった。

また、自治体の職員も障害者の講師の話や点検調査をともに行うことで、車いす使用者や視覚障害者の動きを知ることができ、事前協議等の審査に生かされた。福祉のまちづくりは、住民、事業者、行政による協働の活動で成果があげられたと思われる。

しかしながらこの活動は、「福祉のまちづくり総合計画」の最終年である 2009 年 3 月末をもって終了をした。具体的に既存建築物の改修など、バリアフリー化の実績を上げるには、さらに活動する時間が必要であった。総合計画の次期計画が「地域福祉計画」となったことで継続させるのが難しかった。市民のやる気を、自治体が削ぐことになった。

自主条例において、福祉のまちづくりを推進するのは自治体の役割であり、前述した大阪府が、1993 年の自主条例の施行以来、自治体の福祉のまちづくり推進組織の体制や住民との協働組織を変わず維持していることは、自治体が自主条例を遵守し、住民、事業者、行政の関係を保障しているために他ならない。

以上から、建築物のバリアフリー化の実効性を高めるためには、都道府県が、基礎自治体と連携して建築物のバリアフリー化推進のための協議や啓発に取り組むこと、そして、自治体においては福祉のまちづくりを推進する専門部署を持ち、住民、事業者、行政による「福祉のまちづくり推進協議会」の協働体制において、住民、事業者、行政が相互に福祉のまちづくりの活動を点検、評価、改善を行い、福祉のまちづくりを推進するためのスパイラルアップを図ることである。

これにより、自治体もその活動が監視され、自治体の体制や福祉のまちづくり活動の維

持につながる。また、「福祉のまちづくり推進協議会」が進行管理する「福祉のまちづくり推進計画」等の活動は、住民、事業者、行政が連携して、福祉のまちづくりの発展につながる。

そのほかに、これらの活動に参加する自治体職員にとっては、福祉のまちづくりを具体的に学ぶ場となり、事前協議等の指導・助言に生かすことができ、福祉のまちづくりの推進につながる。

そして、自主条例については、住民に身近な小規模施設を協議対象施設とすることが必要であり、そのために小規模施設基準を定める必要がある。また、整備基準は、用途や規模だけでなく、滞在時間や地域全体の見地からも整備基準の適用を考えることが必要である。とくに、自主条例における行政指導については、建築確認申請前の事前協議、完了届、完了検査のそれぞれの機会に行政指導を徹底することで、バリアフリー化の実効性を高めなければならない。

また、委任条例は、建築物のバリアフリー化の実効性を高めるために必要であり、特別特定建築物には、自主条例において適合率の高いものから選択するのではなく、自治体のこれまでの実績や地域の特性から、バリアフリー化が必要な施設を特別特定建築物に定める必要がある。そのためには、自治体の政策立案能力が問われている。

第2節 今後の課題

今回、研究した内容に関連して、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正やバリアフリー法の改正が行われている。そこで、見出した結論と関連づけながら、想定される問題を整理した。

(1) 既存建築物の改修について

2017年3月31日に「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」における宿泊施設について、以下の内容の改正が行われた。これは、建築物の新築時だけでなく、既存の建築物を改修し、バリアフリー化することが目的である。

- ①宿泊施設について、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した「一般客室」の設計標準の追加、既存建築物における改修方法の提案、ソフト面での配慮等の記述の充実
- ②車いす使用者用便房、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児用設備等について、一層の機能分散や小規模施設・既存建築物の整備を進めるための記述の充実
- ③建築物の用途別の計画・設計のポイントの記述の充実
- ④設計者にとってわかりやすい内容とするための構成等の整理

バリアフリー法では、車いす使用者用客室は50室以上に1室を確保し、客室内の便所や浴室の出入口について、80cm以上を確保することを定めている。今回の建築設計標準の改正では、オリンピック、パラリンピックの開催で、多くの客室を必要とするため、たとえば、客室内の浴室や便所の改修の場合、出入口の構造によっては70cm以上とすることとしており、このことは、実際に整備基準を適用する自治体の自主条例において緩和するよう示している。

自主条例では、新築や改修の場合、用途と規模により整備基準が適用される。本研究においても、2012年度と2016年度の届出時適合率や完了後適合率の変化に対する自治体の意見において、用途変更など施設全体に、整備基準が適用される場合に適合させることが難しいとの意見が出ている。

低成長の時代にある現在、ますます既存施設を改修して対象施設とするものが増えてくると考えられる。既存施設を改修する場合は、構造上の問題を考慮し、たとえば、適用される整備基準の適用箇所は、敷地内通路、出入口、便所に限り、そのほかは宿泊施設にあっては客室の整備基準を適用するというように、小規模施設のように適用される基準を限定して、最低限の整備基準とすることが必要である。宮崎市の改修のための助成制度の利用者は、医療施設、飲食施設、集会施設、サービス施設（理容所等）、福祉施設の順に多かった。これらの用途についても改修にあたっての課題について整理していく必要がある。

(2) 移動円滑化促進地区について

バリアフリー法は、2018年5月25日に改正されて、官公庁や福祉施設、旅客施設などを含む生活関連施設が集まる移動円滑化促進地区について、バリアフリー化を重点的に進めるため、市町村に移動円滑化促進方針の作成を促す方策を示した。

改正では、これまでの重点整備地区に加えて、バリアフリーの面的な整備に取り組む市町村を増やすための措置であり、移動等円滑化促進方針の作成や地区内の公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等、建築主等による市町村への情報提供、そして、移動等円滑化促進方針の評価を概ね5年ごとに行うとしており、評価を行うために施設設置管理者や公安委員会、高齢者、障害者等、学識経験者、市町村による協議会を組織することができるとしている。そのほか、都道府県の役割は、市町村の求めに応じて、広域的見地から助言や援助を行う。

建築物のバリアフリー化については、移動等円滑化経路協定を結ぶ経路を構成する建築物や案内所を有する建築物特定施設を除いて、移動円滑化促進地区において地区内に新設等される建築物（生活関連施設）については、委任条例を含むバリアフリー法の特別特定建築物や自主条例に基づいて指導がされることになる。

福岡市では、「福岡市バリアフリー基本計画」の重点整備地区内における建築物は、地区外の建築物も同様に、自主条例やバリアフリー法に基づいて整備の指導がされた。そのため自治体のソフト面とハード面の福祉のまちづくりを推進する2つの専門組織が連携して、建築確認申請前の事前協議、完了届、完了検査のそれぞれの機会に行政指導を徹底しており、2016年度の完了適合率は75.4%と高い。

同様に、移動円滑化促進地区において、建築物のバリアフリー化の実効性を高めるためには、移動円滑化促進地区だけでなく、自治体全体の建築物のバリアフリー化推進のために取り組むことを提案する。

市町村において、福祉のまちづくりを推進する専門部署を設置し、そして、「福祉のまちづくり推進協議会」は、移動円滑化促進地区内を含む自治体全体の整備について、点検、評価、改善のために進行管理を行い、自治体全体の福祉のまちづくりのスパイラルアップを図る目的で活動することである。

また、「福祉のまちづくり推進協議会」の活動や移動円滑化促進地区の活動に、多くの自治体職員を参加させて、障害者や高齢者等の住民の意見を福祉のまちづくり事業や事前協議等の指導・助言に生かすこと。そして、移動円滑化促進地区に限らず、自主条例における行政指導は、建築確認申請前の事前協議、完了届、完了検査のそれぞれの機会に行政指導を徹底することにより、建築物のバリアフリー化の実効性を高めなければならない。

以上、本研究は、都道府県に限らず基礎自治体においても活用し、建築物のバリアフリー化の実効性を高めてほしいと切に願うものである。

注釈

注1) 1969(昭和44)年に、宮城県仙台市の授産施設の入所者が1人のボランティアと「障害者も普通の人間として家庭や社会で生活できるような障害者に使いやすい生活環境づくりが必要である」ことを話し合い、この2人を中心に障害者団体、ボランティアグループ、市民団体等の協力を得て、さまざまな調査を自分たちの手で行い、これを根拠に車いすでも利用できるトイレ、スロープ等の設置を仙台市に要請した。その後、1973(昭48)年には仙台市において「車いす市民全国集会」が開催された。この仙台市からはじまった運動が「障害者生活圏拡大運動」(福祉のまちづくり運動)である。

注2) 『日比野正己「福祉のまちづくり」水曜社 1978』において、自立をめざした松平まち子さんが車いす喫茶オアシスを開いたこと。これを知った被爆者 渡辺千恵子さんの車いす住宅づくりが述べられる。また、『日比野正己「居住バリア・フリー百科」TBSブリタニカ PP182-183 2002』において、重度被爆者・千恵子の特徴と工夫が掲載されている。

注3) 『岩浦厚信・池田弘・花田賢弘「長崎市における重度障害者の住宅・生活環境その1—渡辺千恵子さんの場合」1978年長崎総合科学大学卒業研究』その後、1979年に日比野正己氏より大幅に加筆されて「重度障害者の住宅づくり—渡辺千恵子さんの場合」長崎総合科学大学紀要20巻第2号1979に掲載された。

注4) この住宅改造については、『岩浦厚信「重度障害者の住宅改善—納宏子さんの場合」長崎総合科学大学地域科学研究所地域論叢 No.2 1985.3』において、住宅改善の内容とその後の生活について述べた。また、『日比野正己「学生時代」熱中宣言 講談社 PP97-100 1985』のことが紹介されている。

注5) 「車いすガイドブックづくり」は、障害者が外出する際に利用可能な施設等の紹介をする目的だけでなく、一般市民も障害者の不自由な面を理解しやすく障害者問題の理解へとつながった。ガイドブックづくりの活動は、1973年に「車いすTOKYOガイド(第0号)」(同作成委員会編集発行)を最初に、全国各地で障害者団体を中心に車いす使用者向けや視覚障害者向けのガイドブックづくりが行われた。宮崎県における障害者向けのガイドブックは、宮崎わたぼうし会が1982年にまとめた「まちへ出よう—宮崎車いすガイドブック 82'—」が最初である。

注6) 「宮崎市福祉のまちづくり総合計画」は、宮崎市条例第6条(市の責務)第1項において、「市は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。」と定めている。そして、条例第7条(総合的推進)「市民、事業者及び市は、相互に連携し、協働して福祉のまちづくりの推進を図るものとする。」及び第10条(推進体制の整備)「市は、市民及び事業者と連携して、福祉のまちづくりを総合的に推進するための体制を整備するものとする。」と定めており、これらの規定に基づいて、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するために、2002年に市民、事業者及び市で構成す

る「宮崎市福祉のまちづくり市民協働会議」（市民・事業者 18 人、市 9 人）とその下部組織である作業部会（市民・事業者 14 人、市 25 人）において福祉のまちづくりの課題抽出を行い、福祉のまちづくり推進のために課題解決が必要な 39 の施策を「宮崎市福祉のまちづくり総合計画」として 2004 年に策定した。また計画は、その目的から社会福祉法第 107 条の「地域福祉計画」と同じものと位置づけている。

注 7) 「観光バリアフリー事業」は、「宮崎市福祉のまちづくり総合計画」において、既存民間建築物のバリアフリー化がすすまないという課題に取り組むための事業である。根拠は、宮崎市条例第 25 条（既存施設の整備）「対象施設を所有し、又は管理する者は、当該対象施設について、整備基準に適合させるよう努めなければならない。」に基づく。

注 8) 「宮崎市バリアフリー検討会」は、宮崎市条例第 2 条第 1 項第 4 号において条例の基本理念として掲げた「すべての市民が安全かつ快適な生活を送ることができる社会」に基づき、それを実現するために、宮崎市管理施設と民間施設について、優れたバリアフリー化を促進させることを目的に、当事者団体や市民活動団体、専門職団体の 12 団体からの推薦による 12 名の委員で構成する 2008 年に設立された。

注 9) 「車いすガイドブック」は、新宿身障明るい街づくりの会が、「障害者の住みよい街づくり」を目指して自分たちの街を自分たちでチェックし、昭和 55 年 3 月に「新宿車イスガイド」を発行したことが最初である。その後全国各地に広まった。

注 1 0) 「身体障害者福祉モデル都市」（厚生省 S48～50）は、身体障害者のための模範的な生活環境施設、設備を整備する身体障害者福祉モデル都市を設置し、これにより身体障害者の福祉についての一般住民の理解を深め、家庭に閉じこもりがちな身体障害者の生活圏の拡大を図るとともに、身体障害者の住みよい環境づくりの普及促進を図ろうとするものである。原則として人口 20 万人以上を対象に、道路交通安全施設の整備や公共施設の構造設備、公共施設及び公園等に車いすの配備、移動浴槽車、リフト付きバス、電話相談網等の整備、身体障害者福祉についての普及啓蒙が事業内容である。

注 1 1) 「障害者福祉都市事業」（S54～60 厚生省）は、障害者の生活環境の改善、障害者福祉サービスの実施、心身障害児の早期療育の推進及び市民啓発の各事業を総合的に実施し、障害者の住みよいまちづくりの推進を図ろうとするものである。人口概ね 10 万人以上で、厚生大臣が指定する市について、公共施設の構造設備や道路交通安全施設の改善、障害者のための住宅改善、障害者福祉サービス事業、心身障害児早期療育推進事業、市民啓発事業が事業内容である。

注 1 2) 「障害者の住みよいまちづくり事業」（S61～H1 厚生省）は、障害者の生活環境の改善、福祉サービスの実施、心身障害児の早期療育の推進及び市民啓発の各事業を総合的に実施し、障害者の住みよいまちづくりの推進を図ろうとするものである。「障害者福祉都市事業」と比較し、国庫補助の制限額は引き下げだが、実施主体の対象範囲を拡大している。人口概ね 5 万人以上で、厚生大臣が指定する市町村において、公共施設の構造設備や道路交通安全施設の改善、障害者のための住宅改善、障害者福祉サービス事業、

心身障害児早期療育推進事業、市民啓発事業を事業内容とする。

注13) 「住みよい福祉のまちづくり事業」(厚生省)は、国の指定を受けた市町村が、公共施設等の改善のみならず、福祉サービスや啓発普及事業も併せて、総合的な福祉のまちづくりを行おうとするものである。人口概ね3万人以上で、厚生大臣が指定する市町村について、生活環境改善事業、福祉サービス事業、啓発普及事業、その他「住みよい福祉のまちづくり」推進のために必要な事業を行う。

注14) 「国際車いすシンボルマーク交付基準」は、「障害者が利用できる建築物、施設」であることを明確に示す世界共通のシンボルマークである。具体的には、以下の条件を満たしていることが必要である。

玄関：地面と同じ高さにするほか、階段の代わりに、または階段のほかにスロープ(傾斜路)を設置する。

出入口：80cm以上の幅とする。回転ドアの場合は、別の入口を併設する。

スロープ：傾斜は1/12以下とする。室内外を問わず、階段の代わりにまたは階段のほかにスロープを設置する。

トイレ：利用しやすい場所にあり、外開きドアで、仕切り内部が広く、手すりがついたものとする。

通路・廊下：130cm以上の幅とする。

エレベータ：入口幅は80cm以上とする。

注15) 「障害をもつアメリカ人法」(通称：ADA)は、1990年に公布され、雇用や公共的な施設、交通機関、聴覚障害者などの通信などの分野で、障害を理由とした施設の利用や機会を阻むあらゆる差別を禁止した連邦法である。

注16) 『山田昭義、星野広美編「人にやさしい街づくり」風媒社、1997』において、愛知県人にやさしい街づくり連続講座の内容を詳しく解説している。

注17) 「市管理施設市民意見設計反映事業」は、「宮崎市福祉のまちづくり総合計画」において、「条例の整備基準を遵守するだけでは、高齢者や障害者等に利用しやすい施設とはならない」という課題から、公共施設整備について市民意見を反映させるための事業である。根拠は、宮崎市条例第6条(市の責務)第3項において「市は、自ら所有し、又は管理する施設を高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講じるよう努めなければならない。」としている。

注18) 「民間建築物バリアフリー顕彰事業」は、「宮崎市福祉のまちづくり総合計画」において、「福祉のまちづくり功績者に対する顕彰を行うこと」の課題に基づいた事業である。根拠は、「宮崎市条例第12条(表彰)において、「市長は、福祉のまちづくりの推進に関して著しい功績のあった市民及び事業者に対し、表彰を行うことができる。」に基づく。

注19) 「宮崎市福祉のまちづくり総合計画評価報告書」は「宮崎市福祉のまちづくり総合計画」の5年間の取り組みと成果を市民と行政が協働で評価したもので、宮崎市市民協

働会議が 2009 年 3 月に策定した。課題解決にあたった 39 の施策推進の評価は、「福祉のまちづくり推進会議」（行政組織）が経過と成果について「内部評価」を行ったものを「福祉のまちづくり市民協働会議」（市民と行政）に提示し、客観的な視点から「外部評価」を作成した。また、その評価を受けて行政組織が「今後の位置付け」を示し、次期計画（地域福祉計画）に反映させることにした。

注 2 0) 「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック国土交通省総合政策局安心生活政策課 2016 年 9 月」は、バリアフリー基本構想の新規作成や見直す際の活用を目的として、面的・一体的なバリアフリー整備の効果について事例を示すなど、2008 年の初版から拡充を図り改訂している。

注 2 1) 「中村橋駅北口地区地区計画」（2013 年 3 月 29 日決定）は、西武池袋線中村橋駅の北側に位置し、駅から南北に広がる商店街や美術館をはじめとした公共施設が立地する地区について、一層のバリアフリー化と文化施設等の集客を促進することなどを目的に、2016 年 6 月に地区計画が変更される。

引用参考文献

- 1) 日比野正己：福祉のまちづくり研究—障害者・高齢者らの豊かで美しい生活環境の創造をめざして，東洋大学審査学位論文，1996.3
- 2) 林 玉子：日本におけるノン・ハンディキャップ環境の実態と問題点，リハビリテーション研究第60号，pp15-21，1989.3
- 3) 寺山久美子：国際シンボルマークの現状と課題，リハビリテーション研究第67号，pp2-13，1991.3
- 4) 寺島薫：福祉のまちづくりと条例化，建築文化，pp110-111，1992.9
- 5) 高橋儀平：安心してくらすための建築法制度づくりに向けて，建築文化，pp136-137，1992.9
- 6) 野村 敏：福祉のまちづくり概論，リハビリテーション研究第80号，pp2-10，1994.6
- 7) 三宅博史・南 博：「福祉のまちづくり条例」の実効性における府県事例の比較—都道府県の「福祉のまちづくり条例」に関する研究 その1，日本建築学会大会学術講演梗概集(北海道)，pp77-78，1995
- 8) 南 博・三宅博史：「福祉のまちづくり条例」の実効性における府県事例の比較—都道府県の「福祉のまちづくり条例」に関する研究 その2，日本建築学会大会学術講演梗概集(関東)，pp79-80，1995
- 9) 高橋儀平：高齢者、障害者に配慮の建築設計マニュアル，彰国社，1996
- 10) 野村敏：福祉のまちづくりの今後に向けて，リハビリテーション研究第92号，pp37-41，1997.8
- 11) 羽生洋治：建築分野における高齢者・障害者等対応のあり方に関する研究，1998
- 12) 伊藤孝太郎・佐藤圭二・星野広美：都道府県における「福祉のまちづくり条例」に関する研究 その1「福祉のまちづくり条例」の性格について，日本建築学会東海支部研究報告集，pp717-720，1998.2
- 13) 伊藤孝太郎・佐藤圭二・星野広美：都道府県における「福祉のまちづくり条例」に関する研究 「福祉のまちづくり条例」の対象施設の範囲と手続き事項について，日本建築学会大会学術講演梗概集(九州)，pp137-138，1998.9
- 14) 伊藤修一郎：自治体政策過程の動態：政策波及の統合的実証分析，2000
- 15) 我謝綾乃・清水薫：自治体における福祉のまちづくり条例等の運用実態について，日本建築学会大会学術講演梗概集(北海道)，pp415-416，2001
- 16) 中島喜代子・矢田望斗：福祉のまちづくりに関する研究，三重大学教育学部研究紀要第52巻，人文・社会科学 pp55-80，2001
- 17) 橋本彼呂子・野村 敏・八藤後猛：ハートビル法の対象建築物の範囲，義務化，基準等の妥当性について—高齢者及び障害者の建築物の障壁に関する研究—，日本建築学会計画系論文集第608号，pp51-58，2006.10

- 18) 金 詩明・川西健太郎・山崎 晋・園田眞理子:公共建築物における実測調査からからみた福祉関連法・条例整備基準への適合状況ー施設利用者評価と法整備基準からみた公共建築物のバリアフリーに関する研究 その1ー, 日本建築学会大会学術講演梗概集(中国), pp333-334, 2008
- 19) 山崎 晋・高橋 儀平・寺島 薫:バリアフリー新法制定以降の福祉のまちづくり条例・建築物バリアフリー条例の全国改正動向～自治体におけるバリアフリー関係条例に関する研究～, 日本建築学会大会学術講演梗概集(東北), pp1045-1046, 2009
- 20) 下郡山琢・岸和生・三谷千瀬・杉崎和久・高橋儀平:練馬区福祉のまちづくり推進条例の特徴と課題, 日本福祉のまちづくり学会第13回全国大会研究発表概要集, 1D-2, 2010
- 21) 日本福祉のまちづくり学会編:福祉のまちづくりの検証 その現状と明日への提案, 2013
- 22) 三星昭宏・高橋儀平・磯部友彦:建築・交通・まちづくりをつなぐ 共生のユニバーサルデザイン, 2014
- 23) 高橋儀平:過疎農山村における高齢者単独世帯の居住変容と居住モデルに関する研究, 東京大学博士論文, 1993
- 24)水村容子:サリドマイド胎芽病による先天性上司障害者の生活行為特性に関する住環境計画の基礎的研究, 日本女子大学博士論文, 1998
- 25)竜口隆三:公共トイレにおける車いす使用者用便房の最小空間寸法の研究, 東洋大学博士論文, 2009

発表論文

査読論文

- 1) 岩浦厚信・高橋儀平「宮崎市における民間小規模建築物のバリアフリーの現状と評価について」日本建築学会計画系論文集 Vol.79 No701, pp1531-1539, 2014.7
- 2) 岩浦厚信・高橋儀平「地方自治体における建築物のバリアフリー化のための委任条例と自主条例の運用に関する研究」日本建築学会計画系論文集 Vol.82 No731, pp-21-29, 2017.1

口頭発表

- 1) 「すべての施設のバリアフリーをめざして－宮崎市福祉のまちづくり条例実施状況から－」岩浦厚信、日本福祉のまちづくり学会第6回全国大会概要集, pp175-178, 2003.7
- 2) 「新設される車いすトイレに対する行政指導について－利用しやすい施設づくりのために」岩浦厚信、第3回日本福祉のまちづくり学会九州支部宮崎大会抄録集, pp24-29, 2004.2
- 3) 「新設される車いすトイレに対する行政指導について－福祉のまちづくり条例事前協議の状況から－」岩浦厚信、日本福祉のまちづくり学会第7回全国大会概要集, pp219-222, 2004.7
- 4) 「観光バリアフリーの効果に関する一考察－高山市及び三重県における取り組み状況から－」岩浦厚信、第4回日本福祉のまちづくり学会九州支部佐賀大会抄録集, 2004.12.5
- 5) 「市民協働による福祉のまちづくりの推進について－宮崎市福祉のまちづくり総合計画に基づく政策立案から－」岩浦厚信、日本福祉のまちづくり学会第8回全国大会概要集, pp17-20, 2005.8
- 6) 「すべての施設のバリアフリーをめざして－宮崎市福祉のまちづくり条例施行後4年間の実績から－」岩浦厚信、第5回日本福祉のまちづくり学会九州支部大分大会抄録集, pp17-22, 2005.11
- 7) 「不正改造防止のための建築行政のあり方について－福祉のまちづくりのあるべき姿をめざして－」岩浦厚信、日本福祉のまちづくり学会第9回全国大会概要集, pp217-220, 2006.8
- 8) 「既存民間建築物のバリアフリー化をめざして－市民協働による観光バリアフリーの取り組みから－」岩浦厚信、第6回日本福祉のまちづくり学会九州支部佐賀大会抄録集, pp29-32, 2006.12
- 9) 「既存民間建築物のバリアフリー化をめざして－市民協働による観光バリアフリーの取り組みから その2－」岩浦厚信、日本福祉のまちづくり学会第10回全国大会概要集, pp99-102, 2007.8

- 10) 「福祉のまちづくり推進のための市民協働による政策立案について－宮崎市バリアフリー検討委員会の活動から－」 岩浦厚信、第 7 回日本福祉のまちづくり学会九州支部佐賀大会, 2007.11.24
- 11) 「既存民間建築物のバリアフリー化をめざして－市民協働による観光バリアフリーの取り組みから その 3－」 岩浦厚信、日本福祉のまちづくり学会第 11 回全国大会概要集, pp273-276, 2008.8
- 12) 「美しい夜間景観をつくる－宮崎を「ひかり」で変える実行委員会の活動から」 岩浦厚信、第 8 回日本福祉のまちづくり学会九州支部宮崎大会抄録集, pp27-30, 2008.12
- 13) 「建築物の優れたバリアフリー化をめざして－宮崎市バリアフリー検討会の取り組みから－」 岩浦厚信、日本福祉のまちづくり学会第 12 回全国大会概要集, pp47-50, 2009.8
- 14) 「観光バリアフリーの必要性について－宮崎観光バリアフリーマップの情報から－」 岩浦厚信、第 9 回日本福祉のまちづくり学会九州支部長崎大会, 2009.12.12
- 15) 「観光バリアフリー情報の必要性について－宮崎観光バリアフリーマップの内容から－」 岩浦厚信、日本福祉のまちづくり学会第 13 回全国大会概要集, 3B-1, 2010.8
- 16) 「宮崎市営住宅における高齢者支援拠点の必要性について－神戸市と和泉市の市営住宅における先進事例から－」 岩浦厚信、第 10 回日本福祉のまちづくり学会九州支部福岡大会抄録集, pp10-13, 2011.2
- 17) 「宮崎市における『福祉のまちづくり』に関する研究～1979 年から 2010 年の歴史～」 岩浦厚信、第 21 回日本福祉文化学会全国大会 in 長崎大会報告集, pp42-43, 2010.11
- 18) 「宮崎市営住宅における高齢者生活支援拠点の必要性について－神戸市と和泉市の市営住宅における先進事例から－」 岩浦厚信、日本福祉のまちづくり学会第 14 回全国大会概要集, 13C-4, 2011.8
- 19) 「宮崎市におけるオストメイト対応トイレの設置状況について－オストメイトが安心して外出できる環境をめざして－」 岩浦厚信、第 11 回日本福祉のまちづくり学会九州支部佐賀大会, 2012.1.28
- 20) 「宮崎市におけるオストメイト対応トイレの設置状況について－オストメイトが安心して外出できる環境をめざして－」 岩浦厚信、日本福祉のまちづくり学会第 15 回全国大会概要集, 12B-1, 2012.8
- 21) 「既存民間施設バリアフリー整備補助事業に対する外部評価について－判定人の意見に対する対応から－」 岩浦厚信、第 12 回日本福祉のまちづくり学会九州支部宮崎大会, 2013.1.26
- 22) 「小規模建築物のバリアフリー化促進の必要性について－宮崎市福祉のまちづくり条例の実施状況から」 岩浦厚信、日本福祉のまちづくり学会第 16 回全国大会概要集, 12A-4, 2013.8
- 23) 「全国自治体における建築物のバリアフリー化の現状と評価について」 岩浦厚信・高橋儀平、第 13 回日本福祉のまちづくり学会九州支部宮崎大会抄録集, pp5-8, 2013.11

- 24) 「全国自治体における建築物のバリアフリー化関連条例の運用実態について－行政指導内容と実効性確保－」岩浦厚信・高橋儀平、日本福祉のまちづくり学会第17回全国大会概要集、CⅡ1B-4, 2014.8
- 25) 「自治体における民間建築物に対するバリアフリーの指導について」岩浦厚信・高橋儀平、日本建築学会大会学術講演梗概集、E-1分冊, 5063, 2014.9
- 26) 「地方自治体における建築物のバリアフリー化関連条例のあり方について」岩浦厚信・高橋儀平、第14回日本福祉のまちづくり学会九州支部北九州大会抄録集, pp23-26, 2015.1
- 27) 「全国自治体における建築物のバリアフリー化関連条例の運用実態について－条例の役割と行政指導のあり方－」岩浦厚信・高橋儀平、日本福祉のまちづくり学会第18回全国大会概要集、CⅡ1-4, 2015.8
- 28) 「自治体における民間建築物に対するバリアフリーの指導について～その2」岩浦厚信・高橋儀平、日本建築学会大会学術講演梗概集、E-1分冊, 5339, 2015.9
- 29) 「全国自治体における建築物のバリアフリーの実効性を高める研究－条例の役割と行政指導のあり方－」岩浦厚信・高橋儀平、第15回日本福祉のまちづくり学会九州支部北九州大会抄録集, pp15-18, 2015.10

資料目次

(1) 第1回自治体アンケート調査.....	189
(2) 第2回自治体アンケート調査.....	217
(3) 第3回自治体アンケート調査.....	233
(4) 第1回自治体ヒアリング調査.....	245
(5) 第2回自治体ヒアリング調査.....	251
(6) 第3回自治体ヒアリング調査.....	265

(1) 第1回自治体アンケート調査

①調査期間 2013年8月2日～9月2日

②調査自治体 93自治体のうち自主条例又は委任条例施行自治体

47都道府県

12基礎自治体（札幌市、仙台市、さいたま市、川崎市、横浜市、京都市、福岡市、世田谷区、練馬区、町田市、高山市、宮崎市）

平成25年8月2日

福祉のまちづくり条例（建築物）担当課 御中

東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科
教授 高橋儀平
東洋大学福祉社会デザイン科人間環境デザイン専攻
博士課程後期 岩浦厚信
(宮崎市建築指導課主幹)

福祉のまちづくり条例施行後の成果と課題についての調査について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、私どもでは地域におけるバリアフリー化のあり方について研究するために、現在、福祉のまちづくり条例制定後の成果と課題について検討を進めています。

つきましては、全国の都道府県及び政令指定都市、そのほか福祉のまちづくり条例に積極的な取り組みをされている自治体を対象に、別紙のようなバリアフリー化の現状の取り組みについて、ご照会する次第です。

業務多忙の折、誠に恐縮ですが、別紙調査票によりご回答をお願いいたします。

なお、この調査を研究以外の目的で使用することは一切ございませんので、ご協力のほどお願いいたします。

記

- 1 提出書類 「調査票1」の質問にお答え頂きながら「調査票2～3」も記載してください。
- 2 提出方法 電子メール又は FAX
- 3 提出期限 平成25年9月2日(月)
- 4 その他 ご回答については、まとまった資料等があればデータを添付して頂ければ結構です。また HP で公開している場合は、アドレス等の記入をお願いします。

※ 依頼先が担当課でない場合は、お手数ですが担当部署へ転送していただきますよう、お願いいたします。

提出及び問合せ先

〒880-8505 宮崎市橋通西1丁目1-1

宮崎市都市整備部建築指導課 岩浦厚信^{いわうらあつひのぶ}

TEL 0985-21-1813 FAX 0985-21-1815

E-mail 30sidou@city.miyazaki.miyazaki.jp

福祉のまちづくり条例等についての照会（調査票1）	
	自治体名 　　：
	担当部署名 　：
	記入者名 　　：
	電話番号 　　：
	メールアドレス 　：
	※下記の質問について貴自治体に該当する場合はすべてお答えください。
問1	地方自治法第14条に基づく福祉のまちづくり条例（以下「自主条例」という。）
	について記入してください。
	条例名 　　：
	施行 　：平成 　年 　月 　日、 最終改正 　：平成 　年 　月 　日
	今後、条例を改正する計画がありますか。有無のいずれかに○をつけてください。
	・有 　　　・検討中 　　　・無
	・「有」または「検討中」の場合は下記にその理由を簡単に書いてください。
	<div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>
問2	バリアフリー法第14条第3項に基づく条例（以下、「付加条例」という。）
	を制定していますか。
	1)付加条例を制定している場合
	条例名 　　：
	施行 　：平成 　年 　月 　日
	今後、条例を改正する計画がありますか。有無のどちらかに○をつけてください。
	・有 　　　・無
	・「有」の場合は下記にその内容を書いてください。）
	<div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>
	2)付加条例を制定していない場合
	今後、付加条例を制定する計画がありますか。有無のどちらかに○をつけてください。
	・有 　　　・無
	・「有」の場合は下記にその予定時期を書いてください。）
	平成 　年 　月頃施行予定
問3	自主条例及び付加条例における対象建築物の規模についてお尋ねします。
	対象建築物 　： <u>「調査票2」の記入をお願いします。</u>
	※なお、「調査票2」の「平成24年度実績」欄の記入は、「届出施設数」と、そのうち
	完了検査における「適合施設数」を記入してください。

問4	事前協議を含む届出等（以下、「届出等」という。）の制度についてお尋ねします。
	1) 自主条例について対象建築物の建築等の際し、届出等の制度を定めていますか、 定めている 定めていない（どちらかに○をつけてください。）
	2) 1)で「定めている」場合、事務手続きの流れを説明してください。（データ添付でも可） 〔 〕
	3) 付加条例の事務手続きの流れを説明してください。（データ添付でも可） 〔 〕
	4) 自主条例及び付加条例を含む届出等の実績について「調査票3」の記入をお願いします。
	5) 自主条例の届出等において不適合となる場合の指導内容はどのように行っていますか。 最も近いものを以下中から一つ○をつけてください。 ①届出以降も適合するよう粘り強く指導を行っている。 ②届出の際に適合への指導を行うが、改善する意思がない場合はそのまま処理する。 ③届出のまま処理している。 ④その他（内容： _____ ）
	6) 届出等や完了検査において、適合率が向上するためには何が必要と考えますか。 〔 〕
	7) 民間指定確認検査機関に提出される条例対象建築物について届出等は守られていますか。 守られている 守られていない（どちらか近い方に○をつけてください。）
	8) 7)で「守られていない」と答えたところについて、その理由は何だと考えますか。 〔 〕
	9) 「調査票2」において平成24年度実績を記入いただきましたが、貴自治体において平成20～24年度において建築物の用途別、整備箇所別適合状況を把握していますか。 把握している 把握していないが把握できる 把握できない
	※ 質問は以上です。
	質問に答えていただき、たいへんありがとうございました。

調査票2「届出(事前協議)等の規模」			自治体名()				
No	建築物の種類	バリアフリー法特別特定建築物(記入不要)	付加条例	届出(事前協議)対象施設の面積(例:0㎡以上)		平成24年度実績	
				うち小規模施設(例:0~300㎡未満)	届出施設数	適合施設数	
1	特別支援学校	2,000㎡以上	㎡以上	㎡以上	㎡未満		
2	学校(1を除く)		㎡以上	㎡以上	㎡未満		
3	病院又は診療所	2,000㎡以上	㎡以上	㎡以上	㎡未満		
4	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	2,000㎡以上	㎡以上	㎡以上	㎡未満		
5	集会場又は公会堂	2,000㎡以上	㎡以上	㎡以上	㎡未満		
6	展示場	2,000㎡以上	㎡以上	㎡以上	㎡未満		
7	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	2,000㎡以上	㎡以上	㎡以上	㎡未満		
8	卸売市場		㎡以上	㎡以上	㎡未満		
9	ホテル又は旅館	2,000㎡以上	㎡以上	㎡以上	㎡未満		
10	事務所		㎡以上	㎡以上	㎡未満		
11	共同住宅、寄宿舎又は下宿		㎡以上	㎡以上	㎡未満		
12	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	2,000㎡以上	㎡以上	㎡以上	㎡未満		
13	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)	2,000㎡以上	㎡以上	㎡以上	㎡未満		
14	13以外の老人ホーム、福祉ホーム又は保育所その他これらに類するもの		㎡以上	㎡以上	㎡未満		
15	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	2,000㎡以上	㎡以上	㎡以上	㎡未満		
16	体育館(一般公共の用に供されるものに限り、水泳場(一般公共の用に供されるものに限り)、若しくはボウリング場又は遊技場)	2,000㎡以上	㎡以上	㎡以上	㎡未満		
17	16以外の体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設		㎡以上	㎡以上	㎡未満		
18	博物館、美術館又は図書館	2,000㎡以上	㎡以上	㎡以上	㎡未満		
19	公衆浴場	2,000㎡以上	㎡以上	㎡以上	㎡未満		
20	飲食店	2,000㎡以上	㎡以上	㎡以上	㎡未満		
21	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		㎡以上	㎡以上	㎡未満		
22	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行、郵便局その他これらに類するサービス業を営む店舗	2,000㎡以上	㎡以上	㎡以上	㎡未満		
23	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの		㎡以上	㎡以上	㎡未満		
24	工場		㎡以上	㎡以上	㎡未満		
25	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	2,000㎡以上	㎡以上	㎡以上	㎡未満		
26	自動車の停留所又は駐車のための施設(一般の公共の用に供されるものに限り)	2,000㎡以上	㎡以上	㎡以上	㎡未満		
27	26以外の自動車の停留所又は駐車のための施設		㎡以上	㎡以上	㎡未満		
28	公衆便所	50㎡以上	㎡以上	㎡以上	㎡未満		
29	公共用歩廊	2,000㎡以上	㎡以上	㎡以上	㎡未満		
30	※		㎡以上	㎡以上	㎡未満		
31	※		㎡以上	㎡以上	㎡未満		

※の欄は、上記の対象用途に該当しない用途について指定がある場合は記入してください。

「調査票3」届出(事前協議)等の実績						
自治体名()						
(記入上の注意)						
1) 下記の年度のデータがない場合は、年度を修正のうえ近隣の年度データを記入してください。						
2) 近隣のデータもない場合は記入の必要はありません。						
3) 民間建築物と公共建築物を分けていない場合は、民間建築物の欄に記入してください。						
民間建築物						
年度	平成12年度	平成15年度	平成18年度	平成21年度	平成24年度	合計
届出数						0
届出時整備基準適合数						0
完了検査実施数						0
完了検査合格数						0
適合証交付数						0
*民間建築物で不適合となるケースで上位3つの理由を挙げて下さい。 (例:「出入口の幅不足」「手すり点字なし」「誘導用ブロックなし」「スロープの勾配超過」「スロープ幅不足」「トイレ手すり未設置」「段差あり」「仕上げ床材の不適」等)						
公共建築物						
年度	平成12年度	平成15年度	平成18年度	平成21年度	平成24年度	合計
届出数						0
届出時整備基準適合数						0
完了検査実施数						0
完了検査合格数						0
適合証交付数						0
*公共建築物で不適合となるケースで上位3つの理由を挙げて下さい。 (例:「出入口の幅不足」「手すり点字なし」「誘導用ブロックなし」「スロープの勾配超過」「スロープ幅不足」「トイレ手すり未設置」「段差あり」「仕上げ床材の不適」等)						

第1回 アンケート調査「調査票1」（北海道～愛知県）1/2

番号	都道府県名	バリアフリー法(建築物)所管課	問1 自主条例について					問2-1 付加条例有り				
			自主条例名	施行日	改正の計画	改正計画の理由等	事務手続きの流れ	付加条例名	施行日	改正の計画	計画の理由等	事務手続きの流れ
1	北海道	北海道建設部住宅局建築指導課	北海道福祉のまちづくり条例	H10.4.1	無		届出(市町村)、進達(道庁)、指導助言、(完了届、完了検査なし)認定証交付申請、検査、交付					
2	青森県	青森県建築住宅課	青森県福祉のまちづくり条例	H10.10.14	無		届出、内容審査、(完了届、完了検査なし)適合証交付申請、交付					
3	岩手県	岩手県建築住宅課	岩手県ひとこやさしいまちづくり条例	H7.7.14	無		事前協議書提出、完了届提出、検査、適合証交付申請、交付	岩手県ひとこやさしいまちづくり条例	H19.12.18	無		事前協議書提出、完了届提出、検査、適合証交付申請、交付
4	宮城県	宮城県建築住宅課	宮城県だれもが住みよい福祉のまちづくり条例	H8.7.10	無		届出、内容審査、指導助言、完了届、完了検査、適合証交付請求、交付					
5	秋田県	秋田県建築住宅課	秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例	H15.4.1	無		事前協議書届出、内容審査、指導助言、完了届、完了検査、適合証交付請求、交付					
6	山形県	山形県健康福祉部福祉企画課	山形県みんなこやさしいまちづくり条例	H11.10.12	無		届出、審査、(完了届、完了検査なし)、適合証交付請求、交付	山形県みんなこやさしいまちづくり条例	H20.8.21	無		届出、審査、(完了届、完了検査なし)、適合証交付請求、交付
7	福島県	福島県土木部建築総室建築指導課	福島県人こやさしいまちづくり条例	H7.3.17	無		届出書、審査、確認申請添付、(完了届、完了検査なし)、適合証交付請求、交付					
8	茨城県	茨城県土木部都市局建築指導課	茨城県ひとこやさしいまちづくり条例	H8.3.28	無		届出、内容審査、指導助言(届出のみ)					
9	栃木県	栃木県土木整備部建築課	栃木県ひとこやさしいまちづくり条例	H11.10.14	無		届出、工事完了届、完了検査、適合証交付請求、交付					
10	群馬県	群馬県土木整備部建築住宅課	群馬県人こやさしい福祉のまちづくり条例	H15.4.1	検討中	整備基準の項目の再検討	届出、内容審査、指導助言、完了届、完了検査、適合証交付申請、交付					
11	埼玉県	埼玉県都市整備部建築安全課	埼玉県福祉のまちづくり条例	H8.4.1	無		工事着手30日前届出、完了届+適合証交付申請、完了検査、適合証交付	埼玉県、申請者、障害者が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	H21.4.1	無		建築確認申請による審査
12	千葉県	千葉県土木整備部建築指導課	千葉県福祉のまちづくり条例	H9.4.1	検討中	必要性について検討中	届出、審査、工事完了届、(完了検査なし)適合証交付請求、交付					
13	東京都	東京都都市整備局市街地建設部建築企画課	東京都福祉のまちづくり条例	H7.4.1	無		届出、審査、(完了届、完了検査なし)適合証交付請求、検査、交付	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	H18.12.20	無		建築確認申請や完了検査時に審査
14	神奈川県	神奈川県保健福祉局地域福祉課	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	H8.4.1	検討中	条例の見直し規定による	建築確認申請の30日前に届出、完了届、完了検査、適合証請求、交付	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	H21.10.1	検討中	条例の見直し規定による	建築確認による審査、完了検査
15	新潟県	新潟県建築住宅課建築指導係	新潟県福祉のまちづくり条例	H8.4.1	無		届出、内容審査、指導助言、完了届、完了検査、適合証交付請求、交付					
16	富山県	富山県土木部建築住宅課	富山県民福祉条例	H8.9.27	無		届出(特別指定建築物は不要)、完了届、完了検査、結果通知、適合証交付請求、交付					
17	石川県	石川県土木部建築住宅課	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例	H9.10.1	無		確認申請に届出書添付、請求により現地調査、適合証交付	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例	H16.4.1	無		確認申請に届出書添付、請求により現地調査、適合証交付
18	福井県	福井県土木部建築住宅課	福井県福祉のまちづくり条例	H8.11.1	無		工事着手30日前届出、完了届、検査、適合証交付請求、交付					
19	山梨県	山梨県土木整備部建築住宅課	山梨県障害者等住居条例	H5.10.14	検討中	法改正の際に検討	工事着手30日前届出、完了届、完了検査、適合証交付					
20	長野県	長野県建設部建築指導課	長野県福祉の街づくり条例	H7.3.30	有	実効性のあるものにする	届出、内容審査、(完了届、完了検査なし)適合証交付請求、交付					
21	岐阜県	岐阜県都市建設部建築指導課	岐阜県福祉のまちづくり条例	H10.3.24	無		届出、内容審査、指導助言、完了届、完了検査、適合証交付請求、交付					
22	静岡県	静岡県環境部建築住宅局建築安全推進課	静岡県福祉のまちづくり条例	H8.4.1	検討中	法との整合性を図る	届出、内容審査、(完了届、完了検査なし)適合証交付請求、交付					
23	愛知県	愛知県建設部建築担当局住宅計画課	人こやさしい街づくりの推進に関する条例	H6.10.14	無		届出、審査、(完了届、完了検査なし)適合証交付請求、交付					

第1回 アンケート調査「調査票1」(北海道～愛知県) 2/2

番号	都道府県名	問2-2 付加条例制定計画			問4 届出制度について				
		予定の有無	予定時期	有無	不適合の場合の指導内容	適合率が向上するためには何かが必要か	民間機関の届出	守られない理由	H20～24年の適合状況の把握
1	北海道	無		有	㊦届出のまま処理	建築主、事業者の認識、自覚が必要	守られている		把握できない
2	香森県	無		有	㊦届出のまま処理	届出制度の周知	守られている		把握できない
3	岩手県	無		有	㊦届出のまま処理	制度強化と必要に応じて費用負担の軽減措置	守られている		把握している
4	宮城県			有	㊦その他(不適合説明書提出要求)	指導強化、適合の場合のメリット	守られている		把握している
5	秋田県			有	㊦届出の際のみ指導	悪質な事業者に対する罰則公表、補助や融資、優遇税制等	守られている		把握している
6	山形県			有	㊦届出の際のみ指導				把握している
7	福島県	無		有	㊦届出の際のみ指導		守られている		把握している
8	茨城県	無		有	㊦届出の際のみ指導	ユニバーサルデザインの啓発や制度の周知	守られている		把握していないが把握可能
9	栃木県	無		有	㊦その他(指導の上、不適合説明書提出要求)	用途に合わせた整備基準作成、適合のメリット創出	守られている		把握できない
10	群馬県	無		有	㊦届出の際のみ指導	建築主からBFI整備の補助金制度が必要といわれている	守られている		把握している
11	埼玉県			有	㊦届出の際のみ指導	設置者の意識向上	守られている		把握できない
12	千葉県	無		有	㊦届出の際のみ指導	整備基準の合理化等、不適合施設の公表、付加条例化、税制優遇や補助金	守られている		把握している
13	東京都			有	㊦その他(区市町村に委任)	整備基準の周知徹底	守られている		把握できない
14	神奈川県			有	㊦届出の際のみ指導	事業者等のBFIに対する理解促進、意識向上	守られている		把握している
15	新潟県	無		有	㊦届出の際のみ指導	建築士の理解向上、事前協議の際の指導強化	守られている		把握している
16	富山県	無		有	㊦届出の際のみ指導	財政的支援	守られている		把握していないが把握可能
17	石川県			有	㊦その他(用途により指導方法を定める)	審査担当者、設計者、施主のBFIに対する意識と知識	守られている		把握していないが把握可能
18	福井県	無		有	㊦届出の際のみ指導		守られている		把握していないが把握可能
19	山梨県	無		有	㊦粘り強く指導	相談時の指導	守られている		把握していないが把握可能
20	長野県	有	H26.9月頃	有	㊦届出の際のみ指導	施工段階の審査義務付け、事前相談の充実、効果的なインセンティブの付与、実効性のある基準の見直し	守られている		把握していないが把握可能
21	岐阜県	無		有	㊦届出の際のみ指導		守られている		
22	静岡県	無		有	㊦届出の際のみ指導		守られている		把握している
23	愛知県	無		有	㊦粘り強く指導	事業者や設計者が適合の意識を持つこと	守られている		把握していないが把握可能

第1回 アンケート調査「調査票1」（三重県～沖縄県）1/2

番号	都道府県名	バリアフリー法(建築物)所管課	問1 自主条例について				問2-1 付加条例有り					
			自主条例名	施行日	改正の計画	改正計画の理由等	事務手続きの流れ	付加条例名	施行日	改正の計画	計画の理由等	事務手続きの流れ
24	三重県	三重県県土整備部建築開発課	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	H11.3.19	無		協議書提出、完了届、適合証交付請求、検査、交付					
25	滋賀県	滋賀県土木交通部建築課	だれもが住みやすくなる福祉滋賀のまちづくり条例	H7.10.1	無		事前協議書提出、完了届、検査、適合証交付請求、交付					
26	京都府	京都府建設交通部建築指導課	京都府福祉のまちづくり条例	H7.3.14	無		事前協議、確認申請協議書添付、完了届、完了確認、適合証交付請求、交付	京都府福祉のまちづくり条例	H16.10.1	無		事前協議、確認申請協議書添付、完了届、完了確認、適合証交付請求、交付
27	大阪府	大阪府住宅まちづくり部建築指導課	大阪府福祉のまちづくり条例	H5.4.1	検討中	H14年以來見直ししていない	特別特定建築物以外について事前協議(小規模施設等)、完了届(完了検査、適合証交付なし)	大阪府福祉のまちづくり条例	H21.10.1	有	法により今後の方向性が示された	特別特定建築物は、建築確認、完了検査等を通じてチェック
28	兵庫県	兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課	兵庫県福祉のまちづくり条例	H5.10.1	無		特別特定建築物以外及び小規模購買施設等も、30日前届出、完了届、検査、適合証交付	兵庫県福祉のまちづくり条例	H23.7.1	無		特別特定建築物について、建築確認、検査時にチェックリスト添付し審査
29	奈良県	奈良県県土マネジント部まちづくり推進局建築課	奈良県住みよい福祉のまちづくり条例	H8.4.1	無		届出、内容審査、指導助言、工事完了届、(完了検査なし)適合証交付請求、検査、交付					
30	和歌山県	和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課	和歌山県福祉のまちづくり条例	H8.10.11			協議書、協議結果通知、工事完了届、適合検査、認定書交付					
31	鳥取県	鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課						鳥取県福祉のまちづくり条例	H20.3.28	有	条例は5年ごとに見直し規定	建築確認、完了検査等を通じてチェック、申出により適合証交付
32	島根県	島根県土木部建築住宅課	島根県ひとやさいまちづくり条例	H12.4.1	無		届出、(完了届、完了検査なし)適合証請求、審査、交付					
33	岡山県	岡山県土木部建築指導課	岡山県福祉のまちづくり条例	H12.4.1	無		届出、工事完了届提出(完了検査、適合証交付なし)					
34	広島県	広島県土木部建築課	広島県福祉のまちづくり条例	H8.4.1	検討中	法との整合性を図る	事前協議書提出、適合通知、完了届、完了検査、適合証交付					
35	山口県	山口県土木部建築指導課	山口県福祉のまちづくり条例	H9.3.24	無		届出書提出、完了届、完了検査、適合証交付請求、交付					
36	徳島県	徳島県県土整備部住宅課建築指導室	徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例	H19.3.20	無		建築確認申請時に協議書提出、完了届、完了検査、適合証交付請求、交付	徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例	H19.3.20	無		建築確認申請時に協議書提出、完了届、完了検査、適合証交付請求、交付
37	香川県	香川県土木部建築指導課	香川県福祉のまちづくり条例	H8.3.26	無		工事着手30日前届出、完了届、検査、適合証交付請求、交付					
38	愛媛県	愛媛県土木部建築住宅課	愛媛県人こやさいまちづくり条例	H8.3.19	無		設置届出書、副本を確認申請書に添付、(完了届、完了検査なし)適合証交付請求書、検査、交付					
39	高知県	高知県建築指導課	高知県ひとやさいまちづくり条例	H9.4.1	無		届出、完了届、(完了検査なし)適合証請求、交付					
40	福岡県	福岡県建築都市部建築指導課	福岡県福祉のまちづくり条例	H10.4.1	無		工事着手30日前届出、完了届、検査、検査結果通知、適合証交付					
41	佐賀県	佐賀県県土づくり本部建築住宅課	佐賀県福祉のまちづくり条例	H10.4.1	検討中	県民ニーズに合った条例とするため	届出書提出、完了届、(完了検査なし)適合証請求、現地調査、適合証交付					
42	長崎県	長崎県土木部建築課	長崎県福祉のまちづくり条例	H9.4.1	無		届出書提出、完了届、(完了検査なし)適合証交付請求、検査、交付					
43	熊本県	熊本県土木部建築住宅局建築課	熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例	H7.4.1	無		事前協議、審査、協議結果の通知(完了届、完了検査、適合証交付なし)	熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例	H18.12.15	無		事前協議、審査、協議結果の通知、建築確認による審査
44	大分県	大分県建築住宅課指導審査班	大分県福祉のまちづくり条例	H7.3.15	無		届出、完了届、(完了検査なし)適合証交付請求、交付	大分県福祉のまちづくり条例	H24.3.21	無		
45	宮崎県	宮崎県建築住宅課建築指導担当	宮崎県人こやさい福祉のまちづくり条例	H12.4.1	無		事前協議書提出、完了検査申請、完了検査、適合証交付					
46	鹿児島県	鹿児島県土木部建築課計画指導係	鹿児島県福祉のまちづくり条例	H11.4.1	無		工事30日前届出、工事完了届、(完了検査なし)適合証交付請求、交付					
47	沖縄県	沖縄県福祉保健部障害保健福祉課	沖縄県福祉のまちづくり条例	H9.4.1	無		工事30日前届出、工事完了届、完了検査、適合証交付請求、交付					

第1回 アンケート調査「調査票1」（三重県～沖縄県）2/2

番号	都道府県名	問2-2 付加条例制定計画		問4 届出制度について					
		予定の有無	予定時期	有無	不適合の場合の指導内容	適合率が向上するためには何かが必要か	民間機関の届出	守られない理由	H20～24年の適合状況の把握
24	三重県	無		有	②届出の際のみ指導	バリアフリーに対する県民、建築主それぞれの意識向上	守られている		把握できない
25	滋賀県	無		有	②届出の際のみ指導	条例の周知、県HPで公開する適合証のプリント周知	守られている		把握していないが把握可能
26	京都府	無		有	①粘り強く指導			把握していない	把握していないが把握可能
27	大阪府			有	②届出の際のみ指導	事業者が適合することでメリットを感じることに	守られている		用途別は把握、箇所別は把握していない
28	兵庫県			有	①粘り強く指導				
29	奈良県	無		有	②届出の際のみ指導	届出者への呼びかけと強化、適合証の周知	守られている		把握していないが把握可能
30	和歌山県	無		有	①粘り強く指導	審査・検査担当者の指導力	守られている		把握できない
31	鳥取県			無		H5条例制定後に年々適合率が低下し、県民の改正を求める声もあり、実効性のある法に基づく条例に改正			
32	島根県	無		有	②届出の際のみ指導	自主条例制度の周知	守られている		把握していないが把握可能
33	岡山県	無		有	②届出の際のみ指導		守られている		把握していないが把握可能
34	広島県	無		有	②届出の際のみ指導	設計段階における建築主や設計者の普及啓発	守られている		把握している
35	山口県	無		有	②届出の際のみ指導	実情に応じた整備基準の整備	守られている		把握していないが把握可能
36	徳島県			有	②届出の際のみ指導		守られている		把握していないが把握可能
37	香川県			有	②届出の際のみ指導	条例の意図について十分理解を得ること	守られている		把握していないが把握可能
38	愛媛県	無		有	③届出のまま処理	施設整備に対する助成制度	守られている		把握していないが把握可能
39	高知県	無		有	④その他届出の際に指導、以後は福祉課	必要性を事業者に理解してもらうこと	把握していない		把握していないが把握可能
40	福岡県	無		有	②届出の際のみ指導	誘導用床材の代替措置が必要	守られている		把握していないが把握可能
41	佐賀県	有	検討中	有	②届出の際のみ指導	強制力を持たせる、柔軟な基準設定、補助での支援			把握している
42	長崎県	無		有	①粘り強く指導	届出制度の周知	守られている		把握している
43	熊本県			有	①粘り強く指導	受付窓口で事前協議を行うよう周知が必要	守られている		把握できない
44	大分県	無		有	②届出の際のみ指導	所有者、設計者、施工者への周知、税制優遇等の付加	守られている		把握できない
45	宮崎県	無		有	④その他(勧告や通知を検討)	指導の徹底	守られている		把握できない
46	鹿児島県	無		有	②届出の際のみ指導	プリント又は図面、ただし整備基準の見直しが必要	守られている		把握できない
47	沖縄県	無		有	①粘り強く指導	設置者に理解と協力を求めていく必要	守られている		把握していないが把握可能

第1回 アンケート調査「調査票1」(札幌市～宮崎市) 1/2

番号	政令市名	バリアフリー法(建築物)所管課	問1 自主条例について					問2-1 付加条例有り				
			自主条例名	施行日	改正の計画	改正計画の理由等	事務手続きの流れ	付加条例名	施行日	改正の計画	計画の理由等	事務手続きの流れ
48	札幌市	札幌市都市局建築指導部建築安全推進課	札幌市福祉のまちづくり条例	H11.6.11	無		事前協議、完了届、完了検査、適合証交付、特定適合施設表示板交付					
49	仙台市	仙台市建築指導課指導係	仙台市ひとこやし、いまづくり条例	H8.6.21	無		届出、工事完了届、完了検査、適合証交付					
50	さいたま市	さいたま市建設局建築部建築総務課	さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例	H17.1.1	無		届出、工事完了届、完了検査、適合証交付請求、交付	無(県条例)				
52	横浜市	横浜市建築局 指導部 建築企画課	横浜市福祉のまちづくり条例	H9.4.1	有	付加条例との一本化	事前協議書、完了届、検査、適合証交付請求、交付	横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例	H17.4.1	有	福まち条例の一本化H26.1施行予定	建築確認の際に審査
53	川崎市	川崎市まちづくり局指導部建築指導課	川崎市福祉のまちづくり条例	H10.1.1	無		確認申請の提出先が川崎市、又は確認申請の手続きを要しない場合、届出、工事完了届、検査、適合証交付請求、交付	川崎市福祉のまちづくり条例	H21.10.1	無		確認申請の提出先が川崎市である場合は、自主条例届出により審査。民間確認機関の場合は、その機関において審査
59	京都市	京都市都市計画局建築指導部建築審査課	京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例	H16.3.31	検討中	用途変更等について基準の緩和	事前協議、協議書交付、完了届、完了検査、検査済証交付、適合建築物マーク等交付	京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例	H16.3.31	有	増築等による基準の緩和	建築確認において審査、完了検査の実地
66	福岡市	福岡市建築指導部建築審査課	福岡市福祉のまちづくり条例				届出、審査、工事完了届、検査、適合証交付請求、交付					
79	世田谷区	都市整備部 都市デザイン課	世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例	H19.4.1	無		届出書、審査、完了届、現場調査、適合証交付	世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例	H19.4.1	無		特別特定建築物も条例に基づく手続きが行われる。確認申請は審査済として処理。民間確認検査機関は別途に審査処理
87	練馬区	都市整備部 建築課 福祉のまちづくり係	練馬区福祉のまちづくり推進条例	H22.10.1	無		事前協議書提出、完了届提出、検査、整備水準証交付	練馬区福祉のまちづくり推進条例	H22.10.1	無		事前協議書提出、完了届提出、検査、整備水準証交付
91	町田市	町田市都市づくり部土地利用調整課	町田市福祉のまちづくり総合推進条例	H5.12.24	無		事前協議書提出、完了届、適合証交付請求提出、検査、検査済証・適合証交付	無(都条例)				
92	高山市	高山市基盤整備部都市整備課	高山市誰にもやさしいまちづくり条例	H17.8.28			届出制度なし。認定証交付申請、交付	高山市誰にもやさしいまちづくり条例	H18.12.22	無		建築確認申請で審査
98	宮崎市	宮崎市都市整備部建築指導課	宮崎市福祉のまちづくり条例	H18.4.1	無		事前協議書提出、完了届提出、検査、適合証交付					

第1回 アンケート調査「調査票1」(札幌市～宮崎市) 2/2

番号	政令市名	問2-2 付加条例 制定予定		問4 届出制度について					
		予定の有無	予定時期	有無	不適合の場合の指導内容	適合率が向上するためには何か必要か	民間確認機関の届出	守られない理由	H20～24年の適合状況の把握
48	札幌市	無		有	②届出の際のみ指導	事前協議書に適合を促す文書を添付するがその効果がなく対応に苦慮	守られている		把握できない
49	仙台市	無		有	②届出の際のみ指導	建築主への啓発、部分的にでも適合箇所を増やすようお願い	守られている		把握している
50	さいたま市	無		有	②届出の際のみ指導	効果的なPR、適合建築物の支援、届出の確認申請前への変更、審査指導の工夫	守られている		把握していないが把握可能
52	横浜市			有	②届出の際のみ指導	整備の際の適切な指導、適合施設の公表、メリットの創出	守られている		把握できない
53	川崎市			有	①粘り強く指導	事前相談、届出受付時に条例の意義や内容を伝える	守られている		把握している
59	京都市			有	①粘り強く指導	BF整備について適合マーク等を交付し意識向上を図る	守られている		把握できない
66	福岡市								
79	世田谷区	無		有	②届出の際のみ指導	・BF、UDの啓発・事業者等の表彰・製品開発の推進	守られている		把握している
87	練馬区			有	①粘り強く指導	整備のメリットを伝えて整備内容の向上につなげる	守られている		把握している
91	町田市	無		有	④その他(理由書等の添付)	補助金や経営許可との連携	守られている		把握している(用途別のみ)
92	高山市								把握できない
93	宮崎市	無		有	①粘り強く指導	・BFのわかりやすい説明と理解、・整備基準を簡略化し基本的なBFを充実させる	守られている		把握している

第1回 アンケート調査「調査票2」(北海道～茨城県)

No	建築物の種類	1北海道		2青森県		3岩手県		4宮城県		5秋田県		6山形県		7福島県		8茨城県	
		届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数
1	特別支援学校	17	1	記入なし								0					0
2	学校(1を除く)	上記に含む				7	0					3		11	13		4
3	病院又は診療所	16	1			22	0	18	0		32	15	1		41	35	27
4	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	0	0			0	0	0	0			2	1	8	6		1
5	集会場又は公会堂	7	0			22	0	28	0		27	10	8	1	41	35	0
6	展示場	3	0			0	0	0	0	4				0	0		0
7	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	55	0			34	6	49	3		84	31	30	3	66	53	25
8	卸売市場	上記に含む				0	0										0
9	ホテル又は旅館	16	0			3	1	6	0			2		9	6		2
10	事務所	36	0			3	0	0	0	4				4	4		2
11	共同住宅、寄宿舎又は下宿	224	0			1	1	0	0					3	3		4
12	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署					1	0	0	0	1							2
13	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)	49	0					67	0			60	2	120	103		45
14	13以外の老人ホーム、福祉ホーム又は保育所その他これらに類するもの	上記に含む				68	4					2					31
15	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	29	0							52	28						0
16	体育館(一般公共の用に供されるものに限る)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る)、若しくはホーリング場又は遊技場	4	0			1	0	3	0					1	1		1
17	16以外の体育館、水泳場、ホーリング場その他これらに類する運動施設	上記に含む															0
18	博物館、美術館又は図書館	1	0			0	0	1	0								0
19	公衆浴場	2	0			0	0	0	0	3	1			2	2		1
20	飲食店	24	0			2	0	9	0	15	4			22	20		1
21	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	上記に含む				0	0	1	0								0
22	理髪店、クリーニング取扱店、呉屋、貸衣装屋、銀行、郵便局その他これらに類するサービス業を営む店舗	8	0			8	0	12	0		31	6	1	22	17		3
23	自動車教習所又は学習塾、筆道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	0	0			0	0							0	0		0
24	工場	46	0			1	1				1						2
25	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	1	0			1	0	3	0								0
26	自動車の待留所又は駐車のための施設(一般の公共の用に供されるものに限る)	0	0			0	0	1	0					0	0		0
27	26以外の自動車の待留所又は駐車のための施設	上記に含む				0	0										0
28	公衆便所	5	0			3	0	3	0								1
29	公共用歩廊													0	0		0
30	※複合施設							0	0								
31	※その他							9	0								
	合計	543	2			177	13	210	3	253	96	109	7	350	298		152

第1回 アンケート調査「調査票2」(栃木県～新潟県)

No	建築物の種類	9栃木県		10群馬県		11埼玉県		12千葉県		13東京都		14神奈川県		15新潟県		
		届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	
1	特別支援学校	記入なし		0		記入なし		73	6			40	6			
2	学校(1を除く)			6						0		No1にまとめて記載		11	1	
3	病院又は診療所			37	1			29	4	85			54	5	24 8	
4	劇場、観覧場、映画館又は演芸場			0				7	0	0			5	0		
5	集会場又は公会堂			10				39	1	1			38	6	16 3	
6	展示場			4				1	2	0			0	0	3	
7	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			39	1			76	5	592			92	20	67 13	
8	卸売市場			0									No7にまとめて記載			
9	ホテル又は旅館			2				2	0	0			0	0	1	
10	事務所			0				17	1	53			3	0		
11	共同住宅、寄宿舎又は下宿			1				50	7	22			67	14	1 1	
12	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署			0				13	1			19	10			
13	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)			178	2					6			169	10		
14	13以外の老人ホーム、福祉ホーム又は保育所その他これらに類するもの			-				179	20			No13にまとめて記載				
15	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			-									No13にまとめて記載		97 36	
16	体育館(一般公共の用に供されるものに限る)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る)、若しくはホーリング場又は遊技場			6			3	0	2			2	1	2 0		
17	16以外の体育館、水泳場、ホーリング場その他これらに類する運動施設			-									No16にまとめて記載			
18	博物館、美術館又は図書館			0				1	0	0			0	0		
19	公衆浴場			0				0	0	0			1	0		
20	飲食店			4						171			No7にまとめて記載		8	
21	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			-									No4にまとめて記載			
22	理髪店、クリーニング取扱店、質屋、貸衣装屋、銀行、郵便局その他これらに類するサービス業を営む店舗			6				2	0	52			10	2		
23	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの			0									No11にまとめて記載		1	
24	工場			0	1			11	2	19			11	2	8 2	
25	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			0				0	0	0			1	0		
26	自動車の停留所又は駐車のための施設(一般の公共の用に供されるものに限る)			1				4	0	19			1	1		
27	26以外の自動車の停留所又は駐車のための施設			0									No26にまとめて記載			
28	公衆便所			0				15	1	0			12	4	2 2	
29	公共用歩廊			-						0			-	-		
30	※複合施設							10	4	46			18	5		
31	※その他							0	0	17						
	合計			294	5			532	54	1085			543	86	241 66	

第1回 アンケート調査「調査票2」(富山県～静岡県)

No	建築物の種類	16富山県		17石川県		18福井県		19山梨県		20長野県		21岐阜県		22静岡県		
		届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	
1	特別支援学校	0	0	0	0					0	0	0	0	}	9	3
2	学校(1を除く)	2	0	8	4	1	1			4	2	0	0			
3	病院又は診療所	6	3	31	5	14				7	4	0	0		15	8
4	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	0	0	3	1	1				0	0	0	0		6	4
5	集会場又は公会堂	19	10	20	5	1				9	3	0	0		63	39
6	展示場	1	1	23	1					0	0	0	0		2	1
7	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	31	28	105	11	21	12			34	14	0	0	}	42	23
8	卸売市場	0	0	0	0							0	0			
9	ホテル又は旅館	0	0	9	0					0	0	0	0		3	2
10	事務所	1	1	66	0	1	1			1	0	0	0		4	2
11	共同住宅、寄宿舎又は下宿	3	2	68	6	1				2	2	0	0		8	4
12	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	0	0	0	0		1			0	0	0	0		5	5
13	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)	}	}	77	12	}	}			36	12	0	0	}	134	83
14	13以外の老人ホーム、福祉ホーム又は保育所その他これらに類するもの			94	59					16	7	53	12			
15	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			20	1					23	5	0	0			
16	体育館(一般公共の用に供されるものに限る)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る)、若しくはホーリング場又は遊技場	4	2	1	0					3	2	0	0			
17	16以外の体育館、水泳場、ホーリング場その他これらに類する運動施設									0	0	0	0			
18	博物館、美術館又は図書館	1	0	0	0					1	1	0	0		3	3
19	公衆浴場	0	0	0	0					0	0	0	0			
20	飲食店	}	}	38	1	7				0	0	0	0	}	4	1
21	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			0	0											
22	理髪店、クリーニング取次店、貸屋、貸衣装屋、銀行、郵便局その他これらに類するサービス業を営む店舗	1	1	44	2	5	2			5	2	0	0		23	17
23	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	0	0	8	0							0	0		3	0
24	工場	8	2	37	2	1						0	0		5	1
25	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	0	0	2	1					1	1	0	0		1	1
26	自動車の停留所又は駐車のための施設(一般の公共の用に供されるものに限る)	0	0	0	0					2	1	0	0			
27	26以外の自動車の停留所又は駐車のための施設	1	0									0	0			
28	公衆便所	0	0	10	4	1				0	0	0	0		1	0
29	公共用歩廊	0	0	0	0							0	0			
30	※複合施設	1	0	1	1							2	1		1	0
31	※その他									大舞場 ○	0					
	合計	176	110	587	64	107	29			130	51	2	1		332	197

第1回 アンケート調査「調査票2」(愛知県～奈良県)

No	建築物の種類	23愛知県		24三重県		25滋賀県		26京都府		27大阪府		28兵庫県		29奈良県			
		届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数		
1	特別支援学校	36	5	届出無				38	28								
2	学校(1を除く)					8	0	上記に含む								6	
3	病院又は診療所	120	16			21	0	34	26			11		21			
4	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	4	1			1	0	0	0			5					
5	集会場又は公会堂	41	16			11	0	20	19	50	28	2		9			
6	展示場	39	3			0	0	3	3			8					
7	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	403	71					68	59	157	45	54					
8	卸売市場					66	2	上記に含む									
9	ホテル又は旅館	1	0			3	0	3	2			1		1			
10	事務所	12	0			1	1	3	1	71	59	120					
11	共同住宅、寄宿舎又は下宿	40	9			17	2	6	6			32		7			
12	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	届出不要		3		0	0	8	7			3					
13	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)	176	60					57	48			1		67			
14	13以外の老人ホーム、福祉ホーム又は保育所その他これらに類するもの							上記に含む									
15	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの					75	8	27	24					5			
16	体育館(一般公共の用に供されるものに限る)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る)、若しくはホーリング場又は遊技場	13	1			5	1	1	1			0		4			
17	16以外の体育館、水泳場、ホーリング場その他これらに類する運動施設					1	0	上記に含む									
18	博物館、美術館又は図書館	1	1			0	0	1	0			0					
19	公衆浴場	2	0			0	0	2	2			0					
20	飲食店	92	3					11	10			32					
21	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの					12	0	上記に含む				0	0				
22	理髪店、クリーニング取扱店、質屋、貸衣装屋、銀行、郵便局その他これらに類するサービス業を営む店舗	75	6			10	4	21	18	24	16	34		12			
23	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	子供に分類		-		2	0	0	0			5					
24	工場	108	2			1	0	9	8	13	9	上記に含む		7			
25	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	7	0			0	0	4	1			8	8	1			
26	自動車の停留所又は駐車のための施設(一般の公共の用に供されるものに限る)	0	0					0	0			5					
27	26以外の自動車の停留所又は駐車のための施設	0	0			0	0	上記に含む									
28	公衆便所	1	1			2	0	4	4			1					
29	公共用歩廊	0	0			-	-					0					
30	※複合施設					2	0					0					
31	※その他	3	0					1	0	11	5	0					
	合計	1174	198			238	18	321	267	326	162	330	8	135			

第1回 アンケート調査「調査票2」(和歌山県～徳島県)

No	建築物の種類	30和歌山県		31鳥取県		32島根県		33岡山県		34広島県		35山口県		36徳島県	
		届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数
1	特別支援学校	記入なし		提出なし		記入なし				29	2				記載なし
2	学校(1を除く)						8	6							
3	病院又は診療所						28	15		49	3	40	5		
4	劇場、観覧場、映画館又は演芸場									0	0	1	0		
5	集会場又は公会堂						11	7		13	0	6	1		
6	展示場						5	1		-	-				
7	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗						80	57		60	7	25	5		
8	卸売市場														
9	ホテル又は旅館						1			3	0				
10	事務所						3	1		8	1				
11	共同住宅、寄宿舎又は下宿						18	4		28	1				
12	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署									-	-				
13	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)						127	32		92	9				
14	13以外の老人ホーム、福祉ホーム又は保育所その他これらに類するもの						11	8							
15	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの						7	1		27	7	113	24		
16	体育館(一般公共の用に供されるものに限る)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る)、若しくはホーリング場又は遊技場						3	3		2	0	5	1		
17	16以外の体育館、水泳場、ホーリング場その他これらに類する運動施設						2								
18	博物館、美術館又は図書館						2	2		2	0				
19	公衆浴場						1			7	0				
20	飲食店						19	14				7	0		
21	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの						1			14	1				
22	理髪店、クリーニング取次店、貸衣装屋、銀行、郵便局その他これらに類するサービス業を営む店舗						9	6		16	1	5	4		
23	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの									-	-				
24	工場						3			-	-				
25	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの									3	1				
26	自動車の停留所又は駐車のための施設(一般の公共の用に供されるものに限る)									0	0				
27	26以外の自動車の停留所又は駐車のための施設														
28	公衆便所									-	-				
29	公共用歩廊									-	-				
30	※複合施設									6	0				
31	※その他						1	0		12	0				
	合計						340	157		371	33	202	40		

第1回 アンケート調査「調査票2」(香川県～熊本県)

No	建築物の種類	37香川県		38愛媛県		39高知県		40福岡県		41佐賀県		42長崎県		43熊本県	
		届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数
1	特別支援学校	1					13	5	0	0					記入なし
2	学校(1を除く)	9		8			※1に含む	※1に含む	0	0	38	38			
3	病院又は診療所	6		2		1	1	24	7	7	2	39	39		
4	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	1						2	1	0	0	1	1		
5	集会場又は公会堂			2				16	4	3	1	3	3		
6	展示場			3				4	0	0	0	0	0		
7	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			26		9	9	43	32	28	11	32	32		
8	卸売市場	9					※1に含む	※1に含む							
9	ホテル又は旅館			1				4	0	1	0	1	1		
10	事務所			6				4	1	1	0				
11	共同住宅、寄宿舎又は下宿	4		11				66	12	15	1	25	25		
12	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署							3	1	0	0	7	7		
13	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)	14						307	159						
14	13以外の老人ホーム、福祉ホーム又は保育所その他これらに類するもの	8		9	2			※1に含む	※1に含む	117	18				
15	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			4		5	5	※1に含む	※1に含む			112	112		
16	体育館(一般公共の用に供されるものに限る)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る)、若しくはホーリング場又は遊技場	1						1	3	0	0				
17	16以外の体育館、水泳場、ホーリング場その他これらに類する運動施設			2				※1に含む	※1に含む			2	2		
18	博物館、美術館又は図書館			1				※1に含む	※1に含む	1	0	2	2		
19	公衆浴場							0	0	0	0	0	0		
20	飲食店	3		6				15	3	5	1				
21	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの							※1に含む	※1に含む			7	7		
22	理髪店、クリーニング取次店、貸衣装屋、銀行、郵便局その他これらに類するサービス業を営む店舗	1		3		1	1	20	11	1	1	7	7		
23	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの			1				※1に含む	※1に含む						
24	工場			9				13	2	0	0				
25	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの							2	0	0	0	8	8		
26	自動車の停留所又は駐車のための施設(一般の公共の用に供されるものに限る)	2						2	1						
27	26以外の自動車の停留所又は駐車のための施設			1				-	-			1	1		
28	公衆便所			1				1	3	2	0	24	24		
29	公共用歩廊							0	0						
30	※複合施設					1	1	9	6	0	0				
31	※その他									0	0				
	合計	59		96	2	17	17	549	251	181	35	309	309		

第1回 アンケート調査「調査票2」(大分県～横浜市)

No	建築物の種類	44大分県		45宮崎県		46鹿児島県		47沖縄県		48札幌市		49仙台市		50さいたま市		52横浜市	
		届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数
1	特別支援学校	14	11	0				5	0					0	0	1	1
2	学校(1を除く)	21	15	6				49	2	10	0	4	1	12	7	70	39
3	病院又は診療所	1	1	13	1	15	1	27	13	31	3	16	1	12	4	71	44
4	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	1	1	0		0	0	3	1	2	0	0	0	0	0	2	1
5	集会場又は公会堂	0	0	14		4	0	22	3	18	0	14	1	5	4	9	6
6	展示場	0	0	0		0	0	1	0	8	2	0	0	0	0	1	1
7	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	17	15	46	6			33	18	165	2	52	4	63	6	37	22
8	卸売市場	0	0	0		17	1	0	0	-	-			0	0	0	0
9	ホテル又は旅館	2	2	4		2	0	10	4	1	0	0	0	0	0	2	1
10	事務所	1	1	25		1	0	7	3	5	0	5	0	1	1	21	7
11	共同住宅、寄宿舎又は下宿	7	2	30		2	0	55	12	59	7	29	1	45	12	123	28
12	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	1	1	0				14	1	-	-	0	0	4	1	5	5
13	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)			30	2			80	56			31	6	18	11	204	136
14	13以外の老人ホーム、福祉ホーム又は保育所その他これらに類するもの	98	72	15				51	34	126	0			10	10	-	-
15	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			29		90	1	3	9					12	6	-	-
16	体育館(一般公共の用に供されるものに限る)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る)、若しくはホーリング場又は遊技場	0	0	2				3	1	0	0	1	0	0	0	5	0
17	16以外の体育館、水泳場、ホーリング場その他これらに類する運動施設	0	0	0		0	0	0	0	1	0			0	0	4	2
18	博物館、美術館又は図書館	0	0	0		0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	10	3
19	公衆浴場	0	0	0		0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
20	飲食店	0	0	12				12	8	百貨店等 店等 に加 算	百貨店等 店等 に加 算	11	0	9	1	18	10
21	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	0	0	0		4	0	0	0	0	0			2	1	0	0
22	理髪店、クリーニング取扱店、呉屋、貸衣装屋、銀行、郵便局その他これらに類するサービス業を営む店舗	0	0	25	1	2	0	18	6			7	1	3	0	17	11
23	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	0	0	3		0	0	0	0	0	0			0	0	0	0
24	工場	3	2	0		3	0	5	0	所に 加算	所に 加算	1	0	0	0	に含む に含む	
25	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	0	0	0		0	0	6	2	0	0	1	0	0	0	3	3
26	自動車の待留所又は駐車のための施設(一般の公共の用に供されるものに限る)	0	0	0		0	0	0	1	0	0	4	0	1	1	2	0
27	26以外の自動車の待留所又は駐車のための施設	0	0	0		0	0	0	0	-	-			0	0	-	-
28	公衆便所	3	3	3	1	1	0	5	0	0	0	0	0	2	2	4	4
29	公共用歩廊	0	0	0		0	0	0	0	-	-			0	0	0	0
30	※複合施設	7	7	4		1	0	3	2			2	0			20	16
31	※その他							6	0			1	0				
	合計	176	133	261	11			421	177	428	14	179	15	199	67	629	340

第1回 アンケート調査「調査票2」(川崎市～宮崎市)

No	建築物の種類	53川崎市		59京都市		66福岡市		79世田谷区		87練馬区		91町田市		92高山市		93宮崎市	
		届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数	届出施設数	適合施設数
1	特別支援学校			1													
2	学校(1を除く)	26	20	32				6		3		7	1			2	1
3	病院又は診療所	17	9	67				17		19		7	1			17	3
4	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	3	1	0						0							
5	集会場又は公会堂	8	3	1						2		2				5	3
6	展示場	0	0	3						1		1					
7	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	69	42	75				58		48		21	7			44	23
8	卸売市場	0	0							0							
9	ホテル又は旅館	1	0	18						0						1	0
10	事務所	5	1	2				6		4		7					
11	共同住宅、寄宿舎又は下宿	111	55	29				83		30		37	9			5	0
12	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	6	5	8				10		3		3	1				
13	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)	17	8	22				6				6	3			48	22
14	13以外の老人ホーム、福祉ホーム又は保育所その他これらに類するもの	33	22	22				33				8	1				
15	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	20	7	51						44		12	4				
16	体育館(一般公共の用に供されるものに限る)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る)、若しくはホーリング場又は遊技場	2	1	2								1				10	3
17	16以外の体育館、水泳場、ホーリング場その他これらに類する運動施設	0	0							1							
18	博物館、美術館又は図書館	0	0	0						0							
19	公衆浴場	1	1	1						0							
20	飲食店	3	0	15				20		7		8	3			23	8
21	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	0	0							0							
22	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行、郵便局その他これらに類するサービス業を営む店舗	9	5	34				8		13		5	2			12	2
23	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	0	0	1						0							
24	工場	4	1	4						0						1	1
25	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	15	0	0						0							
26	自動車の停留所又は駐車のための施設(一般の公共の用に供されるものに限る)	1	1	0						0		1				3	3
27	26以外の自動車の停留所又は駐車のための施設	0	0							0							
28	公衆便所	0	0	1						1		1	1			7	5
29	公共用歩廊	0	0							0							
30	※複合施設	24	12							1							
31	※その他			8													
	合計	375	194	397				247		177		127	33			178	74

第1回 アンケート調査「調査票3」(北海道～埼玉県)

	年度	平成12年度	平成15年度	平成18年度	平成21年度	平成24年度	平成28年度	合計 (適合率は平均)
1 北海道	届出数				737	561		1298
	届出時整備基準適合数				4	2		6
	完了検査合格数							0
	適合証交付数				20	0		20
	適合率				0.027	0		0.0135
2 青森県	届出数	記入なし						0
	届出時整備基準適合数	データが整備されていない						0
	完了検査合格数							0
	適合証交付数							0
	適合率							
3 岩手県	届出数	180	245	-	198	309	210	932
	届出時整備基準適合数	16	26	-	8	13	12	63
	完了検査合格数	-	-	-	-	4	5	4
	適合証交付数	16	26	-	8	4	8	54
	適合率	0.089	0.106		0.04	0.013		0.062
4 宮城県	届出数	184	187	180	132	214	132	897
	届出時整備基準適合数	-	-	-	-	-	-	0
	完了検査合格数	-	-	-	-	-	-	0
	適合証交付数	21	10	15	11	6	14	63
	適合率	0.114	0.053	0.083	0.083	0.028		0.0722
5 秋田県	届出数			431	207	257		895
	届出時整備基準適合数			399	181	240		820
	完了検査合格数			220	88	100		408
	適合証交付数			130	54	54		238
	適合率			0.51	0.425	0.389		0.441333333
6 山形県	届出数				83	109	132	192
	届出時整備基準適合数				7	7	8	14
	完了検査合格数							0
	適合証交付数				0	1	2	1
	適合率				0	0.009		0.0045
7 福島県	届出数		352	476	300	439	320	1567
	届出時整備基準適合数		340	437	280	381	267	1438
	完了検査合格数						-	0
	適合証交付数						3	0
	適合率							
8 茨城県	届出数	100	160	132	87	152		631
	届出時整備基準適合数							0
	完了検査合格数							0
	適合証交付数							0
	適合率							
9 栃木県	届出数				154	161	174	315
	届出時整備基準適合数				58	56	29	114
	完了検査合格数							0
	適合証交付数				56	36	22	92
	適合率				0.364	0.224		0.292
10 群馬県	届出数			263	172	298		733
	届出時整備基準適合数			不明	不明	不明		0
	完了検査合格数			不明	不明	不明		0
	適合証交付数			13	10	5		28
	適合率			0.049	0.058	0.0168		0.04126667
11 埼玉県	届出数	1537	1167	1298	767	1090	1026	5859
	届出時整備基準適合数	563	363	387	260	298	216	1871
	完了検査合格数	266	165	163	97	130	77	821
	適合証交付数						77	0
	適合率	0.173	0.141	0.126	0.126	0.119		0.137

第1回 アンケート調査「調査票3」（千葉県～岐阜県）

	年度	平成12年度	平成15年度	平成18年度	平成21年度	平成24年度	平成28年度	合計 (適合率は平均)
1 2 千葉県	届出数				(平成23年)51	549		1066
	届出時整備基準適合数							
	完了検査合格数							
	適合証交付数	77	67	75	48	55		322
	適合率				0.093	0.1		0.0965
1 3 東京都	届出数					1,078		1,078
	届出時整備基準適合数					-		0
	完了検査合格数					-		0
	適合証交付数					26		26
	適合率					0.024		0.024
◆ ◆ ◆ ◆ ◆ 千葉県(民間)	届出数	-	590	672	453	524	527	2239
	届出時整備基準適合数	-	※1 267	179	79	76	50	601
	完了検査合格数	-	-	-	-	-	-	0
	適合証交付数	-	135	85	34	41	14	295
	適合率		0.229	0.126	0.075	0.078		0.127
◆ ◆ ◆ ◆ ◆ 千葉県(官公庁)	届出数	-	71	44	33	19		167
	届出時整備基準適合数	-	※1 -	14	12	10		36
	完了検査合格数	-	-	-	-	-		0
	適合証交付数	-	-	-	-	-		0
	適合率							
1 5 新潟県	届出数	384	355	354	252	264		1609
	届出時整備基準適合数	222	176	149	64	76		687
	完了検査合格数			不明				0
	適合証交付数		42	11	32	46		131
	適合率		0.118	0.031	0.127	0.174		0.1125
1 6 富山県	届出数	208	167	156	105	176	128	812
	届出時整備基準適合数	182	121	109	60	110	57	582
	完了検査合格数	165	93	97	54	61	47	470
	適合証交付数	140	76	70	37	50	42	373
	適合率	0.673	0.455	0.449	0.352	0.284		0.4426
1 7 石川県	届出数	1190	1013	721	489	587		4000
	届出時整備基準適合数	61	51	88	101	64		365
	完了検査合格数							0
	適合証交付数	9	12	6	5	14		46
	適合率	0.008	0.012	0.008	0.01	0.024		0.0124
1 8 福井県	届出数	102	113	115	64	110		504
	届出時整備基準適合数							0
	完了検査合格数	26	35	46	21	29		157
	適合証交付数	26	35	46	21	29		157
	適合率	0.255	0.31	0.4	0.328	0.263		0.3112
1 9 山梨県	届出数	提出なし						0
	届出時整備基準適合数							0
	完了検査合格数							0
	適合証交付数							0
	適合率							
2 0 長野県	届出数	180	131	190	181	130	173	812
	届出時整備基準適合数	74	45	64	60	51	43	294
	完了検査合格数	-	-	-	-	-	-	0
	適合証交付数	11	7	10	9	10	7	47
	適合率	0.061	0.053	0.053	0.05	0.077		0.0588
2 1 岐阜県	届出数	436	378	256	160	191	169	1590
	届出時整備基準適合数	304	263	175	109	121	60	1032
	完了検査合格数	163	175	109	77	83	31	638
	適合証交付数	33	26	14	11	15	10	109
	適合率	0.374	0.463	0.426	0.481	0.435		0.4358

第1回 アンケート調査「調査票3」（静岡県～鳥取県）

	年度	平成12年度	平成15年度	平成18年度	平成21年度	平成24年度	平成28年度	合計 (適合率は平均)
2 2 静岡県	届出数		437	376	263	327	307	1403
	届出時整備基準適合数	268	268	227	158	192	156	1113
	完了検査合格数						0	0
	適合証交付数		180	136	107	138	87	561
	適合率		0.412	0.362	0.407	0.422		0.40075
2 3 愛知県	届出数	2094	1968	2345	1347	1740	2065	9494
	届出時整備基準適合数	1817	1669	1725	927	1119	1188	7257
	完了検査合格数	522	558	623	446	319	256	2468
	適合証交付数	522	558	623	446	319	256	2468
	適合率	0.249	0.283	0.266	0.331	0.183		0.2624
2 4 三重県	届出数	-	391	554	361	419	401	2126
	届出時整備基準適合数	-	240	227	131	149	155	902
	完了検査合格数	-	-	-	-	-	118	0
	適合証交付数	-	188	190	124	133		635
	適合率		0.146	0.343	0.343	0.317		0.28725
2 5 滋賀県	届出数	137	86	253	220	239	206	935
	届出時整備基準適合数	-	-	-	-	-	-	0
	完了検査合格数	-	-	-	-	-	-	0
	適合証交付数	20	15	26	27	18	15	106
	適合率	0.146	0.174	0.103	0.123	0.075		0.1242
2 6 京都府	届出数	273	289	253	171	264	244	1250
	届出時整備基準適合数						不明	0
	完了検査合格数			136	139	226	200	501
	適合証交付数		133	61	42	44	17	280
	適合率		0.46	0.538	0.813	0.856		0.66675
2 7 大阪府	届出数				166	326	295	492
	届出時整備基準適合数				133	230	223	363
	完了検査合格数				44	221	235	265
	適合証交付数						0	0
	適合率				0.265	0.678		0.4715
2 8 兵庫県(県内)	届出数	1,051	1,374	1,512	945	189		5,071
	届出時整備基準適合数							
	完了検査合格数							
	適合証交付数	377	243	304	303	36		1,263
	適合率	0.358	0.177	0.201	0.321	0.19		0.2494
2 8 兵庫県(県外)	届出数	256	373	304	229	19		1,181
	届出時整備基準適合数							
	完了検査合格数							
	適合証交付数							
	適合率							
2 9 奈良県	届出数(公共別)	162	170	224	132	200	196	888
	届出時整備基準適合数							0
	完了検査合格数	83	104	100	82	45	44(57)	414
	適合証交付数	59	52	62	30	37	11	240
	適合率	0.512	0.612	0.446	0.621	0.225		0.4832
3 0 和歌山県	届出数	184	152	207	182	266		991
	届出時整備基準適合数							0
	完了検査合格数							0
	適合証交付数	24	74	86	70	51		305
	適合率	0.13	0.487	0.415	0.384	0.192		0.3216
3 1 鳥取県	届出数	把握していない						0
	届出時整備基準適合数							0
	完了検査合格数							0
	適合証交付数							0
	適合率							

第1回 アンケート調査「調査票3」（島根県～福岡県）

	年度	平成12年度	平成15年度	平成18年度	平成21年度	平成24年度	平成28年度	合計 (適合率は平均)
3 2 島 根 県	届出数	117	120	94	34	60		425
	届出時整備基準適合数	-	-	-	-	-		0
	完了検査合格数	-	-	-	-	-		0
	適合証交付数	11	8	7	5	6		37
	適合率	0.094	0.067	0.074	0.147	0.1		0.0964
3 3 岡 山 県	届出数	175	137	196	255	324	332	1087
	届出時整備基準適合数	94	66	97	142	163	146	562
	完了検査合格数							0
	適合証交付数							0
	適合率							
3 4 広 島 県	届出数	479	427	459	256	371	342	1992
	届出時整備基準適合数	62	100	83	57	75	57	377
	完了検査合格数							0
	適合証交付数	33	52	35	33	33	23	186
	適合率	0.069	0.122	0.076	0.129	0.089		0.485
3 5 山 口 県	届出数	256	236	236	171	228	161	1127
	届出時整備基準適合数	-	-	-	-	-	-	0
	完了検査合格数	-	-	-	47	42	25	89
	適合証交付数	28	23	60	34	34	13	179
	適合率	0.109	0.097	0.254	0.275	0.184		0.1838
3 6 徳 島 県	届出数	51	49	44	74	90	72	308
	届出時整備基準適合数	17	18	13	12	6	6	66
	完了検査合格数							0
	適合証交付数				25	20	9	45
	適合率				0.338	0.222		0.28
3 7 香 川 県 (東 部)	届出数	57	61	62	34	45	106	259
	届出時整備基準適合数	-	-	-	-	-	2	0
	完了検査合格数	2	9	8	2	3	1	24
	適合証交付数	2	9	8	2	3	1	24
	適合率	0.035	0.148	0.129	0.059	0.067		0.0876
3 7 香 川 県 (西 部)	届出数	32	17	17	10	15		91
	届出時整備基準適合数	-	-	-	-	-		0
	完了検査合格数	5	11	6	1	2		25
	適合証交付数	5	11	6	1	2		25
	適合率	0.156	0.647	0.353	0.1	0.13		0.2772
3 8 愛 媛 県	届出数			347	161	96		604
	届出時整備基準適合数			1	0	2		3
	完了検査合格数			1	0	2		3
	適合証交付数			1	0	2		3
	適合率			0.003	0	0.02		0.007666667
3 9 高 知 県	届出数	99	52	70	28	17	49	266
	届出時整備基準適合数	97	50	68	27	17	49	259
	完了検査合格数	10	9	0	0	3	2	22
	適合証交付数	10	9	0	0	3	2	22
	適合率	0.101	0.173	0	0	0.176		0.09
4 0 福 岡 県	届出数	430	386	426	328	549	409	2119
	届出時整備基準適合数	137	130	164	190	372	268	993
	完了検査合格数	65	68	95	163	251	144	642
	適合証交付数	65	68	95	163	251	126	642
	適合率	0.151	0.176	0.223	0.5	0.457		0.3014

第1回 アンケート調査「調査票3」(佐賀県～さいたま市)

	年度	平成12年度	平成15年度	平成18年度	平成21年度	平成24年度	平成28年度	合計 (適合率は平均)
4-1 佐賀県	届出数	112	135	130	95	195		667
	届出時整備基準適合数	43	45	43	28	50		209
	完了検査合格数	13	12	22	25	37		109
	適合証交付数	13	12	20	25	36		106
	適合率	0.116	0.089	0.169	0.263	0.19		0.1654
4-2 長崎県	届出数		207	222	139	233	169	801
	届出時整備基準適合数		207	222	139	233	152	801
	完了検査合格数	54	109	88	107	87	129	445
	適合証交付数	54	109	88	107	87	54	445
	適合率		0.527	0.396	0.77	0.373		0.5165
4-3 熊本県	届出数	150	232	844	459	528	542	2213
	届出時整備基準適合数	88	131	112	37	61	200	429
	完了検査合格数							0
	適合証交付数							0
4-4 大分県	届出数					176		176
	届出時整備基準適合数					131		131
	完了検査合格数					0		0
	適合証交付数					1		1
適合率					0.006		0.006	
4-5 宮崎県	届出数	104	107	63	241	262		777
	届出時整備基準適合数					24		24
	完了検査合格数							0
	適合証交付数	11	16	4	15	11		57
適合率	0.106	0.15	0.063	0.062	0.042		0.0846	
4-6 鹿児島県	届出数	133	169	165	95	142	122	704
	届出時整備基準適合数	48	8	13	2	3	7	74
	完了検査合格数							0
	適合証交付数	4	2	7	0	1	0	14
適合率	0.03	0.012	0.042	0	0.001		0.017	
4-7 沖縄県	届出数	114	113	221	293	421	458	1162
	届出時整備基準適合数	92	79	181	244	353	304	949
	完了検査合格数	62	38	25	87	172	154	384
	適合証交付数	10	8	3	24	61	47	106
	適合率	0.544	0.336	0.113	0.3	0.409		0.3404
4-8 札幌市	届出数	381	531	505	267	428		2112
	届出時整備基準適合数	135	78	107	45	48		413
	完了検査実施数	44	87	128	100	139		498
	完了検査合格数	20	40	49	29	24		162
	適合証交付数	20	40	49	29	24		162
	適合率	0.052	0.075	0.097	0.109	0.056		0.0778
4-9 仙台市	届出数	255	265	272	129	179		1100
	届出時整備基準適合数	35	49	26	16	15		141
	完了検査実施数	157	142	131	87	40		557
	完了検査合格数	42	34	26	18	10		130
	適合証交付数	38	39	32	20	14		143
適合率	0.165	0.147	0.118	0.155	0.078		0.1326	
さいたま市 ～熊鷹～	届出数			198	130	186		514
	届出時整備基準適合数			33	23	52		108
	完了検査実施数			19	15	38		72
	完了検査合格数			18	17	38		73
	適合証交付数			18	17	38		73
適合率			0.091	0.131	0.204		0.142	
さいたま市 ～宮島～	届出数			19	14	18		51
	届出時整備基準適合数			8	6	13		27
	完了検査実施数			12	6	14		32
	完了検査合格数			9	10	14		33
	適合証交付数			9	10	14		33
適合率			0.473	0.714	0.778		0.655	

第1回 アンケート調査「調査票3」(横浜市～宮崎市)

	年度	平成12年度	平成15年度	平成18年度	平成21年度	平成24年度	平成28年度	合計 (適合率は平均)
5 横浜市(民間)	届出数	675	565	540	299	494		2573
	届出時整備基準適合数	548	413	263	177	235		1636
	完了検査実施数	-	-	-	-	-		0
	完了検査合格数	-	-	-	-	-		0
	適合証交付数	-	-	-	88	100		188
	適合率							
5 横浜市(公共)	届出数	80	60	84	50	80		354
	届出時整備基準適合数	80	59	75	47	71		332
	完了検査実施数	-	-	-	-	-		0
	完了検査合格数	-	-	-	-	-		0
	適合証交付数	-	-	-	20	13		33
	適合率				0.4	0.16		0.28
5 川崎市(民間)	届出数			303	210	342		855
	届出時整備基準適合数			145	104	170		419
	完了検査実施数			154	119	99		372
	完了検査合格数			63	56	41		160
	適合証交付数			7	21	5		33
	適合率			0.208	0.267	0.12		0.164
5 川崎市(公共)	届出数			24	41	33		98
	届出時整備基準適合数			21	39	33		93
	完了検査実施数			12	28	9		49
	完了検査合格数			7	28	8		43
	適合証交付数			2	8	0		10
	適合率			0.292	0.683	0.242		0.405666667
5 京都市	届出数	294	329	472	394	501		1990
	届出時整備基準適合数	294	329	472	394	501		1990
	完了検査実施数	-	-	226	376	433		1035
	完了検査合格数	-	-	226	376	433		1035
	適合証交付数	-	-	226	376	433		1035
	適合率			0.479	0.954	0.864		0.765666667
6 福岡市	届出数							0
	届出時整備基準適合数							0
	完了検査実施数							0
	完了検査合格数							0
	適合証交付数							0
	適合率							
7 世田谷区	届出数	161	174	279	203	293		1110
	届出時整備基準適合数				103	238		341
	完了検査実施数	84	123	109	161	216		693
	完了検査合格数	25	25	24	92	170		336
	適合証交付数				78	29		107
	適合率	0.155	0.144	0.086	0.453	0.58		0.2836
8 横浜区(民間)	届出数			74	160	161		395
	届出時整備基準適合数							
	完了検査実施数			5	88	144		237
	完了検査合格数			5	88	144		237
	適合証交付数			1	41	138		180
	適合率							
8 東区(公共)	届出数			24	21	21		66
	届出時整備基準適合数							
	完了検査実施数			3	16	30		49
	完了検査合格数			3	16	30		49
	適合証交付数			5	8	8		21
	適合率			0.208	0.762	1		0.656666667
9 町田市	届出数	191	164	135	106	127		723
	届出時整備基準適合数	191	164	135	106	127		723
	完了検査実施数	65	64	51	66	33		279
	完了検査合格数	58	64	48	64	33		267
	適合証交付数	58	64	48	64	33		267
	適合率	0.304	0.39	0.356	0.6	0.26		0.382
9 高山市	届出数			12	12	14		38
	届出時整備基準適合数			9	6	5		20
	完了検査実施数							0
	完了検査合格数							0
	適合証交付数							0
	適合率							
9 宮崎市(民間)	届出数	155	199	231	102	166		853
	届出時整備基準適合数	126	152	187	72	93		630
	完了検査実施数	42	135	160	62	92		491
	完了検査合格数	34	116	144	58	87		439
	適合証交付数	34	116	144	58	87		439
	適合率	0.219	0.583	0.623	0.569	0.524		0.5036
9 宮崎市(公共)	届出数	27	22	30	27	12		118
	届出時整備基準適合数	27	22	29	23	9		110
	完了検査実施数	9	30	49	20	10		118
	完了検査合格数	9	30	47	20	10		116
	適合証交付数	9	30	47	20	10		116
	適合率	0.333	1	1	0.741	0.833		0.7814

第2回自治体アンケート調査

①調査期間 2014年3月28日～4月21日

②調査対象自治体

59自治体

(内訳)・47都道府県・12基礎自治体

③回答 51自治体

(内訳) 39都道府県

12基礎自治体(札幌市、さいたま市、横浜市、川崎市、京都市、福岡市、世田谷区、練馬区、町田市、高山市、宮崎市)

平成26年3月28日

福祉のまちづくり条例（建築物）担当課 御中

東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科
教授 高橋儀平
東洋大学福祉社会デザイン研究科人間環境デザイン専攻
博士課程後期 岩浦厚信

建築物バリアフリー化の指導に関する調査について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

別便のメールにおいて、「福祉のまちづくり条例施行後の成果と課題について」の調査結果を報告いたしました。

今回の調査について、「調査票1」では、委任（付加）条例を定めた自治体は、19自治体（13都府県、3政令市、2特別区、1市）あり、自主条例は、56自治体（46都道府県、6政令市、2特別区、2市）が定めていました。また、自主条例を定めた自治体のうち、今後委任条例の施行を予定する自治体は、2自治体でした。

また、自主条例を定めたほとんどの自治体において事前協議等の届出制度を定めており、届出等における適合率を向上させるための意見として、優遇措置や啓発の必要性、指導強化、整備基準の見直し等の意見があがっていました。

そのほか「調査票2」では、自主条例や委任条例の対象用途について、自治体ごとに大きな違いはみられませんが、対象規模は様々でした。

次に「調査票3」では、自治体ごとの届出等の整備基準に対する適合率は0%~100%と様々でした。そして、不適合の要因には、バリアフリー法に定める「建築物移動等円滑化基準」の内容が多く含まれていました。

以上のことから、各自治体の条例の内容が異なるためか、自治体ごとにバリアフリー化の現状や取り組み状況は大きく違うものと思われました。

そこで、調査を行った自主条例や付加条例を施行している59自治体に、自主条例及び委任条例によるバリアフリー化の指導の状況やお考えをお聞きしたいと考えます。

つきましては、年度末と年度当初にいたるご多忙の時期にたいへん申し訳ありませんが、別紙「アンケート用紙」にご回答いただき、平成26年4月21日(月)までに下記のアドレスまで電子メールで返信ください。

なお、この調査を研究以外の目的で使用することはございません。また、調査結果についてはご報告させていただきますので、アンケート調査にご協力いただきますようお願いいたします。

提出及び問合せ先

〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1-1

宮崎市都市整備部建築指導課 いわうらあつのぶ 岩浦厚信

TEL 0985-21-1813 FAX 0985-21-1815

E-mail asuran@miyazaki-catv.ne.jp

アンケート1		
	自治体名	:
	担当部署名	:
	記入者名	:
	電話番号	:
	メールアドレス	:
※貴自治体で施行する条例（自主条例、委任条例）について、お聞きます。		
問1	以下の①～④の事務手続きの流れについて、5「守られている」、4「概ね守られている」、3「やや守られていない」、2「守られていない」、1「分からない」として、5段階評価で数字を入れてください。なお、制度上設けられていない項目については記載は不要です。	
	事務手続きの流れ	評価点数 ※1～5までの評価
	①事前相談	
	②届出	
	③完了届	
	④適合証交付申し出	
問2	前回の調査において、「適合率が向上するために必要なこと」について、①啓発（建築主、施設管理者、設計者の意識向上）、②指導強化（委任条例化、勧告、公表、指導徹底、罰則規定の追加等）、③優遇措置（メリット創出、補助金、税制優遇）、④整備基準の見直し（基準の簡略化、実情に応じた基準設定等）の意見があげられていました。貴自治体において、委任条例化以外で適合率が向上するためにやっていることはありますか。あれば、以下にご記入ください。	
問3	現在、委任条例を定めた自治体は19で、今後2つの自治体が委任条例の施行を予定していますが、委任条例化は進んでいないと考えられます。地方公共団体において委任条例化が進まない理由は何だと考えますか。以下に、ご意見をお聞かせください。	
問4	前回の調査において、「届出等の不適合の要因」にはバリアフリー法に定める「建築物移動等円滑化基準」の内容が多く含まれていました。そこで、シート「アンケート2」に「建築物移動等円滑化基準」の審査項目について、届出や完了検査等において各項目ごとに5「守られている」、4「概ね守られている」、3「やや守られていない」、2「守られていない」、1「分からない」として、5段階評価で数字を入れてください。	
※ 質問は以上です。		
質問に答えていただき、たいへんありがとうございました。		

【アンケート2】				
No	整備箇所	バリアフリー 法政令	建築物移動等円滑化基準	評価点数 ※1～5ま での評価
1	出入口	第18条第2項 第2号	①幅は80cm以上 ②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設ける	
2	廊下等	11条、第18条 第2項第3号	①表面お滑りにくい仕上げ ②幅は120cm以上 ③区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所 ④戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設ける	
3	階段	第12条	①手すりを設ける ②表面お滑りにくい仕上げ ③段は識別しやすいもの ④段はつまずきにくいもの ⑤点状ブロック等の敷設 ⑥原則として主な階段を回り階段としない	
4	傾斜路	第13条、第18 条第2項第4号	①手すりを設ける ②表面お滑りにくい仕上げ ③前後の廊下等と識別しやすいもの ④点状ブロック等の敷設 ⑤幅は120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上) ⑥勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下) ⑦高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踏み場を設ける	
5	エレベーター その他の昇降機	第18条第2項 第5号	①エレベーターの設置 ②かごの規格(出入口幅、幅、奥行き)の確保 ③乗降口ピッチは150cm角以上 ④かご内及び乗降口ピッチに車いす使用者用制御装置の設置 ⑤停止予定階、現在位置を表示する装置の設置 ⑥視覚障害者用に音声装置、点字表示の制御装置等の設置	
6	便所	第14条	①車いす使用者用便所の設置 ②腰掛便座、手すり等の設置 ③車いすで利用しやすいよう十分な空間の確保 ④水洗器具(オストメイト対応)の設置 ⑤床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)の設置	
7	ホテル・旅館 の客室	第15条	車いす使用者用客室の1以上の設置	
8	敷地内通路 移動等円滑化 経路	16条、第18条 第2項第7号	①利用円滑化経路には段差を設けない、もしくは傾斜路、エレベーターの設置 ②幅は120cm以上 ③区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所 ④表面お滑りにくい仕上げ ⑤段口は手すりを設ける ⑥段は識別しやすいもの ⑦段はつまずきにくいもの	
9	駐車場	第17条	①車いす使用者用駐車施設の設置 ②幅は350cm以上 ③利用居室までの経路が短い位置に設ける	
10	標識	第19条	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示を見やすい位置に設ける ②標識は、内容が容易に識別できるもの(日本工業規格Z8210Iに適合)	
11	案内設備	第20条	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等の設置(配置を容易に視認できる場合は除く) ②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き出し又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設ける ③案内所を設ける(①、②の代替措置)	
12	視覚障害者案内設備までの 経路	第21条	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置 ②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設 ③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設	

①事務手続き遵守状況

事務手続きの流れ	1 北海道	2 青森県	3 岩手県	5 秋田県	6 山形県	7 福島県	8 茨城県	10 群馬県	11 埼玉県	12 千葉県	14 神奈川県	15 新潟県
①事前相談	—	—	4								5	1
②届出	5	5	4	5	5	5	5	5	5	4	5	1
③完了届	5	—	4	5				5	3	4	5	1
④適合証交付申し出	5	5	1			5		5	5	5	5	4
事務手続きの流れ	16 富山県	17 石川県	19 山梨県	20 長野県	22 静岡県	23 愛知県	25 滋賀県	26 京都府	27 大阪府 (7割適)	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県
①事前相談	4		4			義務ではない	—			—	設けていない	
②届出	5	5	5	5	5	4	5	1	5	1	5	5
③完了届	4		5			義務ではない	—	1	4	5	4	5
④適合証交付申し出	5	2	5			義務ではない	5			—	任意	5
事務手続きの流れ	31 鳥取県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県	36 徳島県	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県	41 佐賀県	42 長崎県
①事前相談	規定無し	4		—	4	4	1	1	4		—	5
②届出	5	4	4	4	4	4	1	5	4	5	4	5
③完了届	5	—	3	4	4	4	2	1	4	4	4	5
④適合証交付申し出	2	—		—	4	5	2	5	5		任意請求	5
事務手続きの流れ	43 熊本県	44 大分県	46 鹿児島県	47 沖縄県	札幌市	仙台市	さいたま市	川崎市	京都市	福岡市	世田谷区	練馬区
①事前相談			—	4		—	3	制度なし		5	4	4
②届出	4	5	5		4	1	3	1	4	5	4	4
③完了届		5	2	4	3	3	4	3	4	5	4	4
④適合証交付申し出			5	※適合証交付請求は任意	3	—	4	2		1	4	4(※1)
※1整備水準証の評価												
事務手続きの流れ	町田市	高山市	宮崎市									
①事前相談	4	※事前相談・適合										
②届出	4		5									
③完了届	3		4									
④適合証交付申し出	1											
集計(数字は自治体数)												
評価	5点	4点	3点	2点	1点	計	(5段階評価の目安について)					
①事前相談	3	11	1	0	3	18	5「守られている」→80%以上					
②届出	26	16	1	0	6	49	4「概ね守られている」→60%以上～80%未満					
③完了届	11	17	5	2	3	38	3「やや守られていない」→40%以上～60%未満					
④適合証交付申し出	16	5	1	4	3	29	2「守られていない」→40%未満					
							1「分からない」					

②条例に適合させるために行う施策（都道府県）

自治体	2. 条例適合させるために行う施策
1 北海道	建築基準法に基づく「北海道建築基準法施行条例」において、用途・規模を限定して特別の配慮を要する特殊建築物を定め、当該特殊建築物が「利用者用の屋外への出入口等」、「利用者用の廊下等」、「利用者用の階段」、「利用者用の居室の出入口」、「利用者用の便所」に関する基準に適合しなければならないことを規定しており、確認申請等の審査時に、「北海道建築基準法施行条例」、「北海道福祉のまちづくり条例」、「バリアフリー法」にかかる審査・指導を一体的に行うことで、建築主や設計者等の意識向上を図っています。
8 茨城県	・HP等での啓発 ・基準に適合しない建築物に関しては、基準に係る項目の代替案を提示してもらう
11 埼玉県	検討中
14 神奈川県	・研修開催やリーフレット配布など、事業者等のバリアフリーに対する理解促進 ・優れたバリアフリー施設に対する表彰制度や公開制度など、事業者等のバリアフリーに対する意欲向上
15 新潟県	①啓発 ・設計事務所等向けの講習会を年1回開催。 ②指導強化 ・審査担当者向け講習会を年1回開催(届出者への積極的指導の依頼等) ・優先施設への指導強化。(2000㎡以上の病院、駅舎、長期滞在型商業施設等の建築主への直接訪問等による指導) ④整備基準の見直し ・今後予定
16 富山県	
17 石川県	・バリアフリーアドバイザー派遣制度 建築主、設計者の要請に応じてバリアフリーアドバイザーを派遣し建築物のバリアフリー化についてアドバイスしている。 ・施設整備促進融資制度 条例の基準に適合するように設計された施設に対して低利の融資を行っている。 ・バリアフリー社会推進賞 県内の施設で条例の基準に適合する施設でバリアフリー化の工夫をしている施設を表章している。
19 山梨県	・事業主や市町村からの相談時における指導、助言
23 愛知県	普及、啓発事業の実施(平成25年度取り組み内容) ・人にやさしい街づくり賞の実施 ・人にやさしい街づくり地域セミナーの開催(3市町) ・県政お届け講座の実施(2団体) ・設計士向けの講習会の開催(5回) ・建築士会の会報誌に整備基準の解説について連続講座を掲載(5回)
26 京都府	特にありません
27 大阪府 (7割適合)	条例の規定により、事前協議及び完了届の事務を市町村に委譲しているため、大阪府が直接協議をしていないが、不適合とするまでのプロセスにおいて基準の趣旨を可能な限り設計者に伝え、画一的ではない運用とするよう市町村にお願いしている。
28 兵庫県	市町が届出受付時に指導を行っている。
29 奈良県	HPへの掲載、届出・提出督促
31 鳥取県	②指導強化(委任条例化)、③優遇措置(補助金)
32 島根県	特に行ってない。
33 岡山県	建築計画概要書のチェック時に、届出の要否について確認している。
34 広島県	事前協議時に、協議者に対し、指導・助言を行っています。
35 山口県	制度の普及啓発等の実施。
36 徳島県	現在検討中。
37 香川県	特になし。
38 愛媛県	特になし
39 高知県	特にありません。
40 福岡県	年に1回県民向けの広報誌を発行し、福祉のまちづくりの推進を行っている。また、基準不適合が明らかになった場合には、届出者へ指導を行っている。
41 佐賀県	届出があった際に、指導・助言を行っている。
43 熊本県	①ホームページによる啓発、事前協議受付窓口及び説明会等での設計者への啓発 ※なお、「適合率を向上させる」ことが目的ではないが、不特定かつ多数の人が利用する物販店舗等がUDIに配慮した改修をされる場合には、建築費の一部を助成する制度を設けている。
44 大分県	適合証の交付を「大分県中小企業向け融資制度」における「大分県地域産業振興資金(福祉のまちづくり条例に基づく施設整備資金)融資」に係る認定の要件としている。
46 鹿児島県	不適合項目を適合させるよう努力を促す行政指導の文書を届出者へ送付している。
47 沖縄県	①啓発(建築主、施設管理者、設計者の意識向上) 「沖縄県福祉のまちづくり賞」をはじめ、建築主の理解促進のため、県広報誌やウェブサイトを活用するなど、県民のバリアフリーに対する普及啓発を目的とした取り組みを行っている。

②条例に適合させるために行う施策（基礎自治体）

自治体	2. 条例適合させるために行う施策
札幌市	<ul style="list-style-type: none"> ・事前相談では条例に適合した計画に努めるように依頼しております。 ・事前協議届出書を返却する際に、「不適合な箇所について必要な措置を講ずるように努めること」と記載されたスタンプを押印し、建築主や設計者に適合を促しております。
仙台市	特になし
さいたま市	<ul style="list-style-type: none"> ・委任条例(付加条例)について 確認申請よりも早い時期に、自主条例の届出があった場合に、不適合部分でバリアフリー法に抵触しそうな部分については、注意して審査するように指定確認検査機関に連絡している。 ・自主条例について バリアフリー化整備を行うための工事資金の一部を指定金融機関が低い金利で融資する制度や、認可保育園整備の補助金制度の利用要件として、適合をとることを条件にしていることにより、適合率の向上を図っています。また、適合している物件について、適合プレートを交付し、適合をアピールできるようにしている。
川崎市	<p>①啓発 協議ガイド等を作成し、窓口での指導やHP等で広報すること等により設計者等への周知を図っています。 例) 協議ガイド: 条例の概要、手続き内容等について 整備マニュアル: 基準の考え方、詳細について 手引き: 協議書類作成時の具体的な図示の仕方等について</p> <p>④整備基準の見直し(実情に応じた基準設定等) 条例の「整備基準の遵守」という項目の中で、実情に応じた適応除外規定を設けています。運用上「ただし書き適合」と呼んでおりますが、整備基準に適合していないため適合証の交付はしていません。 例) 増築や用途変更等の際に工事範囲外で基準適合することが難しい箇所がある場合 施設の利用形態により基準に合わせた設計が難しく、妥当な基準への代替措置が講じられている場合</p>
京都市	本市では、一定のバリアフリー整備がなされた建築物に対して、顕彰制度(「みやこユニバーサルデザイン適合建築物マーク」又は「みやこユニバーサルデザイン優良建築物マーク」の交付)を設けており、基準適合への意識向上を図っております。
福岡市	整備基準の見直し
世田谷区	良い整備事例のパンフレットを渡すといった啓発を行っている。
練馬区	適合率の向上のためではなく、委任条例の理解を深めてもらうため、事業者研修や施設管理者に対して研修会を開催している。
町田市	当市の条例ではバリアフリー化の基準を適合を義務とする「遵守基準」と、適合を努力義務とする「整備基準」との2段階で指導しており、遵守基準については条例に勧告・命令・公表の事後処分を定めつつ、強力に指導している。市北部が丘陵地であり、また既存建築物の用途変更など、建築条件上遵守基準に適合することが難しい物件もあるが、そういった場合は設計者に理由書を作成させ不適合箇所とその理由を明確にさせることで、建築主、設計者に条例の趣旨・基準の理解を促し啓発している。
高山市	特になし
宮崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県及び宮崎市のホームページへ適合証交付施設を掲載する。 ・市民や事業者に対する出前講座開催やパンフレット配布 ・公民館や福祉施設建設の際に市の補助金の利用には適合証交付を要件とする。 ・優れたバリアフリー建築物を適合証交付施設の中から顕彰し、地元紙や市のホームページに掲載している。 ・条例施行前の既存対象施設に対して、バリアフリー整備費の1/2かつ120万円までの補助制度を設けている。 ・小規模施設に対する整備基準の緩和

③委任条例化が進まない理由（都道府県）

自治体	3. 委任条例化が進まない理由
2 青森県	・委任(付加)することで、建築主への負担が増えることについて懸念される。 ・建築物を適合させることで受けるメリットが少ない。
7 福島県	・委任した場合、各市町村の人的、財源的負担が生じるため、調整できないものとする。 (申請手数料を徴収していないため、委任条例しても財源が増えない等) ・審査内容に専門性が必要とされるため。
8 茨城県	委任条例(バリアフリー法に基づく附加条例)は、建築主等に対し負担をのしいるものであるため、制定には地域の実情に応じた慎重な対応が必要であるため。 なお、本県では、現在、委任条例(バリアフリー法に基づく附加条例)の制定の予定はない。
10 群馬県	群馬県においては、今後検討予定(所管は建築住宅課)
12 千葉県	自主条例と委任条例の役割分担を整理する必要がある。
14 神奈川県	本県では委任条例化されているため、理由は不明。
16 富山県	バリアフリー法の施行以前より、自主条例を施行しているため。
20 長野県	特にありません(本県は委任条例化に向けて現在調整中)
22 静岡県	既存の自主条例がある中、新しい条例を作る目的や必要性等が不明です。同種の条例が2つ存在することで、事業者や設計者等の混乱を招く可能性も考えられます。新しい条例を作るよりも既存の自主条例をより有効なものとする必要があると考えています。
23 愛知県	理由については、わかりません。
26 京都府	特にありません
27 大阪府 (7割適合)	バリアフリー法の基準で十分だと考えているため、ではないでしょうか。
28 兵庫県	条例で届出や事前相談を義務づけるなど、バリアフリー法第14条第2項が規定される前から手続きが定められており、委任条例によらない指導が行われているためと考えられる。
29 奈良県	特になし
30 和歌山県	現在の福祉のまちづくり条例は十分周知されており、基準も守られているため、委任条例にする必要がないため。
31 鳥取県	・委任条例化することで、不適合が罰則対象になり、施設所有者等からの反発が予想される。 ・自主条例との2本立てになれば、審査の手間が増える。(鳥取県は委任条例制定時に自主条例は廃止)
32 島根県	バリアフリー新法の施行以前に、各自治体において自主条例を定めており、その内容による周知及び規制を既に推進していることから、あらためて委任条例化を進める必要性がない。
33 岡山県	岡山県福祉のまちづくり条例では、バリアフリー法に上乗せした整備項目を設け、小規模な施設の新築等をする事業者にも届出を課しており、委任条例化を進める必要性が低い。
34 広島県	その地方の自然的社会的条件の特殊性による基準等の付加の必要性が認められないからではないかと思えます。
36 徳島県	特になし
37 香川県	特になし。
38 愛媛県	自主条例による取組みで当面の対応は良いと考えているため。
39 高知県	委任条例策定の必要性が感じられないため。
40 福岡県	委任条例では特定建築物において付加基準を設けるものであるが、多くの地方自治体が策定している自主条例では特定建築物以外の施設においても基準を設けることができるため、委任条例を制定する必要性が小さくなり条例化が進まないのではないかと考える。
41 佐賀県	委任条例で定めるバリアフリー化を義務付ける施設について、慎重に検討を要するため
43 熊本県	本県では、委任条例化済みです。
44 大分県	分からない
46 鹿児島県	鹿児島県福祉のまちづくり条例によるバリアフリー化を優先すべきと考えているため。
47 沖縄県	委任(付加)条例化する必要性が整理できていない。

③委任条例化が進まない理由（基礎自治体）

自治体	3. 委任条例化が進まない理由
札幌市	札幌市では、「札幌市福祉のまちづくり条例」の適合率が極めて低く、委任条例を制定することは、建築主に過大な負担をかける恐れがあることから、委任条例化は「札幌市福祉のまちづくり条例」の適合状況の推移を考慮し慎重に進めていく必要があると考えております。
仙台市	
さいたま市	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の規模が小さかったり、利用者数が少ない建築主については、車いす便所の設置やエレベーターの設置など過度の負担が要求されると、建築計画を根本的に見直さざるを得ないことが想定されるため。 ・自主条例があると、建築確認申請で再度バリアフリーの審査をされることになり、同じような内容の2重審査になるため
川崎市	当市では委任条例を定めておりますので、参考までに策定までの経過概要を記します。検討当初、神奈川県下各行政庁でバリアフリー法委任条例化に向けた協議を行いました。その協議内容を踏まえ、川崎市建築基準条例の規定のうち福祉的要素の強いもの（出入口幅、廊下幅等）の一部を、バリアフリー法の委任条例として再整備をしました。当市の場合は「県下での意思統一」「条例の再整備」といった事情があり、委任条例化が比較的スムーズであったと思われます。以上のような要因なく新たな規制を追加する場合、条例化はかなり難しいと考えられます。
京都市	本市においては、平成7年に「京都市人にやさしいまちづくり要綱」を制定し、平成16年には「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」として、条例化することで、積極的にバリアフリー整備を進めております。
福岡市	事前協議率が95%以上なされており、委任条例化する必要性がない。
世田谷区	世田谷区は委任条例があるので、当たり前という印象ですが、やはり他自治体では福祉部署が担ってしまい、都市整備部署との連携にハードルがあるように感じます。
練馬区	条例化の必要性の低さと人手不足。
町田市	東京都がバリアフリー法からの委任条例を制定しており、その基準を上回って市委任条例を制定する場合（そういう必要が無ければ市委任条例を制定する意義が無い。）、都条例との整合等が技術的、政治的に難しいためと考えられる。
高山市	観光都市である高山市は、「住みよいまちは行きよいまち」を基本的な考えとして「安全・安心・快適なバリアフリーのまちづくり」に取り組んでおり、その取り組みを推進するために付加条例を制定した経緯があります。このことから言って、地方公共団体のトップの意識向上が最も大切ではないかと考えます。
宮崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・市組織内、市民における委任条例化の必要性について意識醸成が進んでいない。情報提供の必要性があること。また、自主条例によって、ある程度バリアフリー化がすすんでいる（届出に対する適合証交付の割合が5割）ので、それも問題視されていない一因と考えられる。

④審査項目の評価（都道府県1 / 4）

No	整備箇所	建築物移動等円滑化基準	1 北海道	2 青森県	3 岩手県	5 秋田県	6 山形県	7 福島県	10 群馬県	12 千葉県	14 神奈川県
1	出入口	①幅は80cm以上	4	5	5	5	5	4	4	4	4
		②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設ける	4	5	4	4	5	5	4	4	
2	廊下等	①表面は滑りにくい仕上げ	1	5	5	5	5	5	5	4	5
		②幅は120cm以上	4	5	4	5	5	4	5	4	
		③区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所	4	5	4	5	5	4	5	4	
		④戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設ける	1	5	4	5	5	5	4	4	
3	階段	①手すりを設ける	5	5	5	5	5	5	4	5	5
		②表面は滑りにくい仕上げ	1	5	5	5	5	5	5	4	
		③段は識別しやすいもの	1	5	4	5	4	5	5	4	
		④段はつまづきにくいもの	1	5	4	5	4	5	5	4	
		⑤点状ブロック等の敷設	1	5	4	5	3	4	3	4	
		⑥原則として主な階段を回り階段としない	4	5	4	5	4	5	4	5	
4	傾斜路	①手すりを設ける	4	5	5	5	3	5	3	4	4
		②表面は滑りにくい仕上げ	1	5	5	5	3	5	5	4	
		③前後の廊下等と識別しやすいもの	1	5	4	5	3	5	4	4	
		④点状ブロック等の敷設	1	5	4	5	2	4	3	4	
		⑤幅は120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)	4	5	5	5	2	5	4	4	
		⑥勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)	4	5	5	5	3	5	4	4	
5	エレベーターその他の昇降機	①高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の備場を設ける	1	5	5	5	3	5	4	4	5
		②エレベーターの設置	1	5	4	5	3	5	4	4	
		③かこの規格(出入口幅、幅、奥行き)の確保	1	5	5	5	4	5	4	4	
		④乗降ロビーは150cm角以上	1	5	5	5	4	5	5	4	
		⑤かご内及び乗降ロビーに車いす使用者用制御装置の設置	1	5	5	5	4	5	4	4	
		⑥停止予定階、現在位置を表示する装置の設置	1	5	5	5	4	5	4	4	
6	便所	⑦視覚障害者用に音声装置、点字表示の制御装置等の設置	1	5	5	5	4	5	4	3	4
		①車いす使用者用便所の設置	1	5	4	3	5	5	4	4	
		②懸掛便座、手すり等の設置	1	5	5	5	5	5	4	4	
		③車いすで利用しやすいよう十分な空間の確保	1	5	5	5	5	4	3	3	
		④水洗器具(オストメイト対応)の設置	1	5	4	5	2	5	5	3	
⑤床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限り)の設置	1	5	4	5	4	5	5	4			
7	ホテル・旅館の客室	車いす使用者用客室の1以上の設置	1	5	4	5	2	5	3	4	1
8	敷地内通路移動等円滑化経路	①利用円滑化経路には段差を設けない、もしくは傾斜路、エレベーターの設置	4	5	4	5	4	4	5	4	4
		②幅は120cm以上	4	5	5	5	5	5	5	4	
		③区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所	4	5	4	5	3	4	5	4	
		④表面は滑りにくい仕上げ	1	5	5	5	5	5	5	4	
		⑤段には手すりを設ける	1	5	5	5	4	5	4	4	
		⑥段は識別しやすいもの	1	5	4	5	3	5	4	4	
9	駐車場	⑦段はつまづきにくいもの	1	5	4	5	3	5	4	4	5
		①車いす使用者用駐車施設の設置	1	5	4	5	4	5	4	4	
10	標識	②幅は350cm以上	1	5	4	5	5	5	5	4	1
		③利用居室までの経路が短い位置に設ける	1	5	4	5	5	5	5	4	
11	案内設備	④エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を示した案内板等の設置(配置を容易に視認できる場合は除く)	1	5	5	5	3	5	4	4	1
		⑤標識は、内容が容易に識別できるもの(日本工業規格Z8210に適合)	1	5	5	5	3	5	4	4	
		⑥エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設ける	1	5	4	5	3	5	3	3	
12	視覚障害者案内設備までの経路	⑦案内所を設ける(①、②の代替措置)	1	5	3	5	3	4	3	3	4
		①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置	1	5	4	3	3	3	3	4	
		②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設	1	5	3	3	2	4	3	4	
		③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設	1	5	3	3	3	4	3	4	

④審査項目の評価（都道府県2／4）

No	整備箇所	建築物移動等円滑化基準	16 富山県	17 石川県	19 山梨県	20 長野県	22 静岡県	23 愛知県	25 滋賀県	26 京都府	27 大阪府 (7割適合)	
1	出入口	①幅は80cm以上	5	5	5	5	5	5	5	1	1	
		②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設ける	5	4	-	5	5	5	5	5	1	1
2	廊下等	①表面は滑りにくい仕上げ	5	4	-	5	5	4	5	1	1	
		②幅は120cm以上	4	4	4	4	5	4	5	1	1	
		③区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所	5	4	-	4	5	4	5	1	1	
		④戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設ける	5	4	-	5	5	5	5	5	1	1
3	階段	①手すりを設ける	5	5	5	5	5	5	5	1	1	
		②表面は滑りにくい仕上げ	5	4	-	4	5	5	5	5	1	1
		③段は識別しやすいもの	5	4	-	4	5	5	5	5	1	1
		④段はつまずきにくいもの	5	4	-	4	5	5	5	5	1	1
		⑤点状ブロック等の敷設	4	3	-	4	5	4	5	1	1	
		⑥原則として主な階段を回り階段としない	5	5	5	5	5	4	5	1	1	
4	傾斜路	①手すりを設ける	5	4	-	5	5	4	5	1	1	
		②表面は滑りにくい仕上げ	5	4	-	5	5	5	5	1	1	
		③前後の廊下等と識別しやすいもの	5	3	-	5	5	5	5	1	1	
		④点状ブロック等の敷設	4	3	-	5	5	4	5	1	1	
		⑤幅は120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)	4	4	4	4	5	4	5	1	1	
		⑥勾配は1/12以下(高さ15cm以下の場合は1/8以下)	4	4	5	5	5	4	5	1	1	
5	エレベーターその他の昇降機	①高さ75cm以内ごとに路幅150cm以上の踊場を設ける	4	4	-	5	5	5	5	1	1	
		①エレベーターの設置	1	2	-	5	5	4	5	1	1	
		②かこの規格(出入口幅、幅、奥行き)の確保	4	4	4	5	5	4	5	1	1	
		③乗降ロビーは150cm角以上	5	4	-	5	5	4	5	1	1	
		④かこ内及び乗降ロビーに車いす使用者用制御装置の設置	4	4	5	5	5	4	5	1	1	
		⑤停止予定階、現在位置を表示する装置の設置	4	4	-	5	5	4	5	1	1	
6	便所	⑥視覚障害者用に音声装置、点字表示の制御装置等の設置	4	4	5	5	5	4	5	1	1	
		①車いす使用者用便座の設置	4	3	5	5	5	4	5	1	1	
		②懸掛便座、手すり等の設置	4	4	5	5	5	5	5	1	1	
		③車いすで利用しやすいよう十分な空間の確保	4	3	5	5	5	5	5	1	1	
		④水洗器具(オストメイト対応)の設置	4	2	-	3	1	4	5	1	1	
		⑤床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限り)の設置	5	3	5	4	5	5	5	1	1	
7	ホテル・旅館の客室	車いす使用者用客室の1以上の設置	1	1	-	4	5	4	5	1	1	
8	敷地内通路移動等円滑化経路	①利用円滑化経路には段差を設けない、もしくは傾斜路、エレベーターの設置	4	4	5	3	5	4	5	1	1	
		②幅は120cm以上	4	4	4	4	5	4	5	1	1	
		③区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所	5	4	-	4	5		5	1	1	
		④表面は滑りにくい仕上げ	5	4	-	4	5	5	5	1	1	
		⑤段には手すりを設ける	5	4	-	4	5	4	5	1	1	
		⑥段は識別しやすいもの	5	4	-	4	5	5	5	1	1	
9	駐車場	⑦段はつまずきにくいもの	5	4	-	4	5	5	5	1	1	
		①車いす使用者用駐車施設の設置	5	3	5	4	5	5	5	1	1	
10	標識	②幅は350cm以上	5	4	4	5	5	5	5	1	1	
		③利用居室までの経路が短い位置に設ける	5	4	5	5	5	5	5	1	1	
11	案内設備	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることでの表示を見やすい位置に設ける	5	3	-	5	5	5	5	1	1	
		②標識は、内容が容易に識別できるもの(日本工業規格JIS S 2010に適合)	5	4	-	5	5	5	5	1	1	
		③エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等の設置(配置を容易に視認できる場合は除く)	4	2	5	5	5	4	5	1	1	
12	視覚障害者案内設備までの経路	④エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設ける	1	2	-	5	5	4	5	1	1	
		⑤案内所を設ける(①、②の代替措置)	4	3	-	4	1	4	5	1	1	
		⑥線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置	3	3	5	3	5	4	5	1	1	
12	視覚障害者案内設備までの経路	⑦車路に接する部分に点状ブロック等を敷設	4	2	5	3	5	4	5	1	1	
		⑧段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設	4	2	5	4	5	4	5	1	1	

④審査項目の評価（都道府県3／4）

No	整備箇所	建築物移動等円滑化基準	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山 県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県	36 徳島県
1	出入口	①幅は80cm以上	届出の受理については、市町が事務を行っており、個別の基準の適合状況については、県で把握していない。	4	5	5	5	1	3	4
		②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設ける		4	5	5	4	1	4	4
2	廊下等	①表面は滑りにくい仕上げ		4	5	5	5	1	4	5
		②幅は120cm以上		4	5	5	4	1	3	4
		③区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所		4	5	5	4	1	3	5
		④戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設ける		4	5	5	4	1	4	5
3	階段	①手すりを設ける		4	5	5	5	1	4	5
		②表面は滑りにくい仕上げ		4	5	5	5	1	4	5
		③段は識別しやすいもの		3	5	5	4	1	4	5
		④段はつまずきにくいもの		4	5	5	4	1	4	5
		⑤点状ブロック等の敷設		4	5	5	3	1	3	2
		⑥原則として主な階段を回り階段としない		4	5	5	5	1	4	5
		⑦手すりを設ける		3	5	5	4	1	4	4
4	傾斜路	①手すりを設ける		3	5	5	5	1	4	5
		②表面は滑りにくい仕上げ		3	5	5	4	1	4	1
		③前後の廊下等と識別しやすいもの		3	5	5	4	1	3	1
		④点状ブロック等の敷設		3	5	5	4	1	3	1
		⑤幅は120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)		3	5	5	5	1	3	1
		⑥勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)		3	5	5	4	1	4	5
		⑦高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける		3	5	5	5	1	4	5
5	エレベーターその他の昇降機	①エレベーターの設置		4	5	5	5	1	4	1
		②かごの規格(出入口幅、幅、奥行き)の確保		4	5	5	4	1	3	1
		③兼降ロビーは150cm角以上	4	5	5	5	1	4	5	
		④かご内及び兼降ロビーに車いす使用者用制御装置の設置	4	5	5	4	1	4	1	
		⑤停止予定階、現在位置を表示する装置の設置	4	5	5	5	1	4	5	
		⑥視覚障害者用に音声装置、点字表示の制御装置等の設置	4	5	5	4	1	4	1	
6	便所	①車いす使用者用便所の設置	4	5	5	4	1	3	3	
		②腰掛便座、手すり等の設置	4	5	5	4	1	3	4	
		③車いすで利用しやすいよう十分な空間の確保	4	5	5	4	1	3	3	
		④水洗器具(オストメイト対応)の設置	4	5	4	4	1	4	2	
		⑤床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)の設置	4	5	4	4	1	4	1	
7	ホテル・旅館の客室	車いす使用者用客室の1以上の設置	4	5	5	3	1	4	1	
8	敷地内通路移動等円滑化経路	①利用円滑化経路には段差を設けない、もしくは傾斜路、エレベーターの設置	4	5	5	4	1	4	5	
		②幅は120cm以上	4	5	5	5	1	4	5	
		③区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所	4	5	5	4	1	4	5	
		④表面は滑りにくい仕上げ	4	5	5	5	1	4	1	
		⑤段には手すりを設ける	4	5	5	4	1	4	1	
		⑥段は識別しやすいもの	3	5	5	4	1	4	1	
		⑦段はつまずきにくいもの	4	5	5	4	1	4	1	
9	駐車場	①車いす使用者用駐車施設の設置	4	5	5	4	1	4	4	
		②幅は350cm以上	4	5	5	5	1	4	5	
		③利用居室までの経路が短い位置に設ける	4	5	5	5	1	4	5	
10	標識	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示しやすい位置に設ける	4	5	5	4	1	4	1	
		②標識は、内容が容易に識別できるもの(日本工業規格Z8210に適合)	4	5	5	4	1	4	1	
11	案内設備	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等の設置(配置を容易に視認できる場合は除く)	4	5	4	4	1	3	1	
		②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設ける	4	5	4	3	1	3	1	
		③案内所を設ける(①、②の代替措置)	3	5	5	3	1	4	4	
12	視覚障害者案内設備までの経路	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置	4	5	4	3	1	3	2	
		②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設	4	5	5	3	1	4	2	
		③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設	4	5	5	3	1	4	1	

④審査項目の評価（都道府県4／4）

No	整備箇所	建築物移動等円滑化基準	37 香川県	39 高知県	40 福岡県	41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	46 鹿児島県	47 沖縄県	
1	出入口	①幅は80cm以上	4	5	4	5	5	5	5	5	5	
		②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設ける	4	5	4	5	5	5	5	5	5	
2	廊下等	③表面は滑りにくい仕上げ	4	5	5	5	5	5	5	5	5	
		④幅は120cm以上	3	5	5	5	5	5	5	5	5	
		⑤区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所	4	5	5	5	5	5	5	5	1	5
		⑥戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設ける	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5
3	階段	⑦手すりを設ける	3	5	5	5	5	5	5	5	5	
		⑧表面は滑りにくい仕上げ	4	5	5	5	5	5	5	5	5	
		⑨段は識別しやすいもの	4	5	5	5	5	5	5	5	2	5
		⑩段はつまずきにくいもの	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5
		⑪点状ブロック等の敷設	4	5	5	5	5	5	5	5	2	5
		⑫原則として主な階段を回り階段としない	4	5	5	5	5	5	5	5	4	5
4	傾斜路	⑬手すりを設ける	3	5	5	5	5	5	5	3	5	
		⑭表面は滑りにくい仕上げ	4	5	5	5	5	5	5	5	5	
		⑮前後の廊下等と識別しやすいもの	3	4	5	5	5	5	5	5	3	5
		⑯点状ブロック等の敷設	3	5	4	5	5	5	5	5	2	5
		⑰幅は120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5
		⑱勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）	4	5	5	5	5	5	5	5	4	5
5	エレベーターその他の昇降機	⑲高さ75cm以内ごとに路幅150cm以上の踊場を設ける	4	5	4	5	5	5	5	4	5	
		⑳エレベーターの設置	4	3	5	5	5	5	5	5	4	5
		㉑かこの規格（出入口幅、幅、奥行き）の確保	4	5	5	5	5	5	5	5	1	5
		㉒乗降ロビーは150cm角以上	4	5	5	5	5	5	5	5	4	5
		㉓かご内及び乗降ロビーに車いす使用者用制御装置の設置	4	5	5	5	5	5	5	5	2	5
		㉔停止予定階、現在位置を表示する装置の設置	4	5	5	5	5	5	5	5	4	5
6	便所	㉕視覚障害者用に音声装置、点字表示の制御装置等の設置	4	5	5	5	5	5	5	3	5	
		㉖車いす使用者用便房の設置	3	3	5	5	5	5	5	5	4	5
		㉗懸掛便座、手すり等の設置	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5
		㉘車いすで利用しやすいよう十分な空間の確保	4	5	5	5	5	5	5	5	4	5
		㉙水洗器具（オストメイト対応）の設置	4	3	5	5	5	4	5	5	2	5
		㉚床置き式の小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る）の設置	4	5	5	5	5	5	5	5	4	5
7	ホテル・旅館の客室	車いす使用者用客室の1以上の設置	4	3	2	5	5	5	5	2	5	
8	敷地内通路移動等円滑化経路	㉛利用円滑化経路には段差を設けない、もしくは傾斜路、エレベーターの設置	4	5	5	5	5	5	5	4	5	
		㉜幅は120cm以上	4	5	5	5	5	5	5	5	5	
		㉝区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所	4	5	5	5	5	5	5	5	1	5
		㉞表面は滑りにくい仕上げ	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5
		㉟段には手すりを設ける	3	5	5	5	5	5	5	5	2	5
		㊱段は識別しやすいもの	4	5	5	5	5	5	5	5	3	5
9	駐車場	㊲段はつまずきにくいもの	4	5	5	5	5	5	5	4	5	
		㊳車いす使用者用駐車施設の設置	3	4	5	5	5	5	5	5	4	5
10	標識	㊴幅は350cm以上	4	5	5	5	5	5	5	4	5	
		㊵利用居室までの経路が短い位置に設ける	4	5	5	5	5	5	5	5	4	5
11	案内設備	㊶エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を示した案内板等の設置（配置を容易に視認できる場合は除く）	3	5	5	5	5	5	5	2	5	
		㊷標識は、内容が容易に識別できるもの（日本工業規格Z8210に適合）	3	1	5	5	5	5	5	5	2	5
		㊸エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者に示す設備を設ける	2	5	5	5	5	5	5	5	3	5
12	視覚障害者案内設備までの経路	㊹案内所を設ける（㉑、㉒の代替措置）	2	5	5	5	5	5	5	3	5	
		㊺線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置	2	5	5	4	5	4	5	2	5	
		㊻車路に接する部分に点状ブロック等を敷設	2	5	5	4	5	5	5	5	2	5
		㊼段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設	2	5	5	5	5	5	5	2	5	

④審査項目の評価（基礎自治体）

No	整備箇所	建築物移動等円滑化基準	札幌市	仙台市	さいたま市	京都市	福岡市	世田谷区	練馬区	町田市	高山市	宮崎市	
1	出入口	①幅は80cm以上	3	1	5	4	5	5	5	5	4	4	
		②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設ける	3	1	5	4	5	3	5	5	4	4	
2	廊下等	①表面は滑りにくい仕上げ	4	1	5	4	5	5	5	5	4	5	
		②幅は120cm以上	3	1	5	4	5	5	5	5	4	5	
		③区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所	4	1	5	4	5	5	5	5	5	4	4
		④戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設ける	3	1	5	4	5	5	5	5	5	4	4
3	階段	①手すりを設ける	4	1	5	4	5	5	5	5	4	5	
		②表面は滑りにくい仕上げ	4	1	5	4	5	5	5	5	4	5	
		③段は識別しやすいもの	3	1	5	4	5	5	5	5	4	4	
		④段はつまずきにくいもの	3	1	5	4	5	5	5	5	4	4	
		⑤点状ブロック等の敷設	2	1	5	4	4	3	5	4	4	3	
		⑥原則として主な階段を回り階段としない	3	1	5	4	5	5	5	5	5	4	4
4	傾斜路	①手すりを設ける	3	1	5	4	5	5	5	5	4	4	
		②表面は滑りにくい仕上げ	3	1	5	4	5	5	5	5	4	5	
		③前後の廊下等と識別しやすいもの	3	1	5	4	5	4	5	4	4	3	
		④点状ブロック等の敷設	2	1	5	4	4	4	4	5	4	3	
		⑤幅は120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）	4	1	5	4	5	5	5	5	5	4	5
		⑥勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）	3	1	4	4	4	5	5	5	5	4	3
5	エレベーターその他の昇降機	⑦高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける	3	1	5	4	5	5	5	5	4	4	
		⑧エレベーターの設置	3	1	5	4	5	5	5	5	4	4	
		⑨かごの規格（出入口幅、幅、奥行き）の確保	2	1	5	4	5	5	5	5	4	4	
		⑩乗降ロビーは150cm角以上	3	1	5	4	5	5	5	5	5	4	4
		⑪かご内及び乗降ロビーに車いす使用者用制御装置の設置	3	1	5	4	5	5	5	5	5	4	4
		⑫停止予定階、現在位置を表示する装置の設置	3	1	5	4	5	5	5	5	5	4	4
6	便所	⑬視覚障害者用に音声装置、点字表示の制御装置等の設置	2	1	5	4	5	5	5	5	4	4	
		⑭車いす使用者用便所の設置	3	1	5	5	5	5	5	5	4	3	
		⑮懸掛便座、手すり等の設置	4	1	5	4	5	5	5	5	5	4	3
		⑯車いすで利用しやすいよう十分な空間の確保	3	1	5	5	5	5	5	5	5	4	3
		⑰水洗器具（オストメイト対応）の設置	2	1	5	5	5	5	5	5	5	4	3
		⑱床置き式の小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る）の設置	4	1	5	5	5	5	5	5	5	4	4
7	ホテル・旅館の客室	車いす使用者用客室の1以上の設置	4	1	5			5	1	4	5		
8	敷地内通路 移動等円滑化経路	①利用円滑化経路には段差を設けず、もしくは傾斜路、EVの設置	3	1	5	4	5	5	5	5	4	3	
		②幅は120cm以上	4	1	5	4	5	5	5	5	4	5	
		③区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所	4	1	5	4	5	5	5	5	5	4	5
		④表面は滑りにくい仕上げ	4	1	5	4	5	5	5	5	5	4	4
		⑤段には手すりを設ける	2	1	5	4	5	5	5	5	5	4	3
		⑥段は識別しやすいもの	3	1	5	4	5	5	5	5	5	4	3
9	駐車場	⑦段はつまずきにくいもの	3	1	5	4	5	5	5	5	4	4	
		⑧車いす使用者用駐車施設の設置	3	1	4	5	5	5	5	5	4	4	
		⑨幅は350cm以上	4	1	5	5	5	5	5	5	4	4	
		⑩利用居室までの経路が短い位置に設ける	4	1	5	5	4	5	5	5	4	4	
10	標識	⑪エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の設置があることの表示をしやすい位置に設ける	3	1	5	4	5	4	5	5	4	4	
		⑫標識は、内容が容易に識別できるもの（日本工業規格Z8210に適合）	3	1	5	4	5	3	5	5	4	4	
11	案内設備	⑬エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等の設置（配置を容易に視認できる場合は除く）		1	5	4	5	4	5	5	4	4	
		⑭エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者に示す設備を設ける	3	1	4	4	5	4	5	5	4	3	
		⑮案内所を設ける（⑬、⑭の代替措置）		1	5	4	5	5	5	5	4	4	
12	視覚障害者案内設備までの経路	⑯線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の敷設	2	1	5	4	4	4	5	4	4	3	
		⑰車路に接する部分に点状ブロック等を敷設	2	1	5	4	4	4	5	4	4	3	
		⑱段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設	2	1	5	4	4	4	5	4	4	3	

(3) 第3回自治体アンケート調査

①調査期間 2018年1月22日～2月14日

②調査自治体 45自治体

42都道府県

(北海道、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

3基礎自治体(福岡市、世田谷区、宮崎市)

③回答 29自治体

26都道府県

(岩手県、福島県、栃木県、埼玉県、神奈川県、富山県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県)

3基礎自治体(福岡市、世田谷区、宮崎市)

平成30年1月21日

福祉のまちづくり条例（建築物）担当課 御中

東洋大学福祉社会デザイン研究科人間環境デザイン専攻
博士課程後期 岩浦厚信
〒351-8510 埼玉県朝霞市岡 48-1 高橋儀平研究室
TEL 048-468-6356 tgihei@toyo.jp

福祉のまちづくり条例対象施設（建築物）実績について（お願い）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

私は、福祉のまちづくり条例における建築物バリアフリー化の実効性を高めることを目的に研究を進めております。

さて、平成25年8月5日付で、福祉のまちづくり条例における届出等の実績について依頼をした結果、貴自治体から別添「貴自治体調査票」のとおり、平成12年度から平成24年度までの実績についてご報告いただいています。

そこで、その後の平成28年度の実績についてお伺いしたく、同じ「貴自治体調査票」による調査をお願いする次第です。業務多忙の折、誠に恐縮ですが、よろしく願いいたします。なお、全国の自治体様から頂いた調査結果につきましては、集計後にご報告いたします。

記

- 1 提出書類 別添「貴自治体調査票」の「平成25年度調査」を参考に、「平成28年度」内容についてお答えください。
- 2 提出方法 「貴自治体調査票」を下記メールアドレスに返送してください。
- 3 提出期限 平成30年2月2日(金)

提出及び問合せ先

住所 〒880-0939 宮崎市花山手西2-4-1

E-mail atsunobu13@miyazaki-catv.ne.jp

TEL 0985-53-4610 携帯 090-8357-3546

所属 東洋大学福祉社会デザイン研究科人間環境デザイン専攻 博士後期3年 岩浦厚信

届出(事前協議)等の実績について			別紙
			自治体名()
1.平成28年度の民間建築物の実績について記入してください。			
※平成28年度のデータがない場合は、27年度のデータを記入してください。			
民間建築物			
年度	平成28年度		
届出数			
届出時整備基準適合数			
完了検査合格数			
適合証交付数			
2.平成28年度の実績と平成24年度の実績と比べて下記の①②③についてお答えください。			
①届出時適合率=届出時整備基準適合数/届出数の値が上回った理由、もしくは下回った理由を教えてください。			
②完了後適合率=完了検査合格数(若しくは適合証交付数)/届出数の値が上回った理由、もしくは下回った理由を教えてください。			
③ ①及び②の結果、今後どのように適合率を向上させようと考えますか。			
3. 1の届出等の処理を行う組織と人員について①②に教えてください。			
①届出等の審査を行う組織数(出先機関、特定行政庁など)とその担当者数を教えてください。(1の処理数に入っていない組織等は不要です。)また、このうち福祉のまちづくり条例の審査等を専門に行う係がありましたらその組織数と担当者数を記入してください。			
審査組織数	担当者数	うち専門部署数	担当者数
② ①の担当者が1の業務以外に行う業務があれば簡単にその業務名をご記入ください。			
質問は以上です。有難うございました。			

【調査票1】

No	自治体名	2012年度							2016年度						
		C	D	D/C	E	E/C	F	F/C	G	H	H/G	I	I/G	J	J/G
		届出数	届出時 適合数	届出時 適合率	完了検 査合格 数	①完了 後適合 率	適合証 交付数	②完了 後適合 率	届出数	届出時 適合数	届出時 適合率	完了検 査合格 数	①完了 後適合 率	適合証 交付数	②完了 後適合 率
1	岩手県	309	13	4.2%	4	1.3%	4	1.3%	210	12	5.7%	5	2.4%	8	3.8%
2	福島県	439	381	86.8%		0.0%		0.0%	320	267	83.4%		0.0%		0.0%
3	栃木県	161	56	34.8%		0.0%	36	22.4%	174	29	16.7%		0.0%	22	12.6%
4	埼玉県	1090	298	27.3%	130	11.9%		0.0%	1026	216	21.1%	77	7.5%	77	7.5%
5	神奈川県	524	76	14.5%		0.0%	39	7.4%	527	50	9.5%		0.0%	14	2.7%
6	富山県	176	110	62.5%	61	34.7%	50	28.4%	128	57	44.5%	47	36.7%	42	32.8%
7	長野県	130	51	39.2%		0.0%	10	7.7%	173	43	24.9%		0.0%	7	4.0%
8	岐阜県	191	121	63.4%	83	43.5%	15	7.9%	169	60	35.5%	31	18.3%	10	5.9%
9	静岡県	327	192	58.7%		0.0%	138	42.2%	307	156	50.8%		0.0%	87	28.3%
10	愛知県	1740	1119	64.3%	319	18.3%	319	18.3%	2065	1188	57.5%	256	12.4%	256	12.4%
11	三重県	419	149	35.6%		0.0%	133	31.7%	401	155	38.7%		0.0%	118	29.4%
12	滋賀県	239		0.0%		0.0%	18	7.5%	206		0.0%		0.0%	15	7.3%
13	京都府	264		0.0%	226	85.6%	44	16.7%	244		0.0%	200	82.0%	17	7.0%
14	大阪府	326	230	70.6%	221	67.8%	0	0.0%	295	223	75.6%	235	79.7%	0	0.0%
15	奈良県	200		0.0%	45	22.5%	37	18.5%	196		0.0%	44	22.4%	11	5.6%
16	岡山県	324	163	50.3%		0.0%		0.0%	332	146	44.0%		0.0%		0.0%
17	広島県	371	75	20.2%		0.0%	33	8.9%	342	57	16.7%		0.0%	23	6.7%
18	山口県	228		0.0%	42	18.4%	34	14.9%	161		0.0%	25	15.5%	13	8.1%
19	徳島県	90	6	6.7%		0.0%	20	22.2%	72	6	8.3%		0.0%	9	12.5%
20	香川県	45	3	6.7%	3	6.7%	3	6.7%	106	2	1.9%	1	0.9%	1	0.9%
21	高知県	17	17	100.0%	3	17.6%	3	17.6%	49	49	100.0%	2	4.1%	2	4.1%
22	福岡県	549	372	67.8%	251	45.7%	251	45.7%	409	268	65.5%	144	35.2%	126	30.8%
23	長崎県	233	233	100.0%	87	37.3%	87	37.3%	169	152	89.9%	129	76.3%	54	32.0%
24	熊本県	528	61	11.6%		0.0%		0.0%	542	200	36.9%		0.0%		0.0%
25	鹿児島県	142	3	2.1%		0.0%	1	0.7%	122	7	5.7%		0.0%	0	0.0%
26	沖縄県	421	353	83.8%	172	40.9%	61	14.5%	458	304	66.4%	154	33.6%	47	10.3%
27	福岡市	529	371	70.1%	385	72.8%	252		480	317	66.0%	362	75.4%	246	
28	宮崎市	166	93	56.0%	87	52.4%	87		137	66	48.2%	51	37.2%	46	
29	世田谷区	293	238	81.2%	170	58.0%			330	261	79.1%	140	42.4%		

【調査票2】 1 / 4

No	自治体名	自治体意見		
		2012年度と2018年度の届出時適合率の比較しての考え	2012年度と2019年度の完了後適合率の比較しての考え	今後どのように適合率を向上させようとするか。
3	岩手県	平成24年度届出時適合率 13/309=4.2% 平成28年度届出時適合率 12/210=5.7% 上記の理由については、誤差の範囲であると思慮される。	平成24年度完了後適合率 4/309=1.3% 平成28年度完了後適合率 5/210=2.4% 上記の理由については、誤差の範囲であると思慮される。	各項目ごとの適合率は概ね60%台で推移しており、BF化の必要性について、一定程度理解されていると思われる。多大な設備投資が必要となる場合や、配置計画が難しい場合があるため、BF化の必要性について、理解を促進する取組を実施し、建築主に対する指導を行い、達成度の向上を目指している。具体的な対応策としては、出先機関及び関係部局とも連携した周知の取組み及び適合証及び適合プレートとの交付により、取組等について県民の目に触れる機会を増やし、理解を促進することとしている。
7	福島県	平成28年度 83.4%、平成24年度 86.7% 届出時適合率は下回っていますが、理由は不明です。	人にやさしいまちづくり条例に対する完了検査は実施していません。	現在も実施しているが、引き続き、届出審査時に基準に適合していない場合は、所有者へ条例の趣旨を伝え、条例に適合するように誘導する。
9	栃木県	本県では全ての整備基準を満たさないと「適合」とならないが、基準を満たさなくとも、人的対応等の代替措置により、実際の利用上は支障ないとする建築物の届出が増えてきていることが考えられる。	同左	人的対応等の代替措置により、実際の利用上は支障ない建築物を「適合」と取り扱っていくことの検討等、実際に即した対応を考えていく必要があると考えられる。
11	埼玉県	届出物件ごとにヒアリング等を行っていないため、回答できかねます	届出物件ごとにヒアリング等を行っていないため、回答できかねます	届出時に指導等を行っていきます。
14	神奈川県	H24 14.5%=(76件/524件)×100 H28 9.4%=(50件/527件)×100 (理由)協議件数はほとんど変わらないものの、適合件数が減少したため。	H24 7.4%=(39件/524件)×100 H28 2.6%=(14件/527件)×100 (理由)協議件数はほとんど変わらないものの、適合件数が減少したため。 併せて、適合証請求の件数も減少したため。	・特定行政庁や各土木事務所(条例審査窓口)において、指導を徹底させる。 ・バリアフリーに関する普及啓発活動を通して、県民(事業者を含む。)に対して、意識の醸成を図る。
16	富山県	(下がる) たまたま平成28年度は、件数は少ないが詳細は不明。	ほぼ同値である。	あくまで、富山県民福祉条例は努力義務であるが、事業者等に対して整備基準に適合するよう指導に努めていきたい。
20	長野県	長野県福祉のまちづくり条例に基づく特定施設整備基準への適合については、努力義務となっており、年度ごとに届出の用途、規模、件数が異なるため、単純に比較はできないと考える。	長野県福祉のまちづくり条例では、適合証の請求は任意であり、年度ごとに届出の用途、規模、件数が異なるため、単純に比較はできないと考える。	届出時点で特定施設の整備基準に適合させるよう指導するとともに、適合証の交付を申請するよう指導したい。

【調査票2】 2 / 4

No	自治体名	自治体意見		
		2012年度と2019年度の届出時適合率の比較しての考え	2012年度と2019年度の完了後適合率の比較しての考え	今後どのように適合率を向上させようとするか。
21	岐阜県	理由：不明 平成24年度：届出時整備基準適合数/届出数=0.63 平成28年度：届出時整備基準適合数/届出数=0.41	理由：不明 平成24年度：完了検査合格数/届出数=0.43 平成28年度：完了検査合格数/届出数=0.22	特別な施策等は検討していない。
22	静岡県	(下がる) ・整備基準は努力義務規定となっており、施設の多様化により、用途によっては整備基準の内容(点字ブロック敷設等(つまづきの要因等と判断))が敬遠される事例がある。	(下がる) ・完了時の適合証交付請求は、任意規定であり申請者の判断(適合証不要)により必ずしも請求されない。また、福祉のまちづくり条例適合証を取ることにメリットが不足している。	講習会等での周知啓発
23	愛知県	・届出時適合率が下がった理由として、「建築主」の適合への意識が低下してきたことが考えられる。(平成25年度のアンケート調査より、不適合になった要因として、「建築主」の意向によるとの回答が過半を占めていた。)	・完了後適合率が下がった理由として、適合証の交付することにメリットがないと考える「建築主」の増加が考えられる。	・適合率を向上させるために、平成24年度より届出をしていない事業者に対して督促を行うこと、整備基準に適合していない事業者に対して整備基準を遵守するよう指導する文書を送付してきた。また平成27年度より、窓口における指導・助言の強化として、担当と主査又は課長補佐の二人体制の指導や事業者への訪問による直接指導などを実施してきた。このような取組の効果として、平成26年度を境に、平成27年度、平成28年度と適合率が向上してきているため、引き続き取組を継続していきたいと考えている。
24	三重県	(上がる) 三重県の条例では他県と比較して小規模の施設に対して整備基準を定めているため(範囲としているため)80~40%台の数値となっています。	(ほぼ横ばい) 三重県の条例では他県と比較して小規模の施設に対して整備基準を定めているため80%前後の数値となっています。	小規模施設の施主の意識改善が一番の方法であると考えますが、直接申し入れる機会がない。設計相談があった場合には条例の届出をするように指導しているが、適合に至っていない物件がある。
25	滋賀県		(横ばい) 各市町に届出事務に関する権限移譲を行っていることから、詳細は不明です。	各市町に届出事務に関する権限移譲を行っていることから、詳細は不明です。
26	京都府	届出時整備基準適合数が不明の為、把握できません。	(ほぼ横ばい) 完了後適合率及び適合証の交付枚数は減少していますが、近年、既存施設を活用した建築物が増加しており、整備基準への適合が難しい場合が増えてきていることが原因の一つと考えられます。	やむを得ない理由がある場合で、整備基準に適合していない場合には、利用者等が円滑に利用できるよう事業者へ配慮事項を求めることとしています。
27	大阪府	(上がる) 事前協議及び完了届の事務を市町村に移譲しており、大阪府は直接協議していないが、協議において不適合とするまでに、バリアフリー整備の必要性を設計者に伝え、配慮を求めよう市町村にお願いしているため。	(上がる) (注)各年度の受付件数で単純計算したもの。事前協議の届出と完了届の届出は年度をまたいで行われることが多く、正確に集計することが困難。	今後も適合義務対象のものだけに留まらず、努力義務対象の建築物についてもできる範囲で基準に適合させるよう大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインを活用し、啓発していく。

【調査票2】 3 / 4

No	自治体名	自治体意見		
		2012年度と2018年度の届出時適合率の比較しての考え	2012年度と2019年度の完了後適合率の比較しての考え	今後どのように適合率を向上させようとするか。
29	奈良県	届出時適合率不明	整備基準を満たしていない項目がある場合でも、受理しているので正確な完了後適合率は不明。 完了検査合格数：H28年度台帳のデータでH28年度に完了届が提出され、それ以降受理に至っている件数。（（）内：H28～28年度台帳のデータから抽出）	審査の段階で、指導や助言により整備基準に適合させるよう努めてもらう。 また、届出数を向上させるため、継続した啓発等を行う。
33	岡山県	（下がる） 用途変更等、整備基準の全てに適合させることが難しい事例が多数あることが適合率の上昇を妨げる一因と考える。		条例適合の重要性を施主等にPRする。 整備基準の内容について検討する。
34	広島県	（下がる） 平成24年度 20.2%→平成28年度 16.7% ・年度によって下がった理由として、特には考えられないが、全体として適合率が低い理由は、全ての適用基準に適合することが困難なケースが多いと考えている。例えば、殆どの基準には適合するが、視覚障害者誘導用床材の敷設などについて適用基準に適合しないケースが多い。	（下がる） 平成24年度 8.9%→平成28年度 6.7% ・年度によって下がった理由は特に考えられない。届出時適合率と同様な傾向を示していると考ええる。	・26年度に整備基準に適合しない項目について洗い出し、その原因について検討し、運用基準等を作成したが、同様な対応が必要と考えている。
35	山口県		新築等届の受理（工事着工前）から完了検査（工事完了後）までには時間があり、また物件によって工期も異なるため、年度ごとの「完了検査合格数/届出数」で適合率を比較することは難しいと考えます。	
36	徳島県	（横ばい） 平成28年度実績の届出時適合率の方が上回っています。 理由として、ユニバーサルデザインの考え方が事業者（建築主）に浸透してきたことが考えられます。	（下がる） 平成28年度実績の完了後時適合率の方が下回っています。 理由は不明です。	県ホームページで情報提供を行い、事業者の意識の高揚及び知識の普及を図る。
37	香川県	（下がる） バリアフリー法の特別特定建築物に該当する物件数が24年度に比べ2/3に減少したことが考えられる。	非該当	・事業者や施設管理者等に対して、適切に情報提供を行う。 ・ホームページやマニュアル等で、条例の概要及び整備基準について広く周知する。 ・ホームページにおいて、適合証交付施設を掲載する。
39	高知県	届出時適合率とともに100%。	適合証を請求する件数が少なかった。 また、施設利用の観点から基準には適合できていないが代替措置で整備基準同等に対応している施設が多かった。	完了後適合率については、適合証請求件数が少ないだけであり、適合していると考ええる。

【調査票2】 4 / 4

No	自治体名	自治体意見		
		2012年度と2018年度の届出時適合率の比較しての考え	2012年度と2019年度の完了後適合率の比較しての考え	今後どのように適合率を向上させようと考えているか。
40	福岡県	<p>(横ばい)</p> <p>届出時の適合率については大幅な増減はないが、引き続き適合率の向上のため、助言・指導等を行う。</p>	<p>(下がる)</p> <p>平成28年度は、社会福祉施設の完了後の適合率が平成24年に比べて低くなっている。届出の約半数を占める社会福祉施設では、高齢者のつまづきの原因や車いす使用者の負担になることを理由に、「誘導用床材」、「注意喚起用床材」の敷設を拒む事業者もいることが適合率が下回った一因と考えられる。</p>	<p>建築物所有者、設計者や施工業者などの事業者をはじめ、広く県民へ福祉のまちづくり条例の普及啓発を行い、条例の趣旨・目的等の理解を深め、整備基準に適合する施設整備を行うよう指導に努めていく。また、「誘導用床材」、「注意喚起用床材」の設置を高齢者のつまづきの原因や車いす使用者の負担になることを理由に拒む事業者には、使用や管理などの状況を協議した結果その機能を損なわない代替措置(人的対応)で対応が可能であれば助言し、整備基準に適合するように促す。</p>
42	長崎県	<p>建築物の計画において、高齢者・障害者等が利用することを想定しないことや、建設時の予算等で対応できないこと等、施主の様々な理由により一部適合しない部分が生じているため。</p>	<p>当該年度に完了した建築物は、必ずしも当該年度に届出があったものとは限らないため、各年度数値は上下する。また、適合証の交付は任意申請であること、既存増築計画の場合は、建物全体が適合しないと交付対象とならないことから、検査数と交付数に差があるものと思われる。</p>	<p>施主や設計者に対し、条例への適合義務に関しさらに広く周知し、指導を徹底していくこととする。</p>
43	熊本県	<p>値は上回っているが、本県ではその理由を分析していない。</p>		<p>基本的な計画を立てた時点での協議が行われるように周知し、対象建築物について整備基準に関する助言等を行い向上を図る。</p>
46	鹿児島県	<p>(横ばい)</p> <p>平成24年度実績に比べ、届出数が減っているため届出時適合率は上回った。平成24年度に比べ、整備基準の認知度が上がっているため。</p>	<p>(下がる)</p> <p>平成28年度実績では、適合証交付件数が0のため、完了後適合率は下回った。</p>	<p>講習会等において、福祉のまちづくり条例の重要性を伝えるとともに、(努力義務のため)可能な限り基準に適合するよう指導等を行う。</p>
47	沖縄県	<p>(下がる)</p> <p>既存施設の活用による用途変更などで、適合させることが困難となる事例が見受けられる。また、条例に関する県民の理解が十分でない。</p>	<p>(下がる)</p> <p>既存施設の活用による用途変更などで、適合させることが困難となる事例が見受けられる。また、条例に関する県民の理解が十分でない。</p>	<p>審査機関と連携し、条例の普及・啓発を図る。</p>
48	福岡市	<p>・福祉協議の対象となる用途変更等の届出が多くなったため</p>	<p>平成10年に福祉のまちづくり条例を制定し建築主や設計者に福祉に対する意識が浸透してきたため</p>	<p>事前協議の際に完了検査を受検するよう指導を行っている。</p>
49	宮崎市	<p>平成24年度 届出時適合率56% → 平成28年度 届出時適合率48% 届出数は小規模建築物の割合が高く、予算の問題や施主の意向等により適合率が低い。また、スーパー等の中規模店舗で施主の意向により誘導ブロックを敷設しない物件が多い傾向にあるためと考えられる。</p>	<p>平成24年度 完了後適合率52% → 平成28年度 完了後適合率37% 届出時整備基準適合数とともに完了検査数も減っているため。</p>	<p>事前協議段階での丁寧な相談・指導により届出時適合率の維持・向上に努め、完了検査の受検漏れが無いように指導し、適合証交付数の向上を図る。</p>
50	世田谷区	<p>ほぼ同じ数値である。</p>	<p>ほぼ同じ数値である。</p>	<p>窓口での案内及び協議を丁寧に行うことが重要と考えます。</p>

【調査票3】 1 / 2

No	自治体名	管理		審査		条例審査機関					
		福祉部門	建築部門	福祉部門	建築部門	条例審査機関	審査組織	担当者数	うち専門部署数	担当者数	担当者の福祉のまちづくり条例以外の担当業務
8	岩手県	1			1	県振興局・特定行政庁	19(出先機関12+特定行政庁7)	45(出先機関32+特定行政庁13)	0	0	建築確認申請審査、検査及び届出の受理等(建築基準法・建築物省エネ法・バリアフリー法・景観法・リサイクル法・建築士法等)
7	福島県	1			1	福島県各建設事務所・特定行政庁	10	94			建築基準法等の審査・検査業務
9	栃木県	1			1	県土木事務所・特定行政庁	12	12			建築基準法に関する業務。
11	埼玉県	1			1	県建築安全センター	15	99	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・開発許可に係る審査、完了検査 ・建築基準法に係る確認・許可・認定事務、相談事務 ・定期報告に関する事務 ・CASBEE審査事務 ・建設リサイクル法事務 ・建築計画概要書等の写しの交付事務
14	神奈川県	1			1	県土木事務所・市(特定行政庁)	15	18			建築基準法に基づく審査、現地確認等バリアフリー法に関すること等
16	富山県	1			1	土木センター・特定行政庁	7	21	0	0	建築基準法に基づく建築確認、建築又は開発行為の許可、富山県景観条例に基づく大規模行為の届出、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく届出及び富山県野外広告物条例に基づく屋外広告物の許可等
20	長野県	1			1	県建築住宅課、建設事務所・特定行政庁	17	98	0	0	法令に基づく審査、検査及び届出の受理等(建築基準法・建築物省エネ法・バリアフリー法・景観法・リサイクル法・建築士法等)
21	岐阜県	1			1	県建築事務所・特定行政庁	4	18	0	0	建築確認業務、バリアフリー法に基づく認定、省エネ法に基づく認定、都市計画法に基づく開発許可等。
22	静岡県	1			1	土木事務所・特定行政庁県建築安全推進課、	7	7	0	0	建築基準法関係業務 ・バリアフリー法関係業務 ・耐震改修促進法関係業務 など
23	愛知県		1		1	県住宅計画課街づくり事業グループ、特定行政庁(6市)	7	23	1(愛知)	4	<p>(愛知県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及、啓発事業として、人にやさしい街づくり賞の実施、人にやさしい街づくり地域セミナーの開催、県政お届け講座の実施、設計士向けの講習会の開催、建築士会の会報誌に整備基準の解説について連続講座掲載などを行っている。 <p>(特定行政庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築確認審査業務、省エネ法審査業務、リサイクル法業務、長期優良住宅審査業務等ほか
24	三重県	1			1	県建設事務所、四日市市	14	56	0	0	建築確認審査部局で行っているため専属職員はいない。 建築基準法関係、建築物省エネ法、建設リサイクル法(一部特定行政庁を除く)、都市計画法(一部特定行政庁を除く)

【調査票3】 2 / 2

No	自治体名	管理		審査		条例審査機関					
		福祉部門	建築部門	福祉部門	建築部門	条例審査機関	審査組織	担当者数	うち専門部署数	担当者数	担当者の福祉のまちづくり条例以外の担当業務
25	滋賀県	1			1	市町(建築・福祉部門)	19				各市町に届出事務に関する権限移譲を行っていることから、詳細は不明です。
26	京都府	1			1	京都府土木事務所建築住宅宇治市都市整備部建築指導課	府7, 特定行政庁1	13(府のみ)			・温暖化対策関連届出に関する事 ・建設リサイクル法に関する事 ・建築指導に関する事(確認等) ・耐震改修促進に関する事 ・定期報告制度に関する事
27	大阪府		1		1	市町村・府担当窓口	43				
28	奈良県		1		1	土木事務所・特定行政庁	8	20	0	0	建築基準法定期報告受理、建築基準法第12条の項報告審査、等
33	岡山県	1			1	県建築指導課、県民局建設部管理課、特定行政庁	10	10	0	0	建築基準法等に係る申請等の審査・指導等。
34	広島県	1			1	市町	30	30	0	0	・建築基準法等に関する事務等
35	山口県	1			1	県建築指導課・特定行政庁、県土木事務所	14	55	0	0	建築基準法に関する事務 ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する事務 ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に関する事務 ・ 都市計画法(第29条等)に関する事務 ・ 建築士法に関する事務 ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律に関する事務 ・ 浄化槽法に関する事務
36	徳島県	1			1	県都市政策課・徳島市	6	14			建築確認業務
37	香川県	1			1	県建築指導課、高松市	3	10			・建築基準法に関する審査指導の他建築物省エネ法等の届出や報告の審査業務
39	高知県	1			1	県建築指導課、幡多土木事務所・高知市	2	8			建築物の確認、検査に関する事。
40	福岡県	1			1	県土整備事務所、各市建築確認申請担当窓口	出先1 1、特庁3	出先3 1、特庁不明			建築基準法、建設リサイクル法、省エネルギー法、建設業法、宅建業法等の業務
42	長崎県	1			1	県建築課・県振興局土木事務所長崎市、佐世保市	11	36	0	0	<長崎県(主に地方機関)> ・建築基準法関係業務(確認申請審査等)及び建築関係法令業務(バリアフリー法、建築物省エネ法等の審査等) ・建築富格業務
43	熊本県	1			1	県広域本部建築担当窓口 熊本市、八代市、天草市	7	29	0	0	建築確認申請の審査、事前相談対応業務など
46	鹿児島県	1			1	県建築課、県地域振興局土木建築課、鹿児島市障害福祉課	11	11			確認審査など
47	沖縄県	1			1	県土木事務所・特定行政庁	12				
48	福岡市	1			1	住宅都市局建築	1	12			・確認申請審査業務 ・建築確認検査業務
49	宮崎市	1			1	宮崎市建築指導	1	4			建築基準法に基づく許可・承認・認定・指定に係る審査業務、長期優良住宅認定、中高層建築物等に関する指導業務、バリアフリー法の審査業務
50	世田谷区		1		1	都市整備政策部	1	13	1	5	都市デザイン全般に関する事業の企画・運営 風景づくりに関する事業や計画作成・運用 ユニバーサルデザインの普及啓発事業や計画作成・運用

(4) 第1回自治体ヒアリング調査

- ①調査期間 2014年11月13日～14日
- ②調査自治体 大阪府、兵庫県、鳥取県

平成26年10月27日

大阪府住宅まちづくり部建築指導室
建築企画課長 様

東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科
教授 高橋儀平
東洋大学福祉社会デザイン研究科人間環境デザイン専攻
博士課程後期 岩浦厚信
〒351-8510 埼玉県朝霞市岡 48-1 高橋儀平研究室
TEL 048-468-6356 tgihei@toyo.jp

建築物バリアフリー化の指導に関する聞き取り調査について（お願い）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

私どもは、すべての建築物のバリアフリーについて、研究を進めております。これまで2回の調査（「平成25年8月2日付け」及び「平成26年3月28日付け」）については、ご多忙にもかかわらずご回答いただき、誠に有難うございました。

この2回の調査において、委任条例や自主条例における対象建築物の用途や規模、事務手続きの内容、建築物のバリアフリー化の現状も大きく違うことがわかりました。

これらの自治体の中でも、貴自治体の建築物のバリアフリー化に対する取り組みは、小規模建築物のバリアフリー化を含めた条例の規定や行政指導の体制などたいへん優れたものであると判断いたしました。

そこで、ぜひ貴自治体の建築物のバリアフリー化に対するお考えをお聞きしたいと考えております。

つきましては、下記の日程で聞き取り調査にお伺いしたいと考えますので、お忙しいところたいへん恐縮ですが、ご教示いただきますようお願い申し上げます。

なお、調査内容に関する資料について、ご恵与いただければ幸いです。

記

- 1 訪問日 平成26年11月13日（木） 10：30～11：30
- 2 調査内容 別添（調査票）
- 3 調査員 岩浦厚信
住所 〒880-0939 宮崎市花山手西2-4-1
E-mail asuran@miyazaki-catv.ne.jp
携帯 090-8357-3546
職業 宮崎市税務部資産税課主幹
〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1-1 TEL 0985-21-1743

【自治体名】		別紙
質問	①委任条例において、病院や集会場、福祉施設等は0㎡から、物販店、飲食店等は200㎡以上と対象規模を引き下げっていますが、対象用途とその最小規模を定めた理由を教えてください。	
回答		
質問	②自主条例において、事前協議の対象用途と規模(コンビニ100～200㎡未満等)を定めた理由を教えてください。	
回答		
質問	③EV設置等の建築物移動等円滑化基準の適用を500㎡以上としています。500㎡以上とした理由を教えてください。	
回答		
質問	④建築物移動等円滑化基準に、多機能便房等の設置や階段下端部の注意喚起用床材設置、そのほかの基準を付加した理由を教えてください。	
回答		
質問	⑤委任条例施行後の成果や課題がありましたら教えてください。	
回答		
質問	⑥委任条例(確認申請)と自主条例(事前協議)を分けてバリアフリー化の指導をしていますが、それぞれの良い点や課題がありましたら教えてください。	
回答		
質問	⑦適合証交付をやめた理由を教えてください。	
回答		
質問	⑧自主条例において完了検査を行わない理由を教えてください。	
回答		
質問	⑨利子補給制度の設立目的とその活用状況について教えてください。	
回答		
質問	⑩障害者差別解消法施行に伴ない、委任条例や自主条例の改正等の検討をされていますか、またはどのような場合に改正等が必要になると考えますか、お考えを教えてください。	
回答		

調査日 2014年11月13日～14日 調査自治体 大阪府、兵庫県、鳥取県

【調査票1 / 2】

自治体名	大阪府	兵庫県	鳥取県
調査日時等	調査日：2014年11月13日 10：30～11：30 調査場所：住宅まちづくり部建築指導室建築企画課 ヒアリング者：福祉タウン推進グループ志賀 薫氏	調査日：2014年11月14日 9：00～10：00 調査場所：生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 ヒアリング者：増井 祐介氏	調査日：2014年11月14日 14：00～15：00 調査場所：県土整備部まちづくり局都市政策課都市政策班 ヒアリング者：森崎 鋭光(としき)氏
①条例の施行状況について	大阪府は、1999年4月に自主条例を全国に先駆けて福祉のまちづくり条例施行し、2009年10月には福祉のまちづくり条例の委任条例化を内容とする改正を行った。「自主・委任一体」タイプである。大阪府は、「自主・委任一体」タイプで、建築物のバリアフリー化を推進する。条例のタイプは「ハード型」である。自主条例及び委任規定の管理を住宅まちづくり部建築指導室建築企画課福祉タウン推進グループの専門部署を設置して行う。	「自主・委任一体」タイプで、条例のタイプは「ハード型」である。1999年に自主条例を制定し、2011年に委任条例化を行った。条例の管理を建築部門で行う。委任規定には届出を規定せず、条例の審査は、民間指定確認検査機関も含めて建築確認申請において行う。	鳥取県は、1997年に自主条例を制定以来、年々建築物のバリアフリー化の実効性が低下していたことから、「福祉のまちづくり推進協議会」において改善要望があり、自主条例を廃止し、2010年に委任条例のみを定める。条例のタイプは「ハード型」である。委任条例の管理は福祉保健部福祉保健課で行い、実務は建築部門の生活環境部くらしの安心局住宅政策課で行う。
②委任条例化について	法第14条1・2項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成できないと考えたため。適合義務を課すことで、移動等円滑化が担保される。(守らないと確認が下りない)	バリアフリー法施行時に既に独自条例が運用されており、バリアフリーに関する手続等が二重行政の状態になっていたことが社会的案件の特殊性にあたる。委任条例により、厳格な運用を図った。今後も情勢により現在の特設施設も特別特定建築物に見直すとしている。	自主条例の適合率が年々低下し、福祉団体(審議会組織)から改善を求める強い声が上がった。平成15年のハートビル改正により、適合建築物を増やしたい意向から実現した。委任条例では、該当用途・規模のものの適合率は100%になった
③委任条例の用途規模について	改正前の自主条例で対象としていた用途規模と基準を、義務化に移行	従来の福祉のまちづくり条例と同様になるように委任条例の規模や基準を付加した	鳥取県福祉のまちづくり条例推進協議会の意見を伺いながら、旧条例の届出実績をもとに用途ごとに6割以上が適合となる面積のラインを設定。
④委任条例の課題	画一的に基準がかかるため、用途変更等の計画によって基準を満たせない場合がある。また、基準は守れているが、必ずしも使い勝手の良い建物になっているとは限らないため、事業者や設計者のさらなる理解、行政側の周知徹底が必要。	自主条例のみだった時期には届出がなされない場合や整備基準に適合しない整備が施される場合もあったが、委任条例施行後は建築基準関係規定となったため、遺漏なく審査がなされるようになった。	平成9年自主条例制定当時の7割の適合率からH16は4割弱、H17に3割と年々適合率が低下し、福祉団体(審議会組織)から改善を求める強い声が上がった。平成15年のハートビル改正により、適合建築物を増やしたい意向から実現
⑤自主条例の用途規模について	「物販店舗」は100㎡以上～200㎡未満が自主条例の範囲となる。「病院等」は特別特定建築物を0㎡以上に定めているため規定していない。	「展示場」「百貨店、マーケット、物販店等」「ホテル・旅館」「公衆浴場」「飲食店」「郵便局、銀行等」0㎡以上～100㎡未満と、「理髪店、質店、サービス店舗等」の0㎡以上～2000㎡未満が自主条例の範囲となる。自主条例の範囲は少ない。	
⑥自主条例による行政指導について	自主条例の事務手続きは届出から完了検査まで規定する。事務手続きの遵守状況は、届出は「守られている」、完了届も「概ね守られている。」としている。	自主条例の事務手続きは届出から完了検査まで規定する。事務手続きの遵守状況について、ヒアリングにおいて、届出については出先機関等による報告がないため「わからない」、完了届は出先機関等による報告があるため「守られている。」としている。	

【調査票 2 / 2】

自治体名	大阪府	兵庫県	鳥取県
⑥自主条例の役割	バリアフリー化を誘導（補充）するものとして位置づけた。基準を満たすため、画一的な基準でなくある程度柔軟な指導が可能	従来の規定にない事項を自主条例に追加した。柔軟な運用が可能（規則6条2項）	強制力がないため委任条例へ見直した
⑨自主条例についての啓発等	鉄道のバリアフリー補助制度や公共施設のバリアフリー情報の提供をホームページ等により行う。		
⑩自主条例の課題等（民間指定確認検査機関）	努力義務であるため事業者側の意向により整備の可否が左右され指導が煩雑になる場合がある	自主条例のみだった時期には届出がなされない場合や整備基準に適合しない整備が施される場合もあった	努力義務である自主条例では、基準への適合率の低下が続き、制定当時69.8%→平成17年度28.8%であった
⑪小規模施設のバリアフリー化	コンビニは、府民が日常よく利用するものであり、規模が100㎡以上200㎡未満のものが大多数を占めるため自主条例の対象とした。（200㎡以上は委任条例の対象）	小規模の購買施設等は、生活に密着した身近な施設であり、高齢者等の利用頻度も高いことから、高齢者等が安全かつ快適に利用できるような整備すべき基準を定め、2002年に自主条例に追加した。規定は努力義務であるため、実効性について担保できている訳ではないが、一定数の届出はなされており、事業者（建築主）等への意識啓発はなされているものと考え。	H19改正のパブリックコメントの意見について、新旧条例で比較した場合、面積要件は従来の条例と同等もしくは緩和されており、小規模な施設の対応は可能である旨回答
⑫当事者を含む福祉のまちづくり推進組織について	1994年に「大阪府福祉のまちづくり推進委員会」を設置した。そして、より一層、福祉のまちづくりの推進に資するよう推進委員会は2012年に、「大阪府福祉のまちづくり審議会」に改めている。 審議会は、学識経験者、福祉・医療関係団体、障害者団体、事業者団体、行政関係等の34名で構成している。条例の管理と審議会の事務局は、大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課である。	兵庫県は、「ユニバーサル社会づくりひょうご推進会議」を2005年に設立した。ユニバーサル社会づくりに賛同する地域団体、医療・福祉団体、旅館・公共交通機関等の民間事業者などの地域社会を構成する多様な主体の参加を得た県民運動として事業を展開する。2014年現在で、461会員（275団体・企業、個人188名）である。	1997年に自主条例を施行しており、「鳥取県福祉のまちづくり推進協議会」は前年の1996年に設立している。当初は自主条例を提案する機関であり、条例施行後は進捗状況等を審議する機関である。協議会において自主条例の進捗状況についての検証が行われ、年々実効性が低下していたことから、改善要望が出され、2008年に自主条例を廃止して、委任条例のみを定める。
⑬福祉のまちづくり事業補助金制度等について	利子補給制度について、金融機関からの借り入れについて実質金利1%程度の利子補給することで改善を促進させることが狙い。平成6年度に制度を立ち上げたが、低金利時代に入ったことに伴う制度活用件数の減少により（平成14年には利用者0）平成18年に制度廃止。（補助額は年数万円だった）		福祉のまちづくり事業補助金制度は、自主条例の当初からある制度 目的：特定建築物のBF化推進 活用状況：H19以降、物販店、ホテル、旅館を中心に23件（3件/年） 財源：単独県費（社会資本整備提案型） 補助率1/2（国1/4・県1/8・市町村1/8）
⑭その他の福祉のまちづくり事業等について	適合証交付について、委任条例の対象用途についてはすべて基準に適合しているため、建築基準法に基づく検査済み証が発行されれば適合証を発行する必要がない。自主条例だけのものに適合証を交付すると混乱が生じるため取りやめた。	福祉のまちづくり事業として、福祉のまちづくりアドバイザーによる施設の点検・助言を行う「チェック&アドバイザー制度」や施設のバリアフリー情報の提供を行う「バリアフリー情報公表制度」、利用者等の意見を適切に反映した施設整備・管理運営を行った施設に対する認定を行う「県民ユニバーサル施設認定制度」などを行う。この自治体は、建築部門の専門部署が中心となり、福祉のまちづくりを推進している。	適合証交付について、申請に基づき交付している。 交付状況は、H22～6、H23～5、H24～3、H25～2 ※従来の条例にあった制度を残した
⑮障害者差別解消法施行に伴う委任条例等の改正について	国の基本方針等が策定されていないため、それらを注視し今後検討	国が「合理的な配慮」の建築物等の整備について示した場合は改正が必要となる	県が行っている様々な施策（普及啓発事業、施設へのBF化整備補助事業等）により、ひとまず条例の改正が必要と考えていない

(5) 第2回自治体ヒアリング調査

①調査期間 2016年1月27日～6月3日

②調査自治体 福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、福岡市、
神奈川県、横浜市、世田谷区、練馬区（11自治体）

平成28年1月19日

福岡県建築都市部建築指導課 様

東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科
教授 高橋儀平
東洋大学福祉社会デザイン研究科人間環境デザイン専攻
博士課程後期 岩浦厚信
〒351-8510 埼玉県朝霞市岡 48-1 高橋儀平研究室
TEL 048-468-6356 tgihei@toyo.jp

建築物のバリアフリー化及び福祉のまちづくり施策に関する
ヒアリング調査について（お願い）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

私どもは、安全で快適な建築物のバリアフリー化を目指すことを目的に研究を進めております。これまでの2回の調査（「平成25年8月2日付」及び「平成26年3月28日付」）につきましては、ご多忙にもかかわらずご協力いただき、誠に有難うございました。

この2回の調査において、自治体によって委任条例や自主条例における対象建築物の用途や規模、事務手続き等の規定や、福祉のまちづくりの課題を解決するための施策も大きく違うことがわかりました。そこで、ぜひ貴自治体の建築物のバリアフリー化に対するお考えや福祉のまちづくり施策等の内容についてお聞きしたいと考えております。

なお、この自治体のヒアリングについては、10自治体ほど計画しており、博士論文としてまとめる予定にしています。調査結果につきましては貴自治体がホームページ等で公表されているもの以外の情報について、自治体名を公表することはありません。

つきましては、下記の日程で聞き取り調査にお伺いしたいと考えます。お忙しいところたいへん恐縮ですが、ご教示いただきますようお願い申し上げます。

なお、調査内容に関する資料について、ご恵与いただければ幸いです。

記

- 1 訪問日 平成28年1月27日（水）15：30～16：30
- 2 調査内容 別添（調査票）
- 3 調査員 岩浦厚信
住所 〒880-0939 宮崎市花山手西2-4-1
E-mail asuran@miyazaki-catv.ne.jp
携帯 090-8357-3546
職業 宮崎市税務部資産税課主幹
〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1-1 TEL 0985-21-1743

【調査票1】					
貴自治体が行う福祉のまちづくり推進施策等についてお聞きします。該当する事業がありましたら、事業目的や内容、成果、課題についてお聞かせください。なお、調査内容に関する資料についてご厚与いただければ幸いです。					
No	事業名	正式事業名と目的	内容	成果	課題
1	福祉のまちづくり推進協議会等の住民協働の普及啓発組織				
2	福祉のまちづくり推進計画等				
3	広報誌やHP等によるものや講演会、研修会などの啓発事業				
4	適合証交付施設等を紹介するバリアフリーマップ				
5	福祉のまちづくり対象施設の助成、融資制度等				
6	バリアフリーアドバイザー制度等の民間施設に対する支援事業				

【調査票2】		
	質問	ご回答
1	自主条例について、整備基準に対する適合率を向上させるために行っている施策やお考えがありましたら教えてください。	
2	既存施設や小規模施設のバリアフリー化を普及させるために行う施策やお考えがありましたら教えてください。	
3	委任条例化の予定はありますか、委任条例をすでに定めているところは改正の予定はございますか。その理由を含めて教えてください。	
4	民間確認検査機関と貴自治体で行う建築確認申請の割合について、おおよその比率を教えてください。また、民間確認検査機関において、自主条例の自治体への届出指導や、バリアフリー法の審査等に関して正しく行われているかわかりますか、教えてください。	
5	建築物のバリアフリー化について、建築主や設計者、障害当事者等からの意見や要望を聞く機会を設けていますか教えてください。また、その内容について教えてください。(別紙添付でも可)	
6	他自治体の施策で、貴自治体において実施してみたい事業や参考となる事業がありましたら教えてください。	

調査日 2016年1月27日～1月29日 調査自治体 福岡県、佐賀県、長崎県

【調査票1 / 2】

自治体名	福岡県	佐賀県	長崎県
調査日時等	調査日：2016年1月27日（水）15:30～16:30 調査場所：福岡県建築都市部建築指導課 ヒアリング者：企画係秋田諭生氏、主事 高原康子氏	調査日：2016年1月29日（金）9:30～10:30 調査場所：佐賀県総務本部 ユニバーサル社会推進グループ ヒアリング者：主査 徳安博行氏、副主査 田中依里子氏	調査日：2016年1月28日（木）15:00～16:00 調査場所：長崎県福祉保健部福祉保健課 ヒアリング者：地域福祉班 小川京子係長、川上年仁係長
①条例の施行状況について	1998年に自主条例のみを制定している。条例のタイプは「総合型」である。自主条例の管理は福祉労働部障がい福祉課で、届出等の事務手続きは建築都市部建築指導課が所管	1998年に自主条例のみを施行する。条例のタイプは「総合型」である。自主条例の管理は県民環境部県民協働課ユニバーサル社会推進担当の専門部署を設置し、事務手続きは建築部門が所管する。	1997年に自主条例を施行する。条例のタイプは「総合型」である。自主条例は福祉保健部福祉保健課が管理し、事務手続きは土木部建築課が行う。
②委任条例化について	予定なし（希望する県内の自治体が少ないため）	少子高齢化や障害者の社会進出等の社会情勢の変化により、ユニバーサルデザイン化された建築物に対する需要が高まる一方で現福まち条例の適合率は低下傾向にあるため、委任条例化予定有り。委任条例化における検討委員会では建築主、設計者、障害当事者等から意見を聞きそれを基準等に反映させる予定です。	予定なし
③委任条例の用途規模について			
④委任条例の課題			
⑤自主条例の用途規模について	「病院・診療所」「劇場、映画館、観覧場等」「集会場、公会堂」「展示場」「飲食店」「理髪店、質店、サービス店舗等」が300㎡以上、「百貨店、マーケット、物販店等」「体育館・遊技場等」「公衆浴場」「自動車駐車場」が1000㎡以上、その他の特定施設は、施設の用途に応じて0㎡以上～2000㎡以上の範囲で定めている。	委任条例化における検討委員会では建築主、設計者、障害当事者等から意見を聞く予定です。	公共性の高い「学校」「病院・診療所」「保健所、税務署等」「老人ホーム、福祉センター等」「郵便局、銀行等」「旅客施設等」は、すべてを対象としているが、「百貨店、マーケット、物販店等」「飲食店」「公衆浴場」「理髪店、質店、サービス店舗等」は300㎡以上、その他の特定施設も1000㎡以上の範囲で定めている。
⑥自主条例による行政指導について	届出において整備基準に不適合の場合は、建築主等に対して「改善指示」の文書送付がされる。勧告や公表といった強い行政指導は行われていない。	条例届出の受付窓口である各土木事務所や佐賀市役所において、指導や助言を行っています。適合率は近年低下傾向にあるため、今後委任条例化を検討しています。	・不適合のものは受け付けないとしているため、届出適合率100%である。しかし、完了届は届出数の5～6割である。完了届の出るものはすべて適合している。

【調査票 2 / 2】

自治体名	福岡県	佐賀県	長崎県
⑥自主条例についての啓発等	許可等を実施する原課が開催する説明会等に参加し、「福祉のまちづくり条例」に関する説明を実施する。	主に建築士を対象とした「建築物のUD習会」を実施し、バリアフリー化の考え方の普及を図っています。また、公共的施設UD化支援相談窓口を設置し、既存施設の改修についてソフト的対応と合わせて改修方法をアドバイスしています。（上記については、佐賀県調査票⑥参照）	・公園設計などトイレづくりを含めて、住民参加によるワークショップで公園づくりを行う。 ・浦上駅は、住民の意見に対応して改修を行う。
⑦自主条例の課題等(民間指定確認検査機関)	・民間 9 : 行政 1 ・福祉のまちづくり条例については、特定行政庁が民間確認検査機関よりの報告書をもとに届出の有無を確認し、未提出の場合は、逐次届出するように連絡する。ただし、すでに工事着手している場合があった。 ・BF法は、関係規定となっており、適正に行われている。	平成26年度ベース建築確認済みの割合 民間：行政（県+佐賀市）=7:3 ※建築物（1~4号）の確認済み件数から算出しています ※計画通知は除いています 民間確認検査機関において福まち条例の届出指導がなされているかは不明です。	なし
⑧小規模施設のバリアフリー化	物販店が1000㎡以上、病院や飲食店などが300㎡以上を対象範囲とするなど民間施設の小規模施設に対するバリアフリー化には積極的ではない	小規模施設に対する緩和基準は設けていない。	小規模施設に対する緩和基準は設けていない。
⑨当事者を含む福祉のまちづくり推進組織について	福祉のまちづくりの総合的な推進を目的とした「福岡県福祉のまちづくり協議会」と建築部門における「福岡県ひとにやさしいまちづくり協議会」を1998年に設立して、活動を実施したが、自治体において事業評価を行い、「福岡県福祉のまちづくり協議会」は2006年度に、「福岡県ひとにやさしいまちづくり協議会」は2010年度で終了	佐賀UD推進指針の進行管理・評価を行うのが、「佐賀ユニバーサルデザイン推進会議」である。設置目的は、設置要綱によると、年齢、性別、能力、国籍等の違いを超えて、まちづくり、ものづくり、ソフトづくり、意識づくりを含めた総合的なUDを推進するためである。この推進会議の構成は、学識経験者や県民代表、市民社会組織（CSO）の団体、交通や観光、報道、物販等の企業、市町村長の行政の22名以内の委員と、そして、まちづくり、ものづくり、ソフトづくりの各分野のアドバイザーからなる。	1998年に「長崎県福祉のまちづくり推進協議会」を設置した。この協議会の役割は、設置要綱によると、福祉のまちづくりの推進に関すること、その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関することである。この協議会は、福祉関係団体等、学識経験者、事業者団体等、マスメディア、地域活動家、議会の30名以内の委員で構成する。会議は1998年から現在まで毎年開催されている。条例の管理や協議会の事務局は、福祉保健部福祉保健課で行う。
⑩福祉のまちづくり事業補助金制度等について	・整備基本計画策定事業 ・福祉のまちづくりモデル事業 ①移動ネットワーク施設整備事業 ②既存建築物改善事業 ・福祉のまちづくり優良建築物促進事業 ・福祉のまちづくり普及啓発事業 平成24年度で事業終了	トイレ洋式化補助金 来客用トイレがある民間施設や公共施設に対し、和式から洋式への便器取替えなどの費用の一部を県が補助する。	なし
⑪その他の福祉のまちづくり事業等について	市町村のバリアフリー整備基本計画策定事業と市町村や民間に対する施設整備補助事業、協議会のワーキング部会の調査研究、年2回の講演会、広報誌「ハートフルタウンふくおか」（1997年～2009年度）、「ひとにやさしいまちづくりニュース」（2010年度～）これらの活動を審議する協議会の幹事会と全体会議を年1回行ったが、基金の切り崩し終了により、これらの事業は、広報誌発行を残して2012年度ですべて終了した。	メールマガジン「佐賀UD通信」、広報テレビ番組「さがUDステーション」、さがUD実践講座、公共的施設ユニバーサルデザイン化支援相談窓口、UD出前講座、観光のユニバーサルデザインなどの多くのUD事業を行う	「福祉のまちづくり条例適合証交付施設一覧」整備基準に適合していると認める施設で、かつ交付申請があった施設一覧 「高齢者・障害者住宅改修助成事業」～既存住宅をバリアフリーに整備する際、工事費の一部を助成、工事に要する経費の1/3以内とし、かつ補助金の額は22万円（市町助成金を含む）を限度

調査日 2016年1月29日～2月22日 調査自治体 熊本県、大分県、鹿児島県

【調査票1 / 2】

自治体名	熊本県	大分県	鹿児島県
調査日時等	調査日：2016年2月22日（月）15：00～16：00 調査場所：熊本県健康福祉部 健康福祉政策課福祉のまちづくり室 ヒアリング者：福祉のまちづくり室参事 中村文氏、土木部建築課アートポリス・UD班主任技師 倉富華奈氏	調査日：2016年1月29日（金）16：00～17：00 調査場所：大分県地域福祉推進室 ヒアリング者：地域福祉班 専門員 島谷典久氏、建築住宅課指導審査班 主査 辰本健治氏	調査日：2016年2月22日（月）10：30～11：30 調査場所：鹿児島県土木部 建築課 ヒアリング者：計画指導係 係長 高崎智幸氏、技師 村元航大氏
①条例の施行状況について	「自主・委任一体タイプ」である。1995年に自主条例を制定し、2006年に条例を改正し委任条例化を行った。条例の性格は「総合型」である。自主条例及び委任規定の管理は、健康福祉部健康福祉政策課に福祉のまちづくりを総合的に推進する専門部署「福祉のまちづくり室」を設置して行う。	「自主・委任一体」タイプで条例のタイプは「総合型」である。1995年に自主条例を制定し、2012年に委任規定の管理は福祉部門で、自主条例の事務手続きは建築部門が所管	1999年に自主条例のみを制定する。条例のタイプは「総合型」である。自主条例の管理は福祉部門で、事務手続きは建築部門が所管する。
②委任条例化について	・委任条例化済みであり、問題となっていないため改正の予定なし。	・大分県の事務処理の特例に関する条例において、大分県福祉のまちづくり条例及び条例の施行のための規則に基づく事務を特定行政庁である市に委任している。今のところ改正の予定はない。	・福祉のまちづくり条例は、障害福祉課が担当しており、委任条例化は障害福祉課の考えによる。
③委任条例の用途規模について	特別特定建築物は、「特別支援学校」「病院・診療所」「保健所、税務署等」「老人ホーム、福祉センター等」「体育館・遊技場等」「博物館、図書館等」を1000㎡以上としており、特別特定建築物の指定は公共性の高い用途に限られている。	特別特定建築物は、「特別支援学校」「病院・診療所」「保健所、税務署等」「老人ホーム・福祉センター等」「博物館、図書館等」を1000㎡以上と規定している。	
④委任条例の課題			
⑤自主条例の用途規模について	また、自主条例では、特定施設を「病院・診療所（収容施設有）」「百貨店、マーケット、物販店等」「飲食店」「郵便局、銀行等」「病院等」「物販店舗」が100㎡以上としている。	「病院・診療所」「老人ホーム・福祉センター等」「公衆便所」を0㎡以上、「物販店舗」「学校」「病院・診療所」「劇場、映画館、観覧場等」「集会場」「保健所、税務署等」「老人ホーム・福祉センター等」「体育館・遊技場等」「博物館、図書館等」「飲食店」等は、1000㎡以上と規定している。	「病院等」が300㎡以上、「物販店舗」が300㎡以上を規定しており、その他の特定施設は、施設の用途に応じて0㎡以上～2000㎡以上の範囲で定めている。
⑥自主条例による行政指導について	事務手続きは事前協議のみを規定する。事前協議の遵守状況は、「概ね守られている。」としている。	完了検査は規定していない。事務手続きの遵守状況は、届出と完了届ともに「守られている。」としている。	事務手続きの遵守状況は、届出は「守られている。」としているが、完了届は「守られていない。」としている。

【調査票 2 / 2】

自治体名	熊本県	大分県	鹿児島県
⑥自主条例についての啓発等		<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法所管部局としては、窓口にて個別相談や協議は随時受付している。（例：法で定めた数値基準は満たしても、実際の使い勝手として運動していないため、実状に合わせた数値を定めてほしい。等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・チェックシートにより、不適合の場合は修正できるか連絡している。適合のためには所有者の理解が必要と考える。
⑦自主条例の課題等(民間指定確認検査機関)	<ul style="list-style-type: none"> ・民間 8：行政 2 ・年に数回自治体と民間指定確認検査機関とで意見交換の場を設けており、BF法のしんざに關しても判断基準などの協議を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度は民間 8：行政 2 ・BF法に關しては、行政民間の別なく適正に審査が行われている。 ・自主条例の届出指導については、県指定の民間指定確認検査機関については、年一度の立入検査の際に各種関係法令の届出等の協力をお願いしている。ただし、大分県に事務所のない民間指定確認検査機関に対する指導権限はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間 5：行政 5 ・民間指定確認検査機関に出されるものも福祉のまちづくり条例に該当するものは、県等への届出が必要があり、それは民間指定確認検査機関へも周知されている。その確認はしていない。
⑧小規模施設のバリアフリー化	なし	<p>「物販店舗」「学校」「病院・診療所」「劇場、映画館、観覧場等」「集會場」「保健所、税務署等」「老人ホーム・福祉センター等」「体育館・遊技場等」「博物館、図書館等」「飲食店」等は、1000㎡以上と規定しており、小規模施設のバリアフリー化には消極的である。</p>	小規模施設に対する緩和基準は設けていない。
⑨当事者を含む福祉のまちづくり推進組織について	<p>「くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会」を設置する。この協議会は、自主条例を施行の2年前の1999年5月に設置しており、当初は自主条例制定の検討組織として、自主条例制定後は、やさしいまちづくりのあり方や普及・啓発、施策の推進に關する役割がある。協議会は、社会福祉団体、学識経験者、保健医療団体、建設建築団体、行政、防災、教育、雇用、交通、商工、スポーツ・文化、情報の20名程度で構成されている。</p>	<p>福祉のまちづくり推進協議会の運営などに建築部門も大きく關わる。ヒアリングの結果、この自治体は、年2回の推進会議において、自主条例の適合率を報告していることから、適合率の低さが問題となり、近隣自治体の熊本県の条例を参考に、2012年に委任条例化を行った。委任条例化後もさらに届出適合率を向上させるよう要望が出ており、現在、近隣自治体への調査を行い検討している。協議会の議事録や審議資料はホームページに公開している</p>	なし
⑩福祉のまちづくり事業補助金制度等について	<p>「熊本UD建築物整備促進事業」個人や事業主の方が店舗などの建物を誰もが利用しやすいようUDに配慮した改修工事をされる際に、市町村とともに建築費の一部を助成する制度を設けています。助成額は、200万円（補助メニューによって50万円）を限度とし、バリアフリー法や県やさしいまちづくり条例における一定の基準を満たすことが必要になります。</p>	なし	なし
⑪その他の福祉のまちづくり事業等について	<p>「やさしいまちづくり推進計画」に基づく「おでかけ安心トイレ普及事業」や「やさしまち発見隊事業」「対話によるUD空間整備促進事業」・UDアドバイザー設計制度（一般財団法人 熊本県建築住宅センター） ・UDアドバイザー派遣事業（健康福祉政策課福祉のまちづくり室）</p>	<p>UD出前講座を小中学校（2015年度60校）やUD製品の展示（8箇所）、ホームページによりバリアフリー化された公共施設や民間施設を紹介するバリアフリーマップ（2,986箇所）などを行う。</p>	<p>条例を管理する福祉部門について、年2回の福祉のまちづくりに関する広報誌の発行や年1回の研修会等を実施する</p>

調査日 2016年1月28日～6月3日 調査自治体 神奈川県、福岡市、横浜市

自治体名	神奈川県	福岡市	横浜市
調査日時等	調査日：2016年6月3日（金）15:00～15:40 調査場所：神奈川県保健福祉局福祉部地域福祉課 ヒアリング者：調整グループ グループリーダー 諸星仁志氏	調査日：2016年1月28日（木）9:30～10:30 調査場所：福岡市役所保健福祉局総務部政策推進課 ヒアリング者：バリアフリー推進係長 牧菌 典浩氏	調査日：2016年6月3日（金）13:20～14:00 調査場所：横浜市建築局建築環境課 ヒアリング者：建築環境係長 横山祐実氏
①条例の施行状況について	「自主・委任一体」タイプで、条例のタイプは「ハード型」である。自主条例を1996年に施行し委任条例化は2008年に改正する。管理と事務手続きの管理を福祉部門で行い、審査は県下の市町村や出先機関の建築部門で行う。	1998年に自主条例のみを施行する。条例のタイプは「総合型」であり、自主条例の管理は福祉部門に福祉のまちづくりの専門部署を設け、担当係長は建築技師である。事務手続きの審査は建築部門で行う。	「自主・委任一体」タイプで、条例のタイプは「総合型」である。1997年に自主条例を施行し、2005年に委任条例化を行う。条例の管理は福祉部門で行い、事務手続きの審査は建築部門に専門部署を設置して行う。自主条例の事務手続きは届出から完了検査まで規定するが、主に1000㎡を超える特定施設に完了検査を規定している。
②委任条例化について	B F 法委任条例と県条例は、公共的施設のバリアフリー化をめざす点では同じであり、県民や事業者にとっての分かりやすさや、県条例を形がい化させることなく、実効性を確保していく点から、別々の条例で対応するのではなく、県条例を改正し、委任条例を法相下条例とした。	なし	ハートビル法の改正により、平成16年に委任条例を福まち条例と別の条例として制定した。その後神奈川県と川崎市が一本化に改正しており、本市においてもバリアフリーに関する規定が2つ存在することの分かりづらさの解消のために、自主規定と委任規定の両方を規定した新しい福まち条例を制定した。
③委任条例の用途規模について	「病院等」と「物販店舗」とともに500㎡以上を規定する。自主条例では、特定施設を「病院等」が0㎡以上、「物販店舗」は、200㎡以上と規定している。		平成9年より建築条例における避難施設の規定や平成9年に福祉のまちづくり条例を定めた。建築条例は平成11年に基準の改正を行い、平成17年のハートビル条例に用途用面積をそのまま移行し、それ以外の用途は福祉のまちづくり条例の用途規模を踏襲した。なお、基準を定めるにあたっては、「横浜市福祉のまちづくり推進会議」の専門部会において、学識経験者、障害当事者、建築関係者など委員から意見を聞き、内容を検討した。
④委任条例の課題	委任規定においても自主条例と同様に民間指定確認検査機関に提出されるものも含めて確認申請30日前に届出を規定しており、審査は建築確認申請前に行う。		委任規定においても自主条例と同様に民間指定確認検査機関に提出されるものも含めて建築確認申請の40日前または30日前に届出を規定して、建築確認申請とは別に審査している。
⑤自主条例の用途規模について	「病院等」が0㎡以上～500㎡未満、「物販店舗」が200㎡以上～500㎡未満である。その他も施設の用途に応じて50㎡以上～1000㎡以上の範囲で定めている。	「病院等」と「物販店舗」とともに0㎡以上に規定している。その他の特定施設も多くを0㎡以上に規定している。	「特別支援学校」「学校」は0㎡以上～100㎡未満に、「保健所、税務署等」「理髪店、質店、サービス店舗等」の0㎡以上～2000㎡未満に、「郵便局、銀行等」0㎡以上～300㎡未満など、委任条例をカバーする形で設けられている。
⑥自主条例による行政指導について	自主条例の事務手続きは届出から完了検査までを規定する。事務手続きの遵守状況は、届出と完了届ともに「守られている。」としている。	事務手続きは届出から完了検査まで規定する。事務手続きの遵守状況は、届出は「守られている。」、完了届も「概ね守られている。」としている。「施設整備マニュアル」を作成し、冊子販売及びホームページでの無料ダウンロード可能として、整備基準をわかりやすく解説している。市の職員向けには、施設整備担当者向け研修やバリアフリー体験研修を開催し、バリアフリーや手続きに関する意識啓発を行っています。また、庁外の施設整備・管理者へはホームページを通じて条例や事前協議についてお知らせしています。	①事前協議不適合 できるだけ適合になるよう指示し、できない場合は理由書提出 ②事前協議適合⇒完了不適合 適合するよう指示し、できない場合は理由書提出。なお、全部適合が一部不適合になる場合は、完了届と合わせて変更事前協議書提出指示し、不適合通知書を発行する。 ③B F 法不適合 事前協議では適法にさせる。完了時点で不適合が発見すれば、修正指示とともに、指定機関へ連絡。（適合判断は横浜市）

【調査票 2 / 2】

自治体名	神奈川県	福岡市	横浜市
⑥自主条例についての啓発等	H19年度から県・横浜市・川崎市が共催で、建築士を対象に「福祉のまちづくり研修会」を実施しており、事前協議の周知を図っている。また、平成15年度からカラーバリアフリー講習会を実施している。	施設整備マニュアルを改訂（直近：平成26年改訂）する際、学識経験者、専門家、利用者からなる「福岡市バリアフリー整備研究会」を設置し、意見交換を行いマニュアルの改訂を行いました。	自治体の審査担当者に対しては、BF法のチェックシートや間違いやすい指図書等を資料送付したり、セミナー等を開催している。設計者に対しては、間違いやすい項目のQ&AをHPに公表している。また、補助が出る施設等においては、各所管局がチェックリストにより福祉のまちづくり条例の適合するよう位置づけている。
⑦自主条例の課題等(民間指定確認検査機関)	建築確認の比率は、県が8%、指定確認検査機関97%（H27年度） 県では、条例委任規定で、特別特定建築物のの対象用途をの拡大、規模引き下げ、規制基準の追加を行う。 なお、自主規定対象の建築物でもできるだけ整備基準を満たすよう、窓口で指導を行う。	民間確認検査機関の確認は9割を超えており、1割弱が本市での確認です。また、民間確認検査機関が確認を受け付けた際に市に報告するよう依頼しており、報告者により自主条例の届出がされているか確認し、されていない場合は、設計者等へ電話連絡により指導している。また、BF法に関しては、自主条例の届出書類で適合しているか確認している。 （住宅都市局建築審査課）	H27年度において、約99%が民間である。BF法不適合の判断は、事前協議時点で修正されるため、確認申請時点の不適合はない。指定機関の建築確認申請の必要書類に事前協議書の添付を徹底しており届出は守られている。確認申請の必要ないものは把握できていない。工事完了届は、把握するのは難しいが半数以上は届出されている。（完了届遵守の工夫はしていない）
⑧小規模施設のバリアフリー化	小規模施設に対する緩和基準は設けている。	小規模対象施設緩和基準を設けており、小規模施設に対するバリアフリー化には積極的である。 バリアフリー改修の手引き「みんなにやさしいお店づくり」の作成・配布（詳細は調査票1参照）	自主条例において小規模対象施設緩和基準を定めている。
⑨当事者を含む福祉のまちづくり推進組織について	福祉のまちづくりの推進組織である「バリアフリー街づくり推進県民会議」や社会情勢の変化に対応するための「条例のあり方検討会議」を開催する。	2012年に法に基づき、「バリアフリー基本計画」を定めるための推進協議会を設立し、2018年に、重点整備地区における道路、公園、交通施設等のバリアフリー化促進計画や心のバリアフリー推進による基本計画を定める。	福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項について調査審議するため、「横浜市福祉のまちづくり推進会議」を1997年に設立する。審議内容は、専門委員会及び小委員会において検討した事項について審議するとしている。構成は、市民(公募)、学識経験者、事業者、関係団体など委員30名以内である。推進会議の事務局は、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課で行う。なお、福祉のまちづくり条例の建築物の審査等を行う建築指導部建築環境課においては、推進会議においてハード部門を担当している。
⑩福祉のまちづくり事業補助金制度等について		公共交通施設のバリアフリー化のための補助制度	
⑪その他の福祉のまちづくり事業等について	条例の対象施設である既存の公共的施設のバリアフリー改修についてバリアフリーアドバイザーを無料で派遣する「バリアフリーアドバイザー制度」、「既存建築物のバリアフリー化整備ガイドライン」「宿泊施設向けガイドライン」「カラーバリアフリーサインマニュアル」「心のバリアフリーリーフレット」「みんなのトイレステッカー」の作成など、多くの事業を実施している。	適合証交付施設などのバリアフリー化された施設を紹介する「バリアフリーマップ」（2016年1月現在、登録件数964件）や出前講座、公共交通施設のバリアフリー化のための補助制度、小規模店舗等に対するホームページや手引きによるバリアフリーのための情報提供を行う	「横浜市福祉のまちづくり条例」第12条に基づき、本市の福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる「横浜市福祉のまちづくり推進指針（平成28年度～32年度）」の実施。

調査日 2016年5月27日 調査自治体 世田谷区、練馬区

【調査票1 / 2】

自治体名	世田谷区	練馬区
調査日時等	調査日：2016年5月27日（金）14:00～14:40 調査場所：世田谷区都市政策部都市デザイン課 ヒアリング者：都市デザイン企画調整担当係長 岡崎 均氏	調査日：2016年5月27日（金）10:00～10:40 調査場所：練馬区建築課福祉のまちづくり係 ヒアリング者：福祉のまちづくり係長 三谷千瀬氏
①条例の施行状況について	「両存タイプ」である。1995年に「世田谷区福祉のいえ・まち推進条例」を制定し、2007年に「福祉のいえ・まち推進条例」を廃止し、新たにユニバーサルデザインの考え方を基本とした「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」を2007年に制定した。条例の性格は「ハード型」である。自治体における福祉のまちづくりを推進する専門部署を都市整備政策部都市デザイン課に設置する。自主条例と委任条例を管理し、事務手続き等の審査を行う。	「自主・委任一体」タイプで、2010年に条例を施行する。条例のタイプは「ハード型」である。条例の管理は福祉部門で行い、事務手続きの審査は建築部門に福祉のまちづくりを推進する専門部署を設置して、事務手続きの審査を行う。
②委任条例化について	2007年に「福祉のいえ・まち推進条例」を廃止し、新たにユニバーサルデザインの考え方を基本とした「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」と法の委任規定に基づく「世田谷区高齢者、障害者が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例」を2007年に制定した。	練馬区では、福祉のまちづくり条例は総合条例であり、義務規定と自主規定をわかりやすいように一体的に福祉のまちづくりを推進している。
③委任条例の用途規模について	「病院等」が0㎡以上、「物販店舗」が200㎡以上を規定する。この自治体は、より多くの用途が小規模を範囲として特別特定建築物に定められている。自主条例では、特定施設は「病院等」について、特別特定建築物を0㎡以上としているために定めはなく、「物販店舗」は0㎡以上を規定している。	委任条例の特別特定建築物の範囲は、法の半分（1000㎡）を原則に、都条例やこれまでの自主条例の対象範囲を参考にしている。「病院等」が0㎡以上、「物販店舗」が200㎡以上を規定する。その他の特別特定建築物も施設の用途に応じて0㎡以上～2000㎡以上の範囲で実情に応じて定めている。
④委任条例の課題	「両存タイプ」である。自主条例と委任条例の管理と両条例の審査等の業務を建築部門専門部署で行うため、両存で実施するうえでの支障はない。	民間指定確認検査機関の取り扱う建築物も含めて、自主条例と委任条例は事前協議の対象としている。建築確認申請と福祉のまちづくり条例はリンクしているので届出は守られている。
⑤自主条例の用途規模について	「物販店舗」は0㎡以上～200㎡未満が自主条例の範囲となる。その他の特別特定建築物も施設の用途に応じて0㎡以上～1000㎡以上の範囲で実情に応じて定めている。	「病院等」について、特別特定建築物を0㎡以上としているために定めはなく、「物販店舗」は0㎡以上を規定している。したがって「物販店舗」は0㎡以上～200㎡未満が自主条例の範囲である。
⑥自主条例による行政指導について	届出の際に不適合の場合は、両条例とも「届出時に適合するよう指導する」としている。自主条例及び委任条例ともに、福祉のまちづくりに関する事業をすべて1つの部署で行う。両条例の事務処理を同様に行うことで、強制力のない自主条例の適合率を高めるよう行政指導を行う。	委任規定においても自主条例と同様に民間指定確認検査機関に提出されるものも含めて建築確認申請前に届出を規定している。なお、完了検査を行った建築物には、整備箇所ごとにバリアフリーの整備状況を示す「整備水準証」を交付している。

【調査票 2 / 2】

自治体名	世田谷区	練馬区
⑥自主条例についての啓発等	審査担当職員も事前協議等の事務だけでなく、当事者参加の福祉のまちづくり事業を担当し、総合的に福祉のまちづくりを理解し、行政指導に生かしている。	自治体等の審査担当者に対しては、理念の継承や知識の向上を図れるよう、業務の中で、学習している。
⑦自主条例の課題等(民間指定確認検査機関)	H27年度において、約99%が民間である。B/F法不適合の判断は、事前協議時点で修正されるため、確認申請時点の不適合はない。	民間確認検査機関と自治体の建築確認申請の割合については、民間が95%で自治体が5%である。民間確認検査機関へ出された建築物の自主条例の届出については、民間確認検査機関から提出される報告者をもとに確認しており、届出されていない場合は設計者へ届出の指導を行うとしている。
⑧小規模施設のバリアフリー化	自主条例において小規模対象施設緩和基準を定めている。	自主条例において小規模対象施設緩和基準を定めており、小規模施設に対するバリアフリー化に積極的である。
⑨当事者を含む福祉のまちづくり推進組織について	区の生活環境の整備に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するために「世田谷区UD環境整備審議会」は、2008年に設置された。区長の附属機関である。審議会は、学識経験者及び区民、事業者の17名で構成している。審議する内容は、(1)推進計画に関すること、(2)整備基準及び集合住宅整備基準にかかる基本事項に関すること、(3)生活環境整備施策の評価点検に関すること、(4)バリアフリー基本構想に関すること、(5)その他生活環境の整備に関する基本事項である。	「練馬区福祉のまちづくりを推進する区民協議会」は、2011年に設立され、市民、学識経験者、事業者、関係団体などで構成されている。事務局は福祉部管理課及び都市整備部建築課である。所掌事務は、(1)練馬区福祉のまちづくり推進条例及び練馬区福祉のまちづくり総合計画について、(2)練馬区福祉のまちづくり総合計画の推進体制について、(3)今後の区民協議会の実施体制についてである。
⑩福祉のまちづくり事業補助金制度等について	「ユニバーサルデザイン生活環境整備補助金」小規模なお店等の出入口、トイレ部分の改善を行おうとする場合の助成制度。補助金額は事業に要する経費の2分の1まで、かつ50万円以内である。	既存民間施設に対して、店舗等改修に100万円、共同住宅に対して50万円、小規模店舗等に対して30万円又は6万円の助成制度がある。
⑪その他の福祉のまちづくり事業等について	2015年度から2024年度までの10年間を計画期間とする「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)」を策定した。UD環境整備審議会の事務局は都市整備政策部都市デザイン課である。審議会において審議された「UD推進計画(第2期)」の28の施策・事業の進捗管理を行う。条例の審査担当職員もこれらの当事者参加の福祉のまちづくり事業を担当し、総合的に福祉のまちづくりを理解する機会を持つことで、事前協議等の行政指導に生かしている。	2011年に「練馬区福祉のまちづくり総合計画(2011年度～2015年度)」策定した。そして「福祉のまちづくりを推進する区民協議会」は、区民、事業者等と協働で福祉のまちづくりを推進するため、福祉のまちづくり総合計画の進捗状況を確認と課題抽出を目的としている。2014年には、区長への提言を行って、次期計画「ずっと住みたいやさしいまちプラン【練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画】」(2015年度～2019年度)につなげている。

(6) 第3回自治体ヒアリング調査

①調査期間 2017年12月7日～8日

②調査自治体 京都府、愛知県

平成29年11月30日

京都府建設交通部建築指導課 御中

東洋大学福祉社会デザイン研究科人間環境デザイン専攻
博士課程後期 岩浦厚信
〒351-8510 埼玉県朝霞市岡 48-1 高橋儀平研究室
TEL 048-468-6356 tgihei@toyo.jp

建築物のバリアフリー化に関するヒアリング調査について（お願い）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

私は、福祉のまちづくり条例における建築物バリアフリー化の実効性を高めることを目的に研究を進めております。

先日は、急な申出にもかかわらず、貴自治体の「福祉のまちづくり条例の事務手続きと行政指導の流れ」について、ご回答いただき、誠に有難うございました。

さて、今回は、貴自治体の自主条例や委任条例の事務手続きや行政指導の実際について別添調査票に従ってお聞きたく、下記の日程で聞き取り調査にお伺いしたいと考えます。年末のお忙しいところたいへん恐縮ですが、ご教示いただきますようお願い申し上げます。

なお、調査内容に関する資料がございましたら、ご惠与いただければ幸いです。

記

- 1 訪問日 平成29年12月7日（木）13：30～14：20
- 2 調査内容 別添（調査票）
- 3 調査員 岩浦厚信
住所 〒880-0939 宮崎市花山手西2-4-1
E-mail atsunobu13@miyazaki-catv.ne.jp
携帯 090-8357-3546
所属 東洋大学福祉社会デザイン研究科人間環境デザイン専攻
博士後期3年

	【京都府調査票】	
	建築物のバリアフリー化に関する質問です。なお、自主条例とは地方自治法に基づく条例、委任条例はバリアフリー法に基づく条例です。なお、調査内容に関する資料についてご厚与いただければ幸いです。	
	質問	ご回答
1	1. 福祉のまちづくりの組織体制について 貴自治体の福祉のまちづくりの位置づけについて、自治体全体で推進する体制として いますか、その内容や中心となる組織の 活動について教えてください。	
2	2. 自主条例の事前協議について 他の自治体では建築確認申請と同時期に 審査する場合がありますが、貴自治体は 建築確認申請前に事前協議を行っていま す。有利な面等あれば教えてください。	
3	3. 委任条例の審査について 委任条例の審査は、建築確認申請におい て行われています。したがって民間指定確 認検査機関が数多くの特別特定建築物の 審査をすることになりますが、地方自治体 の責務として自治体が審査する必要性は ないですか。もし、委任条例の事前協議を することに問題があれば教えてください。	
4	4. 自主条例の役割について 自主条例は、バリアフリーの強制力はない ませんが、その役割をどのように考えで すか、教えてください。	
5	5. 委任条例の改正について 今後において、特別特定建築物の範囲を 拡大する(さらに引き下げを行う)などの考 えはありますか。どういったときに改正が必 要になると考えますか。お考えをお聞かせ ください。	
6	6. 自治体担当者について バリアフリーの指導は、専門性が重要だと 思いますが、数年で異動してしまうと、行 政指導に支障があると考えます。貴自治 体の現状やお考えをお聞かせください。	

調査日 2017年12月7日～12月8日 調査自治体 京都府、愛知県

【調査票1 / 2】

自治体名	京都府	愛知県
調査日時等	調査日：2017年12月7日 13：30～14：30 調査場所：建設交通部建築指導課 ヒアリング者：建築防災・安全担当 担当：上西亮兵	調査日：2017年12月8日 13：30～14：30 調査場所：愛知県建設部住宅計画課 ヒアリング者：街づくり事業グループ 担当：林主査
①福祉のまちづくりの組織体制について	京都府では福祉のまちづくり条例に関する建築物の協議については、建設交通部建築指導課で、福祉のまちづくり全般については健康福祉部の福祉・援護課でそれぞれ所管している。公共施設の整備にあたり福祉のまちづくり条例は守られている。特定行政庁（宇治市）を含め条例の担当者会議を年2、3回開いている。	福祉のまちづくりの組織体制については、愛知県障害者計画等を所管する「障害福祉課」、人しやすい街づくり推進に関する条例を所管する「住宅計画課」、交通バリアフリーを所管する「交通対策課」などがある。住宅計画課については、住民等との協議組織などは構築していない。 「人しやすい街づくり推進委員会」は、幅広い視野から専門的な審議を行うとともに、的確な助言を得ることを目的として、現在、委任条例化などに対する意見を聞いている。委任条例化の時期は未定。（委員は当事者を含め11名ほど）
②自主条例の事前協議について	建築確認申請前に協議を行うことで、協議に時間がかけられ、事業者には福祉のまちづくりの考え方を理解してもらい、設計に反映しやすくなると考えている。また、自主条例では、第18条において「協議対象施設は整備基準に適合させなければならない。」としており、これを根拠に、委任条例と同様に強い行政指導をしている。	工事着手の30日前までであれば、十分と考える。確認申請前としても、確認申請後に届出されるものは受付せざるを得ず、現在のままで十分である。
③適合率を上げるための方策について		届出時適合率向上のために以下の取り組みを実施しています。 ・標準設計で多数の届出がある事業者（H27年度はコンビニ、H28年度はドラッグストア）に対して事業者の本部まで出向き、条例の不整合項目についての改善指導を行いました。 ・H27年度より窓口業務における指導助言を担当1人から担当と主査又は課長補佐の2人体制で実施しています。 ・未届事業者への督促を行い、適合率向上のみならず、届出率向上にも取り組んでいます。これらの取り組みで適合率が向上した。
④自主条例の役割について	本条例は基本理念に「障害者や高齢者をはじめ全ての府民が自らの意思で自由に移動することのできる条件の整備を図ること」と規定しており、努力規定的な側面を持っている。そのため、整備基準の適合に係る協議を行い、条例に関する理解を求めながら、福祉のまちづくりの実現を図ることが役割であると考えている。（ハードとソフトができるのが自主条例と考えている。） 実効性については、協議の際に「条例18条において整備基準に適合させなければならない。」としており、「努めること」とはしていないので、それを根拠に強い行政指導を行っているため、府下の適合率は高い。	
⑤完了検査の実施について		現在、完了検査を義務付けていないため、完了検査を義務付ける場合は条例改正が必要になります。完了検査を義務付ける予定はありません。 現在の体制で、年間2000件の完了検査の実施は難しい。

【調査票 2 / 2】

自治体名	京都府	愛知県
⑥特別特定建築物の届出について	/	特別特定建築物か否かに関わらず、届出対象である。不適合な個所が判明した場合は、建築指導課に報告し、そこで対応する。
⑦委任条例の審査について	京都府では、法第14条に基づく委任条例部分については、府条例に規定する協議の対象となるので、民間指定確認検査機関が確認をする前に各土木事務所（宇治市）で協議を行っている。	/
⑧委任条例の事前協議について	HPで周知を図る。具体的には、「京都府福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」、「京都府福祉のまちづくり条例第19条の規定による協議等の手引き」を公開しており、民間確認検査機関や設計者に一定の周知は図られている。また、申請者に対しては、建築確認申請書に、条例に基づく協議済みの書類を添付するよう指導している。	/
⑨自治体担当者について	京都府では、法第14条に基づく委任条例部分については、府条例に規定する協議の対象となるので、民間指定確認検査機関が確認をする前に各土木事務所（宇治市）で協議を行っている。府内の各土木事務所の建築住宅室で福祉のまちづくりに係る協議を行っているが、担当者の人事異動にあっても、他の職員や府庁の建築指導課と連携を図りながら支障がないよう対応している。担当者が当事者と関わりを持つ機会はない。	職員教育は、先輩職員が新任職員に指導を行いながら、審査及び行政指導の技術力の維持継承に努める。また、毎年実施される建設技術研修により建築に精通した建築技術職員が審査を行う。人にやさしい街づくり推進委員会の当事者委員の意見は、条例審査の参考になる。
⑩建築部門で条例を管理することについて	/	建築確認申請を自治体がすべて確認していたころは、ごみ収集や下水道など建築確認に合わせて市の業務受付確認等が集まっていたが、現在、民間確認機関が8割以上を占めるためそのメリットを感じなくなった。

謝辞

本論文を結ぶにあたり、常に温かいご指導、ご支援並びに激励をいただいた皆様に感謝の意を表します。

とくに東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科人間環境デザイン専攻の高橋儀平教授には、私の未熟さから幾度となく、研究方法や本論文作成において、ご迷惑をおかけし、心からお詫び申し上げます。にもかかわらず、毎回、的確なご指示をいただき博士論文の作成をすることができました。心から感謝申し上げます。

また、論文審査会において、元 国際医療福祉大学大学院 野村歡教授、東洋大学 ライフデザイン学部・人間環境デザイン学科 水村容子教授、菅原麻衣子教授には、当初から論文が調査内容を生かし切れずに不十分な内容であるにもかかわらず、新しい知見を見出すための多くのご助言をいただきました。にもかかわらず、私の未熟さからご助言の内容を理解できずに、ここに至るまでに多くのご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。おかげでようやく本論文において新たな知見を見出すことができました。心から感謝申し上げます。

そのほか、川内美彦教授をはじめ東洋大学の教員の皆様には発表の機会などに貴重なご意見を賜り、感謝申し上げます。

そのほか、都道府県や基礎自治体の皆さまには、3回のアンケート調査とヒアリング調査、そして、都道府県における条例の事務手続きや行政指導の流れについて、メールや電話で問い合わせをいたしました。お忙しいにもかかわらず、関係資料を添付いただくなど、ご回答いただき心から感謝申しあげます。

とくに、ヒアリングを行った神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、福岡市、横浜市、世田谷区、練馬区の16自治体の条例担当者の皆さまには、急な連絡にもかかわらず、真摯に対応いただき、資料を交え親切にご教示いただきました。心より感謝の意を表します。

この研究の成果は、自治体の皆様に還元したいと考えております。

そのほか、大学院の先輩である西日本工業大学 竜口隆三教授には、論文作成にあたり解決につながるアドバイスを頂きました。そして、私の両親や妻、娘たちなど、家族の応援のおかげで、月100時間を超える残業を続けることもある中、なんとか大学院を続けることができました。また、ここに書ききれなかった多くの方々など、本論文完成に至るまで支えてくださった皆様に心から感謝いたしますとともに、今後も我が国の福祉のまちづくりの推進に向けて、微力ながら貢献したいと考えております。